

平成 26 年第 3 回定例会会議録

平成26年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期23日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月 2日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
9月 3日	水	休 会	議案調査
9月 4日	木	休 会	議案調査
9月 5日	金	休 会	議案調査
9月 6日	土	休 会	(市の休日)
9月 7日	日	休 会	(市の休日)
9月 8日	月	休 会	議案調査
9月 9日	火	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
9月10日	水	本 会 議	一般質問
9月11日	木	本 会 議	一般質問
9月12日	金	本 会 議	一般質問
9月13日	土	休 会	(市の休日)
9月14日	日	休 会	(市の休日)
9月15日	月	休 会	(市の休日)
9月16日	火	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
9月17日	水	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
9月18日	木	休 会	議事整理
9月19日	金	休 会	議事整理
9月20日	土	休 会	(市の休日)

月 日	曜日	区 分	日 程
9月21日	日	休 会	(市の休日)
9月22日	月	休 会	議事整理
9月23日	火	休 会	(市の休日)
9月24日	水	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 26 年 第 3 回菊池市議会定例会会議録（目次）

9月2日（火曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	23
3. 出席議員氏名	25
4. 欠席議員氏名	26
5. 説明のため出席した者の職氏名	26
6. 事務局職員出席者	26
7. 開 会	27
8. 開 議	27
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	27
10. 日程第2 会期の決定	27
11. 日程第3 議案第74号上程・説明・質疑・討論・採決	28
12. 日程第4 議案第75号から議案第101号まで一括上程・説明	30
13. 日程第5 議案第102号上程・説明・質疑・討論・採決	40
14. 日程第6 議案第103号及び議案第104号一括上程・説明・質疑・ 討論・採決	42
15. 日程第7 報告第17号から報告第19号まで一括上程・報告・質疑	43
16. 日程第8 請願第3号から請願第5号まで一括上程	46
17. 日程通告 散会	47
 9月3日（水曜日） 休 会		
9月4日（木曜日） 休 会		
9月5日（金曜日） 休 会		
9月6日（土曜日） 休 会		
9月7日（日曜日） 休 会		
9月8日（月曜日） 休 会		
 9月9日（火曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第2号	51
2. 本日の会議に付した事件	51
3. 出席議員氏名	51
4. 欠席議員氏名	52

5. 説明のため出席した者の職氏名	52
6. 事務局職員出席者	52
7. 開 議	53
8. 日程第1 常任委員会付託	53
9. 日程第2 議事第12号上程・採決	54
10. 日程第3 一般質問	55
(1) 城 典臣君質問	55
「食の安全について」	55
○経済部長 松野浩一君答弁	56
城 典臣君質問	57
○経済部長 松野浩一君答弁	59
城 典臣君質問	59
○市長 江頭 実君答弁	60
(2) 城 典臣君質問	60
「林業振興について」	60
○経済部長 松野浩一君答弁	61
城 典臣君質問	62
○経済部長 松野浩一君答弁	63
城 典臣君質問	63
○経済部長 松野浩一君答弁	64
城 典臣君質問	64
○市長 江頭 実君答弁	65
城 典臣君質問	65
○市長 江頭 実君答弁	66
(3) 城 典臣君質問	66
「救急救命について」	66
○総務部長 馬場一也君答弁	67
城 典臣君質問	68
○市長 江頭 実君答弁	68
休 憩	69
開 議	69
(1) 泉田栄一郎君質問	69
「危険ドラッグ対策について」	69
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	70

(2) 泉田栄一郎君質問	71
「災害被災地の支援について」	71
○総務部長 馬場一也君答弁	72
(3) 泉田栄一郎君質問	72
「農林業の未来像について」	72
○経済部長 松野浩一君答弁	74
泉田栄一郎君質問	74
○経済部長 松野浩一君答弁	75
(4) 泉田栄一郎君質問	75
「造園力で市の活性化を」	75
○建設部長 中原宏隆君答弁	77
○経済部長 松野浩一君答弁	79
泉田栄一郎君質問	79
○市長 江頭 実君答弁	81
(5) 泉田栄一郎君質問	82
「菊池市の歴史文化を海外に」	82
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	83
泉田栄一郎君質問	83
○市長 江頭 実君答弁	84
休憩	85
開議	85
(1) 水上隆光君質問	85
「畜産振興について」	85
○経済部長 松野浩一君答弁	86
水上隆光君質問	88
○経済部長 松野浩一君答弁	88
水上隆光君質問	89
○市長 江頭 実君答弁	89
(2) 水上隆光君質問	90
「田島工業団地について」	90
○経済部長 松野浩一君答弁	90
水上隆光君質問	91
○経済部長 松野浩一君答弁	92
(3) 水上隆光君質問	93

「市長選挙時の政策提案について」	93
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	94
○市長 江頭 実君答弁	95
水上隆光君質問	96
○市長 江頭 実君答弁	96
11. 日程通告 散会	97

9月10日(水曜日) 本会議 頁

1. 議事日程第3号	101
2. 本日の会議に付した事件	101
3. 出席議員氏名	101
4. 欠席議員氏名	101
5. 説明のため出席した者の職氏名	102
6. 事務局職員出席者	102
7. 開 議	103
8. 日程第1 一般質問	103
(1) 平 直樹君質問	103
「観光地としてのトイレについて」	103
○建設部長 中原宏隆君答弁	104
○経済部長 松野浩一君答弁	104
平 直樹君質問	105
○建設部長 中原宏隆君答弁	107
○経済部長 松野浩一君答弁	108
平 直樹君質問	108
○経済部長 松野浩一君答弁	108
平 直樹君質問	109
○市長 江頭 実君答弁	110
(2) 平 直樹君質問	111
「病後児保育について」	111
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	112
平 直樹君質問	113
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	114
○市長 江頭 実君答弁	114
(3) 平 直樹君質問	114

「菊池高校の本市における意味・意義について」	114
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	115
○教育部長 松岡千利君答弁	116
平 直樹君質問	118
○教育長 原田和幸君答弁	119
○市長 江頭 実君答弁	120
休 憩	121
開 議	121
(1) 出口一生君質問	121
「菊池市文化会館について」	121
○教育部長 松岡千利君答弁	122
出口一生君質問	123
○教育部長 松岡千利君答弁	123
○市長 江頭 実君答弁	124
出口一生君質問	124
○教育部長 松岡千利君答弁	125
出口一生君質問	125
○教育部長 松岡千利君答弁	125
(2) 出口一生君質問	126
「市税の延滞金について」	126
○市民環境部長 倉原良則君答弁	126
出口一生君質問	127
○市民環境部長 倉原良則君答弁	127
出口一生君質問	127
○市民環境部長 倉原良則君答弁	128
昼食休憩	129
開 議	129
(1) 荒木崇之君質問	129
「ふるさと納税について」	129
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	130
荒木崇之君質問	131
○市長 江頭 実君答弁	132
(2) 荒木崇之君質問	132
「市議会議員の税情報の公開について」	132

○市民環境部長 倉原良則君答弁	134
荒木崇之君質問	134
○市長 江頭 実君答弁	135
○特別養護老人ホーム施設長 緒方浩一君答弁	135
荒木崇之君質問	135
○特別養護老人ホーム施設長 緒方浩一君答弁	136
荒木崇之君質問	136
○特別養護老人ホーム施設長 緒方浩一君答弁	136
荒木崇之君質問	137
休憩	137
開議	137
○特別養護老人ホーム施設長 緒方浩一君答弁	137
荒木崇之君質問	137
○市民環境部長 倉原良則君答弁	138
荒木崇之君質問	138
休憩	138
開議	138
○市民環境部長 倉原良則君答弁	138
荒木崇之君質問	139
○市民環境部長 倉原良則君答弁	139
荒木崇之君質問	139
○市民環境部長 倉原良則君答弁	140
荒木崇之君質問	140
○市長 江頭 実君答弁	141
休憩	142
開議	142
(1) 猿渡美智子さん質問	142
「放課後児童クラブへの助成について」	142
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	143
猿渡美智子さん質問	144
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	144
猿渡美智子さん質問	144
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	145
猿渡美智子さん質問	146

○健康福祉部長 木原雄二君答弁	146
猿渡美智子さん質問	146
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	146
(2) 猿渡美智子さん質問	146
「市民の防災意識の向上について」	146
○総務部長 馬場一也君答弁	147
猿渡美智子さん質問	149
○市長 江頭 実君答弁	150
休 憩	151
開 議	151
(1) 東 奈津子さん質問	151
「子ども子育て新制度について」	151
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	152
東 奈津子さん質問	152
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	152
東 奈津子さん質問	153
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	154
東 奈津子さん質問	154
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	155
東 奈津子さん質問	156
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	157
東 奈津子さん質問	157
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	158
東 奈津子さん質問	158
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	159
東 奈津子さん質問	159
○市長 江頭 実君答弁	160
(2) 東 奈津子さん質問	160
「病後児保育について」	160
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	161
9. 日程通告 散会	162
9月11日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	165

2. 本日の会議に付した事件	165
3. 出席議員氏名	165
4. 欠席議員氏名	165
5. 説明のため出席した者の職氏名	166
6. 事務局職員出席者	166
7. 開 議	167
8. 日程第1 一般質問	167
(1) 坂本道博君質問	167
「七城地区への交通アクセスについて」	167
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	168
○市長 江頭 実君答弁	169
(2) 坂本道博君質問	170
「ハウス施設等の固定資産税の減免について」	170
○市民環境部長 倉原良則君答弁	171
(3) 坂本道博君質問	172
「菊池ブランドについて」	172
○経済部長 松野浩一君答弁	172
坂本道博君質問	173
○経済部長 松野浩一君答弁	174
坂本道博君質問	175
○経済部長 松野浩一君答弁	176
○市長 江頭 実君答弁	177
坂本道博君質問	177
○経済部長 松野浩一君答弁	178
休 憩	179
開 議	179
市民環境部長 倉原良則君発言の申し出	179
(1) 柘原賢一君質問	179
「防災について」	179
○総務部長 馬場一也君答弁	181
柘原賢一君質問	182
○総務部長 馬場一也君答弁	182
柘原賢一君質問	183
○総務部長 馬場一也君答弁	183

柘原賢一君質問	183
○市長 江頭 実君答弁	184
○総務部長 馬場一也君答弁	184
(2) 柘原賢一君質問	185
「カーボンオフセットによる林業の活性化について」	185
○経済部長 松野浩一君答弁	186
柘原賢一君質問	188
○市長 江頭 実君答弁	189
(3) 柘原賢一君質問	189
「図書館建設について」	189
○教育部長 松岡千利君答弁	190
柘原賢一君質問	191
○教育部長 松岡千利君答弁	192
柘原賢一君質問	192
○教育部長 松岡千利君答弁	194
昼食休憩	196
開 議	196
(1) 松岡 讓君質問	196
「新市建設計画について」	196
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	196
松岡 讓君質問	196
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	197
松岡 讓君質問	197
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	197
松岡 讓君質問	198
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	198
松岡 讓君質問	199
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	199
松岡 讓君質問	200
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	200
松岡 讓君質問	200
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	201
松岡 讓君質問	201
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	201

松岡 讓君質問	202
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	202
○建設部長 中原宏隆君答弁	203
松岡 讓君質問	203
○市長 江頭 実君答弁	204
(2) 松岡 讓君質問	204
「地下水質について」	204
○市民環境部長 倉原良則君答弁	205
松岡 讓君質問	206
○市民環境部長 倉原良則君答弁	206
松岡 讓君質問	206
○水道局長 藤本辰広君答弁	206
休 憩	207
開 議	207
(1) 樋口正博君質問	207
「小中学校運営について」	207
○教育部長 松岡千利君答弁	208
○教育長 原田和幸君答弁	209
樋口正博君質問	209
○教育長 原田和幸君答弁	210
(2) 樋口正博君質問	210
「二学期制度について」	210
○教育長 原田和幸君答弁	211
(3) 樋口正博君質問	212
「図書館建設について」	212
○教育長 原田和幸君答弁	213
○市長 江頭 実君答弁	214
樋口正博君質問	215
○副市長 木村利昭君答弁	215
(4) 樋口正博君質問	217
「菊池市内の高等学校教育へのかかわり方について」	217
○教育部長 松岡千利君答弁	217
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	218
樋口正博君質問	219

○市長 江頭 実君答弁	221
9. 日程通告 散会	222

9月12日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	225
2. 本日の会議に付した事件	225
3. 出席議員氏名	225
4. 欠席議員氏名	225
5. 説明のため出席した者の職氏名	226
6. 事務局職員出席者	226
7. 開 議	227
教育部長 松岡千利君発言の申し出	227
8. 日程第1 一般質問	228
(1) 岡崎俊裕君質問	228
「社会資本「上・下水道事業」の整備について」	228
○水道局長 藤本辰広君答弁	229
○建設部長 中原宏隆君答弁	230
岡崎俊裕君質問	232
○水道局長 藤本辰広君答弁	232
○建設部長 中原宏隆君答弁	232
岡崎俊裕君質問	233
○水道局長 藤本辰広君答弁	235
○建設部長 中原宏隆君答弁	235
岡崎俊裕君質問	236
○市長 江頭 実君答弁	237
(2) 岡崎俊裕君質問	238
「菊池の宝「名水百選・菊池溪谷」について」	238
○経済部長 松野浩一君答弁	239
岡崎俊裕君質問	241
○経済部長 松野浩一君答弁	242
岡崎俊裕君質問	243
○市長 江頭 実君答弁	243
休 憩	244
開 議	244

(1) 大賀慶一君質問	244
「合併浄化槽使用料金の改正について」	244
○建設部長 中原宏隆君答弁	245
大賀慶一君質問	245
○建設部長 中原宏隆君答弁	246
大賀慶一君質問	247
○建設部長 中原宏隆君答弁	248
大賀慶一君質問	249
○建設部長 中原宏隆君答弁	249
(2) 大賀慶一君質問	249
「新庁舎建設と総合支所のあり方について」	249
○総務部長 馬場一也君答弁	250
大賀慶一君質問	252
○市長 江頭 実君答弁	253
大賀慶一君質問	253
○市長 江頭 実君答弁	253
大賀慶一君質問	254
○市長 江頭 実君答弁	254
昼食休憩	255
開 議	255
市民環境部長 倉原良則君発言の申し出	255
建設部長 中原宏隆君発言の申し出	255
(1) 木下雄二君質問	256
「地籍調査について」	256
○市民環境部長 倉原良則君答弁	256
木下雄二君質問	257
○市長 江頭 実君答弁	257
(2) 木下雄二君質問	258
「有害鳥獣対策について」	258
○経済部長 松野浩一君答弁	258
(3) 木下雄二君質問	259
「観光振興について」	259
○経済部長 松野浩一君答弁	260
木下雄二君質問	261

○市長 江頭 実君答弁	261
(4) 木下雄二君質問	262
「自然エネルギーについて」	262
○市民環境部長 倉原良則君答弁	263
木下雄二君質問	264
○市長 江頭 実君答弁	265
(5) 木下雄二君質問	266
「各種競技会等出場派遣補助金について」	266
○教育部長 松岡千利君答弁	266
木下雄二君質問	267
○市長 江頭 実君答弁	268
(6) 木下雄二君質問	269
「消費生活センターについて」	269
○経済部長 松野浩一君答弁	270
(7) 木下雄二君質問	271
「環境問題について」	271
○経済部長 松野浩一君答弁	271
9. 日程通告 散会	273

9月13日(土曜日)	休 会
9月14日(日曜日)	休 会
9月15日(月曜日)	休 会
9月16日(火曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
9月17日(水曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
9月18日(木曜日)	休 会
9月19日(金曜日)	休 会
9月20日(土曜日)	休 会
9月21日(日曜日)	休 会
9月22日(月曜日)	休 会
9月23日(火曜日)	休 会

9月24日(水曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号		277
2. 本日の会議に付した事件		277

3. 出席議員氏名	277
4. 欠席議員氏名	278
5. 説明のため出席した者の職氏名	278
6. 事務局職員出席者	279
7. 開 議	280
8. 日程第1 各常任委員長報告	280
・総務文教常任委員長報告	280
・福祉厚生常任委員長報告	282
・経済建設常任委員長報告	285
委員長報告に対する質疑	288
討 論	289
(1) 東 奈津子さん討論	289
(2) 平 直樹君討論	291
(3) 山瀬義也君討論	292
採 決	292
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	293
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	294
日程第1 意見書案第1号上程・説明・質疑・討論・採決	294
日程第2 意見書案第2号上程・説明・質疑・討論・採決	296
日程第3 意見書案第3号上程・説明・質疑・討論・採決	300
11. 閉 会	304

第 1 号

9 月 2 日

平成26年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成26年9月2日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第 74号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度菊池市一般会計補正予算第4号）
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第 75号 菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の制定について
- 議案第 76号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 77号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 78号 菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 菊池市環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 菊池市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 81号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 82号 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 83号 平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 84号 平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 85号 平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 86号 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 87号 平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成25年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97号 平成25年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 98号 菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 議案第 99号 字の区域の変更について
- 議案第100号 市道路線の廃止について
- 議案第101号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 第5 議案第102号 工事請負契約の締結について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第6 議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第7 報告第 17号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 18号 継続費精算報告について

報告第 19号 専決処分の報告について（公用車車両事故）

まで一括上程・報告・質疑

第8 請願第 3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書提出の請願について

請願第 4号 「農協改革」に関する請願書

請願第 5号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける請願書

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第 74号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度菊池市一般会計補正予算第4号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第 75号 菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の制定について

議案第 76号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 77号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 78号 菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 79号 菊池市環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 80号 菊池市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 81号 平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）

議案第 82号 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 83号 平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 84号 平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会

計補正予算（第2号）

- 議案第 85号 平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 議案第 86号 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予
算（第1号）
- 議案第 87号 平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 議案第 88号 平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 議案第 89号 平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 議案第 90号 平成25年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 議案第 91号 平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 議案第 92号 平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 議案第 93号 平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会
計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 議案第 96号 平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 議案第 97号 平成25年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の
認定について
- 議案第 98号 菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に
関する基本協定の締結について
- 議案第 99号 字の区域の変更について
- 議案第100号 市道路線の廃止について
- 議案第101号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 日程第5 議案第102号 工事請負契約の締結について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 報告第17号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第18号 継続費精算報告について

報告第19号 専決処分の報告について（公用車車両事故）

まで一括上程・報告・質疑

日程第8 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書提出の請願について

請願第4号 「農協改革」に関する請願書

請願第5号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける請願書

まで一括上程



出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一郎	君

16番 森 清 孝 君
17番 樋 口 正 博 君
18番 木 下 雄 二 君
19番 山 瀬 義 也 君
20番 境 和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
代表監査委員	宮 川 貞 雄 君
監査事務局長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君

午前10時15分 開会

○**議長（森 清孝君）** 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第3回菊池市議会定例会を開会します。

○**議長（森 清孝君）** ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

7月23日、合志市において熊本県北市議会連絡協議会が開催され、九州財務局の講演を受けるなど、県北6市の相互の連携強化、議会運営の円滑化を図りました。

8月18日は熊本県市議会議長会として、県庁において知事への要望活動を行いました。県北地域の共通の課題であります観光ルートの開拓のために、道路網の整備などの積極的な取り組み、また産業構造の変化に堪え得る農家の育成、発展に配慮すること。一昨年の九州北部豪雨災害を受け、災害に強いまちづくりのための公共土木施設のさらなる整備などを要望してまいりました。

次に、監査委員から、平成26年7月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告を申し上げます。なお、詳細については、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時17分 開議

○**議長（森 清孝君）** これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（森 清孝君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、出口一生君及び猿渡美智子さんを指名します。

日程第2 会期の決定

○**議長（森 清孝君）** 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る7月25日の議会運営委員

会におきまして、本日から9月24日までの23日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの23日間と決定しました。

○

日程第3 議案第74号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、議案第74号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 改めまして皆様、おはようございます。本日、平成26年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月24日までの23日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由をご説明いたします前に、ことしの夏は記録的豪雨と呼ばれる現象が多発し、全国各地に大きな被害をもたらしました。中でも広島市北部で発生した大規模な土砂災害につきましては、数多くのとうとい人命が犠牲となってしまいました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた地域の皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

本市といたしましても、被災地の生活支援、復興支援のため、本庁及び各総合支所に義援金箱を設置いたしております。趣旨ご理解いただき、多くの皆様方の温かいご支援をお願い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復旧、復興を願うところでございます。

さて、本市におきます最近の話題としまして2点紹介をさせていただきます。

去る8月1日に農業者の経営力の向上や農業の担い手育成を目的に、東京の日本農業経営大学校を運営する一般社団法人アグリフューチャージャパンと連携協定を締結いたしました。この取り組みは、農林水産省が市町村単位で認定新規就農者を認定し、経営感覚を持った地域担い手の着実な育成を目指していることに先立ち、全国で初めて本市とアグリフューチャージャパンが協力するものです。

まずは、本市の農業後継者を対象に、菊池の地域農産物の新たな付加価値の創造をテーマとした経営力養成セミナーを共催し、地域発信と持続可能な利益を生み出す農業経営を目指す実践セミナーをスタートさせます。次世代の農業を担う人材育

成の分野で、相互に協力し、本市の農業の発展につなげてまいりたいと考えております。

また、熊本県立大学、熊本学園大学に続き、8月18日に熊本大学との包括連携協定の調印を行いました。本市では、昨年から熊本大学を含めた七つの大学と三つの高校、九つのまちづくり団体による域学連携事業を実施し、地域活性化に取り組んでおります。今回の個別協定締結を機に、熊本大学に蓄積される豊富な知的財産が地域へ還元され、安心・安全の癒しの里の実現に向け、まちづくり、産業振興、人材育成など、今後さらに地域課題の解決に向けた協力関係が強化できることを期待するものでございます。

それでは、ただいま上程をされました議案第74号について、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。7月の梅雨前線豪雨災害の復旧費用の補正につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行いましたので、報告し、承認を求めますのでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、議案第74号をご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。議案第74号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、議会に報告をし、承認を求めますのでございます。

2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。平成26年度、菊池市一般会計補正予算（第4号）。専決日は平成26年7月16日でございます。

4ページをお願いいたします。今回の補正は、1,057万3,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ248億4,180万1,000円とするものでございます。補正の内容としましては、7月3日からの梅雨前線に伴います豪雨災害の復旧に要する費用について補正を行ったものでございます。

12ページをお開きください。上段の款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費の458万円は、農道下河原駄久保線復旧に係る機械借り上げ及び小災害復旧事業に係る38件分の市の単独補助400万円でございます。同じく、目3林業施設災害復旧費45万2,000円は、林道竜門線ほか4路線の復旧に係る機械借り上げ料でございます。中段の項、公共土木施設災害復

旧費、目3単独災害復旧費472万円は、35件の崩土除去、道路復旧に係る機械借り上げ及び工事材料費用でございます。下段の項、その他公共施設・公用施設災害復旧費の82万1,000円は、菊池公園に係るのり面崩壊箇所の復旧費用でございます。今回の補正の財源としましては財政調整基金を繰り入れています。

以上、議案第74号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第74号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第75号から議案第101号まで一括上程・説明

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、議案第75号から議案第101号までの27議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました議案第75号から議案第101号につきましてご説明申し上げます。

議案書、15ページからになります。

議案第75号、菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の制定について。議案第76号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、子ども・子育て支援法に基づき、保育必要量の認定に関し、必要な基準、保育事業所の運営に関する基準を条例で定めるものでございます。

議案第77号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、児童福祉法の改正に伴い、設備及び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。

議案第78号、菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号、菊池市環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、基金の運用、用途目的を条例で明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第80号、菊池市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、新たな条例を制定することに伴い、廃止するものでございます。

次に、議案第81号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）でございます。歳出の主なものといたしましては、庁舎等整備に伴う造成工事費4,450万円、市立保育園2園に対する施設整備補助金2,458万円、予防接種法の改正に伴う経費追加2,514万7,000円、農地・水保全管理支払業務への新規加入組織の増に伴う負担金4,017万2,000円、企業の食育教育関連施設整備に伴う地域経済循環創造事業交付金5,000万円、道路施設の補修経費4,565万3,000円などでございます。総額3億5,606万円を追加するものでございます。

議案第82号から議案第86号は、各特別会計の補正予算でございます。介護保険事業特別会計の平成25年度事業実績に基づく支払い基金返納金599万8,000円、農業集落排水事業特別会計のマンホールポンプ等の修繕費用835万1,000円などの追加が主なものでございます。

また、議案第87号から議案第97号までの11議案につきましては、平成25年度各会計歳入歳出決算の認定について上程させていただいたものでございます。

次に、議案第98号、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結についてにつきましては、日本下水道事業団との基本協定を締結いたしたく、条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

議案第99号、字の区域の変更についてにつきましては、菊池東部2期地区中山間総合整備事業の実施に伴い字の区域に変更が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第100号、議案第101号、市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、議案第75号から議案第101号まで、一括してご説明をいたします。

議案書15ページをお開きください。議案第75号、菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定に関し、必要な基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

あけて16ページが制定する条例案でございます。内容としましては、第1条で条例の趣旨、第2条で認定基準を定めております。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。

次に、17ページをお願いいたします。議案第76号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び46条第2項の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例で定めるものでございます。

あけて、18ページから35ページが制定する条例案でございます。

内容といたしましては、18ページをお願いいたします。目次にありますとおり、それぞれの利用定員に関する基準、運営に関する基準、給付費に関する基準等を定めております。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第76号の説明とさせていただきます。

次に、37ページをお願いいたします。議案第77号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由は、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例で定めるものでございます。

あけて、38ページから53ページが制定する条例案でございます。

内容といたしましては、38ページをお願いいたします。目次にありますとおり、

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業につきまして、各設備及び運営に関する基準等を定めております。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。

次に、55ページをお願いいたします。議案第78号、菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、菊池市土地開発公社への貸付運用を条例で明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

あけて、56ページが改正する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。改正案が右側の改正案（新）と記載されているところでございます。改正点は、下線部分で第3条第2項に、基金はその資金を菊池市土地開発公社に貸し付けて運用することができるを加えるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第78号の説明とさせていただきます。

次に、議案書にお戻りいただきまして、57ページをお願いいたします。議案第79号、菊池市環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、基金の使途目的を条例で明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

あけて58ページが改正します条例案でございます。

それでは、再び別冊の新旧対照表の2ページをお願いいたします。右が改正案でございます。改正点は、下線部分で第1条の一部、廃棄物処理施設の周辺地域の環境整備に関する事業等を、並びに廃棄物処理施設の周辺地域の環境整備に関する事業、並びにその他環境保全を推進するために必要な経費等に改めるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。

それでは、議案書の59ページをお願いいたします。議案第80号、菊池市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由は、子ども・子育て支援法の施行により、新たに菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例を制定することに伴い、条例を廃止するものでございます。

あけて6ページが廃止する条例案でございます。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

次に、61ページをお願いいたします。議案第81号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）でございます。

62ページをお願いいたします。今回の補正は3億5,606万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ251億9,786万1,000円とするものでございます。

74ページをお願いいたします。補正の主な内容をご説明いたします。

上段、款2総務費、項1総務管理費、目5庁舎等整備費、節15工事請負費の4,450万円の増額は、庁舎等整備に伴います造成工事費でございます。なお財源としまして、合併特例債4,220万円を補正しております。

目9地域振興費、節8報償費290万円の補正は、ふるさと納税者に対し送付する特産品に係る経費でございます。特産品を選択制の申し込みにした結果、さらに600件の増加が見込まれるため、補正をするものでございます。なお歳入で寄附金の800万円を補正しております。

76ページをお願いいたします。2枠目の款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費、節7賃金でございますが、嘱託職員の必要人員を確保できなかったため、そのかわりとして臨時保育士を雇う賃金を補正するものでございます。節19負担金補助及び交付金の主なものは、市立保育園2園に対する補助金の増額分で、補助基準額の変更に伴うものでございます。

歳入としまして、県の補助金である安心こども基金特別対策事業補助金1,638万7,000円を補正しております。

4枠目、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費2,514万7,000円は、主に水痘及び成人用肺炎球菌予防接種に係る経費でございます。予防接種法の改正に伴い、新たに追加するものでございます。

最下段枠、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料の550万8,000円は、平成27年度の中山間地域等直接支払事業採択に向け、基盤整備等により地形が変化した地区のデジタルオルソ、ひずみのない画像を作成するための補正でございます。節19負担金補助及び交付金の主なものは、農地・水保全管理支払事業負担金4,017万2,000円で、新規に取り組む組織の追加に伴う補正でございます。

78ページ、79ページをお願いします。最上段、説明欄をごらんください。くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金1,315万3,000円でございますが、土地利用型農業の競争力を図るため、コンバイン等の機械導入補助として3団体へ交付するものでございます。財源といたしまして、全額県の補助金を充ててございます。

次に、目4 農業振興施設費、節15 工事請負費1,078万3,000円は、旭志ふれあいセンターイベントホールの空調施設故障に伴う更新経費並びにメロンドームゼリー加工用蒸気ボイラー等更新費用に係るものでございます。

3 枠目の款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費として、地域経済循環創造事業交付金5,000万円を補正しております。地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費を助成するものでございます。今回、本市の食材を生かした食育教育施設関連の申請に基づき、民間企業へ交付されるものでございます。財源としまして、全額国庫補助金が充てられております。

最下段枠の款7 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路橋りょう新設改良費、節15 工事請負費1,250万円は、妻越泗水線道路改良事業において人件費及び資材単価の高騰により工事請負価格が上昇したことにより補正するものでございます。財源といたしまして、合併特例債760万円を補正しております。

次に、80ページをお願いいたします。最上段枠の目3 道路橋りょう維持費4,878万2,000円の主なものは、道路施設の老朽化により早急に対応する必要がある箇所の修繕料や、市並びに龍門地域の知名度アップと活性化を目的として、竜門ダムを巨大なスクリーンとして映写事業を実施する斑蛇口湖活性化対策イベントの委託料でございます。

82ページをお願いいたします。最上段枠の款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、節13 委託料301万5,000円は、隈府小学校グラウンドの改修工事に係る実施設計委託料でございます。現在、雨水の排水が不完全で、グラウンドに凹凸が生じ、児童の安全な利用に支障が生じているため、補正をするものでございます。

以上、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたしました。なお補正予算の財源といたしまして、不足しました1億9,623万5,000円は繰越金で調整しております。

ここで65ページにお戻りいただきたいと思っております。債務負担行為の補正でございます。豚流行性下痢対策経営安定資金利子補給補助金につきましては、5カ年間の利子補給となるため、債務負担行為を設定するものでございます。期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

あけて66ページをお願いいたします。地方債補正でございます。今回の補正予算により、補正後の限度額を26億4,110万円とするものでございます。

以上、議案第81号の説明とさせていただきます。

次に、92ページをお願いいたします。議案第82号、平成26年度菊池市介護

保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は599万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,132万7,000円とするものでございます。

98ページをお願いいたします。内容としましては、平成25年度の実績に基づく介護給付費及び地域支援事業の支払い基金への返納金599万8,000円でございます。

以上、議案第82号の説明とさせていただきます。

次に、102ページをお願いいたします。議案第83号、平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、83万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,366万2,000円とするものでございます。

108ページをお願いいたします。歳出の主なものは、新規不可分一括納付増に伴う報奨金及び井戸水使用事業所へのメーター設置手数料でございます。

以上、議案第83号の説明とさせていただきます。

次に、112ページをお願いいたします。議案第84号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、176万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,254万5,000円とするものでございます。

118ページをお願いいたします。マンホールポンプが故障したための修繕費用及び国道・県道の舗装工事に伴うマンホールの調整工事費用でございます。

以上、議案第84号の説明とさせていただきます。

次に、122ページをお願いいたします。議案第85号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、835万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,670万9,000円とするものでございます。

128ページをお願いいたします。マンホールポンプ及び通信装置の故障による修繕費用でございます。

以上、議案第85号の説明とさせていただきます。

次に、132ページをお願いいたします。議案第86号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、47万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,324万2,000円とするものでございます。

138ページをお願いいたします。介護士不足分を看護師で補うための予算を組み替えるものでございます。

以上、議案第86号の説明とさせていただきます。

次に、議案第87号から議案第96号までは、平成25年度各会計歳入歳出決算の承認についてでございますが、議案書は別冊の桃色の表紙がついております。表紙から2枚おめくりいただき、記と記載されましたページをお願いいたします。議案第87号、平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第96号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの10議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算認定をお願いするものでございます。

また、次に、議案第97号、別冊になっておりますけれども、平成25年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。ただいまの決算書の次に別冊としてとじております。地方公営企業法第30条の規定に基づき、水道事業会計利益の処分及び決算の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第87号から議案第97号までの各会計の決算等認定に当たりましては、監査委員の審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、各会計の決算に係ります主要施策の成果及び科目別の事業費一覧等を添付いたしております。

以上、決算に係る議案の説明とさせていただきます。

次に、再度、議案書に戻っていただきまして、141ページをお開きください。議案第98号、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結についてでございます。提案理由は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。協定の金額は18億4,376万円。協定の相手方は日本下水道事業団。協定の期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日まででございます。

以上、議案第98号の説明とさせていただきます。

次に、143ページをお願いいたします。議案第99号、字の区域の変更についてでございます。提案理由は、市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、お願いするものでございます。

あけて、144ページから146ページが今回の字区域の変更に係る区域で、関連の変更調書及び変更位置図でございます。

以上、議案第99号の説明とさせていただきます。

次に、147ページをお願いいたします。議案第100号、市道路線の廃止についてでございます。提案理由は、亘甲森1号線の起点変更により当該路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでござ

います。

あけて、148ページから149ページが廃止路線の一覧及び位置図でございます。

以上、議案第100号の説明とさせていただきます。

次に、151ページをお願いいたします。議案第101号、市道路線の認定についてでございます。提案理由は、亘甲森1号線の起点変更に伴う路線変更及び旭志地域における市道基準を満たす一般生活用道路を新たに市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

あけて、152ページから154ページが認定路線の一覧及び位置図でございます。

以上、議案第75号から議案第101号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 決算審査の意見を報告させていただきます。

7月17日から8月6日におきまして、議会選出の松岡讓監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書及び実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符合し、誤りのないものと認めます。なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係帳簿、諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものを認めます。また、審査に付されました水道事業決算報告書、その他の財務諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し、正確であります。さらに決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に処理されているものと認めます。

菊池市の平成25年度の決算では、市長交代に伴う骨格予算から肉づけ後の予算を経た中での一般会計、特別会計の歳入は、総計が427億409万4,000円で、前年度416億4,196万2,000円に比べ2.55%増加しました。一般会計の歳入の自主財源は73億3,955万1,000円で、前年度に比べて1.29%増加しております。反面、その根幹をなす市税においては、個人市民税、市たばこ税等のほとんどが増加したものの、法人市民税、固定資産税が減少し、市税全体では前年度に比べ0.97%増加しております。一方、依存財源は198億1,8

52万9,000円で、前年度に比べて国庫支出金、県支出金、地方譲与税等が増加し、地方交付税や地方消費税交付金等が減少しましたが、全体では5.94%増加しました。

将来世代の負担となる市債は29億6,560万円で、前年度に比べ1.58%減少しました。前年と同様に合併特例事業債、臨時財政対策債と緊急防災減災事業債が主体で、地方交付税等の基準財政需要額に算入される事業への有利な選択であるものの、今後においても財政の健全性確保のために十分留意されてください。

一般会計、特別会計の歳出は、総計が410億2,131万円で、前年度397億6,912万9,000円に比べ3.15%増加となっております。

財政状況の現状認識の点では、制度化されました財政健全化法による議会と市民への公表とともに、総合的な財政指標にも留意していく必要があります。普通会計の財政指標については、財政力指数が0.43で、前年度に比べ0.01ポイント上昇して、財政力が若干強くなっております。また、公債費負担比率は14.7%と、前年度に比べて0.3ポイント低下し、適正な位置に落ちつきました。その他の指標でも財政構造の弾力性を示す経常収支比率が93.2%と、前年度に比べ1.5ポイント上昇しており、依然として財政の硬直化が進んだこととなります。一般会計の地方債残高については278億9,890万7,000円で、前年度に比べ5億9,958万3,000円と、2.20%増加しましたが、債務負担行為額は47億5,570万2,000円で、前年度に比べ3億717万5,000円と、6.07%減少しております。

本市では、これまでに平成17年度から平成26年度までの新市建設計画を根底に置いた菊池市総合計画が設定され、本年度は菊池市総合計画後期基本計画の4年目となり、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」のまちづくり理念のもとに、合併の果実を求めての精力的な取り組みが進められてきました。その中で、合併に伴い、有利な合併特例債の活用や増額されてきた地方交付税は平成27年度からは減額となる一方で、新たな地方交付税の配分がスタートする状況にあるものの、より計画的な財政運営に取り組み、歳入歳出面での工夫と思い切った削減努力が一段と欠かせない状況になります。

これを受けて、本市では平成26年度を最終年度とする第二次行政改革大綱及び実施計画に基づき、事務事業の見直しや経費削減合理化等に取り組み、行政の利便性向上や透明化を初めとし、これまで養護老人ホーム、公立保育園の民営化、職員定員の見直し、学校規模の適正化による小学校の統廃合の実現等が進められており、健全な財政運営の推進を今後も切望いたします。

予算執行面では、前年度までに要望してきた収入の調定手続や基金積み立て、取

り崩しでの厳格な執行はもとより、社会環境の変動等による変更を除き、補正予算の編成措置や予備費の充用、科目内での予算流用等の一連の手続はより慎重な取り扱いを求めます。さらには合併当初からの固定的な委託契約や長年にわたる随意契約の支出は総合的な点検を求めます。そういう固定的な支出形態を見直し、新たな発想のもとに、より市民の目線に立った行政支出の執行を要望いたします。

なお、豊かな自然環境に恵まれている本市発展のため、江頭市政の基本方針となっております農業と観光を今後の発展の両輪として、「癒しの里菊池」を目指していく中で、「日本一の桜の里」や、「森の中のまち」づくりなどによる文化的で住みたくなる社会環境の整備が一段と進められております。同時に、県営工業団地の菊池テクノパークの完成の一方で、本市の工業団地のあきも多く残っているため、企業誘致への総力を挙げた取り組みを求めます。

租税や使用料、住宅費の徴税や収納率が改善していることは評価できます。今後も負担の公平性を担保する観点から、収納の確保と不納欠損処分に対する適切な対応を図り、収納率の向上及び適切な債権管理を望みます。

前年と同じ要望になりますが、これからの自治体は、持てる地域力を行政がいかにして市政発展に反映できるかがかぎであります。自治体間の競争、知恵比べの時代において、情報収集、情報発信を駆使し、その情報を活用したスピード感あふれる各種施策の実施が求められております。それには市政を支えていく多様な職員の専門集団づくりが欠かせません。既に推進されております役職に応じた研修や意識の高い職員養成のための体系的な研修制度のさらなる拡充、そして細やかで適正な人事評価制度の具体的な推進と、その評価に応じた給与システムの採用と実施も不可欠であります。

また、市長を頂点として幹部の皆様、職員各位のご努力には敬意を表しながらも、法令にかかわる厳格な任務である通常業務に加えて、ふだんから市民、本市にとって必要な事業の各種施策の検討と政策立案等の幅広い準備が励行され、菊池市ならではの政策が充満する役所風土の醸成を一段と熱望いたします。その上で、事業の効率性、必要性、優先順位の的確な選択により、健全な行財政運営が推進され、本市のさらなる発展と公共の福祉向上が実現されていくことを強く期待いたします。

決算審査の意見にかえさせていただきます。以上です。

○議長（森 清孝君） 以上で代表監査委員の報告を終わります。

日程第5 議案第102号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、議案第102号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました、議案第102号についてご説明申し上げます。

議案書の155ページをお開きください。議案第102号、工事請負契約の締結についてでございます。平成26年度妻越泗水線橋りょう上部工他工事について、有限会社岩根工業と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 議案第102号をご説明いたします。

155ページをお願いいたします。工事請負契約の締結についてでございます。提案理由は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事は、6月下旬の国費の交付決定以降、県の設計審査等の諸手続を経て、8月12日に入札を行い、8月14日に仮契約を行うまで、可能な限り最短期間で効率的な事務を遂行してきたところでございます。現在、工期を平成27年3月31日と予定しておりますが、年度内に確実に完了するには1日も早い契約成立による工期の確保が必要であると考えております。

契約の目的は、平成26年度妻越泗水線橋りょう上部工他工事。工事場所は菊池市旭志新明地内。契約の方法は指名競争入札。契約の金額は1億9,656万円。契約の相手方は有限会社岩根工業でございます。

以上、議案第102号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第102号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに

決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第102号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第6 議案第103号及び議案第104号一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第6、議案第103号及び議案第104号の2議案を一括議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除席する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました議案第103号、議案第104号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案書の157ページからになります。現在、本市の区域におきましては14人の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。その中で旭志地域の青木悦郎委員、同じく岩根親委員が本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、議案第103号、菊池市旭志の青木悦郎氏を1期3年の実績から再度推薦いたすものでございます。

また、議案書159ページ、議案第104号、菊池市旭志の中村鉄男氏を新たに委員として推薦いたしたくご提案申し上げるものでございます。

経歴につきましては、それぞれの議案書の裏面に記載のとおりでございます。お二人とも、これまでの経歴を通じて、人権問題に関する理解と認識が豊富な方々であります。今後積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第103号及び議案第104号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は1議案ごと、起立により行います。

お諮りします。議案第103号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第103号は、適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第104号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第104号は、適任とすることに決定しました。



日程第7 報告第17号から報告第19号まで一括上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第7、報告第17号から報告第19号までを一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 報告第17号から報告第19号まで一括してご説明をいたします。議案書の161ページをお願いいたします。

まず、報告第17号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてです。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するものでございます。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに実質収支額、歳入総額から歳出総額を引き翌年度繰越額等を控除したものが黒字でございますので、数値は表示されてございません。

次に、実質公債費比率ですが、8.8%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っております。

次に、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率につきましても6.9%となっており、早期健全化判断基準350.0%を下回っており、適正水準を確保いたしております。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましても、各会計において資金不足が発生しておりませんので、資金不足比率についても数値は表示されてございません。

以上、現在いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後の社会経済の動向や施設老朽化による維持修繕費の増大、合併の特例であります交付税の優遇措置の期間切れ等を考慮する必要がありますので、引き続き健全な財政運営に努めていく必要があると考えております。

以上、報告第17号の説明とさせていただきます。

次に、163ページをお願いいたします。報告第18号、継続費精算報告についてでございます。平成24年度から25年度の継続事業としまして実施してまいりました朝日東団地建てかえ事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

あけて164ページが精算報告書でございます。左から、全体計画、実績、比較となっております。全体計画の合計欄4億7,250万円の事業費より、実績で比較の合計欄となりますけれども、45万7,936円少なくなっております。

以上、報告第18号の説明とさせていただきます。

次に、165ページをお願いいたします。報告第19号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定され

ている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

あけて166ページが専決第10号専決処分書でございます。車両事故の損害賠償に係る額の決定について専決処分を行いましたので、ご報告をいたします。専決日は平成26年7月16日でございます。事故発生日は平成26年6月9日、月曜日です。相手方は記載のとおりでございます。事故の概要は、旭志総合支所から帰庁する際、職員の後方確認不足により相手方車両に損害を与えたものでございます。損害賠償の額は22万6,204円で、その他決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告第19号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました平成25年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化比率及び公営企業決算における資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、7月31日から8月6日におきまして、議会選出の松岡讓監査委員とともに審査しました結果、いずれも適性に作成されていると認められます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 166ページをお開きください。専決第10号、事故の報告がありますが、これは職員のほうの不注意で相手方に損害を負わせたということですが、損害を負わせたほうの名前は記載されていなくて、損害を負わせられたほうの名前は記載されている。ちょっと不平等のような気がしますが、ほかの議会のこの事故の報告を見ますと、両方の相手方も載せないという、相手方もその職員の名前を載せないという方法もとっているところもあるんですね。

お尋ねしますけど、この相手方の方に「議案に載りますよ」と。この議案は一生残るわけです。この方は、当てられた上に議案にも名前が載る。この相手方の方に議案に載ることをご了承いただいているのか。まず1点目、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 専決処分書の記載の方法につきましては、相手方の了承をこれまでどおりとってはございません。これまでどおりの記載の仕方でも処分書を作成しているということでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 加害者であっても被害者であっても、職員の名前は載らない。でも、相手方は被害者であっても加害者であっても名前は載るとするのは、ちょっと不平等な感じがします。両方載せないという手もとれると思うのですが、そういう議案のつくり方をしている自治体もあるんです。そういうところを見ていただいて。やはりいい気はしないと思うんですね。事故の報告を名前つきで、しかも住所も載せられて、これがあと何十年と残っていく。一生残っていくという議案ですので、せめて相手方に了承ぐらひは、被害者となった場合は了承をとるか。それか、もう載せないという方法も考えられると思いますので、そこは次回から検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第8 請願第3号から請願第5号まで一括上程

○議長（森 清孝君） 次に、日程第8、請願第3号から請願第5号までを一括議題とします。

請願第3号から請願第5号までが、今定例会までに提出されました請願であります。その内容につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る9日午後1時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日9月3日の正午まで事務局に提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前11時33分

第 2 号

9 月 9 日

平成26年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成26年9月9日（火曜日）午後1時開議

第1 常任委員会付託

第2 議事第12号 決算特別委員会の設置について

第3 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会付託

日程第2 議事第12号 決算特別委員会の設置について

日程第3 一般質問



出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君

19番 山瀬 義也 君
20番 境 和則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

皆さん、こんにちは。

ご着席をお願いします。

○

午後1時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 常任委員会付託

○議長（森 清孝君） 議案に対する質疑の通告はありませんでしたので、日程第1、委員会付託を行います。

議案第75号から議案第86号まで、及び議案第98号から議案第101号まで、並びに請願第3号から請願第5号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますよう、お願いいたします。

平成26年 第3回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 78号	菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 81号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
	請願第 3号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書提出の請願について
福祉厚生 常任委員会	議案第 75号	菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の制定について
	議案第 76号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第 77号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第 79号	菊池市環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定 について
	議案第 80号	菊池市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定 について
	議案第 81号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
	議案第 82号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）
	議案第 86号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正 予算（第1号）
	請願 第5号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはか るよう国に働きかける請願書
経済建設 常任委員会	議案第 81号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
	議案第 83号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）
	議案第 84号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別 会計補正予算（第2号）
	議案第 85号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予 算（第2号）
	議案第 98号	菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託 に関する基本協定の締結について
	議案第 99号	字の区域の変更について
	議案第100号	市道路線の廃止について
	議案第101号	市道路線の認定について
	請願第 4号	「農協改革」に関する請願書



日程第2 議事第12号 決算特別委員会の設置について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、議事第12号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第87号から議案第97号までの11議案につきましては、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。このことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第97号までの11議案につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置しました決算特別委員会につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員の名簿のとおり指名します。

ここで、正副委員長を互選のため、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時02分

開議 午後1時03分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づく決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に、木下雄二君。副委員長に、水上彰澄君。

以上であります。

決算特別委員会名簿

◎決算特別委員会 9名

東 奈津子	水上 隆光	猿渡 美智子	荒木 崇之
工藤 圭一郎	大賀 慶一	水上 彰澄	木下 雄二
境 和則			

○
日程第3 一般質問

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

ここで一般質問の申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答となっています。

発言の通告があっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 皆さん、こんにちは。

9月定例会、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、8月に発生いたしました集中豪雨により甚大な被害に見舞われ、多

数の死者、また行方不明者が発生いたしました広島市の皆様に心から哀悼の意をあらわしますとともにお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うものでございます。幸いにも私たちの住む地域は雨による被害はなく、今のところ出ていませんが、いつ何時集中豪雨に遭うかもしれません。心しておかねばならないと思っております。

ことしの夏は、2003年以来、11年ぶりの冷夏ということで、天候不順が続く、農作物の生育にも影響が出る状況になっております。やっとここ二、三日で平年の天候に戻りつつあります。これから安定した天気になりますよう心からお祈り申し上げますながら質問に入っていきたいと思っております。

まず初めに食の安全についてお伺いします。遺伝子組み換え作物の現状と課題はということで質問したいと思っております。

我が国では食の安全が脅かされております。全世界から輸入される食品の安全性が疑われ、日本の食品も疑わしく、何を信じて食べていいのかわからない状態にあります。期限切れ食品、産地偽装、衛生面の不備等々、危なくて、大人だけではなく、子どもさんを抱える家庭の心配はいかばかりかと察する次第です。

今回お聞きしたいのは、遺伝子組み換え作物安全性についてであります。遺伝子組み換えの安全性に対し、疑わしいことを聞いて久しい問題ではございますが、目には見えず、味でもわからず、小さいお子さんをお持ちのお母様が特に心配されております。

菊池市では初めての質問になるかと思っておりますので、まず初めに4点ほど質問してみたいと思っております。

1点目に、遺伝子組み換え作物とはどのようなものか。

2点目に、遺伝子組み換え作物の安全性は。

3点目に、遺伝子組み換え作物は流通しているのか。

4点目に、市は遺伝子組み換え作物についての知識はどの程度のものか。

以上4点を初めの質問にさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、城議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、遺伝子組み換えの作物はどのようなものかということでございます。遺伝子組み換え食品につきましては、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出しまして、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術、つまり遺伝子組み換え技術でございますが、それを利用いたしました作物及び食品添加物とされている

ところでございます。

遺伝子組み換えの技術が進められてきました背景といたしましては、作物に除草剤耐性や害虫抵抗性を持たせ、農薬散布回数を減らし、農作業の負担を軽減することにより、生産コストを下げることが中心でございました。しかし、近年におきましては工業や医療などの食品以外の分野での利用について研究、実用化が進められているというところでございます。

2番目に安全性でございます。厚生労働省は、平成13年度から大臣が定めます安全性審査の行われていない食品の製造、輸入、販売などを禁止しており、安全性が確認された遺伝子組み換え農産物とその加工食品につきましては、食品衛生法及びJAS法に基づく制度によりまして表示が義務づけられているところでございます。

また、検疫所におきましては、安全性が確認されていない遺伝子組み換え食品が輸入されていないか、輸入時に届け出が正しく行われているかなどのチェックをするため、輸入時検査が行われているところでございます。

現在、日本で安全性が確認され市場に出ている遺伝子組み換え食品は、安全性審査を経て安全性が確認されたものであり、平成24年3月現在でございます。厚生労働省の資料によりますと、トウモロコシや大豆、ジャガイモなどの農産物8作物と、それからつくられた食品と、遺伝子組み換え微生物を利用してつくられた食品添加物7種類とがございます。国内での遺伝子組み換え作物の栽培は研究機関のみで行われているところでございます。

遺伝子の組み換えに関しましては国の所管でありますので、今後とも国や県、関係機関等からの情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） この問題について、市が単独で動いてもどうなる問題ではないということはわかっておりますけれども、一つ一つ丁寧に調べていただき、市民の皆様が安心できるよう、県と連帯しながら対応していただきたいと思っております。

それでは、もっと身近に、地味だけど危険な問題を掘り下げて質問していきたいと思っております。

自生遺伝子組み換え（GM）菜種汚染問題について質問いたします。以降、GMと略させていただきます。

菜種は、菜種油の原料として輸入されております。我が国の自給率は低くて0.04%で、そのほとんどがカナダからの輸入に頼っているという現状でございます。

そして、カナダで栽培されている菜種は90%以上がこのGM品種です。食用油の場合、表示義務がございませんので、知らないうちにこれを食べていることとなります。もはや私たち日本人の食卓にはGMなしには成立し得ないような状況になっているということでございます。

その輸入GM菜種がこぼれて、いつの間にか自生してしまうということが起きております。2004年、茨城県鹿島港付近でGM菜種の自生が発覚して以来、民間団体が毎年その動向を調査されております。自生の原因は、港から荷揚げされる際や精油所までの輸送途中にトラックからこぼれ落ちるためのようです。また、GM菜種を食べたハトによって、港から何十キロも離れたところで発見されているそうです。

このGM菜種はこぼれ落ちやすく、自生しやすい。そして交雑しやすいと三拍子そろっているということでもあります。このGM菜種の自生、交雑がもたらす危険として、自生、交雑を放置すれば交雑が進み、日本の生態系や農業、食の安全にも大きく影響を及ぼしかねないということでもあります。また、本来自然界には存在しなかったGM菜種が自生、交雑していくということで、日本の生態系がかくらんされることになりかねない。また、菜種は同じアブラナ科のキャベツ、白菜、大根、カブ、コマツナなどの近隣種と比較的簡単に交雑する作物です。交雑が進めば、特に種苗農家や自家採種農家への影響は甚大です。

米国では、一般のトウモロコシや大豆の50%から80%、一般の菜種の種子の80%以上に組み換え遺伝子が混入しておりますという報告があるそうです。

雑草材耐性遺伝子菜種が周辺の植物と交雑していくことで、除草剤をかけても枯れないスーパー雑草が生まれ、それがはびこれば、さらに強力な除草剤の散布が必要となります。環境汚染を深刻化させ、残留農薬の危険もさらに増大していきます。日本でのGM菜種自生交雑調査でも、2009年以降、ラウンドアップとバスタの両方に耐性を持った交雑種が数多く確認されるようになっていきます。

以上、簡単に状況を紹介いたしました。このような危険な状況を察しされ、全国の汚染状況をグリーンコープ生協さんが2006年から自生状況を調査するとともに、抜き取り活動を実施されております。希望者等に対し、GM菜種の自生、交雑防止の実施を働きかけておられます。

この調査を熊本に限って話してみますと、2014年、95カ所の汚染調査をされております。その中で、菊池市は3カ所調査され、1次検査で、七城町でバスタに対して陽性反応が出ていたようです。

ここで4点ほど質問したいと思います。

1点目、市はグリーンコープ生協くまもとさんが調査されていることを把握され

ているのですか、お聞きします。

2点目、調査は民間に任せず、行政主導でやるべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。

3点目、GM作物栽培の規制は必要ではないのでしょうか。

4点目、市はこの問題をどう捉えて、どう対処するのか。

以上、4点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまの再質問のほうにお答えさせていただきます。

最初に、グリーンコープ生協様の調査についてでございますが、昨年度の活動状況や調査結果等につきましての報告はいただいているところでございます。本年4月には、同生協様からの依頼を受けまして、本市から、調査内容がどのようなものであるかということと、調査につきましての同行をさせていただいているところでございます。

2番目の民間団体がせず行政主導ではどうかというご質問でございます。調査につきましては、県においても同様の調査は行われておりません。国レベルでの法制化がされておりまして、厳しく規制をされておりますので、本市といたしましては現段階におきましては調査を行うことは考えていないところでございます。

次に、遺伝子組み換えの作物栽培の規制は必要ないかというところでございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、国内におきましては、遺伝子組み換え作物の栽培は研究機関のみで行われているところでございます。また、国によります規制がなされているところでございますので、本市といたしましては今のところ規制等は考えていないというところでございます。

また、遺伝子組み換え食品が食への信頼を失うようなことがあつてはなりませんので、これから市といたしましても、国や関係機関から遺伝子組み換えの食品に関する情報収集に努めながら、県と情報を共有するなど、連携を密にしていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 県と連携しながらやっていくということでありまして、ですから、県のほうからいろんな指針が出た場合には即座に対処されますようお願いしたいと思います。

グリーンコープくまもとさんが今、一生懸命調べておられますので、どうか行政としても知らぬ顔ではなくて、一緒にこの調査をやっていただきたいという思いでおります。

この作物、結局、最後は口にしますのでございますので、事は深刻だと思います。目に見えないのでわかりません。また、すぐに結果が出るものでもございませんので、どうか今怠らないようやったほうがいいという思いがしております。

そのためにも、市長が周辺自治体と話し合い、連帯してこの問題について積極的に市長みずから働きかけていただいて、食の安全を確保し、小さいお子さんをお持ちのお母さん方、また高齢者の皆様方を守るという思いでやっていただきたいので、どうか最後、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆様、こんにちは。ただいまの城議員のご質問、遺伝子組み換えに関する私の考えということでございます。

近年におきまして、特に消費者サイドから見ましたこの安全で安心な食品、食材、こういったものへの関心やニーズがますます高くなってきていると思います。当市の場合ですと、特にこの農業を基幹産業としておるわけでございまして、また、とりわけ、この菊池の豊かな水、そして肥沃な大地の恵みによりまして、菊池米、それからメロン、水田ごぼう、それから牛肉、豚肉類、牛乳など、大変特色のある、誇れる農産物を産出しておりますので、いわばこれを売りにしていこうという戦略でございまして、この安全・安心な作物を安定的に供給するということは大変重要だというふうに考えておりますので、食に対する不安、あるいは信用を失うということがあってはならないというのはまず大きな考えでございまして。

したがって、この遺伝子組み換え食品に関する件につきましても、大変多大な重大な関心を持っておりますので、今後、国や関係機関からの情報について注意深く見守ることが肝要であると思っております。今後さらに県ほかと連携を密にしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 市長もしっかり関心があられるようですので、よろしく願いしたいと思います。今回は時間がありませんでしたので、ここまでにします。次回はGM作物の食品としての安全性について質問したいと思いますので、よろしく願いしておきたい。

次に、林業振興についてお聞きしたいと思います。

森林を3Dスキャンして全容を把握する技術があるが、林業の活性化につなげる考えはあるかということでお聞きしたいと思います。

1点目に、現在、本市の市有林は1,300町以上あります。この広大な市有林を取得しているのは何のためなのか。何の目的があるのか。わかっているようで、改めて考えるとわからなくなりました。市が重荷になれば民間に払い下げてもおかしくなかったはずですが。管理するのも大変だろうと考えます。

そこで、市が山林を持つ目的と、どれぐらい重要に考えておられるかお聞きします。

また、森林整備のノウハウはお持ちなのか。ここが重要なのですが、間伐や主伐などは何を基準にして森林の年間施業計画を立てておられるのか。どこかに丸投げして年間の整備計画を立てておられるのか。

以上2点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問2点について、お答えいたします。

まず最初に、本市の農林業の振興にどれぐらいの重要性があるかということをございます。

まず本市の林業振興につきましては、現在どれぐらいの面積があるかということをお申し上げますと、本市の森林面積は1万5,149ヘクタールございます。市全体の面積が2万7,666ヘクタールでございますので、全体の54.8%と非常に高うございます。また、森林の有します多面的機能は、日常生活に欠かすことのできない飲料水や中山間地域の水源涵養はもとより、地球温暖化防止など、さまざまな面で恩恵と効果をもたらしており、林業振興の重要性を認識しておりますので、そこに対します数々の事業を今行っているところでございます。

平成25年度におきましても林業の基盤整備の強化を図るために、2戸以上の受益者を対象にいたしまして、作業道816メートル、作業路1万800メートルの開設に対しまして、補助といたしまして655万9,000円を行っているところでございます。

また、森を育てます間伐利用推進事業によりまして、25年級から50年級の人工林の間伐材の生産、流通経費の一部803万円を助成しているところでございます。

また、施業集約化の促進のために施業機械を導入し、事業主体に対しまして1,

185万2,000円の交付金を支給しております。

さらに企業、法人等との協業によります森づくり施策といたしまして、西部電機工業株式会社と平成22年に協定を締結いたしまして、旭志地内の市有林に本年度も植栽を中心といたしました施業を実施し、現在まで5カ年間で約6.2ヘクタールにヒノキ4,900本、もみじ2,200本、山桜800本の植樹が完了しているところでございます。

また、そのほかにも、林業後継者で構成されております林研グループ、菊池椎茸振興会、緑の少年団等に対しまして補助を行っているところでございます。

市有林につきましては、森林組合と協議を行いながら、毎年間伐、下草刈り等、100ヘクタールの施業を実施しております。また、シイタケ等の林産物の推進、普及も行っているところでございます。

2点目の、間伐や主伐等の施業につきまして何を基準にしているかということでございます。間伐や主伐につきましては、昭和30年代から50年代前半には杉やヒノキを植林いたしまして、40年級から50年級で伐採を行い、市の収入として財源の一部となっているところでございます。

50年代の後半から外来材の輸入によりまして国産材の価格が低落をいたしており、現在は水源涵養林といたしまして、主伐、間伐、植林等を行っておりますが、45年級から50年級で一度間伐を行いまして、60年級から70年級で主伐を行っているところでございます。主伐の後には、杉、ヒノキ、針葉樹にもみじ、ナラ等の広葉樹を混重して水源涵養林となるよう現在は植樹をしているような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 本市も重要には思っていると。また、いろいろな事業もやっているというお答えをいただきましたが、今まで私が林業を見てきた感想をお話したいと思います。

例えば、民間の山で木材の売買についても、間伐などの手入れにしても、森林整備、木材生産においては所有者との合意形成が不可欠となります。合意形成に至るには、提示される施業プラン、見積もりに所有者が納得しなければならないが、その見積書を確定するための森林診断の方法がまだ確立していないのが現状です。逆に言えば、市は所有者ですから、業者に委託しますよね。整備を委託します。施業プラン、見積もりの提示を受け、納得して作業を任せるわけですが、ところが見積もりを確定するための森林診断の方法が確立しておりませんので、まずそこはない

と思います。市に対しては出してきません。多分出せないと思います。

現在の診断の方法はといいますと、プロット調査、また毎木調査、この2通りの方法でやっておられます。詳しく言えばちょっと長くなりますので、割愛しながら、ちょっと簡単に説明しますけれども。

プロット調査は、例えば1ヘクタールの面積に対して、半径4メートルの円を2カ所とり、その中の樹木のデータを平均して100倍するという、標準値から統計学的にデータを算出する方法ですが、本数もあいまいな数字しか出ません。

次に、材積の出し方ですが、樹高と直径から平均材積を出しますが、最後には個人の経験と勘に基づいて利用率を算出します。時間はかからないが、正確性を欠くやり方です。

次に、毎木調査はどうやってやるかという、1本1本、全ての樹木の樹高と直径を人の手ではかって平均値を出します。正確性は高そうですが、丸太の材積計算は人の経験と勘に頼るところはプロット調査と変わらないようです。

今紹介しましたような方法で林業の整備は図られております。ですから、先ほど述べましたが、市が委託する場合、また民間の地権者に正確な診断で整備状況の把握はできていないと思われまます。ということは、相手の言いなりで、相手を信用して事業をするしかないと考えます。

部長は今、私が述べたことを聞いてどのような感想をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

従来の森林調査というのがプロット調査と毎木調査ということでございますが、今お聞きしました内容から推測いたしますと、多大な時間と労力を要していると考えます。集計作業に要します手間や得られる情報量を見比べますと、効率的とは言いがたいというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） それで物すごく難しいやり方をやっているんですね。労力が要るやり方でやっております。全体像は、今、部長として、市有林の全体像までいきませんが、大体どこにあつてどういうふうになっているということは、今、把握されておりますか。お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地図上ではかなり把握しておりますし、面積もそれなりに把握はしております。ただ、私が言っているのは、全体的に全てを見ておるわけではございませんので、数カ所程度は実際に見て回っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 合併時にとにかく森林はついてきましたので、相当な面積になっております。部長もそういうことで、私も全体は知りませんが、かなりのところまでは職業柄行ったことがございます。こういうところもあるのかという思いであります。ただ、全体像としては、私もわかりませんが、部長も今そういう全体は把握していないということでありました。

今からいろいろ実際山に入らせていただいて調べていただくという方法もありますので、私もそういうときは一緒に見て回りたいなという思いもあります。いずれにしても、今まで私が見てきた森林事業は、とにかくざっとした仕事ばかり通る世界です。

そこで、本題に入りたいと思います。今まで森林診断をしようにも、どうしても正確な資源調査ができなかった森林事業に革命的な事業が開発されております。画期的なやり方であります。それは3Dレーザースキャナを用いて森林の資源情報を3D地形図として取得し、樹木に関するデータ、樹高や直径、直材、曲材、バイオマス材、それぞれの材積など、地形に関するデータ、傾斜や水の集まる場所、風倒木の位置や存在などが正確に把握できます。得られた情報はデータから森林施業に必要な見積書の作成や、3D地図を見ながらどの木を切るのかなど選木作業に用いたり、作業道の入れ方、作業方法をシミュレーションして安全な作業に役立ちます。これだったら、この技術を用いて委託する業者に市のほうから逆に施業計画を出せますよね。それも正確な数字を提示できます。業者間の信頼をこれで得られると思います。

この技術を私だけが見ても皆さんにはこのよさが伝わらないと思いましたが、市長初め、副市長、関係部署、また県の振興局から出席していただき、先日、役所におきましてプレゼンしていただきました。私も話には聞いておりましたが、実際の映像を見るのはそのときが初めてでありました。こんなにすごい技術があるのかと、本当に驚きました。

そこで、市長もごらんになりましたが、これをどのように見て感じられたかを、ちょっと感想をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの3Dスキャナを見ての感想ということでございますが、先日のプレゼンテーションにも参加させていただきました。内容を見て、大変驚きました。このレーザースキャナによって立木を計測することで、正確な立木の位置、それから幹周りもかなり詳しく出ると。それから高さ、加えまして、この曲がりぐあいですか。そういったふうな情報が立体的な画像とともに、かつ立木ごとの情報として管理されるというソフトだということで、技術的に大変画期的な管理システムだなというふうに思いました。

市のみならず、特に林業関係者の皆様にとって、非常にこの利用価値の高いソフト技術ではなかろうかと感じたところでございます。さまざまな活用の可能性について、少し掘り下げて考えたいなというふうに感じたところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 市長はごらんになって、本当に率直な今の意見だろうと思います。部長はちょうどそのときは時間がないということで見ませんでしたので、本当に残念ですけれども、このよさが伝わらないなという思いがしております。

この技術を使って、市有林の全体像を把握し、これから先の林業振興並びに市の活性化に結びつけてはどうかと考えております。また、市が指導して民間の間伐促進や木材の売買に役立つ、うまくいけば雇用にもつながるのではないかと考えられます。

市長は、観光と農業が菊池の基幹産業と先ほども言われました。しかし、そこには林業が入っておりません。また、議員の中にもできております農業を考える会があります。これにも林業は入っておりません。無理もないことで、林業をどうにか利用しようとしても、私を含め発想が浮かばないのが現実だったと思います。このままいけば、林業は宝の持ち腐れになりかねません。しかし、この技術を使えば、何か発想が浮かびはしないかと期待しております。未来の展望が開きはしないかという思いはありますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

この技術を取得していただきまして、今、管理してもらっております旧市営牧場跡地の全容なりもわかるんじゃないかと思っております。今、見えているのはごく一部でありまして、まだ全体がわかりません。そういう全体像をつかむのも役に立つ。そして今後の計画にもつなげられるという思いがします。また、山間地の地籍調査時も役に立つんじゃないかと思っております。地形もはっきりと出ますので役に立つんじゃないかと思っております。

ないかという思いがします。

まだ九州ではどこも採用しておりません。全国ほとんどの、全国的に見ても、ほんの数カ所でデータをとるために実験的に行われたようです。その業者が電話をくれまして、私が菊池は一番にしましょうということでプレゼンは一番にさせていただきました。実際一番にやりました。そうしたら、大分県が菊池がする前にせなんとということで、もう予算化しているそうです。ですから、大分は一つの林業の産地でございますので、飛びつきが早いなという思いがしました。でも、城さんのおかげですなんて、私はここを一番にしようと思ったんですけど、なかなか一番じゃなかった。それはそれでいいんですけども、そういうお電話がございました。

関係者がまだ県を含めてこの技術を知りません。このシステムを採用、もしくは関連する機関と連帯して何らかの検討、この技術を検討する機関をつくりませんか。現在ある森林を後世に残すためにも、今手を打っておかなければならないと考えます。このことは議員の責任であり、行政の責任であると考えます。

そして、他に先駆けて林業振興の波動をこの菊池から全国へ起こそうではありませんか。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後のレーザースキャナの導入に向けての考えということでございますが、先ほど私の感想を述べたとおり、今後の森林管理、それから間伐、主伐、植樹等の一連の施業を行う上で大変有効なソフトであろうというふうに考えているところでございます。恐らく事務処理においても大変大きい効果をもたらすものであらうと思います。

先日概要について拝見したばかりでございますので、さらに詳しいこのソフトの機能、内容等をまずは確認したいと思いますし、当然、導入するということになりますと、その後の経費であるとか、それから導入後に恐らく業務の流れ自体も相当変わるはずでございますので、導入後の事務量、それから保守関係などの費用対効果ですね。こういったところも十分に精査を行いながら、あわせまして県、あるいは森林組合、それから地元の林業関係者、ほかと協議しながら総合的に判断して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） この前、林業関係者の方とお話ししまして、菊池は九州の真ん中であって、どこに行くにも短時間で移動でき、林業も整備されてとてもいいと

ころだと言われました。私たちはどっぷりつかっているもので、そういう意識はございませんでしたけど、よそから見れば、とてもいいところだそうです。林業的に見てもですね。これを大いに生かしていきたいという思いがあります。

ただ、今回はこれぐらいにしておきますけれども、林業振興に対して私なりの構想はあります。今回はここまでにして、再度この問題をまた次に取り上げてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に行きます。

救急救命についてということで、AEDの設置場所は24時間体制になっているか。また、AEDのメンテナンスの対応はということでお聞きしたいと思います。

AEDが一般の使用開始からことで10年になります。全体から見れば、使用例や蘇生例はまだ少ないものの、幾つかの重要な命を救ってきたのも事実です。国内の累計販売台数は45万台弱と言われております。販売台数を正確に把握することは難しいのですが、航空会社、鉄道会社、公共施設、さらに民間施設や企業が積極的に設置を進めております。そして増加しているのは確かです。私たちもAEDの設置場所を知っておく必要があると思います。

そこで質問したいと思います。

1点目。本市はAEDを設置している公共施設、あるいは民間の建物でどこに設置してあるのか、お尋ねします。

2点目に、その設置場所は24時間対応になっているのか。営業時間内に発病した場合は対応できますが、発病するのは時間を選びません。そこで、24時間対応になっているのか、お聞きします。

3点目に、AEDは当初設置したものでもう10年になります。そのときに使えるのかどうか問題ではないでしょうか。AEDの基本を確認しますと、AEDの設置者は毎日電池の確認をしなければならないと書いてあります。それでも、いざ使おうとして起動しなかったりしたケースもあるそうです。メンテナンスはどのようにされているのか。

以上3点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） くしくも、きょうは救急の日ということでございますので、救急救命についてご質問をいただきましたので、意義深いことかと思えます。お答えいたします。

AED、自動体外式除細動器というのが正式な名称でございますけれども、現在、本市では市役所本庁舎及び総合支所、保育園、幼稚園、小中学校全校、つまごめ荘、

社会体育施設、社会教育施設などに74台のAEDを設置しております。これらの市管理のAEDにつきましては、昨年5月、全世帯に配付いたしました菊池市防災マップにその設置場所を掲載してございます。また、医師や救急救命士など、救急医療事業者等の資質向上のために研修等を実施しております一般財団法人日本救急医療財団の資料によりますと、菊池市内には銀行や大きな工場など、民間事業者にもAEDが設置してございます。市の管理のものと合わせまして130カ所以上にAEDが設置されている状況でございます。

2点目の、このAEDについて24時間使用が可能となっているかということについてのお尋ねですが、現状ではAED設置施設の利用時間に限って使用できる状況でございます。

最後、3点目でございますけれども、市管理のAEDのメンテナンスの状況についてですが、AED本体に記載してございます表示ラベルなどを施設管理者が確認し、電極パッド、あるいはバッテリーの交換を行っております。本年4月にも全庁的に調査を行い、適切な維持管理が行われていることを確認しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 2点目の、24時間体制について、再度質問いたします。

今聞いたお答えですと、24時間対応は無理のようでございますから、私から提案させていただきます。24時間の対応を考えれば、どこに設置すればいいのか。あるいは、コンビニエンスストアはどうでしょうか。コンビニでしたら、市内に数多く点在しております。24時間営業で、必ず店員さんがおられます。そこに事があつた場合は飛び込み、利用できる体制をとってれば、助かる命の確率も上がると考えます。この提案は、コンビニの経営者の方からありました。行政が判断すれば設置はスムーズにいくものと考えます。またメンテナンスなど、小さいところは店側と話し合い、解決すればいいと考えます。例えば、職員の皆さんが買い物ついでに確認することもできると思います。

また、このコンビニへの設置はどこの自治体もやっております。先ほどは、3Dは大分にやられそうでございますので、二番せんじではありますけれども、これを一番にやりませんかということで、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） AEDをコンビニエンスストアに24時間設置してはどうかと

いうご提案でございます。現在、市の施設以外のAEDというのは、全てそれぞれの事業所で設置をされておりますので、コンビニエンスストアにだけ限定して、市としてこのAEDを設置するというのは難しい点もあろうかと思えます。しかし、AEDの24時間対応の必要性というのは理解しておるところでございます。

また一方で、コンビニエンスストア自体も、特に全国組織のところではそういったふうな社会的な役割を果たそうというふうな考えのところもあるやに聞いておりますので、コンビニエンスストアの本部も含めた意向調査を実施するとともに、それから公共施設のAED自体をどうにかして24時間使える方法がないかと。こういったことも含めまして、さまざまな可能性、こういった形態が可能であるかということを経済的に検討してまいりたいというふうに思います。

ご提案ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時53分

開議 午後2時01分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） みなさん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初は、危険ドラッグ対策ということで質問をさせていただきます。

大麻や覚醒剤に似た成分を持つ危険ドラッグの乱用が大きな社会問題になっております。政府は本年7月、脱法ドラッグから危険ドラッグに名称を改め、対策を強化されました。

最初に確認の意味で申し上げます。近年、脱法ハーブを吸引したことが原因と見られる深刻な交通事故が相次いでおります。脱法ハーブとは、大麻や覚醒剤に似た化学物質をまぶした植物片のことで、幻覚や興奮作用、意識障害、嘔吐、頭痛、手足のけいれんなどの症状を引き起こす危険ドラッグの一種でございます。厳密には大麻や覚醒剤とは化学構造が異なるため、薬事法で販売や所持が禁止されている指定薬物に当たらず、例えば、アロマ、お香などと称して安全を装い売られて、インターネットで入手することも可能になっております。

けさの新聞でもちょうど載ってございましたけれども、アロマ屋と称して、氏名と住所を偽って危険ドラッグをインターネットで販売して、指定商取引法違反になっ

ているというような記事がけさ載っております。違法ではないという認識から、軽い気持ちで使う若者がふえているということです。

ここ近年、脱法ハーブが原因と見られる交通事故が相次いでいます。2012年には愛知県春日市でライトバンにはねられた女子高校生が亡くなっておられます。また、2013年には東京で乗用車が車6台にぶつかり、5人がけが。また、ことしに入り、2月に福岡市で乗用車が10台に次々とぶつかり、15人がけがをされております。6月には、東京池袋で車が歩道に突っ込み、一人が亡くなられ、7人がけが等々、たくさん事件が起きております。危険ドラッグがいかに広がっているかがわかります。

国はことし4月から薬事法に基づいて、指定薬物に指定された化学物質を含む危険ドラッグは、製造販売などに加え、所持や使用も禁止され、罰則の対象になっております。また、2014年時点で68種類だった指定薬物数を1,379種類まで拡大しております。都市から地方へ広がりつつあり、規制の網を巧妙にくぐり抜け、新種が次々とあらわれ、イタチごっこの状態が続いております。

初めに、本市としてどのような形で市民や青少年に危険ドラッグの注意喚起をしていこうと考えておられるのか、質問します。

次に、大阪府は、2012年に防止条例を国に先駆けて制定し、独自の違反薬物を指定し、購入や使用に加え、単純な所持にも全国で初めて罰則を設けました。さらに警察による販売店舗への立ち入り調査や成分分析検査を実施しました。販売店舗は、その結果、半数に減り、薬物中毒で救急病院搬送が2012年に46件あったものが、2013年には10件に減ったという結果も出ております。条例を制定しているのは大阪府のほか、東京都、愛知県、和歌山県、鳥取県、徳島県の6都道府県です。残り41都道府県は制定されておらず、条例をかわすため、業者や、また客が、大都市ゾーンから地方に移る傾向があることがわかっているそうです。本市として、今後必ず必要となる防止条例を制定する考えがあるか。

その2点をまずお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） こんにちは。泉田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の注意喚起につきましては、近年、危険ドラッグの乱用者によります犯罪、あるいは死亡交通事故の事案が後を絶っておりません。これが現在、大きな社会問題となっております。

国は平成25年8月、薬物乱用対策推進会議におきまして、第四次薬物乱用防止五カ年戦略を制定いたしまして、危険ドラッグに関する正しい知識の普及、啓発等、

危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取り組みを強力に推進しているところがございます。

本市では、県からの依頼を受けまして、チラシやポスター、ホームページで危険ドラッグについての注意喚起を行っているところがございます。また、青少年に対しましても、注意喚起というのはこれは必ず必要になってきますので、学校教育としましては小学校の高学年を対象に年1回、養護教諭によります薬物乱用防止教室、中学校では保健体育の授業で薬物乱用防止についての学習を実施しているということをお聞きしております。

また、全国市町村教育委員会連合会より通知のありました危険ドラッグの根絶のための緊急対策の推進についてを本年8月に各小中学校へ通知をいたしまして、危険ドラッグに対する国の取り組みを周知しているところがございます。

今後とも、国、県等の対策に応じまして、関係部署と連携をいたしまして、広報、ホームページ等によります市民への危険ドラッグの注意喚起を行っていきたいと考えております。

また、2点目でございます危険ドラッグの防止条例につきましては、現時点では制定の予定はございませんが、今後、国、県の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 県、国を通しながら、市もいろいろな角度でチラシ、ホームページ、広報ということでやっているということをお伺いしました。やはりこれは大都市ということで一般の人たちは思いがちですけれども、やはりこれから地方に品を変えて襲いかかってくる内容でありますので、どうぞ今からの青少年のために注意喚起をお願いしたいと思っております。

それでは、次に、防災、被災地の支援についてということで質問をさせていただきます。

初めに、さきの広島北部災害において多くの方々が被害を受け、亡くなられたことに対してお悔やみを申し上げます。ことしの夏は全国各地で雨による災害が起こっております。改めて防災、減災の必要性を痛感いたしました。東日本大震災もいまだに復興作業が続いております。我が県、我が市も平成24年の九州北部豪雨では甚大な被害がありました。

初めに、今までの経過として、被災地へどのような人的支援、義援金等をしてきたか、お尋ねします。

また、今後、本市の防災対策として、災害時の周辺地域との災害協定や、行政、民間、その他企業との協力体制はどのようにできているのか。

さらに隣接する他県、他市との連携はどのようにになっているのか、質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） ただいまの災害被災地の支援状況について、ご答弁をいたします。

まず1点目の東日本大震災にかかわる支援状況でございますけれども、東日本大震災被災自治体に対します人的支援につきましては、発生当初より全国知事会等の要請に基づきまして職員の派遣を行っており、災害が発生しました平成23年度には宮城県東松島市を初め、複数の被災自治体へ計16名の職員を短期派遣いたしました。また、平成24年度からは同じく東松島市へ職員1名を派遣し、主に被災地の道路復旧事業に従事しております。当初、平成24年度のみ派遣を予定していたところでございますが、本格的に復興事業が進められる中で、東松島市から人的支援の引き続きの要請がございましたので、本年度末まで職員の派遣を継続しているところでございます。

次に、さきの広島市に対する状況でございますけれども、8月19日からの豪雨によります広島市の災害に対する支援状況でございますが、人的支援につきましては広島市の意向を最大に尊重すべきと考えておまして、今後、国や広島市からの支援要請があれば前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、義援金につきましては、被害を受けられました地域の日も早い復旧、復興を願ひまして、その一助となればという思いから、8月27日から市役所本庁舎及び各総合支所に義援金箱を設置いたしました。

なお、義援金に関します市民の皆様への周知方法としましては、広報用チラシの全戸回覧とホームページへの掲載並びにテレビを活用しましたRKK熊本放送のデータポンでの情報発信を行ったところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今、職員のほうも現在一人頑張っておられるということがあります。また、広島への人的支援も今後要請があれば考えていく。そして、また義援金箱も、さきの市長のご挨拶の中にありましたように設置をしていっておられるということで、やはり、いつ私たち菊池市にそういう災害が起きるかということ

を考えると、非常に大事なことだと思っております。

冒頭申し上げましたが、広島市を襲った大規模土砂災害は甚大な被害をこうむりました。土砂災害、土石流、がけ崩れにより、多くの方が亡くなられ、70人を超えるという大きな惨事になりました。今回の議会では、冒頭から市長がそのことを率先して言われております。今後、短時間で局地的に降るゲリラ豪雨も多発しております。悲劇を繰り返さないために、自助、共助、公助のさらなる連携強化が求められていると思っております。

菊池市においても大規模土砂災害が起こり得る環境があります。9月1日は防災の日でありました。防災には、地震、台風、突風、河川の氾濫、津波、土砂、がけ崩れ等々がありますが、個人が日ごろから備え、訓練することはなかなか難しいものです。災害が起きたときには防災の大切さを思うのですが、いつしか、その意識も薄れがちになります。

しかし、今回の大規模土砂災害が残した教訓は、やはり何より日ごろからの準備、ふだんの心構えが大切だと思っております。市民一人一人が自主的、積極的、能動的に、今、自分が住んでいる地域はどういう地形なのか、どのような弱点があるのかという、いざというとき、自分はどこにどのように逃げればよいのか。そうしたことを日ごろから十分に知り、準備しておく必要があると思っております。

熊本の蒲島県知事は、九州を支える広域防災拠点熊本空港に置く構想を上げられて、政府に働きかけをされております。また、大分県では日本一防災力を目指し、防災士が5,000人を超えたそうであります。この5,000人という数字は東京都の次に多く、人口比から言えば全国1位だということであります。防災士というのは民間資格で、災害への知識や技能を生かして地域を守る防災リーダーということであります。先日、大津町もそれをされたということが新聞に載っておりました。今後、本市でこのようなことを取り組むことが必要ではないかというふうに思っております。

できれば、今後、この本市での防災、減災についての取り組み、そして、またこの防災士については次の議会のときに質問をさせていただくということで、次に移らせていただきたいと思いますと思っております。

竜門ダムの活用による農林業の未来像というテーマで、我が市には河川による豊かな水に加え、農業に欠かせない貴重な財産である竜門ダムを有しております。国においても、本年、水循環基本法が成立し、熊本県も地下水保全条例が制定されました。さらに地下水と土を育む農業の推進を基本理念とする条例を本年度中に制定する予定です。

初めに、竜門ダムの水の活用の現状を質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

竜門ダムからの農業用水につきましては、菊池台地用水土地改良区が中心となりまして、畑、水田等へ給水を行っていますが、受益の範囲は菊池市を初め、大津町、合志市、山鹿市、熊本市の4市1町へまたがり、3,259ヘクタールへ給水しております。そのうち菊池市へは1,371ヘクタール給水をしているところでございます。

次に、受益地の主な作付といたしましては、水稻、飼料類等の穀類が約49%、野菜類が約15%、樹芸・芝等の工芸作物が約6%、その他30%は果物、豆、花、果樹等の栽培が行われているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 今、竜門ダムの活用の内容を答弁していただきましたけれども、菊池市が1,371ヘクタールということでございます。竜門ダムの受益率を見てみますと、熊本市、合志市、大津町は90%に達しているということです。では、菊池はといいますと、竜門ダムを抱えておりますけれども、60%ということです。確かに菊池は豊かな河川があり、稲作に恵まれているし、地域ではまた開田や畑に活用がされておりますけれども、まだまだ十分ではないということが見受けられます。

特に七城町は施設園芸でメロンやスイカ等さまざまなことでこの竜門ダムを使われているということで、七城の方に聞きますと、非常にその竜門ダムのおかげで助かっているということをお聞きしております。ただ、旭志、泗水町の農家の方に聞きますと、まだまだ利用されていないということがわかっております。私の家も6反ほどありますけれども、竜門ダムの水はまだ使っておりません。何か使わなくてはと考えているところでございます。

その使っていない原因として私なりに調べましたら、やはりダムの水を引く工事の際に、今は使わないが、将来のために引いておこうと考えていた。ただ、現在、高齢化してそれを使っていないということ。また、それを活用する後継者もいないと。そして、何をしたらいいか、活用しきれないというのが大方の内容でございました。

全国的な問題になっている高齢化と後継者不足を解消するために、大津町では12の集落、営農組合が再編成、統合して、273ヘクタールの県内最大規模の農業

法人をつくっておられます。また、先日の新聞では、玉名市岱明町では集落営農法人が設立されることになりました。これは6集落、64人で構成され、農地約100ヘクタールを法人が借り受け、米、麦、大豆を生産し、構成農家が分担して作業を受け持つということです。これは省力化、技術の導入により、低コストの水田農業が期待できる一方、農家の高齢化による農地の放棄地を防ぎ、維持するための受け皿の役割を持っているということでございます。

農家の高齢化、後継者不足による放棄地歯どめの対策ということでもありますけれども、それもあわせて竜門ダムの水を活用する方法を指導、育成する考えがあるか、質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、本市におきます菊池台地用水整備につきましては、計画面積が2,276ヘクタールに対しまして、現在1,371ヘクタールが通水可能というところになっているところでございます。議員が先ほどおっしゃいましたとおり、旭志、泗水地域におきましては、以前から酪農等の畜産業が盛んであり、受益地内におきましても飼料畑が広がっておりまして、給水の必要性が少なく、活用されていないのではないかというふうに思っているところでございます。

また、ご指摘いただきましたとおり、農業経営者の高齢化、後継者不足、さらには価格の低迷やTPPなどの問題は、農業を取り巻く環境といたしましては依然厳しい状況にあるというふうに思っております。

水を活用いたしました施設園芸農家等への新規就業並びに規模拡大にも大きな阻害要因となっているところだと思っております。

今後も引き続きまして関係機関であります菊池台地用水土地改良区等、関係団体と連携をいたしまして、担い手であります農家、法人等につきましては、面的集積が移行される中で、研修会や講演会等あらゆる機会を通じまして、全国の先進地事例などを紹介いたしまして、竜門ダムからの安定した農業用水の有効的な活用を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） やはり、これは菊池市の本当の喫緊の課題であると思っております。竜門ダムの水がいかに重要かということで、90%使っておられる熊本、合志、大津町はやはりもっとくれないかというような要望もありますけれども、面

積の割り当てということで、やはり菊池市は恵まれておりますので、そこを何とか先進地の事例を踏まえながら、いろいろな講習会を開きながら、この活用方法を指導していただければと思っております。この内容については今後もまた続けていきたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思っております。

造園力で市の活性化をということで、造園という言葉を使わせていただきましたが、その思いは、菊池市全体を庭と見立てていたとき、そこに住まわれている市民の生活の場をいかに美しく、快適な空間にしていくかが市の活性化につながっていくと思ったからであります。

菊池市の中には温泉街の街並みもあれば、大自然の森の溪谷もあります。また、棚田もあり、里山もあれば、菊池川、合志川の流れた田園風景もあります。これをスケールの大きな庭と見たとき、この風景は菊陽町にも合志市にもありません。この景観を保全し、創造していくとき、すばらしい菊池市がさらに活性化していくということを思い、この質問をさせていただきました。

前置きが長くなりましたけれども、まず、4点質問をさせていただきます。

一つ目は、施政方針の中で、江頭市長が癒しの里菊池を目指していく中で、日本一の桜の里や森の中のまちづくりを上げて、現在実行に移されておられます。実際、各地域で植樹祭や全国さくらシンポジウム等のイベントが開催されておりますが、そのほかの取り組みも含めて、現状と今後の計画を初めにお聞きします。

2番目です。次に、オープンガーデンについてでございます。本市はボランティアによるオープンガーデンが十数カ所あり、インターネットでも紹介をされていますが、地元の人でもオープンガーデンを知らない人がたくさんおられます。本市のオープンガーデンは、12年前、10軒からスタートし、菊池に来られた人たちに庭を開放し、ゆったりとした気持ちで見たい、菊池を楽しんでもらおうというスローライフの考えで始められたそうです。もちろん入場料は無料でございます。地味な活動ではありますが、影の菊池観光大使だと思っております。

今、社会は心の癒しを求めています。菊池をアピールしながら、自分も楽しみ、訪れた方と心の交流をされておられます。時には大型バスで来られたり、団体で来られたり、また海外からもインターネットで調べて来られたりするそうです。

近くでは、南阿蘇では毎年庭めぐりオープンガーデンを行っています。これは季節を選んで、6カ所の個人庭園を1週間ほど開放し、南阿蘇の自然とともに楽しむガーデンフェアをやっているそうです。

菊池らしさ、これを出すために、菊池で毎年やっております菊展も歴史がありますけれども、大変すばらしいものでありますけれども、それと同時に、それをあわ

せてオープンガーデンショーや、また園芸講習会をしながら、この菊池を、癒しの里菊池の一環として取り組む考えがないか、質問させていただきます。

次に、景観スポットの再発見ということでございます。本市には自然のたくさんすばらしいところの景観スポットがあります。前回述べましたけれども、本市にある老樹、名木の数々です。また、花房の坂の景観、旭志のグリーンロードから見る景観、里山の棚田、七城の田園風景等々さまざまです。一人ではなかなか見つけれないすばらしい景観を掘り起こし、広く紹介し、市民の方にアピールをしていくとよいのではないかと考えております。

そのために、例えばカメラの愛好家の人たちを呼んで、そのすばらしい景観を写していただき、展示をしてもらったり、また、大学と提携しているところと学生さんたちに頑張ってもらっていただき、景観スポットを掘り起こしてもらったり、また、広く愛好家の市民の方から募集するという考え方です。本市として景観スポットをさらに掘り起こしていく考えはあるかということです。

4点目に、一般質問で温泉街の街並みの景観をつくる提案を以前させていただきました。その中核として、築地井手の水をアピールした街並みともみじ等の雑木林、また四季折々の季節を感じる街並みができないかという質問でございました。そのときの市長の答弁は難しいと言われましてあきらめておりましたが、江頭市長にかわれ、市長の施政方針で森の中のまちづくり構想と一致するものがあると確信しましたので、再度質問をさせていただきます。平成25年度の森の中のまちプロジェクト事業の実績と温泉街の取り組みの現状を質問します。

以上4点をよろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず、私のほうからは、第1点目の桜の里プロジェクトの現状と今後の取り組み。二つ目のオープンガーデンの取り組み。それから四つ目の温泉街の景観の取り組みについて答弁をいたします。

まず、1点目の桜の里プロジェクト事業につきましては、本年1月に各種団体のご賛同を得て、菊池さくら千年プロジェクト実行委員会を設立し、事業を展開してまいりました。平成25年度につきましては、市町村ごとに5回の植樹会を開催し、桜の里づくりの第一歩を踏み出すことができました。植樹場所につきましては、菊池地区が正観寺参道と北宮の桜堤、七城地区が小野崎区の赤北農村公園と高田・加恵地区の迫間川堤防沿い、それから旭志地区が太陽の家、泗水地区が泗水浄化センター及び合志川堤防沿いと、それと富の原団地に植樹し、合計124本の植樹の実績となっております。

また、市長が提唱されております連携して海までつなぐ桜並木につきましては、商工観光課と連携のもと、下流域の山鹿市、和水町、玉名市に出向き説明を申し上げます、連携をとりながら推進することでご賛同をいただいております。

平成26年度事業につきましても、昨年度に引き続き、事業推進ができますように、先般実行委員会で確認したところでございます。植樹場所につきましては、国や県と今後協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、市内外から桜及び寄附金等の申し出もあっておりますので、菊池観光協会が所管しております菊池さくら基金と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のオープンガーデンの取り組み状況でございますが、一般民家の家を開放し、街中を散策している人たちが気軽に立ち寄って見学していただき、お茶でも飲んでくつろいでもらう場所になればという思いを込めて、平成14年7月から公開されております。

まちを散策しただけでは見つけられない菊池の魅力を、訪れる人と迎える人が触れ合いながら、またお茶を飲みながら地元のすばらしさを語り合うことで見出すことができる、市民の皆様による心温まる手づくりのおもてなしであると考えているところでございます。

なお、菊池の祭りなどのイベントを活用してオープンガーデンに取り組まれている方々を表彰する取り組みについては、現在のところ考えておりません。

それから、4点目の温泉街の景観の取り組みについてですが、平成25年度から森の中まちプロジェクト事業に取り組んでおります。森の中まちプロジェクト事業は、街中に点在する空き地等を利用して緑地化を進め、癒しの里を目指すものでございます。これまでの実績としまして、市民の皆様に広く本事業を知ってもらい、市民の皆様に直接参加していただくため、先進地の視察のほか、5回にわたりワークショップを行っております。特に温泉街につきましては、ワークショップの中でも検討を行っており、特に力を入れたいと考えております。既に温泉街入口の市有地には木を植え、本年度のラブベンチの設置場所として整備をしております。

今後の取り組みとしましては、他の地域のモデルとなるように温泉街をまず整備できるよう、空き地の地権者の方々に協力をお願いしたいと考えております。

並行して、演出効果の高い手法を提案し、街中への緑化につなげたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○**経済部長（松野浩一君）** それでは、私のほうからは、3番目の景観スポットの再発見をということでお答えさせていただきます。

市内には一般には知られていない景色や景観が数多く存在すると思っております。この一つの新たな視点といたしまして、平成25年度から「癒しの里菊池」フォトコンテストを2回開催し、四季折々、さまざまな風景写真が数多く寄せられたところでございます。また、菊池観光協会におきましては、フォトコンテストを行いまして、入賞作品はポストカードとして販売がされているところでございます。

議員のほうからご提案いただきました観光資源といたしましての景観スポットを見出す一つの有用な方法であり、さまざまな機会を捉えまして情報収集をしてみたいと考えているところでございます。

また、菊池遺産につきましても、伝統ある文化や豊かな自然など、地域で誇るべき宝であり、景観スポットとなり得るといふふうに思っているところでございます。

今後はオープンガーデンも含めました景観スポットの掘り起こしと、菊池の魅力をアピール発信していくための取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○**議長（森 清孝君）** 泉田栄一朗君。

[登壇]

○**15番（泉田栄一朗君）** それでは、一つずついきたいと思っております。

平成26年度から事業が、これからが重要になってくると思っております。さまざまな協力機関と手をつなぎ、進めていくわけですが、この桜の植樹ということで、1回目が終わって、次からが非常に重要になってくると思っております。

市長が提唱されております、連携で海までつなぐ桜並木や桜スポットの植栽計画でございます。その中で大変いいことも言われておりますけれども、また反面、いろいろな批判も市民の方から聞こえてきます。例えば、一つは、たばこ農家の方からですけれども、病気や病害虫、こういうものは大丈夫だろうかということ。また、二つ目には、将来、成長し、大きくなったときの管理費、またその負担をどういうふうに考えておられるのか。そして三つ目に、桜の名所というのは各県下、また全国でもたくさんあります。そういうところと対抗しながら、またタイアップしながらいくわけですが、やはり菊池独自の桜の里をつくっていくということですので、そこをどう考えておられるのか。この3点について、できれば市長にお答え願いたいと思っております。

次に、景観スポットでございますけれども、景観スポットについては、今、さまざまな角度で菊池市も頑張っておられます。ぜひいろいろな角度でご紹介をしてい

ただきながら、菊池市の観光につなげていきたい、いつていただければと思っております。

それと、オープンガーデンの件でございますけれども、オープンガーデンについては、やはり若い人たちが今は非常にそういう興味を持たれております。そして、また、仕事を終わられた60歳以上の方がそういう趣味を持っておられて、菊池市を訪れたとき、そういうところに寄られるそうですけれども、やはり大きなイベントで、改めていろんなイベントをするというのは大変ですので、やはりそういう菊展等の活用をしながら、芸能の方を、歌手を呼ぶというよりも、そういう園芸の非常に有名な、例えば柳生博さんとか息子さんたち、長野県で田舎暮らしをされております。そういう幅広い角度で、菊池市と非常に近い、菊池市のアピールをできるような方を呼んでいただければ、県内外からもたくさんおいでになるんじゃないかなと私なりに思っているところでございます。

そういうことで、そういう取り組みも考えていただきたいと思っております。これについては答弁は要りません。

それと、桜についてでございますけれども、やはり今後はこの桜。日本には桜の名所がたくさんありますけれども、やはり菊池市独自の桜の名所を考えていくということであれば、例えば全国に目をやってみますと、青森県の弘前市とか、金沢の兼六園とか、また福島の三春桜、または近くでは阿蘇の一心行の桜があります。そういうふうにも全国でも有名な桜がありますけれども、やはり後はどういう計画で、そしてその管理をどのようにやっていくのか。その専門的な知識が今後は重要になってくるのではないだろうかと思っております。また、それをいかにアドバイスしてくれる人が必要になってくるかと思っております。そういうことも考えてもらいたい。

それと、二つ目に、菊池市には墨染桜という菊池一族由来の桜があります。これは100年から150年の珍しい桜があります。ぜひこういう九州でも珍しい桜を、やはりもっと菊池市もアピールしていただきながら、それを観光の一つの目玉にしていいただければと考えております。

とにかく桜だけでも何百種類という種類があります。そういうようなことを含めて、全体的にやっぱり考えていく必要があると思っておりますので、それも一つご指導願いたいと思っております。

それと、4番目に菊池市の街並みでございますけれども、空き地や公用地を活用して植栽し、温泉街をモデル地区として進めていくということでもありますけれども、特に熊本県では成功した事例を見ますと、黒川温泉がございまして。数多くの方が黒川温泉を訪れ、そして、またみんなが知るところでございます。

その成功事例をご紹介しますと、約24軒の旅館から始まったそうですけれども、

合い言葉は黒川一族館と、黒川一族館という合い言葉だったそうです。そして、1軒1軒の旅館は一つの部屋と考えると、そして道は廊下という考え方で、地域住民が一丸となってふるさとの自然、暮らし、もてなしの風景づくりをつくっていったということで、一体として庭というようなところで考えていったそうでございます。

私もその考えは非常に重要だと思います。これから菊池市の温泉街を考えていくときに、大きな捉え方を持って行って、その重要な点は何かといいますと、風景づくりの原則三つが大事だと思います。懐かしさ、暮らしの景観、天然素材。懐かしさ、暮らしの景観、天然素材。これを踏まえて、菊池らしさをつくっていく必要があると考えております。その全体を考えながら菊池のデザインを考えていけば、非常に素晴らしいものができるのではないかと考えております。その点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは私から答弁させていただきます。

今4点。桜に関するこの管理の病虫害等々の面ですね。それから管理負担の面。それから特色の出し方。それから最後に温泉街の景観のつくり方ということでございました。

まず1点目の桜の里プロジェクトに関する落ち葉、あるいは病虫害における各種の苦情の件でございますけれども、桜を植えることで一番気をつけておりますのは、農作物等に悪影響を及ぼさないようにということは念じておるところでございます。従いまして、植栽をする際には必ず事前に相談をする等を行いまして、近隣の関係者の方々に迷惑がかからないように調整を行いながら進めているところでございます。

また、特に剪定ですとか消毒といった、必ずしも地元の皆様だけでは管理が困難な部分、あるいは簡単に行えない専門的な部分につきましては、実行委員会が支援を行うという体制をつくっておりますので、こうした形でカバーしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の市の管理負担の点でございますけれども、桜の里づくりのこの基本というのは、ご賛同いただいた市民の方々がこの力を寄せ合って、主体となって取り組んでいただくということを考えておりますので、ボランティア活動による維持管理というのを基本に考えたいというふうに思っております。そのために菊池ファン、桜のファンをふやして、より多くの賛同者、協力者の方々の多方面のご支援をいただきながら維持管理が行える体制を築いていきたいというふうに考えているところです。まさに市民の市民による市民のための桜の里づくりということをして

ご理解いただきまして、市民力を活用しながら植栽管理ができるように努めてまいりたいというように考えています。

それから、3点目の菊池としての特長の出し方でございますけれども、一つには、山から海につながるプロジェクトということを施行していますので、高さも違ってきますので、できれば種類をふやすことで、できるだけ長い期間楽しめるような工夫も考えていきたいというふうに考えております。

こういったことは実行委員会の中でさまざまなランドデザインを策定していただくことにしておりますので、その中で植栽の場所と同時に、桜の特性に配慮した樹木の種類についても検討していくということを考えておりますし、また、この委員会の中に専門家にも入っていただいておりますので、専門家の方々の意見も参考にしながら進めていくところでございます。

それから、最後に温泉街の景観の件でございますけれども、温泉街というのは菊池観光のいわばシンボルでございますので、その緑化による魅力アップというのも一つ重要な点と考えております。黒川温泉のまねをする必要はないとは思いますが、非常に学ぶべきところはたくさんあると思っておりますし、そのほかの地域の工夫等も勉強しながら、菊池らしさというのを作り上げていきたいというふうに考えております。関係部局との連携をとりながら、今後そうした点を具体的に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 市長から答弁をいただきましたので、菊池らしさをぜひ頑張ってくっていただきたい、そういう思いでございます。

一つ、質問を忘れておりましたんですけれども、足湯についてでございます。これは答弁は要りませんが、今、足湯については市民の方から余りよい評価がありません。私も足湯については賛成した一人として、温泉街の活性化のために市民の方から喜ばれるものにしなければならないというふうに思っております。そのためには、足湯が街並みと調和し、温泉街へとつなぐ役割を持つてほしいと。やはりこの足湯を温泉街の景観の一つとして、さらにこれをリフォームしながら、市民の方が本当にこの足湯はいいと言われるような持っていく方をつくっていかなくちゃいけないなと思っております。そういう意味で、今後はそのアドバイスを次の機会にさせていただきたいと思っておりますので、そのときにまた答弁をお願いしたいと思います。

次に、菊池市の歴史、文化を海外にということで質問をさせていただきます。

本市は韓国と中国との交流をしていますが、今まで姉妹交流以外の、国も含めてどのような交流をしてきたのか。そして、経済的効果があったのか、初めに質問をします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） こんにちは。

ただいまの国際交流に関する取り組みについて答弁させていただきます。

現在、菊池市では韓国の金堤市と清州市、そして中国の泗水県と友好都市を締結しております。

これまでの取り組みとしましては、韓国の金堤市で開催されます地平線まつり及び清州市で開催されます生命のまつりに太鼓や舞踊などを披露する市民交流団の派遣や、本市で開催されます菊池桜マラソン大会、しすいコスモスマラソン大会にランナーを招待し、文化、スポーツの相互交流を行っているところでございます。

また、青少年相互交流としまして、中学生のホームステイ事業も実施しておりますが、新型インフルエンザや口蹄疫、そして鳥インフルエンザの家畜伝染病発症などの事情により中止せざるを得ないときも幾度かありました。泗水県につきましても卓球を通じて子どもの相互交流を実施していましたが、近年の領土問題を初め、国家レベルでの問題が発生してからは交流が休止しているのが現状でございます。

誘客事業としましては、昨年度まで九州に最も近い国、観光の釜山で開催される国際観光展におきまして、観光協会や女将の会と一緒にあって、温泉や菊池溪谷などの観光地を紹介し、誘客を図ってまいりました。

県の観光統計によりますと、平成20年の領土問題から激減していましたが韓国からの宿泊者数も、平成21年の1,716人から、平成25年、9,409人と改善してきている状況であり、継続的に誘客活動を行ってきたことも一因と考えられます。

また、市民の国際交流団体であります菊池国際交流協会の主催により、本市に在住されている外国人の方との交流会を開催しており、菊池溪谷等の観光地紹介や本市の魅力を体験していただけるような物づくり作業への参加など、交流事業として取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） いろいろ今ご紹介をしていただきました。経済効果については余りなかったような感じでお答えがなかったと思います。

熊本は今、県と市を挙げてアジア交流に力を入れております。その一つとして、ことし10月から熊本と台湾高雄を結ぶ国際定期チャーター便で週3回往復の航路が決定しております。

このことで各市町村の動きがあります。

熊本市議連は、高雄市の市議会国民外交促進会と友好交流に関する覚書を交わしました。

また、小国町の民間グループは、1988年から毎年台北の中国文化大学の学生のホームステイを行い、ことしも8月、13人を受け入れ、高校生との交流がありました。

また、九州経済連合会は九州各県のJAと連携し、2016年までに香港とシンガポールに直売所を開業する予定でございます。

また、新聞を見てもみると、中国人の海外旅行の旅行先は、1番が日本、2番が韓国で、1人当たり幾らぐらい使っているのかということ、約34万円との調査結果があります。また、ことし1月からの日本への海外の方の旅行客が、ナンバーワンは台湾の人ということでありました。

また、交流はお互いの国の文化、歴史を認め、理解しようとする心から始まります。いろいろな国際間の感情や政治的な問題もありますが、人間と人間との尊厳の上から民間交流を進めていくべきだと思います。

くまモンが国内に限らず、海外でも宣伝部長として経済効果をもたらしております。台湾のセブンイレブンには500店舗近くの店にくまモングッズが置かれて人気を博しているそうでございます。

このように蒲島知事は、積極的にアジアに向けてトップセールスを取り組んでおられます。

市長にお尋ねします。本市には歴史、文化、豊かな自然、農産物があります。それを海外に発信する考え、計画、スタンスをお聞かせ願います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 菊池の魅力を海外発信してはいかがかというご質問でございますが、私も基本的にそれは賛成でございます。

今、ホームページの見直しを行っているところでございまして、特に観光面のところは力を入れておりますので、ぜひ海外の方にも心に刺さるようなPRを工夫していきたいというふうに考えているところでございますし、また、観光だけではなく、来ていらっしゃるお客様に菊池の農産物ですね。こういったものを十分に堪能いただいて、そしてファンになっていただいて、また、その広がりにつながって

いくというふうな施策を今後進めていきたいというふうに考えております。

先般、これは正式な名前は忘れましたが、台湾のいわば総領事に当たる方が2回ほど本年訪れられまして、菊池市の自然を気に入って、チャーター便に合わせてぜひ旅行者等も持っていきたくたいと。また菊池の農産物もぜひPRしてほしいと。いったふうなお声かけもございましたし、菊池の情報を、実はもう海外にインターネットで発信していただいているウェブマガジンがあるのですが、そこから逆に国内の大手旅行業者が菊池を発見されまして、海外の旅行者向けにコースをつくることを決定したと。それを今後、海外の旅行業者に提案していくというお話を聞いたところでございます。

そういう意味では、まだ潜在力を大変たくさん持っていると思いますので、大いにPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（泉田栄一郎君） 終わります。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後3時01分

開議 午後3時09分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） こんにちは。

議席番号4番の水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

通告に従いまして質問いたします。

まず、質問の1番、畜産振興についてでございます。

素牛と後継者について。

2番目が、肥後あか牛についてを質問します。

西日本有数の畜産地帯と言われております我が菊池市の畜産販売高は全国で7位となっております。JAの畜産販売高は193億円となっております。市場頭数でいきますと、和牛黒が約1万3,000頭、和牛あかが約1,200頭、乳用種ホルスタイン種が1万1,000頭、養豚が9万頭となっております。酪農で用いるホルスタイン種は北海道からの導入が年260頭ほど入ってきています。

また、熊本県の市場においても菊池市は畜産地帯だということで、県外からの売り手、買い手が多数来られます。私も生後2カ月ほどの子牛を出荷していましたが、県の市場には、九州はもとより、長野県あたりからも出荷されていました。

そういう畜産地帯で最大の問題となっているのが素牛確保であります。素牛確保は、ひいては畜産業の後継者確保に重要なポイントとなります。

そこで素牛というのは、やはり繁殖農家あたりの存在が重要となってきます。和牛においてですけれども、繁殖農家というのは、10年前、20年前までは老夫婦が庭先で牛を飼うというのが繁殖農家の主体でありましたけれども、最近では肥育農家、酪農家が繁殖の仕事をしています。その中には、長男が家業を継ぎ、次男が繁殖農家をするというケースもあります。このことはこの菊池に若い人が後継者として、家業を兄貴、弟さんが繁殖をするということで、若い人が我が菊池市に残るといことになりますので、非常に大事なことであり、またいいことだと思っています。

現在、菊池市の繁殖農家数はあか毛、黒毛合わせて100戸ほどとなっています。和牛に関してですけれども、18カ月令の雌繁殖は、平成6年、20年前は戸数的には347戸、現在は100戸となっています。頭数といたしましては、20年前が1,285頭、現在は2,686頭、倍以上になっているところでございます。これは先ほど申しました肥育農家、酪農家が繁殖の仕事を規模拡大してやっているところが頭数の増につながっていると思われれます。

そこで質問でございますけれども、肉用牛繁殖経営及び酪農経営における繁殖用素牛の確保について、畜産農家への支援策はどのようなものがあるのか。また、畜産と後継者の確保に向け、どのような取り組みがなされているのか質問し、それから県において、平成26年度からあか牛繁殖雌牛の増頭に向けた、あか牛新生産システム緊急対策事業というものを県が行っておりますけれども、現状においてどのような状況となっているのか。システムの仕組みと現状の取り組み状況について、まずお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

2点でございます。

まず最初に、素牛と後継者についてでございます。

肉用牛繁殖経営農家につきましては年々減少傾向にある中で、繁殖用の素牛確保のための支援策といたしまして、菊池市家畜導入事業におきまして、肉用繁殖牛の導入助成を行っているところでございます。また、酪農経営における高品質生乳生

産を目的といたしました乳用牛の導入を平成25年度から新たに拡充いたしまして、あわせて性別凍結精液助成事業を実施しながら、畜産経営の基盤強化を図っているところでもあります。

一方、後継者の育成に関しましては、本市では二本立てで取り組んでおり、まず、就農定着を促すために菊池市担い手育成対策奨励金を支給しております。さらに技術を習得するための研修等を支援するために、青年就農給付金等の支給を行っているところでもあります。

今後も新規就農者及び農業後継者が夢と希望を持って円滑に就農できるよう、支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の肥後あか牛についてでございます。本県の特産といたしまして既に定着しておりますあか牛につきましては、脂肪分が少なく、赤みの肉が多いことから、消費者のヘルシー嗜好により年々需要が高まっているところでございます。一方で、あか牛の飼養頭数は年々減少傾向にあり、消費者のニーズに追いついていない状況でもあります。

県ではその打開策といたしまして、本年度から県の畜産研究所におきまして製造したあか牛の受精卵を酪農家で飼われているホルスタイン種に移植することで、乳牛からあか牛を生産する、あか牛新生産システム緊急対策事業に取り組んでいるところでございます。

本年度の県の予算額といたしましては約3,200万円となっており、この取り組みによりまして、あか牛の増頭はもとより、慢性的な肥育用素牛不足の解消を目指すものでございます。

この制度は本年度から3カ年の取り組みの予定でございまして、現在、県内の酪農家で約100頭の乳用牛に移植が行われており、受胎率は30%程度と聞き及んでおりますが、今後3年間で約2,000頭へ移植を見込んでいるところでございます。

なお、本市管内の酪農家におきましても、要望を上げた農家のうち、既に18頭に対しまして移植が行われておりますが、乳用牛の妊娠期間は約280日程度であり、今回、受胎しました場合には、早ければ来年の4月に子牛が誕生することになります。

また、移植した際には受胎、不受胎に関係なく、協力された農家には協力金を支払います。受胎後に生産された子牛につきましては、酪農家において約100日保育した後、農業団体が買い上げるシステムとなっており、売り渡し代金につきましては全て酪農家の収益となるものであり、市といたしましても、今後の動向に注目しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 再質問を行います。

肥後のあか牛は、北海道の業者がゴールデンタイムに有名女優さんを使ってコマercialを流してからというもの、爆発的に売れているといった状況です。畜産農家の方に聞きましたところ、県市場、また高森市場に北海道の業者さんがやってきて買うので、なかなか買えないと言っておられました。また、あか牛の肉販売においては、全農系のある販売所が800キロ販売を用意していたんですけども、急に2,500キロ下さいと言うので、肉をそろえるのに大変だったという話も販売所あたりから聞こえてきています。

農家の方に聞きますと、とにかく数が足りないと。肥後あか牛の売れ行き、伸び率というのは上昇するだろうと言われております。先ほど部長がおっしゃられたとおり、ヘルシーさが受けているんだろうということでした。そうなれば、現在黒牛を飼っている農家も将来はあか牛を飼うという状況も考えられます。そうなれば、肥後のあか牛というブランドは定着しているわけですから、何とかしなければならぬと思います。

菊池市自体で受精卵を酪農家とタイアップして県の事業と同じようにできないか。また、平成25年度における菊池市家畜導入事業の状況はどのようになっているのか。この二つですね。県のあか牛再生緊急対策事業と菊池市の家畜導入事業の状況、このあたりをお聞きします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、2点についてお答えいたします。

まず最初に、県で取り組んでおります、あか牛生産システム緊急対策事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、消費者ニーズに応じたあか牛の増産とあわせまして酪農家における収益性の向上が期待されるものであり、まさに画期的なシステムであるというふうに認識しているところでございます。しかしながら、議員おっしゃられましたとおり、本システムの導入におきましては、採卵用のドナー牛の借り上げ費用を初めまして、採卵を行う技術者の確保、また受精卵等を凍結保存させるための設備機械等が必要となりますので、市が新たに取り組むには多くの設備投資が必要となるところでございます。

また、既存の民間委託にする際にも、受胎までにかかる費用が1頭当たり9万円程度かかると試算されておりますので、菊池市といたしましてのシステム導入につ

きましては現状では困難であるというふうにと考えるとございませう。

また、25年度におきます管内の家畜導入の状況といたしましては、肉用牛が184頭、乳用牛が198頭となっており、合わせまして382頭の導入牛に對しまして約1,200万円の助成を行っているところでございませう。これは平成24年度と比較いたしますと、乳用牛の導入を新たに拡充したことなどにより増額をしてきたところでございませう。

導入牛の状況といたしましては、肉用牛においては県内を中心といたしまして、宮崎、鹿児島など九州管内からの導入が主なところとなっているところでございませう。一方、乳用牛につきましては、先ほどおっしゃいましたとおり、県内はもとより北海道から多数導入されているのが現在の状況でございませう。

なお、肉用牛1頭当たりの導入平均価格は約51万9,000円、乳用牛につきましては約54万8,000円となっているところでございませう。個体の差はございませうが、平成25年度におきます1頭当たりの助成額は、5万円の上限額に對しまして平均約3万1,000円となっているところでございませう。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 家畜導入事業において助成金が平成25年度で1頭当たり3万1,000円と、補助の上限5万円を下回って交付されているわけでございますけれども、畜産農家への支援はもとより、畜産振興の観点からも、せめて上限の5万円というものを維持、確保していただきたいと、市長のお考えをお聞きします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 家畜導入事業の上限額についての考え方ということでございませう。家畜導入事業につきましては、畜産振興の観点から、大変重要な取り組みの一つであるというふうに認識しておりまして、本市でも上乗せ助成を行っているところでございませう。

本市におけるその取り組みの中では、管内の導入頭数がふえた場合に予算の範囲内で補助金を公平に行き渡るようにということと考えておりますので、頭数が非常に多い場合、交付要綱に定める1頭当たり5万円の上限額が確保できないという場合があるのも事実でございませう。

しかしながら、今現在では、本市におけるこうした家畜導入事業の取り組みというのは近隣市町でも同様のものをやっておりますけれども、それと比較しても遜色のないものというふうに認識しておりますので、現行の制度を維持する中で、しば

らく状況を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） わかりました。農業後継者が菊池に残りたいと思えるような魅力ある業種については、どんどん支援をしていくことで、明るい菊池の未来というものを切り開いていくんじゃないかなと思っています。

それでは、次の2番目の質問に移ります。

田島工業団地について質問いたします。

1番目に、まず、なぜ企業誘致が進まないのか。

2番目に、6次産業施設や研究所を誘致する考えはないかというあたりをお聞きしていきたいと思います。

私は選挙公約に若者の定住化というものを掲げておりました。その若者の定住化は、企業の誘致が重要であり、必要ではないかと思っています。菊池市にはすばらしい工業団地があります。旭志には県営の工業団地の菊池テクノパークも完成をしているところでございます。

質問は田島工業団地についてでございますけれども、田島工業団地につきましては今までたくさんの議員さんから一般質問があっているように聞いておりますが、私は初めてでございますので、まず田島工業団地の発足から現在までの状況及び企業誘致が進まない理由について、そして、また6次産業施設や研究所を誘致する考えはないか、お聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、田島工業団地についての一般質問のほうにお答えいたします。

まず、企業誘致がなぜ進まないのかということでございます。

まず、田島工業団地のこれまでの経緯につきまして、少し述べさせていただきます。平成8年から事業に取り組んでおり、平成14年の3月に完成をいたしたところでございます。3区画、利用面積10.9ヘクタールの工業団地でございます。事業費といたしましては、買収用地面積が約14.8ヘクタールで、用地費及び補償費といたしまして7億4,953万円、測量設計費、造成工事費、諸経費等といたしまして5億5,336万円で、総事業費が13億289万円となっているところでございます。

これまでの進出傾向を分析いたしますと、円高や燃油の高騰などの影響により大

規模な工業団地は海外生産へシフトをしており、国内進出企業のほとんどは空き工場や賃貸物件等の初期投資を抑えました進出傾向が目立っているところでございます。田島工業団地のような大規模工業団地への進出は厳しい状況が続いているようなところでございます。

これまで企業側が田島工業団地への進出を断念いたしました理由を伺ってみますと、2点ございました。

1点目が、工業団地の上空を高圧線が通っております。この高圧線の下には建屋を建てることができません。企業といたしましては、配置計画が制限され、多くのデッドスペースを抱えることとなるところでございます。

次に2点目でございますが、地下水が温泉としての性格を有しておりますので、飲料水として適合していないという点でございます。

この2点が主因となりまして悪循環が続いたということで、1社も企業の立地がしていないのが現状でございます。さらに、初めて進出すればさまざまな苦情等が1社に集中してしまうという懸念もあるということでございました。

次に、6次産業施設や研究所を誘致する考えはないかということでございますが、田島工業団地の開発行為につきましては、県により工場、倉庫、事務所で許可を得ているところでございます。6次産業施設につきましては問題はございませんが、研究所を誘致する際には県への開発行為の変更や追加をする必要がございます。また、用途を追加するにも費用がかかりますので、十分な検討をする必要があるところでございます。

これまで本市では研究所等を2件誘致をいたしておりますが、量産前の研究でございますので、多くの人員や面積は必要としないのが現状でございます。

また、6次産業施設につきましては、現在、JAや農業生産法人など関係機関や企業に企業訪問を実施しており、さまざまな角度で情報収集を実施しているところでございます。田島工業団地のような大規模工業団地につきましては、投資額が大きなケースしか進出の可能性がなかなかございませんので、アンテナのほうを高くいたしまして、6次産業施設への投資に興味がある企業を中心に、積極的な誘致活動を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 6次産業においては農水のほうも補助金あたりを出してもいいよというような進め方をしているようでございますので、あきらめないで、もう少し深く考えていただきたいと思います。

再質問でございますけれども、田島工業団地は完成しましてことしで12年が過ぎたということでございますけれども、私も現地を見に行きました。高速道路の植木インターも近く、交通の便もよく、11ヘクタールもある工業団地は県内でもそんなに多くはないんじゃないかなと思います。

どうしても企業誘致が進まないようであれば、国の公共施設、例えば自衛隊や刑務所あたりを誘致する予定はないか。また、土地開発基金の利子の話でございますけれども、土地開発基金の利子が平成22年度までは1,700万円かかっていたが、23年度が25万円、現在は17万円程度払っているというふうに聞きましたけれども、なぜ土地開発基金の利息を、借り入れ当初から金融機関から借りないで、土地開発基金から借り入れられなかったのか、借り入れをしなかったのか、お聞きします。

次に、これだけ十何年手つかずという田島工業団地でございますので、これまで県選出の国会議員の皆さんへの要望などはどのような感じだったのか。

また、現在、熊本駅から上熊本駅への再開発が進んでいるわけでございますけれども、そこで移転の必要がある企業が工業団地を探しているというような情報も入ってきています。この熊本市へのアプローチとしてはどのような感じになっているのか。

以上4点について質問いたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、議員ご提案のほうの、田島工業団地への刑務所や自衛隊等の公共施設を誘致する予定はないかということでございますが、田島工業団地につきましては企業誘致のための用地といたしまして、地権者、市民の方々からの取得をしているところでございます。また、県の大規模開発を伴う開発許可も得ておりますので、工業団地としての用途を変更する場合には、まず地域住民の皆さんのご意見を十分伺う必要があると思っているところでございます。市といたしましては、当面工業団地といたしまして企業誘致活動を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、土地開発公社の運用の費用について、当初から金融機関からの借入ではなく、土地開発基金からの借入はできなかったかという質問についてでございますが、当初は土地開発基金から土地開発公社への貸し付ける財源がございましたので、金融機関からの借入で対応していたものでございます。

3番目に、県選出の国会議員の皆さんへの要望活動はどうなっているのかという

ことでございます。平成23年度より、市議会企業誘致促進特別委員会並びに市の職員とともに継続的に議員会館事務所へ要望活動を実施し、それとともに経済産業省や総務省等へも継続的に税制の面や優遇制度の面での要望活動を積極的に実施しております。これにつきましても、今後も引き続き要望活動を実施してまいりたいと考えております。

また、4番目の熊本駅から上熊本への再開発に伴います熊本市へのアプローチについてでございますが、駅再開発に伴います複数の企業が移転しているといった情報を熊本市の企業立地推進室に情報収集いたしましても、提供していただけないのが現状でございます。その理由といたしましては、熊本市にも城南工業団地や今藤工業団地という分譲中の工業団地が複数あるからだというふうに考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 県選出の国会議員の皆さんに何とかお願いに東京へは行っていたという話でございますけれども、このたび安倍第2次改造内閣が発足したところであります。その注目閣僚として石破地方創生担当大臣が就任されました。その一丁目一番地が地方雇用増大を目指すというものであります。まち・ひと・しごと創生本部事務局が拠点となって頑張るんだと、石破大臣は言っておられます。まさにこの田島工業団地に一筋の光が見えてきたような気がします。企業誘致と若者定住、人口増加は密接な関係であることは言うまでもありません。田島工業団地にどこからか早急な企業誘致の話がありますよう、どうか執行部としても何とか動き回ってほしいなと思っております。

それでは、3番目の質問に移ります。

江頭市長の市長選挙時の政策提案についてということで質問をいたします。

フットパスコースの実現、また2番目に政策提案の進捗状況あたりについて聞きたいと思います。

江頭市長は、市長選挙時に政策提案をされています。私が一番感銘を受けたというか、刺激が一番思ったのは、足湯を廃止し、その維持費で図書、または本を買うんだというような魅力的な提案もそのとき行われております。また、旭志地域においてはサイクリングコースやフットパスの提案もありました。菊池を変える骨太ビジョンということで、先ほどから出ております経済活性化、菊池基準、菊池ブランド、ネットショップ、産業振興の新しい仕事ということで、スポーツ産業との連携、空き家活用による新しい業務誘致、それから癒しの里づくり、森の中のまち、日本

一の桜並木づくり、子どもの教育と健全育成については、安心給食、食育の推進、これは大事と思います高校教育への支援、また開かれた効率的な市政、行財政の改革、市民政策会議、対話集会の設置、安全・安心な社会づくり、交通弱者対策の具体化など、当時提案されています。

私の旭志に関して申しますと、サイクリングコースについては、大賀議員がいつも言っておられる市道妻越泗水線、本年度完成になります。サイクリングコースにはもってこいですので、何とかコースの敷設をよろしくお願いします。

また、フットパスコースは、市長といつも話しているときに出てくる円通寺から天空の集落九ノ峰へ登り、それから姫井の馬橋へと。この姫井の馬橋というのは菊池市で初めて国の登録有形文化財となった橋でございます。それから小川の湧水へ向かい、若木の水源へと歩くフットパスコースなどをぜひ実現していただきたいと思っています。

市長のお考えをお聞かせください。私は市長選挙時の政策提案というのは選挙公約であると思っています。市長はどうお考えかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、ご質問のほうでサイクリングコースとフットパスコースについて、私のほうからお答えさせていただきます。

この二つの事業につきましては、本年度の施政方針にも掲げており、事業実施に向けて取り組んでおります。

1点目に、サイクリングコースについてでございますが、健康志向の高まりやスポーツ自転車のブームからサイクリング人口は増加しておるところでございます。また、観光地では名所を自転車で気軽に回ったり、河川敷の道路や自然豊かな山々をロードバイクで駆けめぐる光景を多く見かけるところでございます。

自転車で走ることは、車などとはまた違う風景、風を感じられ、自然の魅力を直接感じ取られるため、本市でもサイクリングコースを設定し、菊池を体感してもらい、本市の自然や文化、歴史といった魅力の発信をしたいと考えております。

現在、年度内のコースの設定ができますように、熊本県サイクリング協会や本市のサイクリング愛好家など、各地でサイクリングをされている方の意見を参考に、関係者と推奨するコースの選定やビューポイント、観光スポットなどを協議しておりますので、市道妻越泗水線につきましてもコース案の一つとして進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目にフットパスでございますが、フットパスとはイギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽

しみながら歩くこと（フット）、それができる小道（パス）のことです。フットパスには地域活性化の要素が多く含まれており、地域間の連携、地域再発見、交流人口の増加、健康増進など、地域を元気にする効果がございます。

本市でもNPOなどの団体や県地域振興局が主体となり、既に水源、重味、豊間、七城、泗水地区において五つのコースが整備されております。現在はおのおので取り組まれておりますので、将来にわたる本市の体験型の観光資源や地域活性化施策として取り組みの状況を共有し、効果的な推進体制を図るべく、団体、振興局、観光協会、物産館などによる地域をサポートするフットパス実行委員会の設立を進めております。この実行委員会では案内表示板やコースサイン、コース案内図の作成を行うとともに、定期的なフットパスのイベントを開催するところで協議を予定しているところでございます。

議員ご提案の旭志の円通寺周辺につきましても、平成24年度にくまもと歴町50選に弁利円通寺かいわいとして登録されているなど、自然豊かな農村風景の中に歴史的建造物が数多く残されております。

フットパスにおいて大切なことは、地域が盛り上がり、歩く人を快く受け入れ、笑顔や声かけ、食事などのおもてなしの心を持ち、地域が主体となって運営することと考えておりますので、市としましても実行委員会を通しましてサポートしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから、2点。

一つ、今、フットパスについてはご説明を部長のほうからしたところでありますけれども、もう1点、それについてちょっと触れておきますのと、それから、私のほうで公約で提言しました内容についてということでございます。

フットパスの件につきましては、これはぜひ観光の集客ということだけではなくて、やはり地元の活性化ということにつなげたいというふうに思っております。やはり自分の住んでいらっしゃる地域のこの自慢のところをぜひ人に見てもらいたい。こういったところをつなげていく。こういうことで、地元の人への誇りとか愛着というのが生まれてくるというふうに思っている次第でございます。

特に旭志地区のところはまだフットパスのモデルコースがございませんので、ぜひ皆様で知恵出しをいただいて、お力添えをいただければというふうに思っているところでございます。

それから、選挙時の公約ということでございますけれども、市長選の選挙時には

その当時頭に思い描いていましたさまざまなアイデアをいろんな場面場面で、その局面に応じた形で市民の皆さんにお伝えしてございます。局面によって、それはパーツの一つであったり、アレンジであったりしているわけですので、こうしたものを総合的にまとめてお示ししたのが、先ほどおっしゃった菊池を変える骨太ビジョンでございまして、この内容を選挙公報でお示したところであります。経済の活性化、産業振興と新しい仕事市場づくり、そして癒しの里づくり、子どもの教育と健全育成、開かれた効率的な市政、そして支え合う安心・安全な社会づくり、この6項目でございまして、この総合的にまとめた菊池を変える骨太ビジョンというのは、私の市民の皆様とお約束した選挙公約ということになってまいりますので、就任以来、これに沿った形で具体的な施策に落とし込んで今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 今の答弁とかなりダブるところはあるかと思えますけれども、市長就任後、1年4カ月が経過したところですが、提案された施策の進捗状況についてどれぐらいの進捗状況だと認識しているのか、思っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 政策の進捗状況についてということでございますが、全体としましては、今申し上げました菊池を変える骨太ビジョンをベースに、今具体化した政策というものをベースにお答えをさせていただきます。

この中には、ご存じのとおり、比較的限られた時間で答えを出すべきもの、それから長期間にわたって継続的に取り組んでいくものというのが混在しておりますから、今1年半の時点で数量的なこのパーセンテージというのはなかなか難しいと思います。ただ、その中には農産物にかかわる菊池基準であるとか、インターネットショップのように、もう間もなく形としてあらわれ、スタートするというもの。それから森の中のまちプロジェクト、それから桜の里プロジェクトのように、長期にわたり取り組んでいくものの中で、既に動き出しているもの。それから空き家活用等による新しい業態誘致など、今動き始めているもの。こういったものが非常に混在しておりますので、進捗状況をちょっと全体でというのはなかなか難しいんです。ばらつきがございましてけれども、全体的に見れば着実に進んでいるというのが私の考えでございまして。スピードについては、私のおりました民間時代と比べる

と、まだまだとは思いますが、やるべき事柄は着実に進んでいるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） わかりました。政策提案に、また政策のセンスが魅力的だなと思った人が非常に多かったと思います。

私、6月のこの定例議会で、木下議員の足湯の話聞いたんですけども、なかなかちょっとわかりづらいというところがありましたので、アンケートをもう1回とるならば、月1回の広報と一緒にアンケート用紙を配るとか、そういうきちんとした形で決着をつけた方がいいと思います。

選挙時、いろんな人が江頭市長に期待し、その独特の切れ味を発揮してほしいと。政策の遂行、決断に期待したからこそ、選挙で1万4,000票という票を獲得されたと思います。

市民は江頭市長に大きな期待をしております。どうか選挙公約の実現、菊池市の発展のためにますますのご尽力をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時56分

第 3 号

9 月 1 0 日

平成26年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成26年9月10日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君
特別養護老人ホーム施設長	緒 方 浩 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。
初めに、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番の平直樹です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思えます。

前回はですね、初めての一般質問でちょっと舞い上がってしまって、自分自身あんまり納得のいく質問ができなかったので、今回はもっと市民に寄り添った、市民にとってわかりやすい質問を、言葉に魂を込めながらさせていただこうと思えますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

では、まず、最初の質問です。

本市における観光地としてのトイレについてお尋ねしたいと思えます。

当然と言えば当然のことではあります、観光地としてのトイレという概念そのものをもう一度見直すべきではないかと、私は今回の一般質問をする上で勉強をさせてもらいながら、つくづく痛感しました。観光地として大事なこと、それは今のはやりで言えば、おもてなしだと思います。そのおもてなしの形はさまざまだと思います。例えば、おいしい食事、きれいな景色、豊かな自然、笑顔の対応と、数え上げたら切りがないほどのおもてなしの形があるとは思いますが、そんな中、私は今回、トイレというおもてなしに疑問を抱きました。今回は、あくまでも観光地としてのトイレという質問です。

そこで、一つ目の質問なんですが、本市は間違いなく観光地だと思うのですが、各道の駅、特に旭志の道の駅、それに菊池溪谷、そして、菊池の温泉街にあるトイレ、少し観光地としてのトイレとはずれますが、孔子公園のトイレについての現状をどう考えているのか。

そして二つ目に、観光地としてのトイレの意味や位置づけについて、お尋ねいた

します。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 改めまして、おはようございます。

私のほうからは、まず、道の駅についてお答えをしたいと思います。

まず、道の駅旭志は平成5年4月22日に道の駅の登録がなされ、平成5年12月1日に供用開始されております。トイレにつきましては、旧旭志村が平成5年度に建設し、施設内容は、男子用が小便器2基、大便器、和式が1基。女性用は和式が2基、多目的トイレが1基となっており、汚水は合併処理浄化槽30人槽で処理しております。

次に、道の駅七城メロンドームは、道の駅登録が平成11年8月27日、供用開始は平成11年10月17日でございます。トイレは、旧七城町が平成6年度に農業農村活性化農業構造改善事業により、七城町特産品センターを建設した際に設置しております。施設内容は男子用が小便器6基、大便器は洋式が2基。女性用は洋式が5基、和式が1基、多目的トイレが男女各1基となっており、汚水は農業集落排水で処理をしております。

道の駅泗水は、道の駅登録が平成11年8月27日、供用開始は平成13年5月9日でございます。トイレにつきましては平成13年度に熊本県が建設し、施設内容は、男子用が小便器4基、うち子ども用1基、大便器が洋式1基、和式1基、女性用は子ども用小便器が1基と、洋式2基、和式4基、多目的トイレが1基となっており、汚水は公共下水道で処理をしております。

二つ目の道の駅のトイレの位置づけにつきましては、道の駅七城メロンドームは、平成24年度に市でトイレの改修を行っておりますが、道の駅旭志は設置から21年経過、道の駅泗水も15年を経過しております、トイレも部分的に老朽化が進んでいるようでございます。トイレは観光地の顔と考えておりますので、利用の皆様が気持ちよく使っていただき、好印象を持ってもらうためにも、改修など、今後、検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 私のほうからは溪谷、温泉街、孔子公園のトイレの現状につきましてお答えをいたしたいと思います。

まず、菊池溪谷に関しましては、溪谷内には第1駐車場や展望所の上手を初めまして、4カ所のトイレがございます。男性用が小便器13基、大便器、和式が6基、

洋式が1基、女性用は和式が16基、洋式が7基となっているところでございます。そのうち車椅子での利用可能なトイレにつきましては、3カ所あるところでございます。

また、観光情報発信施設でございます、きくち溪谷館内にも男性用の小便器が2基と、大便器、洋式が1基、女性用に関しましては洋式3基を設置しているところでございます。

次に温泉街の国道に面したトイレでございますが、男性用が小便器が2基、大便器和式が1基、女性用につきましては和式洋式各1基が設置されているところでございます。

泗水の孔子公園につきましては、入場門から入った右側の建物でございますが、通称物産館内に併設をいたしておるところでございます。内容につきましては男性用が小便器が5基、大便器、和式1基、女性用は和式6基で、車椅子利用可のトイレが1カ所となっているところでございます。

これらのトイレにつきましては、建築後18年から30年以上が経過しているところでございます。暗い、汚い、臭いの3Kのイメージが強い公共トイレとならないよう、これまでに十分ではございませんが、中高年の皆さんへの利用に配慮した、和式から洋式トイレへの変更を初め、改修工事などを行ってきたところでございます。今後も、常に快適にご利用いただけるような、清潔な環境維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、まずですね、旭志の道の駅と菊池溪谷のトイレについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

私、ちょっと写真を持ってきましたが、皆さんご存じだとは思いますが、これが旭志の道の駅ですね。道の駅は上のほうにふれあいセンター道の駅というのがありまして、この下に。

○議長（森 清孝君） 皆さんに見えるようにひとつ。

○1番（平 直樹君） すみません、こんな感じで、旭志の道の駅がこのようなトイレになっています。

私が調べましたところ、その上の物産館にレジ通過だと思いますが、レジ通過で、25年度は来場者が32万人いらっしゃるそうです。上には上にトイレがありまして、しっかりトイレはきれいにされて、数も用意されて、ウォシュレットなども用

意されています。ただ、答弁いただいたとおり、道の駅のトイレというのは市の顔であるというふうな認識があるのであれば、32万人も人が来るところに男性用トイレで大便器が一つしかない。足りないと思うんですよ。しかも、やっぱり言われたとおり古いからですね、だったらここはちょっと見直すべきなんじゃないかというふうなものがあります。

それと、こちらは30人槽で築20年たっています。上のほうの物産館のところは300人槽だそうです。全然違いますよね。お客さんからしたら、トイレに行きたいがために駐車場に車をとめてトイレに行くときに、近いのはこちらのほうが近いですから、こちらのほうに行かれるんじゃないかというふうに思っています。

あと一つ、菊池溪谷なんですけど、菊池溪谷の中に、上が溪谷館の中の女性トイレの入り口で、これが溪谷の中に入られて一番近いところの男性用のトイレの表示なんですけども、ここの幅ですね。駐車場のところにトイレはありますが、これも軒並み全部古いんですね。一番お客さんがお買い物をされたりとか、お土産を買われたり、ちょっと休憩するところが溪谷館だと思うんですけども、ここの幅がですね、72センチ、こしこです。たったこしこしかなかです。

ここは、一番多いときは溪谷入谷数が30万人とも言われています。こしこしかない女性用のトイレの幅のところに車椅子の方はどうやって入られているんですかと伺ったら、お店の方が、手前のほうで車椅子からおりて、壁伝いにトイレに行かれています。奥の方に身障者用のトイレもありますよというふうに促したところ、男性用のトイレにしかないんですね。じゃあ、女性の方が車椅子で菊池溪谷に遊びに来られたときに、そのトイレの中に入れますかと。菊池溪谷といたら菊池の観光地の代表格だと思うんですよ。皆さんご存じだと思うんですけども、こことこのトイレ、菊池溪谷、30万人も人が来るところのトイレではないような気がします。

ここをですね、改修の気持ちがあるというふうには言われましたけど、問題は、道の駅もそうですけど、国の持ち物だと思うんですね。国の持ち物だけん、おいそれと菊池市が手を出せないよという部分は、まず、あるとは思いますが、そんなこと言っても観光客の方からしたらですね、それは市の持ち物、国の持ち物というのは関係ないからですね、ぜひ、この道の駅にしてみれば数が足りない、身障者の方が、そしてみんなが使いやすいトイレがないというふうに現状、なっていますので、ここをもっとしっかり考えてですね、本当にすぐにでも改修なりしてほしいなというふうに思っております。

そして、次は、市の管理するトイレですね。

こっちが菊池市の温泉街にあるトイレです。市長が言われている癒やしの里、観

光客の方にゆっくりしてもらいたい。そんな観光地にこのトイレは似つかわしいと思いますか。

これ、女性用のトイレですね。道路からドアが丸見えです。これはちょっと景観を崩しているんじゃないかなっていうふうに思うんですね。下のほうはぼろぼろで、掃除の方もずっと入られてらっしゃるといふふうには伺っていますけれども、俯瞰して見たときに、このトイレは果たして要るのかと。これが何のためにあるのかと言ったら、多分、飲み客のためにあると思うんですよ。飲み客のためにあるトイレが必要なのか、観光客のためにあるトイレが必要なのか、そこをはっきりとさせたほうがいいと思います。

あと一つ、孔子公園です。孔子公園はトイレがこうなっております。シロアリの被害が甚大で、下のところにしろ中にしろ、ぼこぼこ穴がほげています。これは危ないです。もし、子どもでも、大人でもいいですけど、トイレを使おうと思って中に入ったときに倒壊したとか、けがをしたなんてことがないように、僕は取り壊しをする時期じゃないのかなというふうに考えています。

そして、この間、有朋の館、新しい公民館が隣接されていますので、トイレはこちらのほうに行っていただけであればいいんじゃないかなというふうに思うんですが、この温泉街のトイレ、それと、孔子公園のこのトイレは取り壊しの考えはあるか。それと、こちらの道の駅と溪谷へ、みんなが使いやすいトイレを新しくつくるご予定はあるか、その考えはあるかをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず、道の駅の整備・登録方法についてちょっとご説明を申し上げます。

これには二つの方法がございます。道の駅の登録につきましては、市町村が設置した物を登録する単独型と、市町村と道路管理者があわせて設置する一体型がございます。七城メロンドームは単独型、道の駅旭志と道の駅泗水は一体型となっております。道の駅旭志のトイレは他の道の駅と比較して、電気の少なさや老朽化に加え、数年前から合併浄化槽の処理能力不足等のふぐあいが確認され、改修の検討を行っているところでございます。

通常、一体型の道の駅の場合、トイレや休息施設は道路管理者が整備・所有し、市町村が管理することが一般的ですが、道の駅旭志は旭志で整備されており、県の所有とはなっておりません。したがって、トイレの更新には多額の改修費用が必要なことなどから、道路管理者である県にお願いできないか、現在、協議を進めているところでございます。

このようなことから、整備の時期については、早急に改修する必要はありますが、確定しておりませんので、ちょっと明確な時期はお答えできないということです。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

温泉街のトイレ、孔子公園のトイレにいたしましても、観光地であります菊池市といたしまして、何が大切かと考えますと、当然、先ほど議員がおっしゃいましたように、すばらしい景観や地元の食材を使ったおいしい食事はもとよりですけども、やはり、地元のおもてなしの心ではないかというふうに思います。そのおもてなしの一つに快適な公共トイレが重要ではないかというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり、観光施設は他の公共施設と比べましてトイレの利用者が多く、マナー任せの部分が多いところがございます。現在、必ずしも十分な維持管理が確保されているわけではございませんけども、できる限り快適な、維持管理の行き届いたトイレの提供が必要であるというふうに考えております。この2カ所のトイレの取り壊し等につきましては、今後、維持管理の部分で改修工事ができるかどうかも含めまして、検討してまいりたいと思います。また、今後、利用される方々の声に耳を傾けまして、快適な公共トイレの提供を目指しまして維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 旭志の道の駅と温泉街・孔子公園のトイレには答弁いただきましたけど、菊池溪谷のところに新しく身障者の方々が使えるようなトイレをつくるお考えはありませんか。お願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 失礼しました。

菊池溪谷のトイレでございます。改修が全て終わっているわけではございませんので、今後、今、議員ご指摘のとおり、72センチでございましたすかね、では、とてもちょっと利用ができないということでございますので、先ほど申しましたように利用者の方々の声に耳を傾けまして、やはり改善するべきところは改善してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ぜひ、利用者の方の声、そして、そこに従事されている職員さんなんかの声もしっかり聞いてですね、トイレ、これ、本当に大事だと思うんですよ。特に、道の駅は、菊池に来られる方々にとっての入り口であり、そして出口でもあります。トイレの位置づけや意味のところになると思うんですけども、ここですね、一つご紹介したいと思います。

阿蘇に阿蘇神社というところがありまして、その前に門前町商店街というところがあります。その門前町商店街のトイレですね。こちら、こういうトイレをご用意されています。この門前町商店街の取り組みなんですけど、このトイレには商店街の方々の思いが詰まっています。門前町商店街は、もう皆さんご存じだと思いますが、すばらしい復活劇を遂げたすばらしい商店街です。今年年間30万人の人が来てくれるそうです。通りは250メートルしかないところですね。本当にたくさんの方が活気を生み出しております。そのトイレですね。このトイレ。

私がお話を伺った宮本さんという方、この土地は宮本さんの所有だそうです。自分が土地を出すから建屋と合併浄化槽は市につくってもらったというふうに教えていただきました。この上と合併浄化槽の金額は500万円かかりましたと。そこは市に負担していただいて、下は宮本さんの個人の持ち物だと。管理費は、この隣に店子さんがありまして、その一部受益者負担はありますけれども、それ以外の掃除だとか、かかるお金というのは、ここの商店街の方々が出されているそうです。

宮本さんいわく、補助金ありきではとても長続きはせんぞと。結局、つくったはいいが、誰が掃除しますか、どうやって管理していきますかというところは、自分たちのお金と汗を出さないと、そこに愛着なんて湧かないと。そういうふうになれば、逆にとっても大事にするし、主人公は行政じゃなくて、地元住民とか、ここを利用する、欲しいと思っている商店街の人たちであるべきだというふうに教えていただきました。これは本当にそうだなというふうに私も思いました。

あと一つ、トイレについての意義、位置づけなんですけど、私の友人にコンビニを経営している人がいます。その方に聞きました。コンビニにとってトイレって何ですか。意味がわからなかったのですね、彼は。当たり前過ぎて。その彼は、トイレのないコンビニなんて考えられん、プラス不衛生なトイレなんでもっと考えられんと。少なくともそのお店は24時間のうちに7回掃除するそうです。それでも気がついたときに、トイレはきれいにせないかんっていうふうにスタッフに教育をして、いつもきれいにする。それは何でか。トイレが不衛生なトイレだったら、そのコンビニにお客さんが来てくれないからです。これは、コンビニを菊池市、観

光地と捉えたときに、トイレが古い、使いにくい、不衛生、これじゃ観光客が来てくれるのかと甚だ疑問に感じます。そして、身障者の方が使いにくいようなトイレ。みんなが使いやすいと思うようなトイレがないといけないと思うんですね。

温泉街のトイレなんですけども、温泉街のトイレは、では誰にとって必要なんですか。そこをしっかりと考える必要があると思うんですね。本当にあそこにトイレが必要だという人たちが手を挙げて、そして管理をしていく覚悟がなければ、またすぐ古くなると思うんですね。行政に任せ切りでは今までどおりですから。地域住民が主役となった観光地のトイレというおもてなしをする考え方を持って建設や管理をしていかないと、長く続けるのは難しいと思います。要るのであれば、要ると思う人たちも掃除に加わったりする必要があるでしょうし、そして、その差配をする必要もあると思います。

とは言え、やっぱり原資がないとなかなかできないと思います。先ほど、答弁にもありましたように、ちょっとまとまったお金が要るよというふうに言われます。それはそうだと思うんです。ただ、やっぱり、観光地としての顔、おもてなしの形ということであれば、そこにお金が必要だったら使うべきだと思うんです。そして、行政の皆さんの仕事は、県や国から、そういった補助金や、いろんな県にある、国にあるお金を引っ張ってることが仕事だと思うんですよ。それをまた、できる能力を皆さん持たれていると思うので、ぜひ、そういうお金をどんどん知恵を出して引っ張ってきていただいて、菊池のトイレはよかなくて、観光に来て、トイレがきれいじゃなかったらせつなくいいもの見ても魅力が半減しちゃうんで、トイレは本当に大事だと思うんで、しっかりきれいなトイレ、観光地としてのトイレというものをつくってほしいと思うんですが、市長はどのように思われますか。お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆様、おはようございます。

ただいま、平議員のほうから観光地としてのトイレのありようについてということでございました。言うまでもありません、観光地における公衆トイレというのは、まさにその観光地のイメージを左右する大きな要素であると、言うなれば観光地の顔であると考えております。特に、菊池の場合は菊池溪谷に代表される豊かな自然、清らかな水、そして、それをもとにする豊富な農畜産物といったふうな観光素材がたくさんあるわけで、まさにこれを売っていかうと考えているわけでございますから、きれいな菊池市というのがやはり一つのキーワードであろうと。これにプラスして、やはりおもてなしの心というものが加わりませんと、それは、お客様は来て

くれません。

トイレというのはまさにこのおもてなしの心を象徴する部分ではないかというふうに思います。きれいなトイレがあると観光客が呼べるかとは、それはわかりませんが、少なくとも汚いトイレであればお客さんは多分がっかりするであろうと思います。ですから、そういう本市に来ていらっしゃる皆様の印象、イメージをよくするためにも、顔としてのトイレというのは非常にきれいにしていかなければいかんというふうに思っております。

ですから、私は議員がおっしゃるように、トイレの問題というのは、今、観光地づくりということで力を入れていますが、その中でも一つの重要な問題として捉えておまして、私が去年、就任してすぐに幾つか、とにかく急いで取り組んでくれと言ったことの一つとして、実は菊池観光物産館のトイレの洋式化があったんですね。どうしても予算の関係もございまして、一度に全部を、例えば建てかえ直すというわけにはいきませんが、去年の時点まではまだ和式のトイレでございました。これはある意味、観光地のスタンダードとしては、ちょっと最近ではあり得ないことなので、少なくとも洋式化を急げということで、これは去年のうちに完成をしたらとございますし、先般、城山公園のやすらぎの館というトイレがございしますが、ここも和式でありましたので、洋式化を実現したところでございます。

繰り返しになりますけど、観光地のトイレというのは単に用を足すだけではなくて、やはり清潔で心地よいというのはある意味最低限であると思っております。ですから、必要なのは常にお客様の立場に立って、おもてなしの心が伝わるようなトイレというものをこれから順次、整備・維持していかなければいけないというふうに考えています。

最後に、議員のほうから今、ご紹介になりました阿蘇一の宮のケースであるとか、コンビニの話であるとかですね、大変、示唆に富む話でありまして、まさしくトイレに限らずですが、観光を軸として菊池市をもう1回作り上げていきたいと思いますという大きな運動に共通する事柄でありまして、まさに官民一体となって、それぞれの役割を持ちながら協働して前に進めていきたいというふうに考えているところで

あります。

ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 観光地としてのインフラ整備でトイレは大事だという認識を持っていらっしゃるのでも安心したところでありますが、きれいなトイレがそろって

る町には、質のいい観光客の方も来ていただけるというふうに思いますので、ぜひ、これからもトイレのことをしっかり考えていただければというふうに思います。

続いての質問に移りたいと思います。

現在、本市が行っている病後児保育についてお尋ねいたします。

まずは、始まった経緯と現在の利用状況、二つ目にその周知方法、三つ目に病後児、病児の違いについてお示しください。よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。

まず、第1点目でございます。病後児保育の始まった経緯と現状の利用状況ですが、平成20年度に実施いたしました次世代育成支援に関するニーズ調査におきまして、43.6%の方が病児・病後児保育を利用したいという結果に基づきまして、平成21年度策定の菊池市次世代育成後期行動計画の中で病後児保育の実施に向けて検討をするという目標を上げておりました。

実施方法等を協議いたしまして、平成24年7月、みゆき保育園の協力を得まして現在の病後児保育室、名前を「カンガルーのポケット」と言いますが、それがスタートしております。利用定員は3名で保育士・看護師が病気回復期の子どもさんのお世話をされております。平成24年度の利用者は57名。平成25年度は180名の方が利用されております。

2点目の周知方法でございますが、ホームページや広報紙への掲載、チラシを乳幼児健診会場で配布したり、各保育園・幼稚園を訪問いたしまして、病後児保育の周知を行っているところでございます。また、ファミリーサポートセンター登録時にも、病後児保育の登録をあわせてご案内しているところでございます。

続きまして、病後児保育と病児保育の違いをちょっと説明させていただきます。

国の実施要綱では、病後児保育は病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な児童の預かりとなっております。それに対しまして病児保育というのは、当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難な児童の預かりとなっているところでございます。なかなかこの病児と病後児というのは区別が難しい状況ではございますが、かかりつけ医師の判断を保護者に確認した上で利用していただいているという現状でございます。

なお、病後児保育を利用するには、かかりつけ医を受診し、病気の回復期で病後児保育を利用してもいいという確認が必要となっております。また、病児保育の場合は、かかりつけ医が記入した連絡票が必要となります。

また、受け入れ体制をちょっと説明させていただきますと、病児・病後児保育ともに、看護師は児童おおむね10名につき1名、保育士はおおむね3名につき1名以上を配属することになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） カンガルーのポケットをされているみゆき保育園の方にちょっとお話を聞いたら、利用率が、25年が180人という回答でしたけども、これをパーセンテージにすると50%だそうです。始まってすぐというのもありますので、ある程度いたし方ないかなというふうな気持ちはありますが、みゆき保育園さんは、ぜひ、利用率を上げたい。せっかくやるんだからたくさんの方を支えたいという熱い気持ちを持っていらっしゃると思いますので、利用率を上げるためには、周知方法をもうちよっと踏み込んでやってもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

かゆいところに手が届くような、逆に言えば、かゆくないところはかかなくていいわけですから。小学校3年生まで、これは利用可能な制度だと伺っております。だったら各保育園・幼稚園、そして小学校3年生まで、学校のほうから定期的に、こういう制度がありますよといったプリントを配るというのはすぐできると思うんですね。知らないというのが一番もったいないなというふうに思うんですけども、ぜひ、いろんな知恵を出して、なるべく一人でも多くの方に。

それは何でかって言うと、やっぱり僕らの世代だと思うんですよ、30代・40代の方が一番病後児保育を利用したいというふうに思うと思うんですけど、やっぱり忙しいんですね。朝からご飯をお母さん方はつくって、自分は自分で仕事に行ってしまうというふうになるので、1回、2回でおさまらんで、何回も出していただくというのをお願いしたいと思うんです。

病後児と病児の違いなんですけど、答弁にもありましたとおり、すごくグレーゾーンというか、わかりにくいんですね。ちょっといろいろ調べたら、例えば、病後児保育に預けるとなると、いろいろ先に手続をしとかないかんけんとかというふうなことで、朝からばたばたで時間がないというお母さん方は何をするかというと、熱冷ましを飲ませて、熱を下げた状態で引き渡すんですね。子どもは後になって熱が出ちゃうってようなことがあるので、思い切って、病後児だけではなくて病児まで拡大して。それなら、そうやって子どもに負担がかからないと思うんですよ。

その際、多少の利用料が、僕にかかるのは当然だと思うんです。元気なときに保育園に預けるのは当然のこととして、もし可能であれば子どもが病気になったときとかは仕事を休んでいただいて、家庭で子どもの看護をしていただくのが一番いい

んでしょうけど、なかなかですね、先ほども言いましたように、僕らみたいな生産年齢のライフスタイルにはなかなかそれができない部分というのもあると思うので、これは国がしっかり進めていきたいという施策の一つだというふうに伺っておりますので、利用料をしっかりと取るという前提にはなるんですが、病後だけというふうにとらわれないで、しっかり病児保育にも取り組んでいただきたいというふうに思います。それは、きっとそうやったら、ああ、子育てしやすいなっていうふうに僕らの世代は思えるんじゃないかなというふうに思うからですが、市長、どう思われますか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） それでは、私のほうから病児保育について、ちょっとお話をさせていただきます。

その前に、周知方法についてということで議員のほうからご指摘がありましたので、教育委員会等を含めてもう一度中身を精査したいと思います。

病児保育の実施につきましてはですね、病後児保育の利用者に実施したアンケート調査の結果でも、病児保育を希望する声というのは多くあっております。かかりつけ医の連絡票の記入とかがちょっと必要になりますけれども、今後、医療機関との調整を行うとともに実施機関とも協議を行いまして、できれば平成27年度から実施できればというふうに準備を進めていきたいというように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 平議員の病児保育に取り組む計画についてというご質問ですが、ただいま健康福祉部長も申しましたように、平成27年度より病児保育事業が実施できるよう、準備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ぜひですね、本市で子どもを産んで育ててよかったと思ってもらえるような、そして、みんなの宝であります子どもたちと一緒に大事にしていきたい。そうお願いしつつ、続いての質問に移りたいと思います。

三つ目の質問はですね、本市の菊池高校の位置づけや意義についてですね。菊池高校について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、菊池高校といえば、この夏、流しそうめん、ギネス更新ですね。3,32

8.38メートル、これが更新されて、本当に皆さんのおかげをもちましてできたことだと思います。私は特に、ああいうメディアだとか、いろんな新聞だとか、映像だとかに出なかった方々がたくさんいらっしゃるんですね、表に決して出なかった、それでも尽力された方、心を折られた方、たくさんいらっしゃるの、まず、その方にお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

そして、このたび、市議会議員選挙を経て、現在、20名の菊池市議会を組織しておりますが、その中に、菊池高校出身の議員が実は6人います。これは今までの菊池市議会の人員構成の歴史の中でも最多であるというふうに伺っております。そんな母校を心から誇らしく思い、ゆえに、現在の菊池高校の現状に心を痛めております。

過日、我々菊池高校出身の議員が集まりまして話をいたしました。そして、今回から、まず、いかに菊池高校が素晴らしい高校であるかを知ってもらいたい、そして、菊池高校がもっともっと輝く高校になってほしいという思いを一つにしたところでございます。そのためにはですね、今からほかの議員さんも言われると思いますが、菊池高校出身の偉大な方、こんな偉大な方が菊池高校を出ているよというような紹介を兼ねまして、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、私のほうからご紹介をさせていただくのは、この菊池市のトップです。前々市長の牧さん、そして、前市長の福村さん、そして現江頭市長、ここ三代連続で菊池高校出身だというふうに伺っております。本当にそれも誇らしいことだと思うんですね。つけ加えますと荒木現合志市長も菊池高校のご出身であると聞き及んでおります。一番身近な政治家、しかもトップにこんなに素晴らしい人材を輩出している菊池高校なのですが、今から私が通っていた20年前には、1クラス40名程度で、普通科が7クラス、商業科が2クラスでした。それが、現在では、1クラス30名程度で、普通科が3クラス、商業科が2クラスと、非常に元気がありません。正直寂しいというよりも、危機感を覚えています。これはもう、どぎゃんかせないかんと思っています。このままだと、菊池高校に通う子どもたちがどんどん減って行ってしまいます。

そこで、お尋ねいたします。本市において、菊池高校は一体どういった位置づけで捉えられていますか。そして、菊池高校の魅力アップについて、何かされているところがあればお示しください。お願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） おはようございます。

それでは、菊池高校は市にとってどのような存在なのかということについて、回

答させていただきます。

菊池高校の学校教育目標には、教育方針であります「道徳性の陶冶や真理の探求・心身の錬磨」に努め、校訓「汗と夢」のもと、「明るく爽やかで活気あふれる学校」「生徒の夢を形にして、地域に開かれ信頼される学校」づくりを目指すこととされ、地域住民との連携を重視したさまざまな取り組みを実施されております。地域への活動支援としましては、城山公園清掃活動への参加を初めとする各種ボランティア活動の展開や、毎月第4日曜日に開催されます軽トラ朝市での菊高ショップの出店など、菊池高校独自の地域貢献が行われております。また、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、この夏、大きな話題となりました、菊池世界一プロジェクト「世界一長い流しそうめん」につきましても、菊池高校生の発案により、ボランティアを初めとする市民を巻き込んで実施したものでございまして、世界一への挑戦に取り組む高校生の姿は、多くの市民へ感動を与えたと考えております。このような活動は、地域を支える大切な取り組みであり、本市にとっても大きな活力を与えている存在であると認識しております。

本市においては、菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校の市内3高校と、大学、まちづくり団体、市とともに域学連携事業に取り組んでおり、熊本大学、熊本県立大学の合同公開ゼミ「菊池ノ未来ヲ考エル」に参加し、本市の課題や魅力について、高校生ならではの視点による提案がなされております。さらに、本年8月に開催しました「市長と語る会」におきましても、菊池高校を初め、市内の高校3校の生徒から、本市の将来に向けた活発な意見や提案をいただいたところでございます。

このように、高校生は本市の将来を担う人材でございまして、それを育てる学校であるというふうと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。

私のほうからは、2点目の菊池高校の魅力アップについてというご質問に対しまして、進学状況と、それから、市の支援策、この点について回答させていただきたいと思っております。

まず、菊池高校への菊池市内の子どもたち、いわゆる中学3年生の進学状況について申し上げたいと思っておりますが、昨年度の市内中学校5校の卒業生は445名おったわけですが、この中で、県内の国公立の高校に進学した数は315名でございました。さらに、そのうち菊池高校に進学をされた方は80名というふうになっております。先ほど申しました国公立の高校に進学した315名に対しましては、約4

分の1の生徒さんが菊池高校へ進学したということになります。なお、この80名進学された方は、公立・私立を含めまして全ての進学された高校の中で菊池高校が一番多いという結果にはなっております。このことから考えますと、菊池高校への80名という人数は若干少ないような感じも受けるわけですが、進学する割合から見ても決して少ないのではないというふうに思われます。

ちなみに、合併当時の平成17年度の中学校の卒業生は567名おったわけですが、現在は、先ほども申しましたように445名でございますので、単純に122名も減少をいたしております。したがって、菊池高校への進学者の減少という点を見ても、少子化といいますか、中学生の減少、これも大きな要因の一つだというふうに思われるところでございます。

次に、菊池高校、菊池農業高校、さらに菊池女子高校の菊池市内の三つの高校への進学に対する市の取り組みといいますか、そういうことについて申し上げたいと思いますが、菊池市内の高校に対する理解を深め、あるいは交流する観点ということから、教育支援ネットワーク菊池というものを設けております。これは、入試に向けた中学生の学習会、そして、高校生による夏休み中の小学生への学習支援、さらには、ボランティア活動、農業体験といった取り組みの支援、並びに地元高校の特色や活動を広く市民の方に知らせます広報掲載を進めてきたところでございます。

また、昨年度は、地元高校3校合同の高校説明会も開催されたところであります。しかしながら、この説明会への参加者が非常に少なかったということの反省を受けまして、ことしは各高校の校長先生方がご相談をされまして、高校説明会は各中学校で開催しているので、より効果が期待される三つの高校の合同発表会を計画したところでございます。これは、三つの高校の授業内容、生徒会活動、そして部活動など、それぞれの高校の特色や魅力を市内の小中学生や保護者の皆様、さらには広く市民の皆様に向けて発信する合同発表会ということでございます。

具体的には、高校生によりますステージ発表やプレゼンテーション、菊池高校の商業科や菊池女子高校によりますところの物販の実践、さらには菊池農業高校の生産物の販売などを通して、日ごろの取り組みへの理解度を深めるものでございます。

議員ご承知のとおり、高校教育は県教育委員会の所管でございまして、県が行います高校運営等に対しまして、市教育委員会の立場として直接的に要望や意見を申し上げることは、義務教育を所管する立場から若干難しいと思っているところではございますけれども、菊池市内の高校に対する理解を深めていただけるよう、教育委員会としましても、今後とも補助事業であります教育支援ネットワーク事業の充実や積極的な広報掲載など、できる限り支援をしてまいりたいと考えているところ

でございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁、ありがとうございました。

3校合同の説明会と、それからの発表会というのはすごくおもしろそうだし、そういう取り組みをどんどんやっていただいて、しかも、それをPRしていただくことが大事だと思います。質問する上で、県立高校のお話なので、市としてどこまで携われるかというのはすごく難しい問題というのは十分承知をしておりますが、今からお話する話はちょっと実話でございますので、包み隠さず言います。

数年前ですね、本市在住のある受験生の女の子に志望校を聞きました。すると、帰って来た答えは本市じゃない高校でした。「何で。菊池高校は」っていうふうに僕はつい聞いたのですけれども、そのときに彼女ははっきりこう言いました。「だって、菊池高校に行っても勉強できんもん。勉強できる環境じゃないもん」って。私、衝撃を受けました。若干15歳の女の子がそんなことを言うのかって。でも、それが現在の菊池高校の姿なんだろうなと私はそう感じました。もちろん、違う印象を持たれているお子さんもいらっしゃるし、保護者の方もいらっしゃると思いますが、現実にはその子は、本市以外の高校に見事合格されて通っていらっしゃいます。そこで、しっかり勉強ができる環境だということで、一生懸命勉強しています。

菊池高校が元気を取り戻すためには、まず何より、本市の子どもたちがそういうふうなことを言わないで、行きたいなっていうふうに思ってもらうことが大事だと思います。確かに少子化で全体的な数が減っているというのはあるんですけども、そのためには菊池高校自身にもっと覚悟を持って改革をしていくような努力が必要だと思うんですが、単純に言えば、一昔前だったらこの高校とあの高校と比べたら、こっちが上だったのに、今、ふたをあけてみるとひっくり返るとるもんねというような話もよくあるじゃないですか。それは、その高校が努力をされたからだと思うんです。

今、努力をされていないわけではないですよ。もっと努力をしていけば、5年後、10年後、20年後、また巻き返せると思うんですね。そのために本市が何をすべきか。私は小学校、中学校の子どもたちの学力アップだと思うんです。そのためにですね、きちんと勉強を頑張った子どもたちを褒めるというシステムや環境が要るんじゃないかというふうに考えています。

例えば、スポーツ大会に出ていい結果を残した子どもたちが各学校の校門のところや、いろんな街角に何々大会優勝だとか、全国大会出場だとか、そういったスポ

一ツに関しての看板はあるのに、勉強がよくできますねとか、今度のテストで100点とりました、30番内に入りましたなんていう子どもたちを褒める看板がなかですよね。子どもたち、例えば勉強を頑張っている子どもたちは、スポーツが苦手な子がおるかもしれん。何でスポーツを頑張った子どもたちは周りからみんなに認められるのに、そういうふうを感じる子どもたちもいると思うんですね。そして、しっかり勉強ができた子どもたちをよく頑張ったね、そういうふうに見板を上げることで褒めてあげたら、もっとその子どもたちは勉強を頑張ると思うし、それを目標に勉強を始める子どもたち、そのきっかけづくりにもなると思うんです。

毎回、毎回、テストのたんびに名前を出さなくてもいいです。最初は年に一遍でもいい、半年に一遍でもいいから、勉強を頑張って、例えばその学校の20位以内とかの子どもたちの名前をどんと出してあげる、そういうふうな施策を打ち出していくことで、学力アップの底上げになると思うんです。全員が勉強を頑張るような環境を整えていくことは、私たち大人の責務じゃないかというふうに思っております。それも全て予算が要るのでここでは答弁は要りませんが、ぜひ勉強を頑張った子どもたちの看板を出してあげるというのは、しっかりと考えていただきたいなど。スポーツを頑張った子どもたちの名前が出せるんだったら、勉強を頑張った子どもたちの名前だって出せるはずなんです。そういうふうには思っております。

もっと菊池高校が元気な魅力あふれる高校になることは、きっとひいては菊池市民にとってうれしいことだと思うんです。つながると思うんですね。

最後に、市長、菊池高校について、私はそう思っていますが、お考えをお示しただけですか。お願いします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） おはようございます。初答弁になります。どうぞよろしくお願ひします。

今、市長へのご質問というふうにありましたけども、私のほうからまずお答えさせていただきますというふうに思います。

まず、子どもたちの学力を高めるためには、先生方から言えば先生たちの意識改革と授業力の改善、それから、子どもたちにとってみれば、学習習慣の定着と学習意欲の向上、これに尽きるというふうに思います。

学習意欲を向上させることによって、学習習慣も身につけていくというふうに思います。その学習意欲を向上させるための一つの方法として、今、議員がおっしゃったような方法もあるんじゃないかとも思いますが、どの子もわかりたいとか、よくなりた、できたい、認められたい、人の役に立ちたい、そういう欲求は持って

います。そういう欲求をしっかり学校側として、子どもたちが持っている欲求を引き出す、そしてそれを充足させる。そういう取り組みを、今、どの学校も一生懸命取り組んでいるところであります。

今、貴重なご提案をいただいたところでもありますので、いただきましたご意見につきましては、学校現場とも十分話し合いながら、対応できるところは対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 平議員より菊池高校についての考え方とのことでございます。

私の立場上、菊池高校も含めて、市内にございます三つの高校に共通する事柄ということで申し上げます。

本年の第1回定例会でもこの種の質問に対しまして、菊池の価値を永続的に高めていくかぎは人材である、したがって、高校教育は大変重要であるというふうに答弁したところでございます。特に、地域の活性化に若者の力は必須でございまして、それは先般のそうめん流し、あるいは4月の全国さくらシンポジウムで高校生が果たした役割でも立証されているというふうに思います。しかるに中学校を卒業しまして、菊池市外の高校に行きますと、これはやはり愛着というものが大分変わってくる。したがって、地元の子弟が地元の高校に多く残ることが郷土愛を持った人材が育つことにつながりますので、そういう意味で極めて重要と思っております。

魅力アップという点では3校に共通しますけれども、まず、私どもは義務教育ではなく、市の立場ですから、かつ県立もしくは私立ということでございますので、ある種の制約がございます。かつ市が直接学力アップに携わるわけじゃありませんから総合的な取り組みが必要だろうと。まず、主役は高校生と生徒であろうと。学力、部活、スポーツ、これは地道にまず学校側で頑張っていただくしかない。あわせて、同窓会、OB会等のバックアップが大変必要だと思いますので、ここに対しては、私のほうから、OBということもありますので、菊池高校に関してはさまざまな訴えを、今、続けてきているところであります。

とりわけ大事なのは地域とのかかわりだと思うんですね。このことによりまして、大変菊池高校、あるいは農高、女子校に対する関心ですとかファンがふえてくると思います。その象徴がそうめん流しであったと思います。行政として何ができるかということ、各高校とも相談しながら模索してまいりますけれども、いろんな人脈の中から講演会を催すとか、とりわけ地域とのかかわりでは、さまざまな機会を

提供していきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 質問時間の60分となりました。

発言を中止します。

ここで、10分間休憩をします。

○

休憩 午前10時59分

再開 午前11時06分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番の出口一生でございます。

初めに、2014年8月は各地で大雨が発生し、不順な天候になり、西日本を中心に記録的な多雨、日照不足となりました。このたびの広島市、日本各地の被災を受けられた皆様方に、心よりお悔やみ、また、お見舞いを申し上げます。

2年前の九州北部豪雨、今の異常気象など、平年から大きくかけ離れた天候により、社会的に大きな影響を与えております。また、皆様がもとの生活が送れるよう、一刻も早い安心・安全をお祈り申し上げます。

災害復旧には莫大な費用が必要です。この費用も国のお金、税金が使われます。誰もが豊かで安全に楽しく暮らしていくためにどのように役立てられるか、税金を有効に使うか、より深く考えていかなければと思っております。税金はみんなで社会を支えるための大切なものです。納税の義務は、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務と並んで国民の三大義務の一つでございます。少子高齢化社会のこれからの日本は、お互いに支え合っていくことが今まで以上に必要となっております。そのためには、時代に合った税金の使い道、負担の仕方を考えていく必要がございます。

平成50年には働く人1.5人で1人の65歳以上の高齢者を支えていくこととなります。その当時、私も80歳となっております。もしも税金がなかったら、公共サービスがなくなる、社会保障が少なくなる、橋が壊れても直せない、ごみの回収がなくなり、町じゅうがごみだらけ、公園はすぐになくなって、遊ぶところもございません。信号もとまり、交通事故が多くなるような社会になってまいります。

それでは通告に従って一般質問をいたします。

まず、菊池市文化会館について質問をいたします。

平成24年第4回定例会、坂井前議員、平成25年9月議会、荒木崇之議員と、これまで多くの市議会議員の質問があります。まず、1番目に、今後の文化会館の補修・改修費はどのくらいかかる見込みか。2番目に、その後の使用年数は何年間を想定しておられるか。想定期間内にかかる土地賃貸借料は幾らになるのか。また、現在の土地の価格を把握しておられるか。竣工日、耐震診断の内容もお聞かせください。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、ただいまの菊池市文化会館についての質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、今後の文化会館の補修・改修費についてでございますけれども、これにつきましては現在、文化会館の長寿命化に向けた維持・保全計画の策定を進めておるところでございます。この計画の中で、今後の使用環境や、維持・保全費の効率化を図るため、建物の現状を総合的に診断した上で、この診断結果に基づきまして、今後の改修も含めて、長期的な視野に立った維持管理についての検討を進めてまいりたいというふうに考えております。したがって、現在のところ、明確な費用がまだ出ていないということになります。

2点目でございますが、改修後の使用年数についてですけれども、文化会館は昭和55年の3月に竣工いたしまして、同年5月に開館をいたしております。ことしで35年目を迎えるわけでございますが、平成21年度に建物の耐震診断を実施しましたところ、耐震基準を満たしているという結果が出ておるところでございます。

鉄筋コンクリートの耐用年数を60年として考えますと、残り25年間となりますが、先ほど申し上げました長寿命化による改修を行っていきますと、それ以上の利用も可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

一方、今後の土地賃貸借料につきましては、契約期間が昭和53年から60年間となっておりますので、来年度以降、残り23年間で計算をしますと約1億9,600万円の賃借料が必要になる見込みでございます。また、土地の価格ということでございましたが、公表されているものに路線価というものがございまして、これは文化会館前の市道大琳寺木庭橋線のポイントをとっておりますが、これによりますと1平米当たり3万2,000円という金額が公表されております。

なお、この路線価につきましては、奥行きや間口、それから土地の条件により減額されることがございますので、さらに専門家による鑑定が必要となります。当該文化会館の土地につきましては、現在、不動産鑑定を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） これまで多くの市民の方、市議会議員の皆さんが、今の土地賃貸借契約は不利益契約、怪しい契約とっておられます。

今、答弁がございました、平成21年度に耐震診断を実施し、問題はないという結果が出ていると言われました。私は建築について素人ですので、知り合いの建築設計士さんにお尋ねをしました。昭和56年6月以降の耐震設計については何の問題もないと教えていただきました。今、昭和55年5月に開館したということですので、設計の段階では、その時点では耐震設計をクリアしていないということを聞いております。先ほども申しましたように、建築については私は素人ですので、後ほど、平成21年度の耐震診断の結果内容データを教えていただきたいと思います。

賃貸契約は23年後には契約終了です。そのときになって用地を確保する必要が生じてまいります。市民の常識からかけ離れた賃貸借契約による敷地の上の文化会館でございます。平成49年までの60年間の契約で、総額約5億円程度の賃借料金となっております。しがらみのない菊池市を目指すのであれば、不明瞭な怪しい契約に基づく敷地の賃貸借契約を解除し、別の場所に新築をして、新たな出発をしてはいかがでしょうか。その場合、違約金が発生しますが、旧来の怪しい契約や、前例と決別するというところで、江頭市長の決意表明としていかがでしょうか。コストはかかります。これまでの過ちを正すということで、ちょっと高い授業料になると思います。また、これを行えば、市民の皆さんも諸手を挙げて賛成すると思っております。

今、菊池グリーンロード沿線の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業が行われております。その一角の用地、公共用地として、7.3ヘクタールを2億円か3億円という買収金額が言われておりますが、市がこの土地を買い上げて、この広い土地に文化会館、子どもたちが使える、皆さんが使える保健センター等を新築されてはいかがでしょうか。

市長にお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 先ほどご質問がありました、現在の建物の耐震診断のデータにつきましては、教育委員会のほうでも手持ちがございますので、議員に後ほどご提示を申し上げたいというふうに思っております。

それから、土地の賃貸借契約につきましては、先ほどご紹介がありましたように、

数多くの質問をいただいておりますので、契約の正当性ということを保つために、現在、土地の不動産鑑定を入れておりますので、この結果が出ましたら、正当な価格といえますか、鑑定に基づいた契約ができるものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの文化会館の賃貸借契約につきましては、契約時点でのさまざまな経済環境等々を踏まえての両者合意での契約というふうに理解するところでございます。

それから、別のところに建てかえ等の計画がないかというご質問でございますけれども、先般の耐震検査で当面の安全性については確保されたところでございますので、まだまだ相当の年数が利用可能と思われまますので、現状につきましては、別のところでの建てかえ等の計画は念頭に置いておりません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 今まで、先ほどの私の前の平議員の一般質問において、阿蘇市の方から土地をトイレに使うために土地を貸していただく、その後は商店街の皆さんが維持管理をするということで、本当にすばらしい方もおられると思いました。この契約も60年間でございますけれども、今まで相当月日もたっております。考え方が地権者の方も変わっておられると思えます。

ここに平成24年第4回定例会の議事録がございます。この当時の福村市長の答弁がございます。この契約についてでございます。「市の顧問弁護士のほうにこのことについては相談をいたしました、見解は今、申し上げることができません。基本的には、これは、所有者より売却あるいは賃貸契約の変更、減額の申し出というものがなければ合意が得られないということでございます」。市長の任期中にそれ以外に契約の変更というものを迫るものはないのかということでございました。「隣近所のことでございますので、これまでも何度かご相談できませんかということ、私が市長になりましてからも申し上げているところでございます。いろいろありますけれども、土地の所有者の方々の契約の見直しにつきましては、今後も行っていかなければならない」というように述べられております。

それ以後、この土地の所有者の方との話し合いとかですね、この考えもですね、弁護士さんによっては正当である、少しおかしい契約であるということが言われておりますけれども、今までの賃借契約の金額を、多いから返してくれということは

まず言えないということ聞いております。ただ、この契約が、まだまだ市民の皆さんは、本当に不当な契約、怪しい契約だと思っておられますので、市長がかわられまして、今、この地権者の方とそうした接点の話し合いはされているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） どちらですか。どちらがしますか。

教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ささまざまな契約のあり方ということも十分ご質問等でいただいておりますので、それに対します弁護士さんの見解等も分かれておるということもお聞きいたしております。したがって、正当な土地の評価、そういうものを求めるために、先ほども申しましたが、不動産鑑定を行いまして、その結果に基づきまして、契約の内容を見直すべきところがあれば改善をしていきたいというふうに思っているところでございます。それで、市長に対してもまた、協議をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

〔「もう、決算特別委員会から1年ですよ。早くやってください。税金です、これは」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

○5番（出口一生君） すみません、前後しますけども、今の文化会館の土地は、平米3.2万円と言われましたけども、なかなか横の道とかがあって価格帯が違いますけども、大まかで結構ですけども、今の土地の価格帯ですね、おおよそで結構ですけどもわかりますでしょうか。3.2万円と言われましたけども、本当にまだ下がる場合もあると思います。大まかで結構でございます、わかるならば教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 価格につきましては、大まかという価格はちょっと出せませんので、先ほど私が申し上げましたように、一般的に公表をされておりますのが路線価というものでございます。ご説明申し上げましたとおり、市道大琳寺木庭橋線のポイントで申しますと、今の文化会館の南側の道路でございますが、ここで1平米3万2,000円と。それから、税務署側に入ってくる道路等になりますと、また路線価の価格が異なりますので、きょうのところはこの3万2,000円を公表価格としてご提示をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 打ち合わせのときに、今、文化会館の土地の地図がございませ
けども、路線価がこの前は3.2万円。こちらのほうはまた道の価格が違いますの
で、少し下がると言われたのですけども、もしよろしければ、ぜひ、金額が高い部
分と低い部分の路線価で、今のこの土地はお借りしているものですから、貸し主さ
んの財産を計算することになるかもしれませんけども、一応の目安として金額を提
示していただいて、もし仮に、これ以後、23年間、まだ土地をお借りするもので
すから、土地を貸していらっしゃる方に甘えさせていただくということで、もう少
し金額は下げることになると思いますので、今、現在の土地の価格を後ほどで結構
です、教えていただきたいと思います。

また、この問題はですね、なかなか難しいことだと思います。三十何年間して、
その当時の契約内容、合併する前の菊池のことですからなかなか難しいと思いま
すけども、合併をして、この菊池は一つの市であるということを皆さんが自覚して
おります。旭志の方も泗水の方も七城の方も、もちろん旧菊池市の方もですが、
いろいろな今までの多くの疑惑のあるような契約を、いま一度明らかに見直して
いただくようお願いしたいと思います。

次に、市税の延滞金について質問をいたします。

今回、初めて決算書をいただきまして、少しは勉強と思いページをめくって
おりました。疑問に思っておりました市税の延滞金について質問をさせていただきます。

決算書の諸収入において、延滞金として当初、予算額が300万円でした。入っ
てきたお金が、収入金額が約800万円となっております。しかし、平成25年度
の監査意見書では、市税の収入未済額一覧表では一切延滞金についての記載が
ありません。どういうことだろうかと思われ延滞金について調べてみました。地方
税法では、市税を納期限までに納めないと、納期限までに納めた方との公平性
を保つために、延滞金が加算されるとなっております。市にとって延滞金とは
どのような性質のものか、また、どの程度の金額なのかが疑問となって
きました。

そこでまず、延滞金とはどのような位置づけ、市の債権となるのか、お尋ね
をいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） 皆さん、おはようございます。

それでは、出口議員のご質問にお答えします。

まず、延滞金は市の債権となるのかというご質問でございますけども、延滞金は

地方税法第1条第1項第14号の地方団体の徴収金と規定されております。また、地方自治法第240条第1項に、徴収に係る債権ということで規定されております。このことから、延滞金は市の債権ということでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） それでは、答弁で延滞金は債権とのことですが、市の債権ということは、市が所有する権利及び財産と捉えていいかと思えます。

それでは、再質問いたします。平成26年5月31日現在で、概算で結構ですの
で、延滞金が総額幾らくらいあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、再質問にお答えします。

延滞金につきましては、先ほど議員も申されましたとおり、本税が納期限までに納付されない場合に発生し、延滞金の額が確定するのは、本税が完納された領収日ということになります。そのため、現在のシステムでは延滞金は実際に納付があったときや、納付書を再発行したとき、また、催告書を発送するときに、個人ごとに計算するようになっております。そうしたことから、現在の個人の本税を管理するシステムでは、特定の日を指定して納付の状況と関係なく一括して全体の延滞金を計算するというようなことにはなっておりません。

お尋ねの平成26年5月31日現在の延滞金総額はということでのことですが、その総額を一括にする計算はできないということで、把握をしていないところでございます。しかしながら、滞納に至った納税義務者に対しまして、本年6月に本税と督促手数料及び新たに計算しました延滞金を記載した催告書というのを送っております。それを集計して計算をしてみますと、平成26年度の滞納繰越分7億6,000万円でございますけれども、これに対しての延滞金はおおよそ4億4,000万円になるということになります。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 答弁で延滞金の総額、市が徴収すべき債権額が、今、約4億円とのことですが、平成25年度に延滞金収入約800万円が報告されております。延滞金の総額からすれば、昨年入ってきた延滞金はわずか2%でございます。

お尋ねをします。平成25年度決算書で、市税の不能欠損額が約5,600万円

となっておりますが、これは本来入ってくるべきお金が、5,600万円入ってこなかったこととなります。では、約5,600万円の欠損金にかかわる延滞金は、幾ら消滅しましたか、お尋ねをいたします。また、延滞金の徴収業務は適正に行われているかもお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、出口議員の再々質問にお答えいたします。

25年度決算書の不能欠損の5,600万円ということで、これに対する延滞金の消滅額はというお尋ねでございます。

平成25年度分の市税の不能欠損額は、今、言われましたとおり5,600万円になりますけれども、これは本税のみでございます。不能欠損処理は、本税に係る分でございますので、既に調定されたもののうち、今後、徴収が不可能という決定をしたものが、この5,600万円でございます。その本税には、先ほどから言われますように延滞金というものが付随しますが、本税が徴収できないということから延滞金の計算は行っておりません。ですので、不能欠損時における延滞金の額ということとは不明でございます。ただし、あえて試算するならば、先ほどお答えしました滞納繰越分に対する延滞金の割合で計算を求めますと、約3,200万円になるということでございます。

2点目の、延滞金の徴収事務は適正かということにつきましては、全ての滞納者へ「未納のお知らせ」または「催告書」「差押予告書」等の文書を発送時に、その内訳書の中で、本税や督促料・延滞金を表示しまして徴収に努めております。徴収する際は、延滞金も含め全額を納めていくよう促しておりますけれども、滞納者の収入状況や、所有する不動産や動産などの状況を把握し、担税能力を考慮して、延滞金を含む全額を納付することで、生活困窮に陥るとなった場合や、新たな滞納を生むと思われる場合には、分納などの納税誓約書を提出をさせまして、分納等で納付を促しているところでございます。その中で、誓約どおりに納付があった場合で、延滞金の額まで完全に充当できないということが判断された場合は、延滞金は徴収困難ということで、事実上、執行停止扱いをしております。このことにつきましては、本税と同様に不能欠損に準ずる事務処理をすべきところではございましたけれども、それができておりませんので、今後は、より適正な事務処理のほうに努めてまいりたいと思います。また、システム上、不十分な点も幾つかございますので、システム改修を行い、適正な債権管理の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

最初に言いましたように、税の延滞金は納期限内に納付された方との税の公平性を保つためにございます。答弁で、延滞金の一括しての計算はできないということですが、家庭に例えるならば、貸しているお金の総額がわからない。家のパソコンのソフトが対応しなくて計算ができないと言っているのと同じことでございます。合併をして、来年で10年になります。これまで9年が経過してもそれで、本当に大丈夫でしょうか。また、本税の不能欠損をするときに、延滞金も同様の事務処理を行うべきだったのではないのでしょうか。やっていないというのは、不適切な事務処理だったということでございます。今後は速やかに対応を講じ、地方税法の法の趣旨を踏まえて税の公平性を確保し、より適正かつ透明な徴税事務の執行を実現するように図っていただきたいと思えます。あわせて延滞金も債権として、消滅時効を含めた適正な債権管理ができるように、早急なシステムの改修をしていただき、強く指摘いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため、暫時休憩いたします。

午後の会議は、1時から開きます。

○
休憩 午前11時40分

開議 午後 零時58分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議席番号8番、荒木崇之です。

相次ぐ地方議員の不祥事が連日報道されていますが、8月16日の熊日新聞で元鳥取県知事の片山善博氏がこう寄稿されています。このところ、地方議員の評判が芳しくない。女性をべつ視するようなやじを飛ばしたり、政務調査費の使途に疑問を持たれ、ぶざまに号泣したり、妻同伴で研修に行ったりと不祥事は後を絶たない。ほとんどの地方議会では、首長が出した議案をそのまま無傷で通しているのが現状だが、原案が何も変わらないなら、議会などあってもなくても同じことだ。住民の意向を踏まえ、是々非々でチェックし、必要な修正や否決をすることだってあると

いった気概と力量を持つ議員であれば、下品なやじを飛ばしたり、政務調査費の使い道に偽装を施したりする暇など毛頭なかろうと寄稿されていました。

私たち議員には非常に耳の痛い話ですが、つけ加えさせていただくなら、不祥事を起こした議員は、政務調査費にしても議員報酬にしても、市民の税金からいただいているということを忘れていてのではないかと思います。私は、だれのために議員になったのか、だれのおかげで議員の仕事ができるのかを常に忘れず、是々非々の姿勢でありたいと思っております。

それでは、少し前置きが長くなりましたが、通告に従い一般質問を行います。

初めに、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税については、私が申し上げるまでもなく、今まで数名の方が一般質問をされています。江頭市長も市長と語る会の中で菊池市へのふるさと納税が飛躍的にふえていると言われていましたが、ふるさと納税がどれだけふえたのか、現状をお尋ねします。また、ふえた要因もあわせてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、ただいま質問がございましたふるさと納税についてということで2点お答えしたいと思います。

まず1点目の納税の状況でございますけれども、平成25年度の申し込み件数が65件、寄附金額が166万7,000円でございます。また、平成26年度につきましては、9月1日現在での申し込み件数が390件、寄附金額が441万2,000円でございますので、昨年と比べますと件数で325件、金額にして274万5,000円の増となっております。

昨今では、テレビや雑誌などさまざまなメディアでふるさと納税が話題となっており、ふるさとに寄附をするとお礼に特産品がもらえるといったことが納税ブームを後押ししているものと思っております。本市においても、制度発足からふるさと納税のお礼の品としまして、1万円以上3万円未満の寄附者には3,000円程度の特産品、3万円以上の寄附者には5,000円程度の特産品を贈呈しております。

市としましては、平成24年までの寄附件数や金額が横ばいであったことから、職員の親戚、知人に市長親書を送り、ふるさと納税をPRする取り組みを行っており、平成26年度からは、魅力あるお礼の特産品を25種類にふやし、寄附をしていただく方が特産品を選択できるような方法を取り入れたところでございます。

2点目の急増の原因でございますが、平成26年5月からふるさと納税が急増しておりまして、主な要因といたしましては、先ほども申し上げた部分と、アクセス数が多いふるさと納税専門のポータルサイトに本市の特産品を掲載し、ふるさと納

税の情報を必要としている方に本市の情報をお届けできたことが増加につながったものと考えております。また、テレビ等のメディアに本市が取り上げられたことにより、申し込みのメッセージ欄に応援コメントをいただくなど、メディアの効果もあったものと推察されます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 確かに菊池市のふるさと納税は、昨年の65件に対して、今年9月1日現在で390件ですので、約6倍と爆発的にふえています。先ほど言われたように、マスコミでふるさと納税を取り上げたり、ふるさと納税をしたらこんな特典がありますよといったサイト、その存在、さらには100%得をするふるさと納税生活という本がベストセラーになるなど、全国的にふるさと納税ブームだと思います。ともあれ、収入がふえることは喜ばしいことで、特典の予算が足りずに補正予算をしなければいけないような状態は、まさにうれしい悲鳴であります。

しかし、あまりのふるさと納税のお礼合戦に疑問も出ています。実際調べてみますと、100万円の寄附でダイヤのネックレスを贈ったり、1日村長体験を特典にしたりと、愛着を感じる地域への貢献というふるさと納税の本来の趣旨から外れているような自治体があるように感じます。福島県湯川村の3万円以上を寄附した人に、地元産のコシヒカリ1俵を送る取り組みに、全国から申し込みが殺到、寄附総額は4,000万円を突破し、昨年の100倍に迫る勢いとの記事がおとこのヤフーニュースでありました。まさにふるさと納税はブームであり、いつまで続くかは疑問です。

そこで、私は、阿蘇市がされている環境共生基金というふるさと納税に注目しました。議長の許可を経てボードを示します。今回は大きくつくってきました。見えないという苦情があるので。

この制度は、阿蘇の自然環境の維持と保全のためだけに使うといった目的寄附です。その額、平成25年3月末で延べ1,422件、総額3,500万円に達しています。では、どうしてこうも集まるかといいますと、阿蘇市は公共事業に対して指名願いを出された企業にこのパンフレットを郵送しています。実際、菊池市の企業も寄附されていました。阿蘇市は丁寧で、寄附された方をこの環境共生基金のサイトに全部企業名を書いて、そして、そこからリンクされるようになっているんですよ。寄附された企業もものすごくうれしいんじゃないかなと思います。宣伝にもなりますので。

寄附しようと考えた企業は、経費で落とせませすし、法人税の優遇措置が受けられ

ます。市は140円の郵送料で最低でも5,000円、最高額では50万円を超す寄附を得られます。この制度を菊池市も導入すべきだと私は考えます。例えば、文教菊池教育基金と題して、学校の整備と施設整備を目的として、学校や体育館のトイレを洋式にする、先ほど平議員の質問で、市長は声高らかに、就任直後、物産館のトイレをきれいにしました、洋式にしましたとおっしゃいましたが、何回来るかわからない観光客よりも、まずは毎日使っている子どもたち、ここの環境整備に努めていただきたいなと思います。さらに、猛暑時の長時間の下校と部活動のために製氷機、氷をつくる機械を設置したり、図書室の本を充実させるなど、子どもたちの教育やスポーツの環境整備のためだけに使うのはどうでしょうか。これは、あくまでも私の私案ですが、阿蘇市をまねたふるさと納税制度を導入されるかお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問、ふるさと納税の類似版としまして、企業から基金目的を持ったような形で寄附を考えてはどうかと、こういうご質問であったかと思えます。

まず、ふるさと納税自体は、確かに競争の行き過ぎを心配するといったふうな報道もあるようでございます。本市の場合は、非常にこの常識的な範囲の金額で今お返しをしておりますけども、この納税制度によりまして、旭志牛ですとか七城メロン等をお礼の品としてお送りしておりますので、お礼かたがた特産品をアピールするいい機会になっておると。ひいては、地域経済への波及効果もあるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

今お申し出のありました、阿蘇市のASO環境共生基金を一つの例とした、このような取り組みについてということでございますが、まず企業等の皆さんへこうした寄附の輪を広げていくということ自体は賛成でございます。具体的なやり方、例えば募集の方法、例えば市の工事に関係する指名業者といったふうな特定のくくりではなく、もっとオープンな形にして、また基金という形がよいのかどうかも含めまして、またそれが環境基金がよいのか、文教基金がよいのかといったことを少し、まず研究してみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） この阿蘇の環境共生基金、これは、実は菊池の企業の方から言われたんです。菊池にこういうのがあったら、会社としても阿蘇に寄附をするんじ

やなくて菊池にしたい、会社の経費で落ちるから、2万、3万ぐらいはできると、そういうふうに言われたんですね。企業の方がやっぱりこう思われているなら、ぜひともやっていただきたい。そして、パンフレットに満面の笑みで写った子どもたちを、何とか建設様ありがとうございました、何とか設備様ありがとうございましたと全部並べていけば、どんどんその輪は広がっていくんじゃないかと私は思います。

教育関係基金につきましては、旧泗水町時代からある小川基金、合併後に創設された打出基金があります。特に平成3年に泗水町に寄附された小川基金10億円、これは泗水町が元本に手をつけず、未来永劫小川氏に対して敬意を表するために利子分だけを使ってきました。時には、中学校の屋根つき2階建ての駐輪場、今でもあります。学校図書を購入、そして町のバスであったコスモス号、この購入など、非常に町にとって助かる、そして使い勝手のよい基金として重宝されてきました。しかし、小川基金は、合併後、小川氏の遺族の方とのボタンのかけ違いにより、利子分についても一度も支出されていません。

私は、泗水町時代のような使い勝手のよい基金の創設をしてはどの意味で今回提案をいたしました。お金を使うことはだれにでもできます。私も得意です。しかし、ためることは非常に難しいことです。少しでも税収がふえて、それを市民に還元できれば住みよい市になるのではないのでしょうか。お隣の合志市は、今年度の九州沖縄地区住みよさランキング2014で、何と6連覇していた鳥栖市を抜いて第1位になりました。合志市とは、道を一本隔てたところに私の住まいはありますが、菊池市は残念ながらランキング外です。合志市に負けられないように、よい施策はまねと言われようが、私が提案するから嫌だと思われようが、積極的に導入してもらいたいと思います。そのことをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、私がもう1年と半年言い続けてきた市議会議員の税情報の公開についてです。最近、ある行政区の夏祭りで、市役所OBの方から言われた厳しいご指摘をお話いたします。議会の顔ぶれは変わったけど、体質は前と変わらんねと言われましたので、どういう意味ですかと尋ねると、結局、菊池市議会議員は我が身かわいさたいと言われました。6月議会で市議会議員に対してちゃんと徴税をしていたかを調べる百条委員会が出された。今度はメンバーも変わったから成立するかと思っていたらまた否決。市議会は、まずは議員みずから襟を正してと言いつたばってん、襟ば正しきらんけん百条委員会ばつくらなんとじゃなかとかと。平成24年につくられた百条委員会は、職員が市議会議員の税情報を漏らしたんじゃないかという市民から匿名の電話があったからといううわさだけで簡単につくられた。今回は、市職員が議員の滞納があったと証言しとるなら、まだ簡単につくれるはず。

結局、自分たちのことを調べられるとなると認めないというのは我が身かわいさだと厳しい口調で言われました。私が、全員協議会において議員の税情報を自主的に提出することになりましたと言ったところ、どうせ提出するだけで、市民には公開せんで、棚に直して終わりだろうと反論されました。そして、最後に、お前もわーわー言っとるだけで、何の結果も出したらんたいと厳しいおしかりも受けました。

私は、このように菊池市議会にあきらめと不信感を抱いている市民に対し、信頼と信用を取り戻すべく、今回も市議会議員の税金滞納疑惑について質問いたします。6月議会において、私は税行政の根幹をなす徴税業務について質問しました。何ら個人的な質問はしていないにもかかわらず、終始個人的なことなので答えられないと、全く誠意のない答弁を繰り返されたことは、地方自治体の議会において、中心的な位置を占める一般質問に対しての軽視だと思っております。ややもすれば不道德なご答弁だと思います。今回は、前回のような誠意のないご答弁をなされないように、私にも、市民にも、傍聴に来られている方にもわかりやすく、納得するご答弁をお願いいたします。

私は、6月議会で4名の職員が公平委員会において市議会議員の市税滞納に対して上司に相談したが、平成19年当時の課長、さらに23年当時の課長にも伝えたが、自分の顔を立ててくれと言われ、やっていただけませんでしたとの証言から、野口前総務部長に対して、公平委員会での証言は本当ですかと聞いたところ、19年当時は課長だったが、23年当時は私ではないのでわからないとの答弁でした。

そこで、お尋ねいたします。23年当時の徴税課長はどなたですか。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、荒木議員のご質問にお答えします。平成23年度当時の徴税課長は、現在の特別養護老人ホームつまごめ荘の緒方浩一施設長でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、再質問いたします。23年当時の徴税課長だった緒方課長にご質問いたします。質問の前に断っておきますが、いいですか。

○議長（森 清孝君） 質問が終わった後にしますか。続けてください。

○8番（荒木崇之君） 質問の前に断っておきますが、私は、野口前総務部長が23年は私ではないので答えられないとの答弁をされたときに、6月議会の議事録を見ていただければわかりますけど、23年当時の課長のお名前は伏せますと言いました。なぜなら、これ以上市職員を市議会議員の税金滞納疑惑に巻き込みたくなかったか

らです。しかし、19年当時の課長である野口前総務部長は退職してここにおられません。ですから、緒方課長にお尋ねすることをご御理解ください。

さて、緒方課長は、合併前から税行政に携わり、市民の信頼も厚く、徴税課時代も、徴税課を異動された後も緒方課長を訪ねられてくる市民は多いと聞いております。私も実際税務課にいましたので、その場面は見ております。

そこでお尋ねいたしますが、公平委員会において、職員が市議会議員の市税滞納に対して上司に相談したが、おれに任せてくれ、おれの顔を立ててくれ、その当時の臨場感ある言葉で言いますと、わしに任せてくれんかい、わしの顔ば立ててくれと言ったと証言されていますが、それは本当ですか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの荒木議員のご質問の内容ですが、平成23年度の事実確認に関する内容かというふうに思います。これに関しましては、あらかじめ市民環境部長が当時の徴税課長でありました緒方浩一に聞き取りをしておりますので、通常であれば部長のほうからその結果について答弁を行うところでございます。また、少なくとも合併後の当市において一般質問で課長答弁をしたことはございませんし、過去の担当者から答弁するということも実はないわけでございますけれども、そういう中で大変異例ではございますけれども、過去の事実確認に関することだということと、それからこの質問の内容からしまして、本人に答弁させたほうが明確にお答えできると判断いたしましたので、異例ではございますが、ただいま、つまごめ荘の施設長をやっております緒方浩一に答弁をさせますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 特別養護老人ホームつまごめ荘施設長、緒方浩一君。

[登壇]

○特別養護老人ホーム施設長（緒方浩一君） 今のご質問にお答えいたします。当時、私が担当していました徴税業務に対する考えをお答えいたします。

私は、職員が対応困難と思える案件につきましては、率先して管理者である課長が対応すべきものと考えており、自分に任せろと言ってきました。また、当時の同僚の職員の方々の協力も得ながら、徴税業務に当たりましては、何人であろうとも公平な取り扱いを旨とし、努力してきたつもりでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） ご答弁で、言ったか言っていないかというところでよかったんで

すけど、今のは言ったと。ただ、言った意味は、徴税全般に対していろんなナイーブなところなので、徴税というのはやはりお金を集めるほうなので、いろんな方が来られます。そういったことで、全般に対して私に任せてくれという責任感あるお言葉だったかなという気がしますが、ただ、公平委員会ではですね、職員が市議会議員の市税滞納に対してどうかせにやいかんですよと言ったところ、わしに任せてくれということをおっしゃったと証言されているわけですね。市税全般のことを全部課長がするならば、そのときの徴税課の職員はいらないんじゃないかと思います。

そこで再質問いたします。野口前総務部長は、19年当時の課長は自分だった。そのときはそういうことは言ってないとおっしゃいました。23年当時はどうだったかわかりませんと。それはわからないでしょう。自分の後のことですから。ただ、緒方課長は、前任者、野口前総務部長の仕事の履歴というのは見ているはずなんです。そこでお尋ねします。緒方課長から見て、前徴税課長であった野口総務部長は、適正に事務処理を行っていたか、お答えください。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） つまごめ荘施設長、緒方浩一君。

[登壇]

○特別養護老人ホーム施設長（緒方浩一君） お答えいたします。当時につきましても、法令等、いわゆる国税徴収法とかございますけれども、それに基づき適切な徴税業務をしていたと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 私が思っていた答えと違うなと思いました。私は、緒方課長が真実を明らかにしたいとの思いで答弁されると思って、プランAとプランBを用意してきました。某国のような言論統制がされているのかどうかわかりませんが、緒方課長も認めたくても認められないようなのでプランBに変更します。

平成24年6月15日号、今から2年前にある会員制情報誌に菊池市議会議員の税金滞納疑惑について掲載されました。ここにあります。その中で、緒方課長の名前も書いてありますが、この会員制情報誌の編集長から取材を受けられたかどうかお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） つまごめ荘施設長、緒方浩一君。

[登壇]

○特別養護老人ホーム施設長（緒方浩一君） ただいまのご質問に対してでございます。取材といいますか、一般的な会話をさせていただきまして、ありましたように、質問に対しましては明確な回答はしていないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 私は、この会員制情報誌編集長に逆取材をいたしました。お電話させていただきました。どういう取材内容でしたかと、2年前のことですので覚えていることだけで結構ですので、お話し願えますかとお聞きしたところ、快く応じていただきました。当時の取材メモはここにはないけども、探せばありますという中で、どういう内容かということをお聞きしたら、最初話がかみ合わなかったと、ここにも書いてあります。そのとおりに書いてあります。会員制情報誌に書いてあるとおりに、当初話がかみ合わなかったと。ただ1点、覚えていることがあります。それは、緒方課長が、私以前の課長は、市議会議員の市税滞納に対してきちんとやっていたから、私はちゃんとやります、私に任せてくださいということをおっしゃられたと、この編集長は言われました。終わりに、この方は、議会の要請があれば百条委員会だろうが、証人喚問だろうが、出席する用意はいつでもありますと言われました。

そこでお尋ねします。この編集長にこのような内容を話されたのか、はいかいいえか、お答えできませんのいずれかでお答えください。

○議長（森 清孝君） 荒木議員、ちょっと議長席までようございますか。

暫時休憩します。

○
休憩 午後1時28分

開議 午後1時30分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

施設長、緒方浩一君。

[登壇]

○特別養護老人ホーム施設長（緒方浩一君） 今のご質問につきましては、お答えができません。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 答えられないと思って、はいかいいえか答えられないかどれかを選んでくださいと言いました。ベストアンサーだと思います。私は、緒方課長におかれては相当つらい答弁だったと思います。退職まで残り半年、本当は私は呼びたくなかった、間接的にも私の上司であったので呼びたくなかった。

しかし、公務員は地方公務員法に上司の命令には従わなければいけないという条文があります。自分の本意とは違ったことでも、上司の命令には従わないといけません。私はそれが嫌でやめました。その葛藤の中でご答弁いただいた緒方課長、ありがとうございます。素直に敬意を表します。

さて、6月議会において、野口前総務部長は、自分の裁量で差し押さえの決定はしていない。当時の上司と相談して行ってきたと答弁されていました。そこで、平成19年から平成23年度の差し押さえに関する起案文書約1,000件を情報公開請求しました。一部の写しがこちらにあります。差し押さえの起案文書です。これによると、決裁印はすべて課長で終わっています。部長まで決裁印を押してある起案文書は1件もありません。金額が小さいのは10万円以下から、大きいのは約1,000万円まで、部長決裁は1件もありません。ということは、野口前総務部長が自分の裁量で決めていたわけではない、部長の指示を仰いでいたとの答弁は崩れたことになります。

そこで、今の倉原部長にお尋ねします。差し押さえの決裁について、税務課より印鑑を求められ、押したことはありますか。お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、荒木議員のご質問にお答えします。9月現在でございますけれども、現時点では決裁上は行っておりません。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） では、6月議会での答弁で、上司と相談し、差し押さえを決めていたという野口前総務部長と倉原部長との今の答弁では、整合性がとれませんが、それでも法令を遵守して税行政をやってきたとのスタンスは変わりませんか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 暫時休憩します。

○
休憩 午後1時34分

開議 午後1時37分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、お答えいたします。先ほどの決裁という区

分での考えでございますけれども、決裁規定等はございませんで、徴税員につきましては、自立執行権ということで、各徴収員の判断で対応するところでございますけれども、組織という形の中で、その差し押さえ等については課長の決裁を求めているということで手続上は行っております。ただ、手続上の決裁でございますけれども、必要な場合には相談ということで上司に相談をすることもあります。ただ、決裁上は課長で行っているという状況でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今の部長の答弁ちょっとずれているなと思いながら、私は法令を遵守してやってきたかやってきてないかと、そのスタンスは変わりませんかと聞いているんですよ。決裁区分が、例えば野口部長の時には私は相談はされていたけれども、決裁印は押してないだけだよと、そういうことかなと思いますけど、ただ、1,000件もあるんですよ。今でも年間100件ぐらい上がってくるんですよ。それを1件1件相談していたっていうのはとても考えられません。今、先ほど部長がご答弁されたように、1回も印鑑を押してないとおっしゃっているじゃないですか。私も1件だけは多分あったと思います。あるところの差し押さえで7億2,000万円、裁判をしなきゃいけなかったんで、それは市長の決裁まで確かに押してありました。だったら、決裁区分を変えて部長までやるべきじゃないかなと私は思います。

これは余談ですが、本題のちゃんと法令を遵守して徴税を行ってきたと、徴税業務を行ってきたとのスタンスはかわりませんか。お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） ただいまの質問にお答えします。徴税業務ということで、それぞれの担当のほうで滞納者への対応、あと調書等については適正に処理していたというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 法令を遵守して、徴税業務を行ってきたとの答弁は、今年の6月議会からずっと使われてきた言葉です。どんなに私が疑義を言っても、法令を遵守してきたの一点張りの答弁ですが、では、先ほど午前中、私の一般質問の前に出口一生議員が税の延滞金の管理について質問されています。ありがたい援護射撃です。その質問の中で、不適切な事務処理があったことを認められています。どういう事務処理かと言いますと、本税1,000万円入ってくるとすれば、それがとれ

ない、不納欠損で落とすときに、本来、その1,000万円についていた延滞金を一緒に不納欠損処理しなければいけないのに、こっちはやってなかった。延滞金のほうはやっていなかったという事務処理の不手際です。

延滞金とは、税の賦課徴収業務に起因して発生するものであり一体です。わかりやすく言いますと、要は賦課、税金をかけて徴収、それをとって、とれない、もしくはおくれるから、健全に納税した人と区別を図るため延滞金が発生します。徴収業務はちゃんとやってきたが、延滞金については一部不適切な事務処理があったとの答弁は矛盾していませんか。

例えば、食品偽装問題を思い出してください。エビだけは偽装していました、ほかは偽装していませんと、公表しましたが、だれが信じたのでしょうか。結果として、肉も野菜も偽装していました。それと一緒に、執行部の答弁の信憑性が今回大きく崩れています。その点についてどう説明されますか。お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） ただいまのご質問にお答えします。先ほど出口議員の答弁の中で、延滞金についての事務処理ということで不適切な部分があったというような表現での答弁をさせていただいております。今回の延滞金の説明としましては、事務処理上のシステム上の処理ということで、システム等ふぐあいが生じ、適正な処理ができていなかったというような答弁をしております。

ただ、実際、徴収事務、徴収をする上での業務としましては、これまでどおり適正な処理を行っていたというところの判断で答弁をさせていただいております。事務処理とは、若干のシステム上の処理ができないということで、そこについてはできていないので是正をしますという答えをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 先ほど私が申したように、延滞金だけはちょっと事務所処理がまずかったけども、徴収はちゃんとやってたよというご答弁かと思いますが、徴収をできないから延滞金がつくわけですよね。これ一体なんですよ。じゃあ、だれが信用しますか。延滞金の事務処理をちゃんとやってたけども、それが計算できないということだったでしょう。延滞金が今現在、システム上の問題でと。延滞金を管理するシステムと徴収をやるシステムは一緒じゃないですか。ボタン1個押すとからっと変わるじゃないですか。あんまりそのときそのときの都合のいい答弁というのは、私は素直に悪いところは悪いと認めるべきじゃないかなと思います。明確な

お答えはいただけませんでしたので、市長はどう思われるかお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） お答えいたします。今のご質問については、これは私は当時のことまだ研究しておりませんが、債権管理というところのいろいろなルール、それから手続、こういったものが体系化されてなくて、仕組みがなかったと、あるいは非常に弱かったということではないかというふうに今は理解しているところがございます。したがって、これが今わかりましたので、この手続をかちっとしたものに精度を上げていかないかというふうに感じているところがございます。以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 市長、私の質問にいつになく歯切れのよいご答弁ありがとうございました。この件に関しましては、部長がそういうご認識であれば、後日、決算特別委員会もありますので、その中でじっくり、1日かけてでもでもどちらの主張が正しいか私は主張していきたいと思っております。

最後になりますが、私は市議会議員の税金滞納疑惑を通して、上益城郡甲佐町の吉岡さんという方とお話しする機会がありました。私の支援者の方がこの吉岡さんという方とお友達だったんです。獣医さんなんですけど、吉岡さんは、平成19年に甲佐町で起こった町議会議員の税金滞納を追及した方です。議員でもありません。一町民の方です。この方の追及で当時議員8名が辞職し、現在の甲佐町議会は情報公開請求があって、議員に滞納があった場合は実名を公表するという条例を可決しています。

冒頭に申しましたように、昨今、相次ぐ地方議員の不祥事により、議員には厳しい目が向けられています。市議会議員の税金滞納疑惑について、私は執行部に毎回厳しい質問をしますが、諸悪の根源は市民の税金から報酬をいただいているのに市税を滞納している、もしくは滞納していたとの疑惑を持たれている議員なんです。すべてが白日のもとにさらされれば、甲佐町のように菊池市が悪い意味で世間の注目を集めるかもしれません。しかし、疑惑のすべてをさらけ出し、一から議会と執行部とともに信頼を築いていくことが市民から求められているのではないのでしょうか。私は、議員同士の仲間意識に流されることなく、正しいことは正しい、悪いことは悪いと白黒ははっきりつけるまで追及することを市民の皆さんに、傍聴席の皆さんにお約束し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩をいたします。

○
休憩 午後1時48分

開議 午後1時56分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 皆様こんにちは。猿渡です。よろしくお願いします。通告に従って質問いたします。

初めの質問は、放課後児童クラブと言いますより、学童保育と言ったほうがなじみがありますので、そう呼ばせていただきますが、学童保育への委託料、つまり補助金についてです。前置きが少し長くなりますが、学童保育は、児童福祉法に位置づけられており、国や自治体に一定の責任がある事業です。学童保育の目的は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図るとされています。女性の就労を促すための子育て支援事業として、量的拡充の方針が政府から出されていますが、本来、子どもの健全育成の事業であることも忘れてはならないと思います。学童保育のニーズは年々高まり、全国学童保育連絡協議会の調査によりますと、入所児童はここ2年続けて4万人以上ふえています。私の地元、泗水東小校区の学童保育所も18年前の設立当時と比べ、少子化の中、学校の児童数は150人ほど減ったにもかかわらず、学童保育の入所者は2.5倍にふえております。今や学童保育は、子どもにとっても働く親にとってもなくてはならないものになっているものと思います。

学童保育所の運営主体は、保護者会やNPOや保育園などさまざまですが、その経費は保護者から徴収する利用料と国や自治体からの補助金で賄われています。経営は決して楽なものではなく、職員の処遇改善も課題になっています。ですから、交付される補助金は学童保育所にとって大きな問題です。その補助金は国で基準額が決められており、国と県と市がそれぞれ3分の1ずつを負担することになっています。

ところが、数年前から国の基準額を受け取れない学童保育所が出てきました。熊本県が、それぞれの学童保育所において徴収した利用料の総額か、国の基準額か、どちらか安いほうしか交付しないという方針を出し、国や市の補助金もそれに連動したからです。つまり、保護者の利用のしやすさを考えて利用料を低く抑えれば、補助金も減額されてしまうということです。なかなか利用料の値上げに踏み切れない学童保育所の現状もあり、菊池市で補助金の対象となっている11学童保育所の

うち、国の基準額を満額受け取れているのは、四つの学童保育所だけになっています。保護者運営のある学童保育所では、国の定めた基準額で言うと448万7,000円のはずが、県の言うように利用料に基づく339万2,400円になってしまっています。その差約109万円は、学童保育所にとって極めて大きいものです。

そこで、1点目の質問であります。学童保育所の質を上げていくためにも、国の補助基準額は満額交付されるべきであり、現在の熊本県の方針を早急に改めるよう菊池市としても県に強く要求して行ってほしいと考えます。さらに、たとえ県の基準額が低く抑えられても、菊池市としては以前のように国の基準額の3分の1を交付すべきではないかと思えます。市はどのようにお考えでしょうか。

2点目は、学童保育を利用する個々の親御さんのことになります。せっかく校区に学童保育所があっても、経済的負担のために利用をあきらめている家庭もあると思われま。児童福祉法の言うすべて児童は等しくその生活を保障されるという理念からしますと、学童保育はまさに子どもたちの放課後の生活の場ですから、経済的に厳しい家庭に対しては、何らかの援助があつてよいと考えます。学童保育におけるひとり親家庭等に対する利用料の補助はどうなっているのか、現状をお尋ねします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） それではお答えをいたします。

1点目、放課後児童育成クラブについてでございますが、平成25年度の設置状況につきましては13カ所、委託料なしで自主運営しているところが1カ所ございまして、残り12カ所の児童育成クラブで合計475人の児童が利用されておまして、総額4,542万6,600円の委託料を支出しているところでございます。市の委託料は、県の児童健全育成事業等補助金の額を基準として各クラブに支出をしているところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃられたように、県のほうといたしましては、登録児童数による補助基準と利用料金収入額を比較いたしまして、金額の低い額を補助金としているために、少人数のクラブの中には運営が厳しいところがあるというのも現状でございます。しかしながら、これにつきましては補助要綱というのがございますので、それにのっかって現在委託料を支出しているような状況でございます。

なお、市の単独の委託料の増額については、現在のところ考えておりませんが、毎年行っております児童育成クラブのモニタリング等で、クラブの現状等、意見を

聞きながら、それを県のほうに報告したいと考えております。

2点目のひとり親家庭等に対する利用料の補助の充実についてでございますが、平成25年度まで年1万5,000円を上限とした利用料を市の単独補助で実施しておりました。しかしながら、利用料の減免額が県の補助対象となりましたので、平成26年度より市の単独補助を廃止して、各クラブにおいてひとり親、あるいは兄弟利用の多子減免を実施するように指導してきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。今の答弁の中に、補助金を交付されている学童保育所は12カ所とおっしゃいましたかね。11カ所ではないでしょうか。二つ受け取れないクラブがあったというふうに認識しております。その確認は後でしたいと思いますが、先ほど言いましたように、県は利用料をもとにした基準額を定めております。しかし、その前に使われていた国の基準額があるわけですが、今もちろんありますけれども、どうしてわざわざ国は基準額を決めているのだとお考えになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 今のご質問でございますが、市といたしましては、県のほうの児童健全育成事業等の補助金、これにのっとり行っておりますので、そういうお答えでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 国の基準額が定められているというのは、学童保育所の適正な運営を考えたときに、財政との絡みもありながら、だけれども、この額ぐらいは補助をする必要があると国が判断して、その額を基準額として決めているのだと考えます。

先ほど言いました例にありますように、109万円の差、実に24%のカットになっております。別の学童保育所でも26%のカットという保育所もあります。これではやはり適正な運営というのは、学童保育所にとってとても厳しくなるのではないかと思います。ですから、県の言うように徴収料をもとにするのではなく、適正な運営を期するための国の基準額をもとにして考えていただきたいと考えるわけです。補助金が減った分、どこで融通するんでしょうか。ほしい備品を我慢するか、行事ごとにかかるお金を減らすとか、おやつを節約するとかいろいろあるかも

しませんが、一番は人件費だと思います。国の方針の中でも処遇改善が問題となっておりますが、賃金がなかなか保障されない中であっても、職員はとても頑張って仕事をされております。市独自の補助は難しいということではありますが、国の基準を超えての補助をしてほしいと言っているわけではありません。子どもたちのよりよい生活のために、今後の検討と県への要求を重ねてお願いいたします。

2点目のひとり親等への利用料補助のことで重ねて質問します。先ほど補助の現状については回答していただきましたが、昨年の実績を成果表から拾ってみますと、ひとり親等利用料補助の対象は16人となっております。市全体でこの数はとても少ないと思います。ひとり親家庭では、学童保育の利用を控えられているのではないかと推測されます。

もう一つ、市のホームページにアップしてある子ども・子育てニーズ調査にとっても気になる数字がありました。就学後は放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますかという問いに対して、両親がともにフルタイムで働いている方では、学童保育が47.3%、習い事が30%であるのに対し、ひとり親の方では、学童保育がおよそ半分の25%、習い事は0%、そして、自宅が62.5%となっています。

学童保育も習い事ほどではないにせよ、経済的に厳しいひとり親家庭にとっては、手の届きにくいところにあることがこの数字にもあらわれていると思います。小学校低学年の子どもが、放課後一人家で過ごす様子を想像してみてください。ひとり親で就労しており、しかしながら低所得という家庭に対しては、もう一步踏み込んだ利用料の補助をするべきではないでしょうか。

せめて一、二年生の間だけでも、全額と言いたいところですが、せめて利用料の5割の補助があれば、学童はずいぶん利用しやすくなり、子どもの健全な育成に資することができると思いますが、いかがでしょうか。市のお考えをお聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） お答えいたします。ひとり親等の利用料の減免額の増についてでございますが、各クラブの運営状況が異なっておりますし、利用料、減免額も異なっておりますこと、また、現在のところまだ未定ではございますが、来年度から施行されます子ども・子育て新制度の中で、今後、国、県からの児童育成クラブにおける財政措置のほうも考えられますので、そういった事業を活用していきたいというふうに考えております。そのため、現在のところ利用料減免額を市単独で補助して増額するというのは難しいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） では、補助金のことを抜きにして、低学年の子どもが放課後の時間を一人で家で過ごす、そのこと自体にはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） お答えいたします。今後、児童育成クラブの保護者会、あるいは関係者と協議を持ちまして、その中で話し合いをしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 育成クラブの担当者としてのお考えではなく、市としては、そういった状況のお子さんがあるということをどのようにお考えになるかをお聞きしたいと思うのですが。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 先ほど猿渡議員が言われましたひとり親の児童育成クラブの利用率、あるいは自宅での生活という形の実数を出されておりますので、これについては真摯に受けとめまして、先ほど申しましたように、何が必要なのかというのを見きわめていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今のところは、現状を超えた補助は難しいということではありますが、今年1月、子どもの貧困対策法が成立しました。2012年の調査によりますと、熊本県における母子家庭の平均年収は180万円という厳しい現実があります。先月、子どもの貧困対策については、政府の大綱が出され、今後、具体的な施策が講じられていくとは思いますが、学童保育が子どもたちの大切な生活の場であることを念頭に、対策の中にぜひ盛り込んでほしいと考えます。中学生になってからの学習支援や進学時の奨学金だけではなく、小さいときからの日常的な育ちが大切なのではないのでしょうか。今後の対策に期待したいと思います。

では、次の質問に移ります。次の質問は、防災に関することであり、質問に先立ちまして、広島土砂災害で犠牲になられた方々のご冥福を祈りますとともに、被災された皆様のご心痛を思い、お見舞いを申し上げます。

一昨年九州北部豪雨では、菊池市でも大きな被害を経験しており、広島での災害もよそごとではありません。近年、50年に一度の大雨、記録的豪雨、経験したことのない降り方、そしてスーパー台風といった言葉が報道の中で聞くようになりました。しかも、そのような異常気象が今後ふえることが予想されております。異常気象そのものはすぐにはどうなるものでもありませんから、私たちが防災について日ごろから学び、具体的な行動を通して備えていくことがますます大切になってきたと思います。

しかしながら、防災士の資格を持つ市民の方から、防災の話をしてもうちは大丈夫だろうというような危機感の薄さから、なかなか行動にまで結びつかないという悩みも聞きました。市広報の7月特集の中にも、自助、共助が防災の基本という言葉があり、そのとおりだと思うのですが、そのベースには市民の防災意識を高めることが欠かせないと思います。

そこで1点目は、市民の防災意識を高めるために、現在どのような取り組みがなされているのか。また、取り組みの中から見えてきた課題にどんなことがあるのかをお尋ねします。

2点目は、菊池市防災会議への女性参画についてです。2月県議会で県の防災会議等への女性登用について質問が出され、県から次のような答弁がなされています。県防災会議の委員は、役職により指定されているものが多く、女性委員が少ない状況が続いている。ただ、熊本広域大水害の対応で、女性への配慮不足などの課題が明らかになり、女性の視点を取り入れることによって、県民の安全・安心をより高められると考えており、女性の登用に積極的に努めていく。これとは別に、7月の菊池市人権同和教育研究大会、男女共同参画の分散会でも、東日本大震災において女性が困難な事態に陥った事例とともに、防災や災害対策での男女共同参画の重要性が報告されました。菊池市の防災会議を見ますと、県と同様に役職による指定のため、33人中32人が男性であり、女性団体の代表としての女性がお一人、女性の参画率で言うと3%になっています。これはとても寂しい数字です。菊池市では防災会議の女性委員をふやしていく考えがあるかどうかをお尋ねします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 市民の防災意識の向上についてということで、2点ご質問

でございます。

まず、市民の防災意識のレベルアップを図る現状の取り組み、それとそこから見えてくる課題への対応、それと菊池市防災会議への女性の参画についてというご質問、2点についてお答えいたします。

まず1点目の市民への防災意識のレベルアップを図るための取り組みとしましては、今年度、市独自に市民を対象に開催するまちづくり出前講座の中で、防災に関する講習を実施したり、急傾斜崩壊危険箇所指定されている山間部の区長、民生委員、消防団役員の方に対し、梅雨入りに合わせまして地区での避難体制の整備や、自分がお住まいになっているいわゆる身の回りの危険箇所の点検、気象情報の収集方法等について説明会を行ったところでございます。

また、熊本県と共同でがけ崩れのおそれがあります土砂災害特別警戒区域等の地区の住民を対象に、土砂災害防止法の説明会を実施しておりまして、今後も引き続き実施する予定としております。

そのほか、自主防災組織の設立の促進を図っておりまして、区長、あるいは地区の役員等の皆様を対象としまして、地区のハザードマップのつくり方などを説明いたします地域防災力向上研修会を昨年度泗水地区で、今年度は七城地区で開催するとともに、昨年は菊之池小学校で児童、保護者、校区住民の皆様を対象としました防災キャンプ等も実施したところでございます。

これらの説明会等を通しまして、市民の防災ニーズの高まりとともに、自分の命は自分で守るという考えが、少しずつではございますが浸透してきているものと感じております。これは、議員がおっしゃいましたように、近年、異常気象によって頻発する自然災害に市民の皆様も危機感を感じておられるのではないかと感じております。

一方、取り組みから見えてきます課題としましては、市民の情報収集力や移動手段の有無、こういったことの格差によって避難など初期対応に差が出てくるということでございます。若い方は、インターネット等を駆使しましてリアルタイムの情報を容易に入手し、早期に避難することもできますが、高齢者の方々は災害情報をテレビの天気予報や市の防災無線といった限られた情報媒体でしか入手することができず、かつ容易に避難することもできません。こういった課題に対しまして、地域住民がみずからの地域、あるいは自分たちの命を災害から守るという自主防災組織や隣近所の協力、いわゆる共助によりパソコンを使える人、あるいは車を持っている人などが協力して、地域住民の力を合わせて補っていく、そういった工夫を説明会の中でお願いをしているところでございます。

2点目の防災会議等につきましては、お答えしたい内容は議員のほうからもう説

明をいただきましたけども、現在、委員 33 名の中で女性委員は 1 名でございます。これは、防災会議が自衛隊でございますとか、警察、消防などといった専門機関で構成されているという点もあって、女性が少ないという現状でございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、いわゆる生活に密着した女性ならではの細やかな気づき、あるいは意見を防災対策に取り入れることは大変重要であると考えております。日ごろの生活の中で、その中での備え、あるいは子どもたちへの防災教育、あるいは災害発生時の避難所の運営、こういった面では特に女性に重要な役割を担っていただけるものと考えております。今後、安心・安全なまちづくりをさらに進めるために、市防災会議やそれにとどまらず、自主防災組織等における女性の参加を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。防災意識を高めるために、さまざまな努力をされていることに敬意を表しますとともに、先ほど述べられた課題の解決に向けてさらなる取り組みをお願いしたいと思います。

先日の泉田議員のお話の中にもありましたが、大津町では地域での防災リーダー養成のため、今月、予算およそ 300 万円をかけ、50 名の防災士資格取得のための講座が開かれているそうです。菊池は菊池のやり方を工夫していかなければならないと思います。

先ほどの答弁の中にもありましたが、自助の分野での備え、家族に要介護者を抱えている場合の対応、いざというときの学校や保育園、幼稚園との連携、あるいは地域でのネットワークなどで女性の力をさらに生かすことを意識した講座もできるのではないかと思います。

しかしながら、生活に密着した細やかな気づきだけが女性の得意分野ではないと思います。そうではなく、マネジメントの部分で女性の意見を生かしていくことも非常に大切なことで、そこが抜けているから災害の現場で生理用品の配布のふぐあいから始まって、DVであるとかハラスメントであるとか、さまざまな課題が起きてくるのだと思います。また、高齢者ならではの課題もあると思いますので、高齢者の方々へ向けた啓発も大切であろうと思います。検討をよろしくお願いします。

次に、防災会議への女性参画については、市長に重ねて質問いたします。役職等で指定すると女性が委員にいないというのは、裏返せば、菊池市においては男女共同参画がまだまだ進んでいないという実態の裏返しだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。そのような場合、意図的に女性を登用していくことが必要

なのではないでしょうか。菊池市防災会議条例を見ますと、委員の任命について、市長が特に必要と認めた者若干名という記載があります。市長が必要と認められれば、女性の委員をふやすことができます。私見ですが、日ごろ市民の課題をよくご存じの健康推進課や高齢支援課の女性職員が委員に加わっていただければ、市民の安心に大きく貢献できるのではないのでしょうか。防災会議の会長でもあられる市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの猿渡議員さんのご質問は、防災会議への女性参画についてということでございます。まず、防災意識そのものについては、このさまざまな取り組みをしていく中で、女性団体の皆さんからの防災研修の開催依頼等も多くて、大変積極的なご意見も寄せられておまして、女性の皆様の防災に対する関心の高さというのを本当に感じているところでございます。

また、今ご指摘がありまして、私もはっと思ったんですが、確かにこの災害時の生理用品の手配等々、そういったふうな男女のニーズの違いもあると思いますので、こういったところを反映するためにも、災害対策に女性の意見等を取り入れるということが非常に有益であろうと感じたところでございます。

今後、防災会議等の場面で、極力女性の側からの提案、あるいは意見をいただけるような環境づくりに努めたいと思います。市長が特に必要と認めた者という方、若干名加えることができる仕組みにもなっておりますので、今後ちょっとこうしたことからある程度女性の参画を意識した組み合わせというものを少しこれから考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 答弁ありがとうございました。市長も言われたとおり、女性が参画することによって市民の安心・安全がより増すと考えますので、来年の防災会議の中でぜひ女性の委員がふえておられますように期待しております。

それから、女性だけではなく、障がいを持つ方々の参画も必要なのではないかと思いますが、今回はその件に関しては通告をしておりませんでしたので、次の機会にまたお話をしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩をいたします。

○

休憩 午後 2 時 3 8 分

開議 午後 2 時 4 5 分



○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、日本共産党の東奈津子です。

まず最初に、子ども・子育て新制度についての市の見解と具体化について質問をしていきます。来年4月から保育、幼稚園、学童保育など子育て支援にかかわる制度を根幹から転換する子ども・子育て支援制度の実施が予定されています。菊池市でも国の示した基準をもとに、新制度の具体化や9月議会での条例提案が行われています。子ども・子育て関連3法は、これまでの保育所、幼稚園の制度を根底から変える改革であり、多くの問題を抱えています。私も実際に菊池市内の保育園や幼稚園の園長先生に制度実施を控えての意見、要望等をお聞きしましたが、ほとんどの園長先生から不安の声や批判の声が多数寄せられております。

そもそも新制度は、介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基点にする現金給付の仕組みへの変更となっております。これでは、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることにつながります。また、新制度では保育所、幼稚園、認定子ども園などに加えて、新たに家庭的保育、小規模保育など、幾つもの地域型保育が導入され、定員規模が小さいことを理由に保育所などに比べて施設、事業に格差が持ち込まれることにもなりかねません。また、当初は削除されるはずだった市町村の保育実施責任が、児童福祉法24条1項として、復活したことによって市町村の責任の所在が異なる施設、事業が並存するという問題も抱えています。

このように新制度は、子どもの権利保障という点からも多くの問題を抱えている制度だと私は思います。しかし、保育関係者、保護者の運動の成果で児童福祉法24条第1項が復活し、私立保育所については従来と変わらずに市町村の責任によって保育が実施されることが国会で合意され、新制度に盛り込まれました。

まず、1点目にお聞きしたいのは、新制度に移行するに当たって、菊池市でも24条1項で述べられている市町村の保育実施義務は後退することはないと考えてよいでしょうか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 東議員の質問にお答えをいたします。児童福祉法第24条第1項におきまして、市町村は保護者の就労、疾病等の理由により、その児童が家庭保育に欠けるときは、その保護者からの申し込みにより、その児童を保育所において保育しなければならないと保育の実施の義務がその市町村にあると定められております。

本市におきましては、これまで保育に欠ける児童を保護者からの申し込みにより、市内21園の保育所において保育を提供してまいりました。平成27年度からの新制度におきましても、保育が必要な子どもに対する保育の実施義務は市町村にありますので、引き続き適正な保育の実施に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 答弁ありがとうございました。新制度移行に伴っては、さまざまな問題点や課題も指摘されています。しかし、実施主体は市町村です。市町村が、今答弁にもあったように、国が今後どのように具体化を進めようとも、いかなる場合においても24条第1項の立場、市町村の責任で保育が実施され、入所の決定も保育料の徴収なども市町村の責任でなされる、このことを堅持されることを重ねて要望いたします。

見解の2点目としてお聞きしたいのは、保育所の認定子ども園への移行についての市の見解です。初めに述べたように、国は当初、この新制度そのものを保護者と事業所の直接契約に切りかえようとしていた経過もあり、新制度においても国は保育所の認定子ども園への移行を事あるごとに今強調しています。市としては、この認定子ども園が抱える問題点をどう認識していらっしゃるでしょうか。問題点はどのような点にあると考えていらっしゃるでしょうか。そして、事業所へは、認定子ども園への移行については決まったものとして促す立場ではなく、その問題点、デメリットも含めて説明をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） ただいまの質問についてでございますが、認定子ども園は幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労等の状況にかかわらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるために、国においても政策的な普及を図っていくこととしております。本市におきましては、すべての保育所、幼稚園に対しまして、認定子ども園に関する国、県からの通知、マニュアル、Q&Aをその都度配

布するとともに、園との定期的な情報交換の場を持ちながら、事業者が認定子ども園の移行を判断しやすいような環境づくりに努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今回の答弁をお聞きしていると、率直に言って、認定子ども園の問題点についての認識が弱いのではないかと考えます。認定子ども園は、直接契約と利用者への給付費の支給という仕組みであり、保育の市場化に最も適切な仕組みです。保育が市場化をすると選択と競争が生まれ、いかに生き残るかが否が応でも経営者の関心事となり、人件費の抑制が生まれやすくなります。その結果、保育の経験が薄くなり、保育者の経験の蓄積が難しくなり、保育の専門性が薄れることとなります。保育の質は、保育者の経験が重要な要素です。保育の質の観点からも認定子ども園への移行には多くの問題点があると思われま

す。また、児童福祉法24条第2項が適用される認定子ども園は、直接契約の仕組みになるので、子どもの権利とそれを保障する公的責任があいまいになり、結果として保育が当事者任せとなり、経済力の弱い家族や困難を抱えた家族の子どもが保育を受けられないというおそれもあります。新児童福祉法24条2項の適用になる保育所以外の認定子ども園や地域型保育施設は、一見すると児童福祉法24条第1項に似た責任が、この認定保育園などにも市にあるように見えますが、ここで規定されている市町村の責任はあいまいなものです。施設の入所についても、そこで提供される保育についても、市町村は直接的には責任を負いません。ここが新制度の本質です。保育を受けられるかどうかは、契約の当事者である事業者と利用者によって決まり、市町村は第三者にすぎず、契約を強制的に結ばせる権限はありません。市町村が行う利用調整も情報提供や紹介の域は出ません。

また、保育園にとっても、認定子ども園に移行すれば、保育料徴収が当該施設の事務となり、徴収業務の負担や財政の不安定化が問題となり、施設型給付費は保育料を除いた分の支給となるので、個々人の保育料の滞納は即施設の収入減となり、経営を直撃することは避けられません。埼玉県では、都道府県としてではありますが、私立保育所に対し、メリット、デメリットの比較表を作成し、それを示し、保育園に説明を行っています。菊池市としても新制度移行に伴う認定子ども園の問題点をしっかりと認識していただき、保育所に対しては移行ありきではない、的確な説明、情報提供をしていただくことを強く重ねて要望します。国の制度上も保育園、幼稚園からの認定子ども園への移行は、強制ではなく望ましい、こうなっています。この点を自治体としてもしっかりと踏まえて、対応していただきたいと思

次に、新制度の周知徹底についてお聞きします。新制度移行を7カ月後に控えている今にもかかわらず、市町村に新制度準備を急がせている政府自身が、当初示したスケジュールどおりに作業を進めることができずにいる現状です。その政府の対応のおくれで、肝心な当事者である保護者や保育関係者に内容が知らされていないという問題が今生まれています。市としては、保護者や保育関係者にどのようにこの制度の周知徹底をしようと考えていますか。もうすぐ保育園の入所希望の手続が始まります。市として、最低でも国が発行しておりますなるほどBOOKの全保護者への配布の措置をとるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） お答えします。平成27年度より始まります子ども・子育て支援新制度につきましては、現在、菊池市ホームページにその概要を掲載しております。また、保護者の方々からのお尋ねにつきましては、その都度市役所の窓口、あるいはお電話にて対応しているところでございます。

保育関係者に対しましては、園長会議においてその概要の説明や、これまで2回開催されております菊池市子ども・子育て会議の会議内容について説明、周知済みでございます。さらに、21の保育所及び2つの私立保育園の園長に協力をしていただきまして、保育参観などの保護者が集まるタイミングで新制度の概要につきまして園長より説明していただくようお願いしております。

また、国が発行しております子ども・子育て支援制度なるほどBOOK、先ほど言われましたが、これにつきましては園のほうに配布をしているところでございます。

今後は、ホームページの周知徹底、市から園を通じての新制度にかかわるお便りの配布、それと議員ご提案の国なるほどBOOKの全保護者への配布というのを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） この間の周知徹底での市の努力、また、パンフの普及などの今後の配布への徹底、ご協力ありがとうございます。市としても現段階での説明というのはかなり大変だろうとは思いますが、保護者への説明につきましては、園長任せ、園任せになるのではなく、園からの要望があればぜひ市からも園に出かけて行つての説明を重ねて要望しておきます。

次に、制度移行に伴い、保護者への負担が懸念される問題についてお伺いします。一つ目は保育時間の問題です。新制度では、新たに2号、3号の認定の子どもについては、保護者の就労時間によって保育必要量の認定を行います。保育短時間認定、8時間保育となった子どもに、現行行われております保育同様に必要な保育時間を保障する合理的で現実的な対応が求められると思いますが、市としてはどのように対応をしようと考えていらっしゃるでしょうか。

二つ目は保育料の問題です。新制度移行に伴って、保育料がどうなるかは多くの保護者の方々の心配をすところだと思えます。これまでも菊池市は、国の基準額が高額なため、自治体が独自に軽減措置をとってきたという努力経過がありますが、新制度のもとでの保育料の設定に当たっても、自治体独自の軽減措置を継続し、新制度に移行する私立幼稚園についても負担の上限などの軽減措置を図るべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。また、新制度のもとでの公立幼稚園の保育料をどう考えていらっしゃいますか。

三つ目は、障がい児保育についてです。国の基準では、保育の必要性の認定には、親の就労が基本となっており、特に保育を必要とする事由に子どもの障がいや上げられていませんが、菊池市においては新制度において認定基準を定める場合に、障がいのある子どもにおいても保育の対象とするのでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） お答えします。まず1点目でございますが、新制度におきましては、保護者の就労時間が両親ともに主に120時間程度あるようなフルタイム勤務の場合には1日11時間保育、それに満たない場合は1日8時間保育を提供することを基準としております。ただし、現在の保育所は、すべて1日11時間保育を提供しているため、急激な制度変更は保護者に負担を生じることになることから、国は新制度の中で、今後数年間は保護者が希望すれば1日11時間保育を提供することを認めております。本市でもこの国の基準に従いまして、保護者のニーズに合わせた保育時間の提供に努めてまいり予定としております。

2点目でございます。保育所における保育料につきましては、現在、国の定める保育料の基準よりも低額な保育料を本市において設定してございまして、市独自の子育て支援策として実施しているところでございます。新制度移行後も保護者の負担が急激に変動することがないような新保育料を設定するように調整を行っているところでございます。

私立保育園の保育料につきましては、これまでは園が自由に料金設定をすること

ができましたが、新制度のもとでは保護者の所得に応じた保育料を国が定める、保育料基準額を上限として市が設定することとなるとともに、市が設定した保育料を上限として、さらに園独自で低く設定することも可能となっております。本市としましては、保護者負担が急激に変動することがないように考慮するとともに、私立幼稚園とも協議をしながら新制度での私立幼稚園の保育料を設定してまいりたいと考えております。

3点目、公立幼稚園の保育料につきましてですが、現在は月額3,500円に設定をされております。新制度移行後につきましては、運営に必要な経費、公私間のバランス等を考慮いたしまして、市町村の裁量により任意の料金を設定することができるとなっております。本市としましては、新制度の周知期間等の必要性や、保護者負担の急激な変動を考慮いたしまして、平成27年度につきましては、これまでと同様月額3,500円の保育料とすることを検討しております。

4点目、障がいのある子どもの受け入れにつきましては、新制度におきましてもこれまでと同様障がいのある子どもさんの受け入れは継続的に行われます。ただし、保護者が就労、疾病などの保育認定基準を満たしている必要がございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 答弁ありがとうございました。保育時間の設定については、今後数年間は国の基準に従い、保育時間を提供していくとの答弁でしたが、数年間の経過措置が終了した後が問題となってきます。国の説明では、今年6月の説明では、短時間8時間保育となった子どもが、施設ごとに設定された時間、例えば朝9時から夕方5時までの時間以外を利用した場合、延長保育の対象とされています。親御さんの勤務形態によっては、シフトの形態によっては、今週は9時から5時までの保育でいいが、来週は朝10時から6時までお願いしたいとなった場合、8時間保育には変わりありませんが、この国の方針では延長保育となります。保護者の実費での負担が予想されます。これでは、制度の内容にある月の保育料の必要量の保障という考え方が消し飛んでしまいます。そうであるならば、国の措置がどうであれ、経過措置が過ぎた後も実施主体である自治体の裁量で、今後このようなケースが保護者の経済的なさらなる負担とならないよう市の責任を持った対応を要望しておきます。

また、保育料の軽減措置については、私立幼稚園の保護者の負担が制度移行に伴ってふえることのないよう、園任せでなく、従来の就園奨励費はなくなるのですから、自治体として私立幼稚園の保育料についても責任を持って軽減措置等の実施を

行うことを強く要望しておきます。

次に、今回上程されている条例の中で、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてお尋ねします。保育従事者の基準について、国の基準では、家庭的保育と小規模保育支援について、家庭的保育所の内容として、市町村が行う研修を終了した保育士と併記して、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者と定義をしていますが、この内容だと保育士の資格は必ずしも義務でないようにも受けとれますが、菊池市ではどのような基準になっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 今回上程しております条例の中で、保育者の自宅などで5人以下の児童を保育する家庭的保育事業、及び6人以上10人以下の児童を専用の施設で保育する小規模保育事業C型を運営するための要件として、家庭的保育者という資格を定めております。この家庭的保育者というのは、保育士資格を有し、かつ市長、または県知事が行う研修を終了したもの、または保育士と同等の知識、経験を有する者と定めております。本市では、市単独で行う研修を行っておりませんので、県が行う研修を受講していただくことが条件となりますが、県が行う研修の受講要件といたしましては、保育士または幼稚園教諭の資格を有することとなっておりますので、結果的に無資格者を家庭的保育者として認定することはないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。研修の受講要件が保育士または幼稚園の資格となっているということで安心をいたしました。保育園での重大事故は、圧倒的に2歳児以下で起きています。子どもの命を守る上で質の確保は重要です。今後ともこの点が決して後退することのないよう、守られるように要望しておきます。

次に、新制度における保育と教育の位置づけについてお尋ねをいたします。政府は、なるほどBOOKの中で次のように述べています。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方のよさをあわせ持った認定子ども園を普及していきます。こう書かれています。しかし、こういう言い方では、幼稚園でなされてきたような教育が保育園では今後なされていないのかという誤解や不安を保護者に与えかねると思われれます。実際に子ども・子育て支援制度の大きな特徴は、教育と保育をきわめて機械的に切り離している点にあると思いますが、実際に今の保育の現場では、教育

という営みはなされていないのでしょうか。市としての見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 新制度の中では小学校就学前、3歳、4歳、5歳児につきましては、午前から昼過ぎまでは教育を受ける時間、その後夕方まで、保護者が就労などの理由による場合には、保育を受ける時間に分けた考え方が導入されておりまして。

現在におきまして、3歳児、4歳児、5歳児を対象に、保育所におきましては厚生労働省の保育所保育指針に基づく教育と養護が行われており、幼稚園におきましては文部科学省の幼稚園教育要領に基づき、養護も盛り込まれております教育が行われており、双方ともにその所轄庁の指導のもと、適切な教育が行われているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。今答弁にあったように、双方ともに今適切な教育が行われている、これが現状だと思います。しかし、国の教育と保育の内容に関する今度の指針、幼保連携型認定こども園教育保育要領を一読すると、教育についてはねらいと内容はきちんと明示されている一方で、保育については、ねらいと内容は一切書かれてありません。保育がきわめて軽く扱われています。現行保育の指針では、養護と教育が一体であること、保育は高い専門性を有する職員によってなされなくてはならないことなど、大事な原則が明記されていますが、新たな国の要領では、これらの原則がすべて削除されています。ここでの保育とは教育からも福祉からも専門性からも切り離された単なるサービスとして位置づけられているのではないのでしょうか。

ご承知のように、乳幼児期の発達というのは、生活と遊びを通して進んでいくものだと思います。乳幼児期の教育は、生活や遊びの中にあるものです。文科省も厚生労働省も、これまでは法律上の学校、幼稚園や幼保連携こども園などでも保育所でも等しく教育がなされてきたと認めています。0歳から2歳児の育ちが、その後の成長の基礎として重要だとの研究も今ふえています。国が進めていこうとしていることは、3歳以前の子どもたちを教育の対象から外すという今日の社会状況に照らしても適切な判断ではないと思います。

今回の移行には、幼児期を小学校教育の効率的な運営につなげようとする政府のねらいが感じられます。今求められているのは、学校教育に幼児期を組み込む幼児

教育政策ではなく、乳幼児期にふさわしい遊びと生活をしっかりと現行どおり守っていくことではないでしょうか。そして、そのことが結果として真の子どもの学ぶ力をはぐくむ道であると私は考えます。

以上のような点を見ましても、政府の主張するとおりの認定子ども園への安易な移行は、大変問題があると思います。先ほどの要望とも重なりますが、市においてはこの点からも認定子ども園の問題点を改めて検討していただき、安易な移行奨励は行わないようにしていただきたい、こう要望いたします。

次に、新制度移行後の検証についてです。子ども・子育て支援計画では、計画期間5年の中間年度での見直しを行うとなっておりますが、認定子ども園に移行した園を中心に、5年を待たずに小まめなヒアリング等が必要と考えますが、市としての考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 子ども・子育て支援実施計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画となっております。毎年度ローリングによる見直しを行うとともに、その中間年度であります平成29年度には、目標の達成状況などを評価、点検することとなっております。また、これまでの保育所と同様に認定子ども園に移行した園につきましても、個別の園ごとに毎年市町村への状況報告書を提出するとともに、市町村職員による指導監査等が行われることとなりますので、適切な運営がなされているかどうか点検してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。繰り返し述べていますように、制度の大改革が行われるのが今度の制度です。今まで以上の状況把握を行い、平成29年度を待たずに改善すべきところは改善を図っていくことを要望しておきます。

最後に市長に伺います。十分な準備がなされないままに実施がされるこの新制度は、5年間の事業計画実施期間にさまざまな事項において経過措置がとられることになっていきます。そういう意味では制度が実施されて終わりではなく、制度実施後において問題点を明らかにし、新制度をよりよい制度にしていくために市として改善を国に求めていくし、また、この制度の実施主体として市独自に改善に取り組んでいく必要があると思います。その際の視点として、1、子どもの権利保障を基本に、格差のない保育、教育を求めること。2、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任を最大限果たすこと。3、現行の保育水準を後退させず、維持、拡充を

図ること。以上の3点が大事だと思いますが、この点についての市長の見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま東議員さんのほうから子ども・子育て新制度にかかわる基本スタンスにかかわる三つの事項の見解を求められたところでございます。

まず1点目の格差のない保育という点でございますが、保育所等への入所の判断につきましては、これまでと同様に市町村が園に対してあっせん、調整するとともに、市が責任を持って資格認定、そして入所決定をすることになります。したがって、低所得者である、あるいは子どもに障がいがあるといったふうな理由により子どもが受ける保育、教育に格差が生じることはないものと考えております。

それから、2点目の市の保育実施責任につきましてでございますが、先ほど健康福祉部長の答弁にありましたように、保育が必要な子どもに対する保育の実施義務を定めた児童福祉法第24条第1項を、市としましてはこれからも遵守してまいります。

3点目の保育水準でございますが、新制度に移行した後も保育士の配置基準や園児1人当たりの面積基準など、現行の国の基準をそのまま引き継ぐこととなりますので、引き続き適切な教育、保育環境を継続できるものと考えておるところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 答弁ありがとうございました。児童福祉法24条第1項をしっかりと遵守するという立場は、市長におかれても、今後国の施策がどうなるろうとも、しっかりと貫いて行ってほしい、こう思います。

最後に、お答えいただいた1点目と3点目の答弁について若干指摘をさせていただきます。私が、質問の中で再三新制度の問題点を指摘しましたように、今回の新制度移行は大きな問題や課題を抱えての移行となります。保育の分野での公的責任が骨抜きになるような制度改革に進む危険性も十分にあり得ます。特に認可保育園以外、認定子ども園や家庭的保育所などは、24条1項が基本的には適用されません。市町村の責任があいまいとなっております。また、そういう点では格差などが持ち込まれる可能性や危険性は十分にあると思います。現行の保育水準を後退させない、維持拡充を図るという点でも、実施主体はあくまでも市町村です。主体的な立場で臨んでいただきたい、このことを最後に要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

質問事項の二つ目は、病後児保育についてです。平成25年度、26年度の病後児保育の利用者アンケートでは、約半数の親御さんが改善が必要と回答し、その改善内容では病児を見てもらいたいに続き、2番目に料金が高すぎるという結果が出ています。

そこで、2点についてお聞きします。まず、ほかの自治体の利用料の補助の状況はどうなっているのでしょうか。2点目は、稼働率を上げるためにも、また保護者の負担を少しでも軽減するために、市として利用料の補助を検討すべきだと思いますが、どうでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 現在、病後児保育の利用料につきましては、5時間以上利用の場合は2,000円、5時間未満の場合は1,000円となっております。また、市町村民税非課税の世帯はその半額を免除、生活保護世帯は全額免除をしているところでございます。

県内の病児病後児保育の実施のほとんどの市町村が、本市と同じ利用料及び免除でございますが、お隣の山鹿市では、市町村民税課税世帯が1,000円、非課税世帯は600円となっております。また、大津町と菊陽町では、保育園、幼稚園児は1,000円、自宅保育児は2,000円、小学生は2,000円となっております。

次に、病後児保育の利用料の補助につきましては、他市町村の利用料や本市における一時保育やファミリーサポートセンター事業等の子育て支援事業の利用料金との整合性を踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 答弁ありがとうございました。アンケートの回答の記入欄の中に、2人預けると1日4,000円になり、1日分の給料に相当する。休んだほうがいいのに休めないという状況があるという声もありました。また、感染症に罹患した兄弟を数日間預け、利用料が1万円を超えたケースもあると聞きました。パートや非正規で働く収入の少ない親御さんにとって、利用料だけで1日のお給料が飛んでしまうというケースは大いに考えられます。大津町や菊陽町のように、実際に保育園や幼稚園に在園して保育料を払っている家庭には、半額補助などや、また八代市、人吉市で実施されているように、2日目以降は半額補助など、さまざまなケースでの補助の対応を検討すべきであると思います。

さきの平議員の質問でも、稼働率の低さが取り上げられていましたが、周知徹底に市としても力を挙げていくとともに、やはり利用をためらう上での大きな理由に、子育て世代で経済的な問題が考えられると私は思います。稼働率を今後上げていくためにも、答弁では検討とありましたが、ぜひ実施の方向での検討をお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 2 4 分

第 4 号

9 月 1 1 日

平成26年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成26年9月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） おはようございます。議席番号3番、坂本道博です。

通告に従い、質問させていただきます。

私たち議会議員は、市民の皆様が心身ともに豊かで生活の基盤を安定させることのお手伝いをすることが、私たちに与えられた使命であると考えているところです。

さて、江頭市長の市長就任時からの活動におかれましては、熊日新聞に毎日掲載されています県内市長のきょうの動きを確認させてもらっています。他の市長の動きに比べ、江頭市長においては、度重なる庁内協議や、市民と語る会の開催や、テレビなどのメディアに向けたPR活動など活発に対応されており、明るい菊池市の未来に向けた活動をされていると察しておりますが、その成果としては今後において見えてくるものと期待しているところです。

それでは、私の三つの公約のうちの一つである福祉の充実に向けた取り組みについて質問させていただきます。

私自身は前回から初めて参加した議会ではありますが、前回の議会でも多くの議員、とりわけ中山間地とその周辺部の議員の多くが、交通アクセス、べんりカー、あいのりタクシー運行の検討、公共交通対策、買い物弱者等のことについて意見が述べられており、今の菊池市の大きな共通テーマであるとともに、課題であることがうかがえました。選挙を通じて、地域からなぜ七城地区への運行がないのか。スクールバスの泗水地区への運行はないが、ほかの菊池地区、旭志地区とともに七城地区には運行がある。おかしいと思いませんか。どうにかせにやいかんといった声をよく聞かせてもらいました。私自身も早くこの声を届けたいと感じておりました。

前回の出口議員からの質問に対する答弁で、あいのりタクシーは路線バスが廃

止された交通空白地域において運行を行っているとの答弁があったと思います。多くの議員からの質問を踏まえ、市は、公共交通機関の確保は総合計画の重点施策の一つに位置づけ、市民のために必要な施策であること。また、情報収集、課題の整理等を行い、早い時期の交通体系を構築する旨の答弁をされています。

そこで、取り残されている七城地区の声としてお尋ねします。

まず、植木の国道3号線に通じる路線バス、豊田線廃止時期と交通体系再検討スケジュールの項目、工程と新しい運行体制の運用時期を明示していただきたい。

また、7月に開催された市長と語る会において既に要望が上がっていると思いますが、七城地区のあいりタクシーについては先行して平成27年までの運用が必要と考えておりますが、市長の見解をお答えください。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様、おはようございます。

ただいまの坂本議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、路線バス豊田線につきまして答えさせていただきます。

熊本電鉄バスが菊池温泉や菊池プラザから植木町豊田までを運行しておりましたが、平成21年4月に路線を休止し、平成21年9月には廃止されております。理由としましては、収益性が低く、利用者減少が進み、補助金を受けない自主運行ということで、社内の黒字系統からの内部補填により続けられておりましたが、バス部門全体の収支が悪化し、維持することが困難であったと聞いております。

本路線は複数の市町村をまたいで運行しておりますので、菊池、山鹿、熊本地域の合同ブロック協議会を開催し、事業者からの休止の申し出に対して協議が行われました。本路線は1日に2往復で、利用状況を見ても、平均乗車密度は2名であり、植木町豊田周辺から菊池市までが主な利用者でございました。

廃止に伴う市の対応でございますけれども、運行事業者に対して利用者への周知をお願いし、また、通学の手段として、七城小学校の子どもたちの利用がございましたので、スクールバスによる通学へ変更したところでございます。

それから、2点目でございます。どのようなスケジュール、運行体制であるかということでございますけれども、交通体系に係る再検討についてでございますけれども、まず最初に取り組むべきことは市民の皆様のご要望をきちんと把握することであり、住民の方がいつ、どこに、何のために、どんな手段で、どのくらい外出しているのかなどを把握し、実態にマッチした公共交通を再検討することが重要であると考えております。

現在、本年度中に市民の皆様のニーズを把握できるようアンケート調査の準備を

行っており、地域ごとの違いや公共交通の必要性など、地域の実情把握に努め、公共交通の現在の状況など、情報収集、整理を行っているところでございます。

さらに、これまでの公共交通の取り組みに対する効果や課題を整理し、公共交通の目標や実現に向けての方法、計画を検討する必要があると考えております。

また、交通事業者、近隣市町村、運輸局などとの協議を踏まえ、地域ブロック協議会、市公共交通会議の開催において、整理や調整や合意が必要となります。このため、アンケート調査による地域の現状や利用者の特性、需要の大きさを踏まえて、各機関との調整の上、あいのりタクシーやべんりカーなど、各地域にどのような種類の交通が必要なのか、運行体制を考える必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆様、おはようございます。

坂本議員の七城地区における交通見直しについてのご質問にお答えいたします。

昨年の市長と語る会におきましても、同じような公共交通を求める声がありましたし、ことしの市長と語る会でも同様の声が出たところでございます。

今、部長が答弁いたしましたように、現在の交通体系につきましては、一方で評価していただいている声は多うございますけれども、地区によってはまだ課題もあるということで、交通体系の再検討が必要であると認識しておりまして、今年度の私たちの重要課題の一つというふうに位置づけているところでございます。

さまざまな要望があるようでございますので、まず基本は市民の皆様の利便性を第一ということで考えておりますが、あわせまして事業者との調整が必ず必要になりますし、また、財政負担とのバランスというのもよく見きわめなければいけないところでございます。

今、まさにこうした全体的な見直しを進めている段階でございます。ニーズ調査がまず必要と考えておりますほかに、それを踏まえての適切な運行形態の検討、それから今申し上げました事業者との調整、こういったことにそれぞれのステップとそれなりの時間がかかると思いますので、平成27年度での運行が可能かということについては、残念ながら今の段階ではまだ明言いたしかねますけれども、市民の皆様へのニーズをしっかりと伺いながら、可能な限り早期にお示しできるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

答弁を受け、いわゆるゼロ回答に率直に愕然としました。七城地域の住民も、今回の答弁には大きな悲しさと悔しさがあることだろうと思います。私自身も地域の皆さんからおしかりを受けるのは目に見えているので、繰り返し、強く今後も問題提起をしていきたいと思います。

これまでの答弁記録を見れば、あいのりタクシーは玄関から目的地までが好評で、各自治体の視察も行われているという答弁がこれまで行われています。そうであれば、交通体系の見直しが行われたとしても、あいのりタクシーを中心とした体系が大きく変わることはないだろうと思います。旭志地域、泗水地域に運行を拡大したときも、アンケートをとった上で拡大されてきたのか。当時の課長や部長にもどういった検討経過だったのか、お尋ねしたいくらいです。

問題は、同じバス路線の廃止が行われたのに、七城地域だけがなぜ取り残されているのかという現状が問題なのです。執行部に地域間の格差、不公平感の認識がないのが残念です。これからアンケートをとって分析して、運行体制の検討をして、事業所との検討を行った上で進めるとのことであれば、可能となったにしても、早くても平成28年度から、遅ければ1年近くずれ込むことも考えられます。市当局は検討すらしていない事項を反省しなければならないと思います。

新市建設計画は滞る。下水道は負担が上がる。公共サービスは受けられない。こういうことから、合併しても何らよくなるという声が七城地域にはあるのだということを理解していただきたいと思います。私自身はほうっちはおけません。七城の人たちも同じ気持ちだと思います。これからも逐一、経過報告を聞いていきたいと思います。

本来、平成27年度の予算に計上され、ほかの地域と同等に新年度から取り扱われるよう強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

次の質問に入ります。

現在、菊池市では、家畜のふん尿を堆肥化するための施設、機械及び装置で公害防止に寄与するもの、いわゆる畜産の堆肥化施設などが新たに課税されることとなった年度分から5年間に限り、本来の課税金額の2分の1を減免されています。西日本有数の畜産地帯を有する菊池市においては、地域活性化のためにも今後もこの減免については継続をお願いしたいと考えております。

市長もご存じのとおり、菊池市は農業が基幹産業です。現在では竜門ダムからの水の供給により、畑作地帯などにおいてもさまざまな農産物の栽培が可能となり、施設園芸も盛んになっています。メロン栽培や花卉栽培、その他、野菜栽培が盛んな七城地区では、合併前にJAやメロンドームが事業主体となってハウスリース事

業を展開していました。これは国からの助成があった補助事業ですが、町などからも支援助成があり、支援助成を受けた分は分割で返済していくといった事業であったと思います。この事業に取り組んだ生産農家は、計画的な農業経営ができたとか、台風を気にせず栽培できるなど、今でも本当にありがたいといった意見が多数を占めています。

現在、この事業の展開は行われていませんが、当時の七城町ではもうかる農業のための基盤づくりとした農業施策だったと思います。現状で本市の財政状況も考えると厳しい面があるかと思いますが、財政面を再度見直して、早い時期に何らかの農業施策が必要であると考えております。

さて、本市の財政状況については、合併時と現在とでは大分変わってきていると思いますが、平成17年度と平成25年度の固定資産税の税収と収納率の比較を提示ください。また、施設園芸に関する固定ハウス施設やパイプハウスなどの償却資産に関する固定資産税の減免措置については、もうかる農業のための生産基盤づくりとした菊池市としての支援措置になるのではと私は考えておりますが、いかがですか。江頭市長、お答えをお願いします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。

それでは、坂本議員のハウス等に係る固定資産の状況及び減免についてということでお答えいたします。

まず、固定資産につきましては議員ご承知のとおり、土地、家屋、償却資産等の税でございます。ご質問の償却資産につきましては、地方税法第349条の2及び第383条により、事業主が事業のために用いることができる資産、いわゆる機械、器具、備品等について所在市町村長に申告することとなっております。

そこで、ご質問の合併時と平成25年度の固定資産税についてでございますけれども、数字を申し上げたいと思います。

まず、平成17年度の固定資産税の現年課税分の収入税収額につきましては、総額で26億245万2,287円。その内訳としまして、土地に係る分が7億1,685万5,418円、家屋に係る分が12億6,139万1,210円、償却資産に係る分が6億2,420万5,659円となっております。

次に、平成25年度の固定資産税の現年課税分でございますけれども、総額で22億7,741万6,625円。その内訳で、土地に係る分が6億1,275万3,107円、家屋に係る分としまして10億9,792万9,639円、償却資産に係るものが5億6,673万3,879円となっております。

なお、収納率についてはちょっと数字は控えておりませんので、後ほどまた報告させていただきたいと思えます。

次に、減免についてでございます。ハウス施設等につきましては、農家の方が営利に伴うところの施設ということでございますので、ほかの商業や工業等の方についても施設等には課税をしております。税負担の公平性を確保するという観点からは、ハウス施設等に係る償却資産についてのみ固定資産税を減免するということができないというふうに考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） 合併後10年を迎えた菊池市では、農業人口も相当減少しています。緑豊かな菊池市の農業を守っていくためには、農業をもっともっと重要視して、農家の支援に目を向けてください。

かつての温泉街のにぎわいを復活させるには、市外からの観光客だけでなく、市内の農業者の皆さんが集まってくる必要がありますので、市長の類いまれな行動力を生かして、いろいろな視点、観点から、政策、企画の中で検討をよろしくお願いします。

次に、市長の最重要施策と言っても過言ではない、きくちブランドづくりについてお聞きします。

前市長のときに、菊池市農業の活性化を目的として平成22年度にブランド推進課ができたと聞いています。できた当初は、職員は2名体制であり、2年目には3名、そして5年目の本年度は4名体制となりました。本年度の体制を見て特に感じていたのは、女性職員を配置され、今までになかった女性目線でのブランドづくりが進むことと期待しているところです。

6月の議会の一般質問では、米の食味分析コンクールの国際大会を誘致され、1農家として昨年宮城県での大会に参加した私としてはその成果を認識しております。また、9月号の広報では、早速テレビ企画をうまく活用して、地元の店舗と協力されたどんぶりの開発など、市長の手腕による効果が出てきていると感じました。

さて、先ほどの経過以外にもブランドづくり実行委員会を組織してさまざまな活動を行っている聞いておりますが、その組織体制と、専門部会も設けているようですが、その役割と活動内容について最初の質問とします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年の8月に設立いたしました菊池市ブランドづくり実行委員会につきましては、市内の農業者の組織、各物産館、JA菊池、商工会などの関係機関と団体で構成しているところでございます。委員会におきましては、やさい部会、食の推進部会、菊池基準確立部会、インターネット開拓部会など、専門部会を設置いたしまして、本市の農林畜産物の積極的な販売促進活動、地産地消の推進、安全・安心な栽培基準制度の確立、またインターネットショップの開設に向けた取り組みを行っているところでございます。

具体的な活動といたしましては、やさい部会におきましては、首都圏や福岡都市圏への本市の農林畜産物の売り込み活動や、視察といたしまして、福岡県糸島市、久保田農園での夏野菜栽培に向けました先進地研修など、事業を実施しているところでございます。

また、食の推進部会におきましては、TBSテレビの朝の情報番組「いっぷく！」によりまして提案されました菊池の福井を開発いたしまして、市内の飲食店に普及推進を行い、現在12店舗による菊池どんぶり部を組織しておるところでございます。

なお、7月より菊池どんぶりスタンプラリーを実施し、お米、肉を初め、地元食材の積極的な地産地消を推進いたしまして、売り上げのアップにつなげているところでございます。

菊池基準確立部会におきましては、本市で生産されます農林畜産物の品質の向上と、菊池ブランドづくりのために、本市独自の安全・安心な承認基準制度の確立に向けた取り組みにつきましては、くまもとグリーン農業と整合性を図りながら、所管であります県農業技術課を初め、県北広域本部と協議を進めているところでございます。

次にインターネット開拓部会におきましては、本市で生産されます農林畜産物加工食品などにつきまして、新しい流通の手段といたしまして、インターネットショップによりまして販売戦略を進めているところでございます。10月下旬を目標に「菊池まるごと市場」の名称で、全国の消費者の皆さんへ販売を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） 新規作物の導入や地産地消に向けた取り組みは大変重要なことであると感じています。今後も新たな展開を期待しています。

市長は、消費者の食に対する安全意識が高まっている日本社会の中で、菊池市の

農産物の安全・安心イメージを構築するための栽培基準である菊池基準を設けて、菊池市全農家を対象にした仕組みづくりを行うと上げられています、大変重要なことだと私も感じております。安全・安心といったブランド力の付加価値をつける取り組みが、消費者ニーズであり、近年の価格競争に対抗できる措置であると私も感じております。

また、インターネットによる販売についても市長は特に重要視されております。本年の10月をめどにインターネットショップを開設し、全国の消費者を対象にして菊池市農産物の販路拡大を行うとされています。10月は新米の時期です。当然菊池米の取り扱いも行うことになると思いますが、取り扱う商品など、現状ではどうなっていますか。6月の議会後の生産者の意見としては、菊池市のネット販売に参加できる期待が多かったようです。

さて、市長の公約実現に向けた取り組みである菊池基準と、インターネット販売の進捗状況と、農家への普及推進についてお答えください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市農産物の安全・安心な生産基準となります菊池基準につきましては、安全で安心な農産物を求めます消費者のニーズの中で、菊池基準により他の市町村との差別化を図ることが本市の農産物の販路拡大につながっていくものと考えているところでございます。

また、9月中旬からは菊池基準の生産基準制度の概要につきまして、地域別説明会を予定しているところでございます。多くの生産者や農業者の方々がこの取り組みに参加され、環境にやさしい地域菊池市といたしましての確立を目指していくところでございます。

次に、本市の農産物販売の新たな手段でございますインターネットショップにつきましては、現在システム構築に関しましては6月末に委託業者が決定いたしました、10月中の開設に向けました取り組みを進めているところでございます。

運営体制につきましては、インターネット販売におきます施設等の設備が充実している七城町特産品センターへ運営委託をすることとなっているところでございます。現在、農産物の管理販売手数料など運営体制につきまして協議を重ねており、9月中旬には菊池基準の説明会とあわせて市内生産農家の皆さんへの説明会を開催してまいる予定でございます。

販売当初の取扱商品といたしましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、新米や季節の野菜のセット、果物、肉などの農林畜産物のほかに加工品や地元名産

のお菓子などを現在予定しているところでございます。

インターネットショップにおきましては、高値での販売が期待できる巨大消費地の東京や大阪、福岡といった大規模都市圏へ向けまして情報発信をする必要があるということで、10月には福岡市でKKRホテルでの菊池秋の収穫祭を初め、博多大丸での菊池市物産展など、イベントの開催を予定しているところでございます。

また、東京におきましても、本市のPRのための情報発信事業を現在進めているところでございます。

インターネットショップでの販売を通じまして、菊池市の魅力の発信をするとともに、物産館を初め、菊池溪谷など観光施設への集客も期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

多くの農家の方が説明会に参加されることを期待しております。説明会では高齢農家の方もお見えだと思いますので、わかりやすくお願いします。また、インターネットについては農家収入にかかわる話になると思いますので、詳しく説明をお願いします。それから、10月のオープン時期には農産物の品数も限られてくると思いますので、取扱商品の選定をよろしくお願いします。

さて、先日7日の熊日朝刊で菊池野菜国内外PRという記事が掲載されておりました。これは本年6月から、JA菊池が2020年の東京オリンピックに向けて菊池産野菜を国内外にPRしようと取り組んでいる、オリンピックベジタブルプロジェクトだそうです。オリンピックに出場する選手は、特に体のケアや食事を重要視しています。このプロジェクトは、オリンピック出場選手がいる選手村への供給実現を目指し、販路拡大によるブランド力の確立が狙いであるようです。年内には品目選定など、戦略プランを打ち出すようで、豊富な農産物が収穫できる菊池だからこそ可能な取り組みであると思います。JA菊池としては、関係団体にアプローチをかけて菊池の農業の基盤づくりに役立てたいということです。本当に頼もしい限りです。

このようなすばらしい取り組みを実現しようとしているJA菊池ですが、先ほどの答弁の中で、ブランドづくり実行委員会にはJA菊池も当然のことながらメンバーとして名を連ねていますが、インターネットショップ販売の仕組みづくりをしていく上で、本年4月から7月まではその取り組み協議への参加がほとんどなかったと聞きました。

先日も地元のJA理事に話を聞いたら、菊池市が進めているネットショップのことは、毎月定例の理事会の議題にも上がっていないと確認しました。JA菊池としても6月から農業の基盤づくりとして新しい取り組みを始めているわけですし、会議には菊池市も含め、菊池管内の役所からも当然参加しています。

市長は、高齢農家や小規模農家を含め、市内全農家が参加できるネットショップの実現を目指していると話されていますが、現実はどうでしょうか。そう言えますか。JA菊池の出荷者は、施設園芸農家や畜産農家を含めると80%を超える数だと思います。JA菊池の理事会は菊池市からだけではなく、合志市、大津町、菊陽町の2市2町から選出された方から構成されています。理事会は毎月1回定例で開催されていると聞いていますが、JA菊池への出荷者は10月にオープンする菊池市のインターネットショップには参加できないのでしょうか。JAの参加なしに農産物の確保ができるのでしょうか。市長、お答えください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのご質問に、まず、経過のほうにつきましては私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

インターネットショップの開設に関しましては、ブランドづくり実行委員会のインターネット開拓部会を基軸にしながらも、これまでも関係する機関と調整協議を続けているところでございます。議員がおっしゃいましたように、4月下旬のブランドづくり実行委員会の総会の後、5月下旬にはJA菊池をメンバーに入れましたインターネット開拓部会のほうを開催しているところでございます。その際には、JA菊池の出荷者の皆さんも含め、市内生産者がショップへの参加ができるよう、また出荷の窓口となっていただきますよう、各物産館やきくちのまんま店へ出荷者の取り込みをお願いしたところでございます。

また、6月から7月の中旬にかけては、七城町特産品センターへの運営委託の準備を進めていたことから、当センターでの取締役会や総会での議決がするまで、ネットショップに関します会議の開催をしていなかったところでございます。

JA菊池との協議につきましては、7月下旬、8月上旬に市の事務局からJAの窓口となります営農部へ経過報告と、市内生産者の方々に対し出荷をお願いしているところでございますが、菊池ブランド事業のさまざまな推進をしていく上で連絡のほうが遅くなったことに対しましては調整不足を感じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） インターネットショップへのJ Aさんの参画についてのご質問でございますが、今の部長答弁と一部重複しますけれども、そもそもこの菊池市でインターネットショップをやろうという目的は、菊池市全体の農産物のブランドイメージを上げながら、この菊池市の農業に貢献しようというのが一番の目的でございますから、多くの組合員を要していらっしゃるJ A菊池さんの参加というのは、これは欠かせないものだというふうに考えております。

当然、菊池基準等の各種の出荷基準というのは満たしていただく必要はございませんけれども、これを満たしていただければ、J A菊池の出荷者さんを初め、各物産館の出荷者、その他市場の出荷者も含めて、幅広く市内の生産者の皆さんに出荷をお願いしたいと考えているところでございます。こうしたことから、インターネット開拓部会の立ち上げ時からJ A菊池さんにもお声をかけさせていただいているところでございます。

インターネットショップが、この本市農産物の新しい流通の手段として、この菊池市全体の稼げる農業の実現に向けたこの追い風となることを期待しているところでございますので、どうぞご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

インターネットショップは、10月下旬にはオープンする方向であり、運営体制も、施設設備が充実している七城町特産品センターへ運営委託をすることになりましたと先ほど答弁されたようですが、少々矛盾しているような気がします。少なくとも2カ月間も何の協議もなかったこと自体が、明らかに調整不足であるように思えてなりません。

江頭市長、調整不足のままネットショップが開設してもいいのでしょうか。各物産館初め、J Aの参入は、菊池市ネットショップがスタートラインにつくまでの最低条件ではありませんか。あと1カ月に迫ったインターネットショップですが、早急にJ A菊池を含めた調整を行ってもらい、市の予算の2,200万円を超える費用を投入している菊池市インターネットショップが10月のオープンまでには完全な形になるよう今後も進めてください。

次に、その他のもうかる農業の具体的な取り組みとして、必要経費を削減する減免の問題や、新しい流通の手段であるインターネット販売への取り組みを確認しましたが、菊池市の豊富な農産物を生かすためには、加工品などに付加価値を求める

こと、すなわち6次産業化の推進も必要であると考えています。そのためには、補助事業の効果的な活用は必要不可欠であると思います。また、市として補助事業以外でも6次産業化の普及を目指す必要があると感じています。

現在どのような補助事業がありますか。その推進体制と、補助事業以外の農家にとって役立つ事業展開の考えがあれば聞かせてください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

6次産業化の促進に関する補助事業といたしましては、六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法によりまして認定された農業者の皆さんが、6次産業化のネットワークを構築いたしまして取り組む加工販売施設等の整備に対しまして支援を行います6次産業化ネットワーク活動整備交付金などのハード事業がございます。また、6次産業化に取り組まれる農業者の皆さん方の各種相談に対応いたしますために、6次産業化中央サポートセンターによりまして、高度な専門性を有しました民間の6次産業化プランナーの派遣などの支援を行う6次産業化中央サポート事業など、ソフト事業もあるところでございます。

先ほどの補助事業に関しまして、本年の8月下旬に県より通知がございましたので、各法令に基づき認定を受けておられます農業者の皆様に対しましては既に連絡をしているところでございます。

なお、本市におきましては、東京に事務所も掲げております県市長会東京事務所に職員を1名、今、派遣しているところでございます。首都圏におきます本市のPR活動や各省庁からの情報収集などの業務を主体としており、6次産業化の補助事業制度の情報収集についても指示をしているところでございます。

また、もうかる農業の実現と6次産業化の推進に向けました取り組みといたしましては、補助事業制度の活用以外にも消費者ニーズを的確に捉えることが重要であると考えているところでございます。本年度は大阪市におきまして有名百貨店やスーパー、通販事業者など七十数社のバイヤーが集まります商談会への参加や、本市農業者と東京の有名飲食店の食のプロフェッショナルであるシェフ等に本市の農産物を直接アプローチができます、シェフ交流ツアー事業の開催も予定をしているところでございます。また、その折、加工品に関する意見聴取等もあわせて行い、6次産業化への取り組みの強化を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。

さまざまな機会や人材と連帯をとりながら、稼げる農業と菊池市民の生活安定のために取り組まれることを期待して、質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩をします。

○

休憩 午前10時44分

開議 午前10時54分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、発言を認めます。

市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） 先ほど坂本議員からのご質問の中で固定資産税の質問がございましたけれども、収納率について申し上げておりませんでしたので、ここで報告させていただきます。

固定資産税の現年課税分として、平成17年度の収納率が96.36%でございます。また、平成25年度の収納率としまして97.40%となっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 一般質問を続けます。

次に、柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） おはようございます。柁原です。よろしくお願いします。

まず、先月の広島土砂災害でお亡くなりになられた七十数名の方々に深く哀悼の意をささげます。また、災害に見舞われた方々の一日も早い災害からの復旧を菊池市民として願うものです。

本日も全国各地でゲリラ豪雨が発生しているようですが、災害が少ないことを願いまして質問に移っていきたいと思います。

ことしの菊池市の夏は長雨が続き、台風10号の影響によって残念ながら菊池の白龍まつりは中止となりました。幸いなことに泗水地区では1.5尺玉の大花火は打ち上げられ、多くの市民に菊池の夏を楽しんでいただけたのではないのでしょうか。

また、10月末に行われます菊池温泉湧出60周年記念事業のプレイベントとして、菊池市民広場で商工会主催によります菊池温泉夏祭りが8月29、30、31の3日間開催され、多くの方々にぎわいました。泉田委員長初め、経済建設常任

委員の方々にも臨席賜り、商工関係者の一人としてお礼を申し上げます。10月の本番には全国よりたくさんの方がお見えになります。癒しの里菊池をPRする絶好の機会であり、市民皆様のご協力をお願いいたします。この夏祭りを通じて、雨が降っても開催できる常設会場の必要性を痛感いたしました。早急に菊池市民広場の再整備をお願いいたします。

また、市長夫妻におかれましては各地域の夏祭りに参加いただき、多くの市民の生の声をお聞きいただいたのではないかと思います。市長と語る会とはまた一味違った市民の思いを感じ取られたことと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に移ります。

さて、まず1点目の防災について質問させていただきます。

私たちの暮らす地球においては人間の活発な生産活動がCO₂、二酸化炭素を過剰に排出し、地球温暖化を招き、結果、ゲリラ豪雨等のいろんな自然災害が頻雑に起こるようになったように思います。3年前の東日本大震災や、まさに先月の広島土砂災害がそうですし、一昨年の九州北部豪雨においても菊池市も大きな被害をこうむりました。また近いうちに南海トラフ大地震も想定されており、市民をいかに災害から守るか、安心して安全なまちづくりをどう構築していくのか。市民の防災意識を高め、県や国の関係機関、消防やいろんな協会等の団体と連携し、安心して暮らせる菊池をつくっていかねばならないと思います。

そこで、一つ目、防災体制は確立しているかについて5点ほど質問いたします。

1点目、菊池市の防災体制はどういうふうになっているのか。

2点目、菊池市におけるこれまでの地震、台風、豪雨等の被災状況はどうなっているのか。

3点目、土砂災害危険箇所は何カ所あるのか。また、その中で対象家屋は何戸あるのか。

4点目、災害避難箇所が設けられているが、その中で土砂災害の危険箇所になっている避難所が3カ所ほどあります。龍門支館、泗水西小、七城温泉ドーム等がありますが、その代替施設はどうなっているのでしょうか。

5番目、自主防災組織の組織率が全国平均77.4%に比べ、菊池市は53.6%と24%も低くなっています。その原因はどこにあるのでしょうか。

次に、二つ目の質問として、防災無線について質問いたします。現在、防災無線の工事が進められております。6月の荒木議員の質問にもありましたが、8月の広島土砂災害の豪雨の中では防災無線が全く聞こえない、通用しないということはわかりました。

そこで、一つ目、防災無線の工事の進捗状況、完了はいつになるのか。

二つ目、防災無線が通用しない場合の連絡体制はどういうふうになっているのか。
以上、防災について質問いたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。防災に関するご質問がありましたので、お答えしていきたいと思えます。

まず、1点目の防災体制につきましてでございます。防災体制につきましては、菊池市においては今年度地域防災計画を見直しまして、風水害対策、震災対策等における災害対応の体制を強化したところでございます。

主な内容としましては、災害発生等の段階に応じて設置する本部の設置時期、参集職員を明確にしたこと。また、住民の避難に関しましては、避難勧告や避難指示を発令する判断基準、対象地域等を明確にしたことなどでございます。いずれも適時に迅速な対応ができるようにしたものでございます。

具体的に防災体制としましては、大雨洪水警報の発令、あるいは台風接近の12時間前、震度4の地震発生時におきまして、情報連絡本部、土砂災害警戒情報の発令、それと震度5弱の地震発生時、このときに災害警戒本部、災害が発生した場合、あるいは避難勧告、避難指示が必要な場合、あるいは震度6弱以上の地震が発生した場合には災害対策本部を設置するという体制でございます。

また、防災計画の見直しに伴いまして、災害発生時に市職員がどのような行動をとればよいかということを明確にするために、地域防災計画とは別に新たに行動マニュアルを整えました。また、そのマニュアルに沿って災害発生を想定いたしました図上訓練を実施し、具体の行動を確認したところでございます。

次に、菊池市内におきます土砂災害の危険箇所等の数並びに世帯数等の把握についてでございますが、菊池市内には141カ所の急傾斜地崩壊危険箇所、26カ所の土石流危険渓流がございます。この危険箇所内におきます世帯数としましては、図面等から調べておりますけれども、約1,100世帯でございます。

また、菊池市が今指定しております避難所の数は54カ所で、議員のご指摘がありますとおり危険箇所にも指定しているところがございます。龍門小跡とか龍門支館等でございます。

その代替施設は指定がしてあるかということでございますけれども、それは指定がございまして、その災害のおそれがあるという気象状況、例えば大雨であるとか、大雪であるとか、大風、風が強いとか、そういった災害が見込まれる気象状況に応じて開設する場所を指定したいと考えております。その情報は、防災無線でありますとか、RKK熊本放送のデタポン等、あるいは消防団等を通じて地域の皆さま

んにお知らせするというところでございます。

3点目の自主防災組織の設立に関する点でございますけれども、地域における各種防災住民説明会や防災研修会、直接地域への依頼等を通しまして設立を呼びかけているところでございますが、議員ご指摘のように25年度末時点におきましては56.3%の組織率でございます。現在、市としましては27年度末に県が目標としております80%以上の組織率を目指しているところでございます。

なお、組織率の低い地域、あるいは重要な地域と思われる七城地域でありますとか、山間部の龍門、水源等々の地域を重点的に啓発を行っているところでございます。

次に、防災無線の整備の進捗率でございますけれども、防災無線の全ての機材や機器の製造を終え、現在は現場の設置作業を進行させている状況でございます。中継局の基礎工事に特殊工法が必要になったり、長雨で作業の一部におくれが生じましたが、中継局の鉄塔工事や各総合支所局のパラボラ受信施設、停電時の発電施設、親局の設備、あるいは旭志、泗水、七城地区の屋外拡声子局が整備中でございます。

現在、進捗率としましては50%ほどであります。終了見込みは、今年度内で終了を見込んでいるところでございます。

また、山間部等の受信しづらい住居、あるいは住民が集まる避難所、学校施設等に優先しまして500カ所に戸別受信機を設置する予定としております。

防災情報の伝達方法としましては、防災無線を補完するものとして、現在行っております携帯電話のメール機能を利用しました情報伝達のほか、特に危険地域におきましては、消防団との連絡により、消防小型ポンプ積載車等により直接住民へ広報を行う体制を整え、避難等の呼びかけを行いたいと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 再質問いたします。

今の代替施設、龍門支館のことだろうと思いますけれども、代替施設がまだ検討されていないということでございますけれども、早急に検討をお願いしたいと思います。

それから、戦後70年間の菊池市の災害の被害状況は大体どういうふうになっているのか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） すみません、今のご質問については、ちょっと手持ちのほ

うで資料がございませんので、後ほどご報告できれば、そこを調べてご報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） このことにつきましては、防災計画の中で大体うたってあることだろうと思います。ホームページを見れば、その中に内容が出ております。この戦後70年間で死亡者が一応3名ということで、菊池市というのは意外と死亡者の数からすれば災害が少ないところかなと、そういうふうな感覚を持っております。

防災体制については、一昨年の九州北部の災害教訓をもとに地域防災計画が見直し策定され、今、発表がありましたけれども、菊池市の掲げる安心して暮らせるまちづくりが着実に実行されていると感じました。

次に、防災無線について再質問いたします。先ほどもおっしゃいましたけれども、やはり豪雨の中ではどうしてもその防災無線なり、例えば消防車で拡声をして回っても、非常に音が聞こえなかったり、特にお年寄りのいらっしゃる方というのはホームページも見れませんし、またメールとか、そういう手段もお持ちではございません。

こういう場合に、荒木議員の質問の中にもありましたように、こういう危険箇所が1,100戸あるということでしたけれども、こういうところを優先的に戸別受信機をつける。そうやってその災害を連絡する。そういう方法で災害を連絡する。そういう必要があるのではないかと思います。今年度は予算がもう決まっておりますけれども、500戸以上つけるということでございますけれども、仮にこの1,100戸に対して戸別受信機をつけるとしたら、一体どれぐらいの予算がかかるのか。これについてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 6月議会に答弁しておりますけれども、1台につき5万円から6万円の費用を必要とするということでございますので、1,100掛けますと6,600万円か5,500万円ということになろうかと思っております。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 非常に生命の危険が及ぶことですので、費用の面は考慮いただいて、順次その1,100戸に対しては戸別受信機をつけるという方向で進んでいただきたいと思っております。ぜひお願いしておきたいと思っております。

これは市長に対して、また質問をいたしますけれども、県が南海トラフ地震での

後方支援基地へ手を挙げております。菊池市の友好姉妹都市であります岩手県の遠野市は、東日本大震災のとき、後方支援基地として大きな貢献を果たしております。菊池市も遠野市に学ばせてもらいながら、例えば、現在あいている田島工業団地等をその支援基地に提供する等の応用ができるのではないかと思います。こういうことから、菊池市が意外と災害が少ないまちでありますし、これからのいろんな災害の後方支援基地としてその役目を果たしていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。

これにつきまして、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 南海トラフ巨大地震を想定した後方支援についての考え方というのですが、さきの東日本大震災時には本市の友好都市であります遠野市が、いわゆる後方支援センターとして本当に縦横無尽の大活躍をされたというのは記憶に新しいところでございます。遠野市は被災地から50キロほど内陸で、陸路で1時間ほどの地理的な条件であったということが、基地としても適していたというふうに聞いているところでございます。

南海トラフの巨大地震が発生した場合、九州ですと、大分、宮崎、そして鹿児島、こういったところが津波による甚大な被害を受けるであろうと想定されているところであります。遠野の場合の地理的な状況とは、また、山つき等のあり方が違ってまいりますけれども、現在、本市では独自として南海トラフ巨大地震に伴っての後方支援拠点としての想定は、今のところは考えていないところでございます。

ただ、現在、熊本県のほうでこうした被災県を後方支援する、九州を支える広域防災拠点構想、こういったものが進められているところでございますので、当市単独というよりは、県のまずお話を伺って、今、県からは具体的な話は特にございませんけれども、今後この県の構想の中で本市が担う部分があれば、その役割を果たせないかどうかを検討していきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほど資料がないというご説明をしましたが、ありませんので。柘原議員の70年間というご質問に合致するかどうかわかりませんが、本市の過去の主な被害状況についてご説明させていただきたいと思っております。申しわけありません。

1953年（昭和28年）に二八大水害というのが起こっておりまして、がけ崩

れにより死者が1名。死者が発生したぐらいのところではございますでしょうか。1998年（昭和63年）集中豪雨によります、山崩れによる家屋倒壊による死者が1名。それと、平成2年、7.2水害によります、がけ崩れによります死者が1名。平成24年の九州北部豪雨までの被害状況によりますと、死者があったという災害は3件という状況でございます。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） ありがとうございます。

災害は備えあれば憂いなしと申します。ぜひ後方支援体制等も頭の中に入れながら、これからの防災体制をつくっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、2番目の質問に移ります。

カーボンオフセットによる林業の活性化についてお尋ねいたします。菊池市は全体の面積の約55%が森林で覆われており、本年3月、6月の議会の中で、城議員、森清孝議員が林業の活性化についての一般質問をされております。しかしながら、現状における林業の活性化策はなかなか厳しいというのが行政の答弁であったように私は感じました。

そこで、カーボンオフセットによる林業の活性化の観点から質問いたします。

カーボンオフセットという言葉は初めて耳にしたという方が大半だろうと思ひます。私も1週間ぐらい前まではそうございました。そこで、カーボンオフセットということをちょっと説明したいと思ひます。

要約しますと、CO₂、二酸化炭素の取引交換、そういうことでございます。地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素を減らそうとする取り組みの一つで、日常生活や経済活動の中でどうしても排出してしまう二酸化炭素を、他の場所で行われるCO₂削減活動に投資することで埋め合わせ（オフセット）するというものでございます。

対象となるCO₂削減活動は、植林事業、自然エネルギー事業など、イギリスを初め、欧米で広がりを見せていた取り組みでございますけれども、日本でも2008年に入り普及が急速に進み始めました。環境省からカーボンオフセットのあり方についてという指針が出されたほか、企業がCO₂の排出量を公表するカーボンディスクロージャープロジェクトも始まっています。

カーボンオフセットの手法としては、大きく二つタイプがあり、一つは消費者がカーボンオフセットを導入した商品、サービスを買ったと、それ自体がCO₂の削減

行動とみなされたり、金額の一部が自然エネルギーや植林事業に寄附されたりする
というものでございます。現在、食品、旅行、ガス、保険、年賀状などにカーボン
オフセットが導入されており、あらゆる分野に広がりを見せつつあります。なお、
このタイプは市場流通型と呼ばれるものであります。

もう一つは、CO₂の排出枠を企業や自治体などが直接的に取引するというもの
でありまして、一般市場を通さないため、特定者間完結型とも呼ばれております。

カーボンオフセットを簡単にいえば、森林は温暖化の原因の二酸化炭素を吸収し、
酸素を生み出します。人や企業はその活動によってその二酸化炭素を排出します。
この森林の機能と企業の排出ガスを取引しようということでございます。菊池市の
CO₂吸収量をお金に換算して企業に販売しようということです。

そこで、1番目に、林業に対して、市の支援状況についてお尋ねいたしたいと思
います。

まず、1番目に、財政面での支援状況はどうなっているのか。

2点目に、菊池市の林業者数はどれくらいいらっしゃるのか。

3点目に、その林業の販売額はどれくらいあるのか。

4点目に、菊池市の森林面積及び市の持つ市有林の面積はどれくらいあるのか。

2番目の質問として、ことし6月に環境省がこの認証事業の募集をしており、8
月に14件が認定され、50件のうちの36件の枠が残っております。このカーボ
ンオフセット事業を始めることで森林が整備され、林業の活性化につながり、また
菊池市にとって新しい財源が生まれ、まさに一石二鳥になるものではないかと考え
ます。市としてこの事業を始める意思はないのか。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、林業への支援状況でございます。

平成25年度におきましては林業整備推進事業や林業振興協議会、作業道開設事
業、林業後継者育成等の補助金1,342万円の支援を行っているところでござい
ます。また、県の事業といたしまして、特用林産物施設化推進事業や稼げる竹林整
備推進事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業等により、林業機械や生産施設の
補助2,467万円、さらに鳥や動物によります林産物、農産物の被害防止のため
の有害鳥獣駆除や電気牧柵設置補助375万円の支出を行っております。

26年度におきましても、森林整備推進事業や作業道開設事業、林業後継者等補
助金を1,080万円、森を育てる間伐材利用推進事業、稼げる竹林整備事業、森

林整備地域活動支援交付金など2,621万円、有害鳥獣駆除、電気牧柵設置等補助432万円の事業の予算をつけているところでございます。

次に、本市の林業関係の概要でございますが、まず直近の林業統計数値によりますと、林業従事者の数といたしまして、世帯数で694世帯、林業販売総額4億5,981万円となっております。

次に、森林の面積につきましては1万5,149ヘクタールを本市といたしまして有しておるところでございます。そのうち民有林が1万1,309ヘクタール、国有林が2,539ヘクタール、市有林が1,301ヘクタールで形成されているところでございます。

次に、カーボンオフセットの認証制度への参加によります林業の活性化と新しい財源の増加について考えはないかということでございますが、現在、市ではカーボンオフセットの認証制度には参加をしているところではございません。しかし、平成22年度より福岡市の西部電気工業株式会社と協定を結びまして、市有林であります旭志地域の約6ヘクタールの森林の下草刈りや植樹等の整備活動を企業とともに毎年実施し、森林整備はもとより、CO₂等の温室効果ガス排出削減の取り組みを行っているところでございます。この取り組みは本年度まで5カ年でございます。この5カ年間で、ヒノキ4,900本、もみじ2,200本、山桜800本の植樹が完了しているところでございます。

なお、本協定は本年度までとなっておりますが、現在、会社のほうと協定の延長をお願いしているところでございます。

新しい財源の増加につきましては、既に西部電気工業株式会社より毎年寄附金をいただいております、一般会計の雑入として受け入れて、植栽、下草刈り等の経費に全額充当をしているところでございます。

県におきましては、環境省のオフセット・クレジット制度により認証を受けた県有林CO₂吸収量の販売が企業等へ行われておりますが、平成23年度から現在まで4,583トンの販売可能量に対しまして300トン程度の販売実績であり、この制度への取り組みがまだまだ地方の企業においても浸透していない状況ではないかというふうに考えております。

新しい財源確保も重要ではございますが、本市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、西部電気工業株式会社との協定延長をお願いするなど、当面このような企業の社会貢献によりますCO₂削減、地球温暖化の対策に協働で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） まさしく西部電気工業さんとの取引がカーボンオフセットのよ
うなものになると思っております。

これまで杉等の国産材は、安価な外国産材によって、山から切り出しても日当代
にならないというような状況でございました。ただ、最近になって中国等での木材
需要の増加により外国産材の価格が高騰しており、関西の住宅メーカーが徳島県で
30億円をかけて木材製造施設をつくり、できた製品を韓国の木材住宅に輸出して
使うなど、外材価格と国内産材の価格が対抗できるような状況が今生まれておりま
す。

戦後に植林された樹齢60年前後の針葉樹も伐採の時期を迎えてきており、こう
いうカーボンオフセット事業はまさにこれから菊池市が取り組まねばならない事業
ではないかと思っております。確かに今、県のほうの取引量が少ないという話をさ
れておりましたけれども、熊本県だけではありません、例えばホームページを開
いて世界に訴えかけるとか、こういう企業というのはたくさんあります。今、非常
に大手企業の中には内部留保を多くしているところがございます。こういうものを
活用して訴えかけていく、そういう必要があるのではないかと思います。

今、森林の面積、市有林の面積を申されました。北海道の石狩市でこの事業がな
されております。要するにCO₂量1トンが幾らになるのか、そういう話でござい
ますけれども、ここでは1トン当たり1万800円の価格で売られております。市
有林としては102ヘクタールございますので、総額的には約2,000万円程度、
これを今、販売されているところでございます。ただ、これが完全に全額売れてい
るということではないと思っておりますけれども。

こういうものが、例えば、石狩市においては、石狩観光協会であったり、ここは
1トンを買って、1トンということでございますので1万円程度を払っている。
ここは2013年9月22日、石狩市、浜益川、川下の海浜施設で、イベントによ
る開催によって排出されるCO₂に対して1トン分の取引をしたということであり
ます。

また、ほかに例を申し上げますと、北海道アルバイト情報社が求人情報を全道の
販売店に配送する際に使用する燃料から排出されるCO₂の1カ月分をオフセット
するというので、14トンの取引をされております。これは14万円です。その
ほか、建設会社が建設に当たってCO₂を排出しますので、その分を石狩市と取引
しております。こういうのが3トンであったり、金額的には3万円とか、そういう
ふうになりますけれども、こういうのが積み重なっていくと大きくなりますし、先
ほど言いましたように、大手企業というのはやっぱり内部留保をたくさん持ってお

りますので、こういう面から攻めていければ、意外と売れる、そういう商品になっていくと思います。

菊池市の場合、換算してみますと、先ほど市有林が1,500ヘクタールとおっしゃいましたけれども、私が調べた資料では1,300ヘクタールぐらいでございます。これを先ほど言いました石狩市のCO₂の1万800円に換算いたしますと、2億4,500万、これだけの金額が取引できるというような計算になります。

こういうことを考えますと、CO₂の取引、カーボンオフセットというのは、非常に菊池市にとってもこれから売っていけば大きな財産になっていくと思います。これは毎年稼げるとしたら非常に大きなものになっていくと思います。この10分の1、100分の1でも何百万円という単位でございますから。

私としましては、今回の最初の一般質問で城議員が取り上げられた森林の3Dスキャンは、森林管理にとって非常に有用であり、森林組合等と共用することで費用の捻出も図られるものと思われまじし、ぜひこの事業に応募していただき林業の活性化につなげていただければ、非常に菊池市にとってもいいものになると思います。

この点について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの柁原議員からのご質問は、カーボンオフセットに対する私の見解ということでございます。

カーボンオフセットの認証制度というのは、確かにこの市有林の適正管理という観点、それからクレジットを販売することで得られる可能性ということで、財源の確保の点でもプラスメリットがあるのかというふうにかがえるところでございます。

一方で、本制度に参加するまでのさまざまな事務手続、経費、こういったことも発生するようでございますし、参加後のランニングコスト等、まだ少し現段階で不明な点も数多くあるようでございます。また、県有林の先ほどの状況等の要因分析等も必要かと思っておりますので、今後も本制度について少し調査研究してみたいと。その上で参加の可否について判断してまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） よろしく検討のほどをお願い申し上げます。

続きまして、3番目の図書館建設についての質問に移ります。

7月に行われた議会において、生涯学習センターの設計予算が承認されました。

いよいよ菊池市民にとっては待ちに待った図書館の建設が着手されようとしております。

まず、1点目の質問として、市内小中学校及び市内の図書館の運営状況はどうなっているのか。

一つ、図書の数、司書の数、年間の図書貸出量、また、国平均、県平均と比べてその値はどれくらい違うのか。また、図書ボランティアの組織はあるのか。また、一般の市民に開放されている図書館はあるのか。

1番目の続きとして、泗水の図書館は、現在、指定管理者によって運営されていますが、指定管理の前と指定管理後の図書の貸出数や司書の増減はどう変化したのか。また、管理前後の管理費の増減の状況についてお尋ねいたします。また、その指定管理をした場合の理由についてもあわせてお尋ねしたいと思います。

2番目の質問としまして、新設される図書館の運営理念についてお尋ねいたします。また、図書館建設後のその運営をどう計画されているかについて、財政面、人員配置面、蔵書数等についてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまの図書館建設についてお答えいたします。

まず1点目の市内小中学校の図書室の状況についてでございます。

本の蔵書数ですけれども、平成26年5月現在で、小学校、これは10校ございますけど、7万6,956冊、中学校、5校でございますが、4万4,677冊となっております。

図書司書ですけれども、嘱託の専任司書を各学校に1名ずつ配置をいたしております。

貸出数ですが、平成25年度で、小学校3、4年生、1カ月当たり1人10.5冊、5、6年生で1人7.5冊。年間の貸出数は21万7,476冊となっております。一方、中学校では1カ月当たり1人3.1冊、年間の貸出数は3万560冊となっております。

これに対します県とか国の平均値の比較でございますけれども、後ほど答弁をさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

それから、ボランティアの数でございますが、読み聞かせ、あるいは本の修理、そしてブックトーク等の読書活動の支援、こういったことに小中学校合わせまして173名の方にご協力をいただいているところでございます。

また、一般開放についてのご質問だったかと思っておりますけれども、二つの小学校で一般開放を行っておりますけれども、貸し出しの実績はあっておりません。

続きまして、泗水図書館の運営状況でございます。

現在は指定管理者制度を導入しておるわけでございますが、平成18年度までは直営でございました。このときは市の職員が1名おりました、ほかに嘱託職員5名ということで計6名おったわけですが、そのうち司書の数は1名ということでした。現在は館長を含めまして6名全員が司書の有資格者ということになっております。

それから、本の蔵書数でございますけれども、平成19年3月の時点で7万6,473冊、いわゆる指定管理に移行する時点でございますけれども、だったんですが、ことしの3月現在では8万2,429冊ということで増加をいたしております。

それから貸出数ですけれども、これは25年度の実績で申し上げたいと思いますが、11万6,712冊、図書の購入費につきましては692万1,000円ということになっております。

それから経費ですけれども、平成18年の直営時は、先ほど言いましたように、市の職員もおりましたので、この人件費を含めまして年間3,457万円かかっておりましたが、指定管理者導入後はおよそ900万円経費削減となっております。

現在、NPO法人が指定管理者として市民の読書環境づくりや利用者のニーズに十分対応をされておまして、特に問題もなく順調に運営されているという報告を受けております。ただ、この指定管理に移行したときの根拠というのが、私もちょっと調べておりませんでしたので、これも後ほどまたご報告させていただきたいと思っております。

それから、2点目の新設されます図書館についてでございますが、まず運営についての理念と執行を申し上げさせていただきますが、これは市民とともに学び育つ人づくり、まちづくりの図書館、こういうことを基本理念としてまいりたいと考えておるところでございます。

具体的には、市民一人一人がみずから学ぶ喜びを実感できる場であり、多くの人と人が知識や知恵の交流を図りながら、菊池らしい文化を創造していくと、市民とともに地域に根差した図書館を目指してまいりたいと思っております。

それから、運営面の具体的などころでございますが、人員体制、これは図書館は基本的にはシフト制をしくことになろうかと思ひまして、その辺の人員の体制とか、あるいはそれに係ります人件費、もろもろの経費等につきましては、現在庁内で調査研究をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 今、お聞きしたところによりますと、小中学校における図書の

貸出数は、3、4年生で10.5冊、5、6年生で7.5冊と、非常に多いんじゃないかなというふうに感じました。

また、泗水の図書館が指定管理になって司書の数がふえたということで、6名にもなったということで、泗水の図書館についても非常に評判がよろございますし、うまいぐあいに指定管理になってよかったなというふうに今、感じた次第でございます。

今後、これからまた新しく新設されます図書館についてはどういうふうな運営をしていくかというのは非常に大きな問題だろうと思います。大体どれくらいの金を投入して、このぐらいの大きさだったらどれぐらいのお金を経費としてかかるのか、金をかけていくのか。泗水の図書館ですと、年間的に3,000万円が2,500万円ぐらいということですけども、この菊池市の大きさでありますと、これからの経費というのは大体どれぐらいの金がかかるのか、それについてちょっと再質問したいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまのご質問は、新しい図書館の運営経費と、いわゆるランニングコストだということで捉えておりますが、これにつきましては先ほど言いましたように、基本的に、まず人員の問題から申しますと、勤務体制、これもシフト制ということはほとんどの図書館で何かされているということでございまして、その辺での必要人数を今のところ調整中でございます。

それから、当然人件費、それから資料の購入費、それから電算のシステム費、こういうもろもろの経費があるわけでございまして、現在、担当部局で調査検討中でございますので、本日この場で今のところ金額を申し上げられないというところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） よその多くの市で、やっぱり図書館建設については、非常に数年前からいろんな、図書館長を決めたり、アドバイザーを決めたりして、やっぱり4年がかり、5年がかり、そういう体制をつくって図書館の建設に当たっておられます。そういうものを聞いたときに、ちょっと菊池市の場合、もうでき上がろうというのに、まだ図書館長も決まっていない。それから、また蔵書数に対してこれからどういうふうな執行部としてお金をかけていくのか。そういうこともまだ決まっていない。これから検討する。非常にそういう面ではちょっとおくられているのでは

ないかと思えます。

再質問に移っていきたいと思えますけれども、今述べましたように図書館長やアドバイザーですね。図書に対する専門家、そういうアドバイザーを早目に置く必要は、つくる前に置いて、例えば図書館の設計であったり、そういうものに対してちょっと意見を申し添えていただく、そういう必要はあるのではないかと思えます。

それから2点目に、喫茶室を。この中ではみんなが集まってこられるような、要するに子どもさんからお年寄りまで、それから、また忙しい30代、40代、そういう方たちも集まっていただけるような図書館を菊池市はつくろうとしていると思えます。こういう場合、やっぱり滞在時間が長くなってくると思えますので、この中に喫茶室というのをつくる必要があると思うんですよ。現在の場合、全然そういうことは考えられておりません。

そのつくる考えはないのかということ、それと設計図を見ますと、機械室が1階にございます。この機械室のスペースをつければ、十分喫茶室はつくれると思えます。だから、機械室を2階に持ってくるとか、そういう部分もあると思えますので、この機械室を、ちょうど一番南西面に面しているところがございますけれども、そのスペースであれば十分そういう喫茶室というのもできると思えますので、そういうものの検討もやっぱりしていただきたいと思えます。

それから、やっぱりその図面を見て思ったことなのですが、移動図書館が恐らく菊池にはあると思うのですが、きのうの猿渡さんの質問の中で、児童育成クラブでの過ごし方ということで、これからの移動図書館というのは、恐らく児童育成クラブをどんどん回って、いろんな本を読んでいただく、そういうことになってつながっていくと思うのですが。まず、移動図書車はあるのですか。それについてちょっとお尋ねしたいと思えます。

それから、この移動図書車を図書館につけて本の入れかえをするわけですが、雨の日の対策とか、そういうものはちゃんとできているのだろうか。そういうことがどうも図面を見ておりますとされていないように思えますので、その点についてもお尋ねしたいと思えます。

雨の日の対策といえば、これまで老人福祉センターとか菊池市の有朋の館とかができておりますけれども、雨の日にマイクロバスでお年寄りがお見えになって、雨の日にマイクロバスが玄関先につかないで、結局、玄関のひさしが低いものですから、マイクロバスがそこを通らない設計になっております。何でこういう設計になったんだろうなど。雨の日の利用というのは全然考えられていない。こういう点に非常に不可解な、そういう老人目線とか女性目線とか、そういう面での対応ができていないような気がしますので、そういう面でのチェックもまたお願いしたいと思

います。

それから、3点目に、非常に立派な便所がこの中につくられておりますし、子どもにとって、親御さんにとっても非常に快適な便所になるのだらうと思っております。ただ、職員専用の便所というの必要なんじゃないかと思っておりますので、その面の検討。

それから、便所はたしか税務署側、北側に2カ所、東西にあるのですが、逆にこの建物は南北に長い建物になっておりますので、そういう面での配置というのもちよっと検討が必要なんじゃないかなと。一番南側にいる人が便所したくなったときにぱっと行ける場所は、一番北まで、要するに下から上まで行かなければならない、そういうふうな配置になっております。

それから、もう1点、プールの建設の図面が一応仮の格好で図書館に隣接するような格好になっております。確かにプールの跡地につくるわけですから、なっておりますけれども。ただ、プールがあると、逆にその図書館、夏場ですと非常に歓声もプールでは起こりますし、極端に言えば図書館としての落ちつきのなさとか、そういうものが出てくるんじゃないか。

最後にお尋ねしたいのは、駐車場の用地を購入するというような話が出ておりましたけれども、それについてはどういうふうになっているのか。

以上5点ほどをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） まず、初めに図書館をこのような大事業でつくる場合、専門家といいますか、その辺の詳しい方を入れてのアドバイザー的な存在でご意見をいただきながらという話だらうと思っております。もう既に担当部署のほうでは専門家の方をお招きいたしまして、内容的なものはもちろんでございますけれども、先進地の事例、そういうものまで含めまして、いろいろご指導をいただきながら進めておるところでございます。

ただし、館長さんとかいうお話になりますと、この館長をどうやって決めるのかというのは、方法とか、どういった方をということは非常に今大きな問題だらうというふうに思っております。しかしながら、設置者はあくまで行政、教育委員会でございますので、その辺の今後のできました後の運営とかそういうものにつきましては幅広い意見をもらいながら、そこでの方針に決定して館長さんに運営をいただければと。その方がなおさらノウハウ等をお持ちであればこれは最高かなというふうに思っているところでございます。

2点目の、いわゆる市民に、たくさんの方に利用していただかなければなりません

なので、議員ご指摘のとおり、子どもさんから高齢者の方まで幅広い利用を私たちも期待をいたします。その中におきましての喫茶といいますか、飲食の件だろうと思います。これも検討をいたしておりますが、いわゆる開架スペースとか、そういう内部ではやはりこれは少し問題があるかなというところがございますので、現在のところ、それ以外の場所を検討いたしております。具体的な機械室の話のご提示をいただきましたが、これにつきましては持ち帰りさせていただきまして、現在、庁舎整備課のほうでも進めておりますので、おあずかりをさせていただきたいというふうに思います。

それから、3点目の移動図書の件だろうと思います。これにつきましては、移動図書そのものを実施するといったことには今のところまだなっていないようですが、これにかわる運用といたしましては、配本車によりますところの本の提供をやっていきたく。これは泗水図書館であったり、あるいは各公民館の図書室であったりと、そういうようなところへの巡回。それから、小中学校への団体貸し出し。またご指摘のありました児童育成クラブ、こういうところも可能であればその対象に入れていきたいというふうに思うところでございます。

また、雨対策でございまして、これはご指摘をいただきましたので、十分な対策ができるように考えていきたいというふうに思います。

それからトイレでございまして、確かに現在の図面を見ますと1カ所になっておりまして、いわゆる反対側からしますと、ちょっと距離もあるというようなご指摘だろうと思います。これにつきましても検討はいたしました。中に別なところにつくるといことも考えましたが、どうしても配置とか、そういう運用面、利用者の動線等も考えましたときに、なかなかできませんでしたので、今のところ1カ所というふうになっているところでございます。

それから、5点目のプールとの関係でございまして、場所的には現在のところに市民プールは新しく作りかえるという計画をいたしております。ただ、ご指摘がありました用地の確保につきましても検討も当然させていただきましたが、これにつきましても、駐車場とか、そういう訪れられる方の面積確保に使えればというところに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 菊池市に合ったわくわくするような図書館をつくっていただきたいと思。次回の質問で、また図書館について質問させていただきます。

これで終わります。

○議長（森 清孝君） ここで、昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から始めます。

—————○—————
休憩 午前11時56分

開議 午後 零時55分
—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） こんにちは。議席番号7番、松岡讓でございます。

合併して新しくなった菊池市も合併から10年を経過しております。そのような中で、新市建設計画の普通建設事業の執行についていささか疑問を感じるころが多くありますので、今回お尋ねするものでございます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

新市建設計画について。その中の普通建設事業についてお伺いたします。

まずは、合併時の新市建設計画の普通建設事業は、合併協議会で承認され、各市町村でも承認を得ている事業ということで理解されているかをお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、松岡議員のほうの答弁をさせていただきます。

新市建設計画については、平成16年7月22日に開催された菊池北部4市町村合併協議会において提案され、9月2日の同協議会で確認されております。その後、4市町村の合意として、10月28日に合併協議51項目について合併協定書の調印が行われております。新市建設計画の普通建設事業については、合併協議会において財政計画を作成する中で検討がなされた経緯があります。旧市町村枠の事業費の割り振りについては、平成13年度から平成15年度までの3年間における標準財政規模の平均により算出し、その枠の配分に基づき、それぞれの市町村で普通建設事業一覧が作成されております。

以上のことから、4市町村において承認されているものと認識しております。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ありがとうございます。

新市建設計画の普通建設事業は、合併協議会で承認され、合併市町村の枠配分により旧市町村で調整を行って計画されたものとのお答えは、私が認識している点と変わりがないものであり、安心した次第でございます。

次に、その財源である合併特例債は、全て新市建設計画事業に充当されていたか。合併特例債を充当できる事業は新市建設計画事業で承認された事業のみと認識しておりますが、市執行部の認識はどうであるかをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 合併特例債につきましては、旧市町村の合併の特例に関する法律第11条2の地方債の特例等で、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業で市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても地方債をもってその財源とすることができる旨、定めてあり、本法に基づく財源の充当を行っておりますので、新市建設計画の普通建設事業に充当していたものでございまして、その他に充当できるものとしましては、市町村振興のための基金造成等が該当するものと認識しております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。ここまでは私の認識と市執行部の認識が一致しており、大変安心しているところでございます。

それでは、次に、新市建設計画事業の見直しによる変更は何回行われたのか。変更があったとしたなら、どのような体制で変更されたかをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 新市建設計画の見直しについては、平成26年3月にのみ行っており、その内容は東日本大震災に伴う市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行され、地方債を起こす期間が10年から15年延長可能となったことから、計画期間の変更、主要指標の見直し、財政計画の期間変更を行い、平成26年第1回市議会定例会において議決をいただいたところでございます。

新市建設計画の普通建設事業の全体的な調整といたしましては、平成19年2月と平成25年10月の2回行っております。平成19年2月については、将来の財政状況が不透明であったことから、普通建設事業の総額を20%削減し、当初配分に基づく市町村間の調整を行いました。また、平成25年10月においては合併か

ら10年間の執行見込額と事業区分について調整を行ったものでございます。

体制としましては、各部長、各総合支所長等の庁内組織である新市建設計画事業調整会議において進めてきたところでございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。

変更も全体見直しにつきましても、新市建設計画事業調整会議の中で検討され実施してきたとの答弁内容かと思えます。

それでは、変更内容は関係市町村の地域審議会並びに議会と協議がなされなかったということではありますが、この事業計画は、合併協議会において旧市町村が地域の要望と必要性、緊急性を勘案されて計画がなされたと認識しているところでございます。議会との協議もなく、各地域審議会への諮問もないままに実施されたのなら、合併市町村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についてということで、平成16年11月4日告示で、合併市町村において平成17年3月22日から、菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を別紙のとおり協議の上で定めたので告示するとなっております。

また、ご存じのとおり、合併特例法で地域審議会の設置、期間、所掌事務が定められております。所掌事務について、地域審議会は、菊池市の関係区域ごとに当該区域に係る次に上げる事項について市長の諮問に応じて審議し答申するものとなっております。その中で新市建設計画事業についても含まれているものと解しますが、諮問の必要がなかったと言われるのか。当然のことながら、関係地域の地域審議会、議会との協議が必要だったと思えますが、どのようなお考えのもとに諮問がなされなかったのが疑問として残っております。

また、新市建設計画事業調整会議の中で検討されたとのことですが、その組織はいつできたのか。メンバー構成、その組織が持つ権限、規則等の制定についてあわせてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 1点目の普通建設事業の調整につきましては、毎年度、4地区の地域審議会に対し、前年度の事業実績報告と現年度の事業計画については報告しておりましたが、合併当初からの進捗状況や事業内容の調整については、平成19年度から24年度までは報告しておりませんでした。昨年

平成25年度より個別事業の進捗状況も確認していただける内容とさせていただきます。

平成26年3月に行った新市建設計画の見直しの際は、旧合併特例法の規定により地域審議会の意見を聞く必要があったため、本市の地域審議会の設置に関する協議第3条に基づき地域審議会へ諮問、答申をお願いし、議会の議決を経て変更に至っております。

2点目に、新市建設計画事業調整会議につきましては平成20年度から開催しており、メンバー構成といたしましては、副市長を委員長とし、各部長、総合支所長、総務課長、財政課長等により構成しております。また、この組織が持つ権限や規則等については具体的に定義したものはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。

また、ここで非常に不透明で疑問が出てきたわけでございます。規則で設置もされていない、権限についても定かでない新市建設事業調整会議なる組織において検討がなされ変更がされてきているということでございます。本来なら、合併時に定められた地域審議会に諮問して変更等はされるべきではなかったかと考えます。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

○7番（松岡 譲君） 新市建設計画事業調整会議は、地域審議会に諮問する内容を検討し協議するための組織と思いますが、どうでしょうか。議会、地域審議会との協議もなしに新市建設計画事業の変更がされていることは、合併協議会の約束事及び民意を無視した住民不在の中で実施されたものであり、納得ができないところでございます。

次に、各年度末の一般会計での決算時の普通建設事業分が、新市建設計画事業の変更なしに事業完了後に新市建設計画事業に含まれて計上されていないかについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 一般会計の決算時において普通建設事業として整理した場合、合併特例債を充当した新規事業が計上されている場合がありますが、これは新市建設計画普通建設事業と位置づけて取り組んできたものと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） 一般会計の決算時に新規で計上された事業を新市建設計画事業に含めている。しかし、それは変更された新市建設計画に基づく事業であるとのお答えかと思えます。

今回私が一般質問しておりますのは、新市建設計画事業の変更は適正に旧市町村の約束事、また法にのっとってなされたかということをお聞きしているわけでございます。今までの答弁内容ではいささか疑義があると考えております。確かに菊池市の総合計画の実施計画書については毎年のローリングにより変更がされておりますが、イコール新市建設計画事業の変更ではないと考えます。

また、新市建設計画事業に計上されていない事業を経済対策交付金分で実施され、これにつきましても事業完了後に新市建設計画事業を計画変更されていないのか。あわせて新市建設計画事業に計上されていない事業に合併特例債を充当していないかについてお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 国が日本経済の迅速な回復に対応するために平成21年度から創設されました経済対策関連事業に対する交付金につきましては、復興、防災対策や暮らしの安心、地域活性化などの視点から多種多様なメニューがあり、市の実質的負担が少なく済むよう財源措置されておりましたために、各種交付目的に沿った事業に充てて実施してまいりました。その中には、新市建設計画関連事業についてもそれぞれの交付金の対象年度において事業着手が可能なものを前倒しし経済対策として実施してまいりました。また、実施した事業の財源の一部に合併特例債を充当しておるところでございます。

経済対策関連事業につきましては交付要件等が定められているため、地域間での取り組みにばらつきが生じており、最初のほうでは新市建設計画の普通建設事業と別枠で管理しておりました。しかしながら、全体見直しを行う中で財源の一部に合併特例債を充当していることなどから、普通建設事業の枠内で対応することが適切と判断し、事業費に算入させていただいているところでございます。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ありがとうございました。

ただ、1点、新市建設計画事業に計上されていない部分につきまして、合併特例債を充当していなかったかについて再度ご質問いたしたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 合併特例債を普通建設事業に計上されていないものに充当していなかったかということでございますけれども、先ほどもお答えしましたように、本来の普通建設事業として整理するとき、新市建設計画の普通建設事業と位置づけておりますものについて合併特例債を充当しているというところでございます。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 捉え方の違いかもしれませんが、答弁の中でありましたのは、経済対策分の新規事業に合併特例債を充当したと理解いたしました。合併特例債の充当事業は新市建設計画に基づく事業だけというふうな形で先ほどお答えをもらっているところでございます。そういうことで、ここでもまた不可解な点が出てきたわけでございます。

合併時に合併市町村で協議がされ承認を得ていたものが、議会、地域審議会での協議もないままに、菊池市の総合計画の実施計画書が新市建設計画の普通建設事業と置きかえられて事業を実施されてきたということだと考えております。このことにつきましましては、いささか疑問が残る部分じゃなかろうかと思えます。

これにつきましては、それぞれの計画書につきましましての根拠法が違いますし、違う形での設定を義務づけられていると思えます。それを同一に考えられるということは、ちょっとかなり無茶な見解ではなかろうかと私は考えます。

続きまして、新市建設事業の共通枠、地域枠の仕分けの見直しは誰がどのようにして行ったのか。このことにつきましても、議会、各地区の地域審議会との協議はなされていたのかについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 新市建設計画の普通建設事業における共通枠、旧市町村枠の区分につきましては、全体調整と同様に平成19年2月と平成25年10月の2回行っております。

誰がどのようにして行ったかということでございますけれども、先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、合併当初は各部長、各総合支所等の庁内組織で行っており、平成20年度からは同じく庁内組織でありますけれども、新市建設計画事業調整会議を開催し検討を行いました。その後、市議会及び各地区の審議会に説明さ

せていただいているところでございます。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） このことにつきましても、協議を一切せずに事後報告の形となっております。各地域審議会を無視した中での変更となっているということでございます。

それでは、今後、七城地区におきまして、社会資本整備総合交付金事業が計画されております。新市建設計画事業の一部であるというふうな説明をいただいておりますが、地域住民が必要としている事業とかけ離れていないかについて、非常に疑問を持つところでございます。

地区住民の要望をどのようにして取り入れたのかについてお聞きします。七城地区の要望が強いのは、例を挙げるなら、道路事業の新古閑長田線の新設であります。この路線は、菊池北消防本部から救急車が七城地区に出動の場合に、新設ができれば相当の時間短縮ができる路線となりますが、現在は救急車なども遠回りして現場に急行されている現状であります。1分1秒を争う人命にかかわる問題でありますので、早急な対応をお願いしたいし、非常に要望が強い事業と思われれます。

また、老朽化している元村住宅、蛇塚住宅の建てかえにつきましても、児童数が減少している七城小、中学校の近隣の砂田地区で事業を実施してほしくとの要望が強くとところでございます。

地域の要望が強いが計画に埋もれているこの事業についてどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。本当の地域づくりは、住民の満足を得られてこそ本当のまちづくりではないでしょうか。そのためにも議会、地域審議会との協議の中で民意を取り入れた事業実施が大事ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、私のほうからは、住民が要望されるがどのように取り組まれたかの点につきまして答弁させていただきます。

主に社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく七城地区都市再整備計画につきましては、平成20年度から七城区長会等から事業要望を伺い、取りまとめを行ってまいりました。その一つである菰入橋のかけかえなどを基幹事業として都市再整備計画に記載し、国との協議を現在進めているところでございます。しかしながら、国の交付金を受けるためには、諸条件としまして収益施設や維持工事等については対象外となること、5年間の期間内に事業を終えること等なっておりますために、新市

建設計画の普通建設事業で今後予定されている事業であっても本計画では取り組めないものもあるところでございます。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 私のほうから、具体的な2事業についてご質問がありましたので、それについてお答えしたいと思います。

まず、1点目の市道新古閑長田線は、七城町新古閑のJA倉庫前から国道387号線までを結ぶ新設道路として新市建設計画に上げられております。現在のルート案としましては、計画延長が2,200メートル、そのうち七城地内が約430メートル、ここは現道拡幅になりますが。それと旧菊池地内の1,770メートルにつきましてはほとんど新設という形になりますので、大々的な用地買収を伴う大型工事となっております。このようなことから、関係地区の十分な理解が得られず、現在計画が先送り状態となっているところでございます。今後も地域交通の主要な道路としまして、関係地区の皆様の理解が得られるように継続して事業を進めていきたいと考えております。

また、2点目の元村、蛇塚住宅につきましては、まず本市の住宅計画としましては、菊池市住宅マスタープランを上位計画とし、国の公営住宅等長寿命化策定指針に基づき平成24年3月に策定いたしております菊池市公営住宅等長寿命化計画に基づいて事業を進めております。この長寿命化計画は、老朽化した住宅の点検を行い、効率的に管理修繕を行うことで更新コストの削減を目指しており、市営住宅等の維持管理や改善、建てかえを計画的かつ効率的に進めていくこととしております。

元村と蛇塚団地につきましては、この計画の中で将来集約すると位置づけされております。平成28年度に長寿命化計画を見直すこととしておりますので、その中で最善の方策を検討してまいりたいと考えております。

以上お答えします。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） 七城地区住民の要望が強いこの二つの事業につきましては、継続して取り組んでいくというお答え、並びに28年度の見直しについて考えるということですが、今回私が尋ねておりますのは、このことについてどうなのかという形の中でのお答えと察しまして、前向きで検討するとの回答だと捉えたいと思っております。事業実現に最大限の努力を強くお願いするところでございます。

今まで新市建設計画事業について質問してきましたが、ご答弁の中でいろいろと疑問が残る点が出てきたと思います。新市といたしまして新市建設事業の進捗に責任を持たなければ、合併そのものにもまた不満が生じる可能性もありますので、10年間の建設計画事業を総括して精査し、問題を含んでいる共通枠、地域枠の仕分けにも見直しを実施すべきと考えております。新市建設計画10年の総括と精査を実施し、今後延長された5年間は市町村の均衡を念頭に置き、民意を取り入れ、住民不在の中での計画事業の作成とならないように強く要望するものでございます。

このことにつきまして、市長の見解をいただきたいと思いますが、よろしく願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま松岡議員からのご質問は、新市建設計画10年間の総括と精査についてということでございます。

まず、新市建設計画の普通建設事業の進捗状況につきましては4地域でばらつきがあり、課題があるというふうに認識しております。このことについては、現在、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく七城地区の都市再生整備計画を作成して、今、国と協議を進めておりまして、本計画に基づく事業を着実に執行していくことで4地域の均衡を図っていきたいというふうに考えているところです。

また、本年度中に地域審議会を、例年2回でございましたが、ことしは3回の開催を予定しておりまして、第1回として去る9月1日と3日に全4地域で開催させていただきました。議題としましては、新市建設計画普通建設事業の進捗状況と今後の地域審議会のあり方について意見を伺ったところでございます。本年度はあと2回開催させていただくように計画しておりますが、その中で新市建設計画普通建設事業等についてのご意見を伺いたいというふうに考えております。

また、本市の総合計画も本年度が計画の最終年度でありますので、精査という意味ではこれまでの取り組みをレビューするために、住民アンケートや、それから地域ワークショップも開催しまして、地域の方々の声を伺っているところでございますので、そういうようなご意見も十分に参考にさせていただきながら、総括と精査を行ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ありがとうございます。この件につきましてはこれからも注視し、質問をしていきたいと考えております。

続きまして、地下水質につきまして、七城地区の地下水対策についてお伺いしたいと思っております。本年8月27日付の熊日新聞朝刊におきまして、環境省は2015年から地下水汚染の原因となる硝酸性窒素の削減対策を本格化させるとの記事がありましたが、私どもの七城地区の南、北地区の一部において硝酸性窒素濃度が基準値を超えている地区がありますが、市としてどのような対策を考えられているのかについてお尋ねしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、松岡議員の地下水についてのご質問についてお答えいたします。

本市には豊かな自然、農作物など、すばらしい素材がそろっておりますが、その命と言うべききれいな水は将来にわたり守らなければならないというふうに認識しております。本市管内の地下水や飲用井戸の水質調査につきましては、県の調査経過に基づきまして、市の関係課で協力をしながら、毎年40カ所程度の井戸の調査を行っております。

議員ご質問の七城地区につきましても調査が行われており、一部においてただいまありましたように硝酸性窒素濃度が基準を超えているということで承知しているところです。硝酸性窒素の発生源につきましては、自然的なものから人為的なものなどさまざまな要因が考えられております。

県で実施されました汚染解明調査の結果、原因の一つとして、家畜排せつ物の土壌還元があるというふうに考えられております。その対策としましては、これまで基準を超えた飲用井戸に対しましては、保健所と市の関係課で訪問いたしまして飲用指導等を行うとともに、浄水器の設置についてのお願ひをしております。

また、今後の市の対策としましては、市の再生可能エネルギー活用推進委員会を今年度設置しましたので、その中で家畜ふん尿等を利用したバイオマスの利活用について今検討しております。その中でさまざまな活用方法で対策を講じたいというふうに考えております。

また、熊本県のほうでも、蒲島知事のほうがこの硝酸性窒素に対する事業については一生懸命いろいろところで話をされています。それに基づき、県の事業で菊池地域を対象地域として実施される家畜排せつ物バイオマスの活用をした発電システムの構築ということで、その基礎調査のための参画や、硝酸性窒素対策の一環として、畜産農家やJA等の関係団体への畜産ふん尿の処理の状況についてのヒアリングやアンケートなどが行われますので、それも一緒になって協力していきたいというふうに考えております。

以上お答えします。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ありがとうございます。

相手が地下水脈ということで、根本的な解決には時間もかかることだろうと考えます。その間は、関係地区の水質検査箇所をふやして水質の状況を詳細に調査し、必要なら地域住民への周知等を実施し、住民の水への意識を啓発することも必要ではないかと考えますが、市執行部のお考えはいかがかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、再質問にお答えします。

地下水の水質調査につきましては、先ほど答弁しました県が実施されております調査の協力ということがございますけれども、基準値を超えている地区がございますので、ただいま議員からお話がありましたように、来年度以降、市の事業といたしまして、飲用井戸の調査箇所を新たに追加をいたして、詳細な水質調査を行い、井戸所有者への報告等をやっていきたいというふうに考えております。

また、住民の皆様には意識啓発ということで、市の広報誌等へ地下水や飲料水等の水保全という意味からも、啓発につながるような記事を掲載して、住民の地下水、井戸水に対する啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ありがとうございます。

それでは、次に、対策の一環として浄水器の設置について補助がなされておりますが、飲用として使用する蛇口に1カ所だけ設置する簡易な浄水器となっているようでございます。ポンプアップした水を全て浄水できる装置等の設置はできないのか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 皆様、こんにちは。

全ての水を浄水できる装置等の設置はできないのかということでございましたが、議員ご存じのとおり、浄水器に対する補助制度につきましては、菊池市フッ素及び硝酸態窒素除去器設置補助金交付要綱を設けております。この要綱に基づきまして、市営水道事業給水区域外で飲用水に含まれておりますフッ素及び硝酸態窒素の濃度が水質基準値の8割を超える数値を示した場合において、除去器設置費用の3分の

1以内、10万円を限度として補助金を交付しております。浄水器にも浄水方法や処理能力などいろいろございまして、議員おっしゃるように一般的には蛇口1カ所のタイプが多いようにございます。数カ所の蛇口から給水する浄水器もございますので、市民の皆様の生活のスタイルに沿った機器を設置していただくよう、また補助制度を活用していただければと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。

井戸水の水質に問題が生じているということは知っておりましたが、調査件数が少なく、正確に把握できていない状況だと考えております。このことにつきましては、答弁にありました検査井戸を追加して、詳細な結果が出たところで改めまして質問の機会をいただきたいと考えております。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後1時38分

開議 午後1時47分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） こんにちは。

先日、全米オープンで錦織選手が日本人初の決勝という快挙をなし得ました。多くの人に勇気を与えたわけですが、一方で、そのことによって、実は国枝慎吾選手、そして上地結衣選手は車いすの部で優勝しているということが大きく報じられるようになりました。また、国枝選手においては、単年度の全英、全仏、全豪、全米というグランドスラムをなし得ていると。

その報道を見ながら、健常者、そして障害者という枠ではなく、どうしてもやっぱり光が当たるところ、当たらないところがある。その意味においては、この菊池市においても、商工業、そして農林業、また子育て、さまざまな施策において議会、そして執行部が丸丸となつて日の当たらない部分をしっかりと見て、さまざまな施策をもって一人でも多くの方に光が当たる、そんな施策を組んでいかなければならないなということを感じたところであります。

それでは、まず通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、小中学校の運営について。その中で、学校ボランティア制度を行う考えはないかについてお伺いしたいと思います。

実は8月に私は自分の子どもの九州中体連で沖縄市に行きました。その中で、移動を続ける中で、コザ中学校という中学校の前で大きな看板を見つけました。そこにはボランティア募集と大きく書いてあり、その内容については学習支援、清掃美化等々、その他という制度であります。インターネットで調べましたが、残念ながら中身がなくて。ただ、私もPTA活動を続ける中で、その当時からPTAだけでなく、市、親御さん、そして先生、地域も巻き込んだ活動をしなければ、今から学校はなかなか保てない。そのような話をよく聞いたところであります。

ぜひともこの菊池市でも、そのような学校ボランティア制度が確立をできればと思います。市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 市内小中学校での学校ボランティア制度の現状についてでありますけれども、保護者の皆様にはもとより数多くのボランティア活動に参加をいただいておりますので、ここでは保護者や学校関係者以外の方のボランティアの状況調査結果を申し上げたいと思います。

学校ボランティアに参加をいただいておりますのは、老人会、卒業生の保護者の方、市役所OBや区長さん、民生委員さんなどの各種行政委員の皆さん、さらにはJA青年部などの農業団体の方や消防団、食改善グループやヘルスメイトの皆さん、地元小中学校を卒業されました大学生や高校生、そして数多くの地域の皆様を含めまして、実に年間600名を超える方々にご協力をいただいているところでございます。

そのボランティアの主な内容を紹介しますと、一番多いのが本の読み聞かせ。次に赤ペン先生や個人指導などの学習支援、田植えや稲刈り、畜産作業などの農業体験、交通安全見守り隊、調理や裁縫などの実習補助。さらには昔遊びや能、狂言、茶道といいました伝統文化活動の指導、学校の花植えや草刈りなどの美化作業など、さまざまな学校生活の中でご協力をいただいております。

このほか、退職校長会では夏季休業中の学習指導、それから学力向上研究発表会時の応援や指導、さらには高校入試に向けた面接指導など、毎年各学校からの要望に応える形で学校教育に関するご支援をいただいております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 失礼します。

学校ボランティアの状況は今、部長が答弁いたしました。現在全ての小中学校で実施をされております。しかしながら、学校ボランティアの数は学校によって数名程度から100名を超え、各学校さまざまでございます。また、小学校では全校で550名を超えるほどご協力をいただいておりますが、中学校は60名程度です。

先ほど議員もおっしゃいましたけれども、子どもたちは学校、家庭、地域がしっかり連携して育てていくことが大切だというふうに思います。保護者や地域の皆様にご協力いただきます学校ボランティア制度の重要性は強く感じているところでございます。

今後とも各種団体の皆様や地域住民の皆様にご理解いただき、学校の応援団として数多くの皆様にご協力を賜りますよう、学校においては学校だより、それから教育委員会としては広報誌等により広く周知をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 教育長におかれましては初の議会ということで、なかなかご発言の機会がなかったので、きょうは全て教育部門ですのでよろしくお願い申し上げます。

今、ほとんどの学校でやっているということで、年間600人の方がいろんなことをやっただいていてということでもあります。あれから私もちょっと調べまして、実は私、コザ中学校単体でやっているのかというふうに思っていたんですが、学校に電話をしました。そして、沖縄市の生涯学習課の方からお電話をいただきました。これ、実はもう市の事業として、国と県の補助金で、事業名が学校支援地域事業ということで、那覇市の小学校16校、中学校8校、合計24校で制度として行われているそうです。予算も組んで。

その中で、やっぱり学校とボランティアと、どうしてもその連携をとるという中で非常に難しい部分があるので、実は各学校に一人、地域コーディネーターという方をつけて、その学校の要望に対して地域コーディネーターがボランティアをいろいろ集めながらやっていくという制度だそうです。

私の娘は、実は今、菊池北中学校にいますが、あそこでいうと、学校の周りは草だらけで、愛校作業をやるんですけど、とても1時間、2時間じゃ終わらないんです。そうであれば、人数も少なくなっているし、例えば草刈りの日を設定したとき

に刈払機を持って来ていただける方を募集するとか。それぞれの学校で必要なことはやっぱり違うと思いますので、ぜひともちょっと時間をかけてでも結構ですから。その学校ボランティア制度を一つの制度として、基本、ボランティアが原則なんです。それに係る若干の費用等も組んでいただきながら、地域コーディネーターとこのを育成していただいて、本当の意味で地域と学校と一緒にやっていくということをやっていただきたいんですが。この場でお答えが出るかどうかわかりませんが、ぜひともこれを制度化してほしいと思うのですが、ご検討の余地があるかどうかだけでも結構ですので、お答えをいただければと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 失礼します。

お答えになるかどうかわかりませんが、私が以前勤めておりました泗水小学校のほうはその指定を受けておりました。学校支援地域本部事業という国の指定で、国のほうから年間予算が出ておりました。その予算をもとにして、菊池市の生涯学習課からもお金が出て、そして、一人、そのコーディネーターを雇っていました。それはそういうコーディネーターがいると非常に助かるのは助かります。それ専用に使っていただけますからですね。

ただ、今、全ての学校でボランティアを募集はかけています、その窓口には、もうほとんどの学校は教頭が窓口という形になって、そして文書で流して、こんなことをやりますのでお手伝い願える方いらっしゃいませんか、手を挙げてくださった方に来ていただいて、作業をするなり、丸つけをするなりという取り組みをしています。

ですから、今の形で教頭が窓口、教頭も大変ですので、仕事の一つふえる形にはなりませんけれども、今の状況でも十分にそういう人を集める、橋渡しは学校の今の体制の中でもやっていけるというふうには思います。ただ、またいろんな動きが国、県のほうでもあっておりますので、そういう社会教育に関するような施策の募集等があったときには、広く学校に周知をしながら取り組みを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） ぜひとも前向きに考えていただければと思います。

沖縄はちょっと土地柄、それプラス戦争体験のお話とかも、講話もされるということですので、いろんな部分で地域と一体化していただければと思います。

次に、2学期制度についてであります。この件については前にも質問いたしております。取り組みから今日までの成果をというところで、2学期制における成果をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 失礼します。

平成20年度の2学期制導入から今年度は7年目というふうになります。学力的に大きく伸びたかとか、そういった面での目に見えるような成果というのは残念ながらありません。ただ、成果として上げるならば、以下の点が上げられるというふうに思います。

まず、2学期制を導入したことによる成果として、1点目は、202日の授業日数が確保できております。2学期制導入前までは200日はなかなか確保ができなかった。それが202日の授業日数が確保でき、また、終業式、始業式が1回ずつ少なくなりますので、その休みに入る前の日も、休みが明けた明るむ日も、びっちり授業ができます。その日からも給食ができるというような状況もあります。そういったことでゆとりが生まれて、教育活動の充実が図られるようになったというふうなことです。

それから、2点目に、通知表とかを出す場合に評価の期間が長くなりますので、それが長くなったことで評価材料も多くなり、より多面的で客観的な評価ができるようになったというふうなことがあります。

3点目に、これが一番大きいと私は思っておりますが、児童生徒と向き合う時間が確保され、一人一人の思いをしっかりと受けとめながら充実した指導ができるようになった。私の経験でいいますと、休み時間とか、また放課後とか、先生と子どもたちが触れ合って遊んだりする姿あたりもよく見られるようになったというふうに私は認識をしております。

それから、児童生徒や保護者との面談等の時間が確保できて、信頼関係の構築にもつながっているのではないかというふうに思います。

最後に、長期休業日に、子どもたちの希望者に対してはサマースクール、補充学習などを行って、子どもたちの学習や生活に連続性、休みといえどもそれは学期の途中ですから、学びの連続性を持たせることができるようになった点などが上げられるんじゃないかというふうに思っております。

このような成果から判断して、やっと軌道に乗ってききましたので、2学期制は定着しつつあるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 成果は出てきているというふうに捉えられていると思います。前回は話しましたが、特に受験生を持つと、昔は1学級の通知表を見て、2学期を見て、いよいよ志望校を決めるというのが、途中1回しかないものですから、親とするとちょっと不安なところがあったりとか、そこら辺のフォローをしていただければというふうに思います。

あと、サマースクールについては、せっかく小中学校、もう全部エアコンがつけました、空調設備が。私はいろんな形で、なかなかその景気が上がらない、生活も厳しいという中においては、塾に行く子が多いですが、なかなか塾に行けない、そんな子どもたちも、夏休み期間、学校の教室を使って、先ほど言った地域ボランティアや学校の先生が主体となって、夏休みの補習授業をやっていただければ、塾に行けない子もいろんなところで学んでいけるということがありますので、せっかく取り入れた制度であれば、そこを十分生かしていただきたい。

さらにこれを取り入れたときの田中教育長、そして倉原教育長にも申し上げましたが、1回望んだ制度であれば後には引けないという考えではなく、やはり成果を見ながら、3学期制に戻すことが必要だと思うのであれば、そこは勇気を持って一歩引くということも大事なことだと思います。ぜひとも、そこら辺は教育の現場を一番お知りの教育長を筆頭とする教育委員会でご判断をいただければというふうに思います。

3番目に行きます、図書館建設についてであります。先ほど柘原議員からお話がありました。私の場合は、殊さらながら、もういよいよ事業が始まろうとしている。その中で、この図書館建設にける思いを教育長、そして市長、それぞれにお伺いしたいと思います。

また、建設後の利活用の方法をお聞きして、今度やっとな図書館ができると。一方では文教菊池の復活ののろしだという方もおられます。また一方では、普通の市民の方では、2階建てですから、図書館の部分だけじゃないのですが、15億円をかけて図書館をつくったけん、なら子どもは本を読むのかなと、素朴な質問があります。今どうしてもその建てるということが目的のように思っていますが、実際はその図書館をつくることによって、子どもたちに本を読む楽しさとか大切さを教えていく一つのアイテムだというふうに考えています。

極論を言えば、先ほどカフェの話も出ましたが、僕は大きくない図書館だろうが、建物に金を使うぐらいだったら、これから先、本を買い込むに当たっては、多分数億円から10億円近くのお金がかかると思います。先ほど巡回サービスの話

もありました。小学生の足ですと、どうしても中心地に遠い小学生たちは、なかなか自分で図書館に来ることも難しいと思います。本も回さなきゃいけない。そこから辺の部分考えた中で、建設後の利活用の策をどのようにお考えか。

この2点について、それぞれお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 失礼します。

1点目の図書館にかける思いということですが、市民の学びの場、新たな交流の場として利用され、多くの人に愛される図書館にしていきたいと思いますというふうに考えております。

また、生涯学習センターは2階部分が公民館、1階部分が図書館という複合施設となりますので、公民館の講座とタイアップした図書館の資料の展示などを活用して、生涯学習の拠点としてのさまざまな取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

特に力を入れている点は、図書館内に古文書保存施設を取り入れたところです。菊池は文教菊池と言われているところでもありますので、菊池の歴史や菊池一族に関する資料は菊池の図書館に行けばわかると言われるようにしたいと考えております。

2点目の建設後の利活用の方策についてお答えします。

まず、新設する図書館の運営に当たって、図書館の基本業務である資料の貸し出し、返却業務、それから探し物や調べ物の支援を行うレファレンス業務を重要項目と考えております。

また、新設する図書館と泗水図書館、各公民館図書室を含め、借りた本がどこからでも返却できる、いわゆる本の物流サービスというのも考えております。

次に、館内に児童図書室を設置し、乳児、幼少期など小さいときから本に親しむ機会の提供を行います。さらに親子で楽しめるブックスタート事業、これは3歳児健診のときに絵本を配付して、そして本に親しんでもらう。そこから読書を好きになるということなんですが、ブックスタート事業を初め、小中学校とは菊池市子ども読書活動推進計画、いわゆるきくちっ子読書プランに沿って、現在実施しております読み聞かせボランティアによる取り組みを通して、本を読む喜びを身につけていこうにしたいというふうに考えております。本当にこれも経験ですが、読み聞かせは子どもたちは大好きです。絵本を読んで聞かせると、もう食い入るように見つめてくれます。それがやっぱり本を大好きになる第一歩じゃないかなというふうに思います。

最後に、学校図書室との連携は重点施策と考えておりますので、児童図書

貸し出し支援、それから学校図書司書のスキルアップのための研修等にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上のようなことを中心にして、生涯学習の拠点となる施設運営を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから図書館に対する思い、意気込みと、それから利活用に関する考えということで申し述べさせていただきます。

新しい図書館は、樋口議員同様に市民に本当に切望されている施設であるというふうに思います。実は私も小学生の時代から大変この図書館が欲しい欲しいとずっと思って、寂しい思いをしてきたわけでございます。今ここで実現の運びを迎えておりますので、大変市民の方々の期待が大きいものがあるというふうに考えております。やはり、あらゆる層から末永く愛される図書館になってほしいというふうに思っております。

昨今、図書館をめぐるのは、この新しいトレンドとか、新しいタイプの図書館ということで脚光を浴びているところもございますし、そういったところは十分に参考にしながら、やはりいろんな考え方があろうと思っておりますので、さまざまな方の考え、市民の英知というものを注ぎ込んでいいものをつくっていききたいというふうに考えております。そういう中で、これまで市民の方々に大変熱心な議論をいただいているということは心強く、ありがたいところでございます。

でき上がった後の利活用、これは議員のご指摘のとおり大変重要なところであろうと思っております。子どもだけではなくて、ぜひ大人も年齢にかかわらず末永く使っていただける、そういう利活用なりを考えていききたいと思っております。市民の方々、いろいろご議論をぜひいただきたいと思うところでありますけれども、私が今考えておりますのは、やはり四つのキーワードで機能を発揮していきたいと思っております。

一つは、学びの場であるということ。それから、二つ目には交流の場。そして、創造の場。そして発信の場であると。

学びというのは、これは子どもはもとよりですけれども、お年寄りに至るまで、やはり生涯学習の場と、非常にそうやって好奇心を持ってやれば健康にもつながることだと思っております。

また、交流という意味では、あるいは一つには文学であるとか、趣味とか、そういう世界だけではなくて、若者同士、まちおこしグループが例えば集まるとか、あるいは農業と商業のシナジーを考える機運がここから起きてくるとか、それから上

に公民館施設もございますので、この図書館機能を生かしながら勉強会等が活発化してくればいいなというふうに思っております。

創造という意味では、そこから例えばまちおこしのいろんなアイデアが出てくるとか、起業。これは「起こす業」ですね、について、いろいろなさまざまな具体的なアイデアが湧いてくるとか、あるいはこの自然を使った観光の魅力についての熱い議論、あるいはアイデアが出てくるとか、こういったものにつながっていくと大変うれしいなというふうに思います。

また発信という意味では、とりわけ教育長の話にもございましたけれども、菊池一族は大変古い歴史を誇っておりますが、資料が必ずしも整理されているわけではございませんので、ぜひこの機会にそうしたものをここに整理して、中世の九州の歴史を勉強しようと思えば、これはおのずと菊池一族の歴史にぶち当たるわけでございますから、中世の歴史を勉強するときには必ずここに来なければいけないというふうな、そういう発信力のある図書館に育っていけばいいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 市民の皆さんも大変盛り上がっておられると。いろんな意見が出ると思います。ただ、十人十色じゃないですが、それぞれのご意見をお持ちで、全てをクリアすることはできないと思いますが、執行部サイドのご決断で、よりよいものができることを願っております。

再質問なんですけど、期間は短かったのですが、副市長、熊本県立図書館館長ということで、ご挨拶でも図書館の改革を命じられて赴いたという話をされました。もしよろしければ、いろんな図書館が抱える問題、そしてさまざまな現状ございましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） こんにちは。

ただいま、樋口議員のほうから、元県立図書館長としての考えを聞かせてほしいと、そういうご趣旨の質問であったかと思えます。そうした立場からお答えをさせていただきたいと思えます。

まずは本市の新図書館の建設について、多くの市民の方々が興味や関心を持っていただき、数々のご意見やご提言が出ていることに対し、大変うれしく思っております。

かつて図書館は無料の貸本屋とやゆされたり、特定の人の趣味や娯楽の施設であると言われた時代がございました。図書館に携わった者の一人として、まさに今の動きは隔世の感がいたしておりますし、いわば図書館人としての冥利に尽きるような、そういう思いを持っております。

そもそも私は以前から、これからの図書館のありようは、知識を得るための学習機能だけではなく地域を支えるまちづくりの拠点として、また生き生きとした暮らしを支える生涯学習の拠点として、どのように位置づけ進めていくかという視点が大切であろうと考えてきました。

公共図書館としての理念につきましては、1994年に採択されましたユネスコ公共図書館宣言があり、余すところのない立派な理念が掲げられております。その上で図書館法第3条の図書館奉仕の内容や、文部科学省から出されております図書館の設置及び運営上の望ましい基準を参考に十分な検討を行うとともに、また伊万里市や塩尻市、武雄市など、方向性は地域ごとに異なっておりますが、数多くの先進的な取り組みがなされている施設がございますので、それらも参考にして、菊池市ならではのすばらしい図書館ができることを願っております。

ちなみに1例を紹介しますと、先ほど教育長の答弁にもありました、子どもたちに対して図書館がどういうことができるかという例でございますが。

本好きの子どもたちを育成すると、そういう視点からは、先ほどのとおりブックスタートとしての絵本の読み聞かせなどがありますけれども、小学生向けにはアニメーション、これはスペインのモンセラット・サルトさんという方が考えた方法でありますけれども、2度読み聞かせて、わざと読み違えると。そこを子どもたちが気づくというやり方なんですけれども、これは非常にその子どもたちの読む力を引き出す、そういう創造的な遊びというような形でできておりますので、すばらしいものだというふうに評価がございます。

そういうものがあったり、また本の木、あるいは読書の木というふうに言ったりしますけれども、司書が書評を幹に書いて、今度は葉っぱのところを子どもたちが本を読んで感じたことを張っていく。そして、木をつくっていく。そういう本の木づくり、あるいは読書の木づくりというようなやり方もございます。これも非常に子どもたちに興味を植えつける方法だというふうに思います。

また、中高生にはビブリオバトルという方法が適当かなというふうに思います。これはいわば知的な書評合戦というようなもので、5分間で自分が読んだ本を紹介し、読みたくなった本を投票で選ぶというような方法でありまして、これも今現在いろんなところの図書館で取り組まれているわけでございます。

こういったさまざまな手法がございます。こうしたやっぱりソフト事業というも

のが大変図書館にとっては重要だと認識をいたしております。このあたりが本当に素晴らしいさまざまな事業が考えられていくことが望ましいと思います。

これから菊池市の新図書館の基本理念、運営方針が市民の皆様とともに図書館協議会において活発に議論がなされていくものと思いますが、私自身、微力ではございますが、お手伝いできる場所はお手伝いをしてまいりたいというふうを考えてございます。

ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 今、市長、副市長、そして教育長からご答弁をいただいた中で、ハードよりソフトだということをしかりとお聞かせいただきました。ぜひともその皆さん方の夢が、そして市民の夢がかなうような図書館建設に邁進をしていただきたいと思います。

次に、菊池市内の高等学校教育へのかかわり方についてであります。この件については、私も以前質問をさせていただきました。同じくそのときに東議員もその高等学校ということで、私は菊池高校、そして菊池農業高校、菊池女子高校、それぞれの倍率等をやりながら、学校の特色等を述べながら、現状における中で一番廃校の危機であるという認識の中で菊池高校についてお伺いをしました。

ご答弁の中では、とにかく地元の中学生がどんな希望を持っているのか調査をしながら、市としてできることにかかわると。また、生徒や社会のニーズを十分踏まえて特色ある学園づくりを行うべきであると、そのことを進言すると。とにかく学校の魅力と、前市長においては、倍率のみが全てではないと思うので、やはり魅力あるところというご答弁をいただきました。

まず、地元の中学生はどんな希望を持っているかというところの調査もというご答弁でしたが、現状の中で、菊池高校の現状と今後、そして2点目に、県立ではありますが、地元菊池市としてかかわれることとは何か。この2点についてお伺いをしたいと思います。

昨日、平議員も質問をされていますので、重複される部分はご省略をいただいて結構です。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、まず私のほうから、菊池高校の現状について簡単に申し上げたいと思います。

まず、定員に対しまして、普通科の生徒さんが1学年160名で4学級、商業科

が80名で2学級というふうになっております。それに対します在籍の状況でございますが、普通科で1年生が104名で3学級、それから2年生が141名で4学級、3年生が135名で4学級というふうになっております。商業科は、1年生が53名で2学級、2年生が74名で2学級、3年生が66名で2学級という状況でございます。

ことしの菊池市内中学校5校からの菊池高校への入学者数は、普通科61名、商業科19名の計80名。これは平議員の答弁と同じでございます。ことし菊池高校へ入学しました新生153名おるわけですが、この80名はその51%という数字になっておるところでございます。

次に、先ほどございました地元の小中学生の現状ということでアンケートをとっておりますので、その内容をご紹介申し上げたいと思っております。

志望校を決定するポイントは何ですかと、14項目に対しまして、該当する回答を三つ選ぶといった形の質問を行っております。主な回答としましては、自分の学力に合っているのかどうか。これが最も高く67%。それから通学方法や通学時間などが便利かというのが40%。その高校の大学進学率や就職率、これが32%。興味ある学科やコースなど学びたいものがあるかというのが29%という結果でございました。

このアンケート結果では、進路決定をする上で、通学に便利な自分の学力に合った学校で、自分が学びたいと思える学科やコースがあって、かつ卒業後の進学や就職に期待ができる高校ということになるかと思っております。

また、同じアンケートで、近くの高校にどのような学科やコースがあってほしいですかという質問をしましたところ、一番多かったのはスポーツや健康などについて学ぶ体育学科やそのコースということでございます。2番目がコンピューターなどの情報学科やコース。3番目に自動車やバイクなどの工業専門学科やコースという回答でございました。

このアンケート結果の反映としましては、うちの原田教育長が高校進学の学校評議員でございますので、学校評議員としての立場から学校運営についての意見を申し上げるようになっていくところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、私のほうからは、かわりとして、菊池高校とのかかわりといいますか、高校生とのかかわりということでお答えさせていただきます。平議員とのところで重複するかと思っておりますけれども、ご理

解をいただきたいと思います。

高校生は本市の将来を担う重要な人材ですが、昨年から取り組んでいる地域づくり事業となる、大学と地域住民と行政が連携して取り組む域学連携を実施する際に市内の3高校にも参加を呼びかけております。その結果、六つの大学と九つのまちづくり団体と行政に3高校を加えた域学連携地域づくり実行委員会を立ち上げて活動を始めております。高校生が参加しての大学との連携事業は全国でもまれで、総務省のモデル事業に選ばれたところでございます。

昨年の取り組みとしましては、菊池高校が九州大学や熊本大学の学生とともに、まちづくりの活動拠点と位置づけている菊池高校前の松倉邸の修復作業に取り組みました。菊池農業高校は東海大学の学生と一緒に、有機栽培に取り組む農家の圃場見学や菊池農業を考えるワークショップに参加しております。また、菊池女子高校は、九州看護福祉大学の学生と一緒に菊池のフットパスコースづくりに取り組んでおるところでございます。

今後さらなる取り組みを予定しておりまして、菊池高校文化祭での竹ステージづくりや、菊池農業高校が養生市場と連携して特産品開発を行う熊本県補助事業での里モンプロジェクトへの支援等も計画しているところでございます。

また、8月に行いました高校生と市長と語る会においては活発な意見や提案をいただいたところであり、今後はアンケート結果などをもとに、高校生が求めるまちづくりへの取り組みにつきまして積極的な参加を促しますとともに、域学連携事業等を通して、大学生や地域住民と連携しながら、地域づくりに取り組む若い人材の育成を行い、地元高校の魅力アップへとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） アンケート調査の結果が出ていますね。学力とか、通学、進学とか、特色を出すとかいう話で、一番多いのが体育、あと情報という順だと思うのですが。

前回にも普通科の何とかコース、大津もよく美術とか言いますが、普通科の美術コースと。ただ、構成には20人、20人の40人が必要だから、なかなか簡単にはいきませんというお答えだったと思います。さらには、その地域にそぐったものプラス学校側からの要望があつてということだったと思うのですが、私はやっぱり、できればもう1歩踏み込んでいかないと、このままでは手おくれになるのではないかなというふうに思います。

昨日、江頭市長が、高校で地元を離れると、どうしても愛着が薄れるというお話もありましたが、実は菊池から鹿本高校とかほかの高校に行つて、でも菊池に残り

たいといって、今、一番多く聞くのは、高校卒業後、壺溪塾とかに行つて公務員の勉強をして地元の消防署を受けたりとか、そういう子はたくさんいるんです。実は高校は菊池高校にはちょっと。ただ、菊池には住みたいし、菊池が好きだという子もいるんです。そこを総じて言えば、やはり学校の魅力をどうやってつくっていくかというところが一番大切なところではないかなと思います。

過日、菊池高校のもう大先輩ですね、60代の方がお二人で仲よく話をされていて、どうやって再建するかという話を僕も拝聴しておりました。片一方は、野球部を強くして、10年計画で甲子園に行きやあ生徒がふゆつたいと。片一方が、そんなことよりも、また昔みたいに東京大学、京都大学に行けるような進学クラスをつくって、それで生徒ば呼ばなんたいという話になったときに、お互いに夢のことは話をするなという話なんですよ。その話をちょっと聞きながら、私は両方かなえることも可能ではないかなというふうに思っています。

昨日、平議員から、有名人ということで行政長さんのご紹介がありましたが、私もちょっと調べてみて、実はスポーツで団体なんです、高野連が「白球の譜」というのを発行してまして、これを調べていくと、昭和29年夏の大会、菊池高校は準々決勝で八代、準決勝で九州学院を破って決勝にこまを進めております。残念ながら決勝は負けましたが、当時、西九州大会という大会が熊本で開かれて、熊本県の代表として甲子園のいすの座を争ったということもあります。

また、昭和49年、このときは熊本県から2校、中九州大会大分ができるのですが、このBパートの代表決定戦で残念ながら鎮西高校に惜敗をいたしました、あと一步というところまで行っています。このときの相手は後の南海ダイエーの山内孝徳さん。プロ野球で100勝を達成したピッチャーで、非常に残念な試合だったと思うのですが。

実は、29年の吉津タカラさん時代はわからないのですが、この49年、野球ばかりかといえそうじゃないんです。このメンバーの中に、高校を卒業されて、江頭市長と同じ九州大学の経済学部を経て、肥後銀行の昨年度まで取締役だった富田さんが1番バッターとしてメンバーにおられる。7番バッターは、今、隈府小学校の校長先生の宮川先生です。私は野球ばかみたいなそんなチームをつくれというのではなく、やはり何か特色があれば、そこは集まってくるんじゃないかと思っています。

私自身も1年の秋にベスト4まで行きました。そのときの部員が16人です。次の年の春、野球部員がいきなり1年生が20人入ってきました。一過性のものではあるのですが、前、菊池高校の剣道がそうであったように、何か一つ特色を持つために、必要であればやっぱり特殊クラスをつくっていろんなことをやっていくとい

うのも一つの方法だと思います。

ぜひとも地元にある3校、欠けることなく高等教育の場としてやっていくことを望みますが、最後に江頭市長、昨日、平議員の答弁は途中で終わりましたので、時間がございますので、どうぞ思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問、ちょっと整理させていただきますと、この高校教育に対する市の立場からの思い、あるいは考え、こういったことでよろしいでしょうか。

きのう、平議員の答弁の中で、要するに地元の高校が充実することは、大変この菊池の活力という点で大事なことであり、こういうお話をさせていただきました。それに対して私ども、この県立高校とか、あるいは私立高校であっても、やはり大いにかかわっていきたいと思うわけですね。しかしながら、菊池市の立場ですと、おのずと制約もございまして、また市だけで解決するような問題ではないと思いますので、いろんなものを組み合わせた総合的な取り組みが必要であろうとは思っております。

そういう限られた中で、限られた立場で、それでも私どもとしては全力を尽くしていきたいと思っているわけですが、どういうことができるかということでは、やはりこの地域とのかかわりをふやしていくと。そのことで生徒の皆さんにこの自信と誇りを取り戻してもらおう。それから、さまざまな活動の中で三つの高校に対する市民の関心であるとか、ファンがふえていくと。これが非常に実は志望校を決めていく上でも重要な要素になってくるのではないかとこのように思っています。

これは市だけでやるのではなく、高校と一緒にやっていく部分であろうと思いますが、その意味では各校とも、今、この地域とのかかわりということに大変意識して力を入れていただいていることをうれしく思っております。

とりわけ、その例としては、菊池高校のそうめん流し、地元の方との協働によって非常にインパクトのある付加価値をつくり出したというふうに思っております。

それから、4月のことでもありますけれども、全国さくらシンポジウムをこの菊池で開催した際にも、司会も含めた運営全般をこの高校生にやっていただいたところ、これは実はいらっしゃったお客様からも大変好評でございました。

それから、学生諸君自身が市民とのかかわりを持ってきているという意味では、小学生の学習支援、こういったものも後々大変重要になってこようかと思っております。

また、軽トラ市等にも大変趣旨を理解して参画してくれているということをおうれしく思っております。

こうしたことをもっとふやしていきたいと思います。例えば、今、菊池市では観光都市づくりということで力を入れていくわけでございます。きのうの平議員の議論でもありましたように、やはりおもてなしが一番。そのためには、このまちの美化であるとか整備をやっていかなきゃいけません。

こういう中で、やはり市役所だけでは限界があるわけですから、市民が市民力を発揮してやる。その先頭に立って高校生が活躍していけば、おのずと大人も動かされていく。そうめん流しがまさにその典型例であったわけですね。こういった機会をどんどんふやしていきたいと思います。

また、域学連携という事業が既に始まっておりますけれども、この中でも高校生の新しい発想が採用されれば大変自信にもつながってくることと思います。

また、先般、市長と語る会というのを初めて高校生と開きましたけれども、これは私にとっても大変大きな刺激でありましたけれども、後々感想文が届きまして、大変新たな気づきがたくさん生まれたと。自分たちでこの菊池市をもっともっとよくできるところがいっぱいあるんだというふうな感想がございました。

また、それ以外でも、同窓会であるとか、それから校長先生とのいろんな意見交換を通してバックアップをふやしていきたいというふうに思っております。特に同窓会のところは、菊池高校の例でいきますと菊朋会があるわけですが、この熊本の会、あるいは東京の会、時間が許す限り、私は全て出席して、OBとして、市長として、さまざまな人的な応援をいただけるように働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

今申し上げたのは一つの例でございますけれども、そういう形で、私どもの立ち位置でできることは最大限の努力を払っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の一般質問を終わりたいと思います。あしたも引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時41分

第 5 号

9 月 1 2 日

平成26年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成26年9月12日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅 四 郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

一昨日の出口議員の一般質問の中で、文化会館の耐震診断につきまして、耐震基準を満たしていると答弁をしたところでございますが、その根拠、内容をということでございましたので、耐震診断結果の要点について、お答えさせていただきます。

昭和56年6月に建築基準法が改正されまして、新たに耐震設計構造規定というのが設けられております。したがって、これ以降の建築物につきましては耐震基準を満たされているということにはなりますが、文化会館はその前年の昭和55年に建設をされていますので、この規定に適合していないということになります。

このことから、市では平成21年度に耐震診断を行ったところでございまして、その結果に基づいて耐震診断を満たしているという答弁となったところでございます。

それでは、内容の要点を簡単に申し上げます。

耐震診断の判定基準は、目標耐震構造指標、アルファベットで言いますとI s o値と言いますが、これが0.7を基準として判断することになります。文化会館は建物の規模が大きいため、通常の建築物の3階建ての規模に相当します。そのため、階層ごとに診断を行っておりますが、結果、耐震判定基準、これはアルファベットでI s 値と言いますが、1階部分が1.51、2階部分が1.09、3階部分は1.33と、いずれも先ほど申し上げました目標耐震構造指標の0.7を上回っておるという結果が出ております。以上のことから耐震診断の基準を満たしているということでございます。

続きまして、昨日の柁原議員の一般質問の中で、図書館建設についてという内容の中での小中学生の読書に関します本の貸し出し数を申し上げましたところ、全国、あるいは県との比較はどうかということでございました。

早速、県の教育委員会にお尋ねしましたところが、残念ながら、全国、県といった実績値が出てないということでございましたので比較はできませんが、読書推進の立場から、いわゆる目標値、ここまではちょっと持って行きなさいというような数字はございましたので、それをご紹介して比較とさせていただきます。

この目標値は、小学生が月1人5冊、中学生が1人月3冊ということでございますので、本市内の小学生は平均で、きのうは3、4年生が10.5冊、5、6年生が7.5冊と言いましたので、9冊ということになりますので、5冊を上回っております。中学生が3.1冊でございますので、これも先ほどの目標値を上回っているということになります。

それから、もう1点でございますが、泗水図書館が現在、指定管理者として運営をいたしておりますが、それを19年度から行っているわけですが、その移行した理由ということであったかと思えます。これにつきましては、平成15年に地方自治法の改正が行われておりまして、従来、委託管理している施設も含めて、直営なのか、あるいは指定管理なのかという管理の方法に変更されております。これは国の行政改革の一環として進められたものでございまして、本市におきましても、これを受けまして、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例というものを制定しまして、該当する公共施設につきまして、指定管理に移行したということでございます。その中の一つが、泗水図書館がそれに該当したということでございます。

以上です。



日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。
初めに、岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） おはようございます。議席番号13番、岡崎でございます。
議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

その前に、7月末から8月にかけての異常気象、先日から本日まで北海道においては大変な豪雨となっておりますし、避難勧告も出ているという、特別警戒警報が出ているような状況であります。これも一つには地球温暖化が影響しているというふうに言われておりますけれども、さきの台風11号、12号を初めとして、局地的な集中豪雨によりまして、8月20日には広島市で大規模な土砂災害が発生しております。沖縄から九州、四国、中国、あるいは近畿、中部、関東、遠く北海道に至るまで、日本列島の多くの地域で甚大な被害をもたらしておりますし、数多く

の尊い人命が失われております。家族を失い、友人、知人を亡くされた人たちがたくさんおられます。心からご冥福をお祈りいたしますとともに、今なお多くの皆さんが避難生活等を余儀なくされておられます。一日も早い気候変動の回復と、被災地の復旧復興を願うものであります。

今回、2点について一般質問を通告をいたしております。1点目には、社会資本としての上水道事業、そしてもう1本は、下水道事業を合わせた1本目の社会資本事業ということでお尋ねをしております。2点目には、菊池の宝「名水百選・菊池溪谷」についてお尋ねをしております。以上2点であります。

まず初めに、市民にとっては一番身近で、毎日の生活に欠くことができない飲み水を初めとする上水道関係と、生活排水を処理します下水処理関係に関する下水道事業関係についてお尋ねをいたします。

1点目の、社会資本としての上水道事業の整備状況について3点ほど。

1点目に、菊池市上水道事業の整備計画では、菊池市の全域をどのように事業を実施するように計画がされていますか。

2点目に、菊池市上水道事業の整備状況、進捗は怎么样了か。

3点目に、菊池市上水道事業の整備計画地以外の地域について、市民の皆さんから要望があれば菊池市上水道事業計画の見直しを行い、新たに事業計画地を設定し、事業を施行することができますか。

以上3点が上水道事業でございます。

次に、2点目の、社会資本としての下水道事業の整備状況について、同じく3点についてお尋ねをします。

1点目は、菊池市下水道事業の整備計画では菊池市の全域をどのように事業を実施する計画になっていますか。

2点目に、今日までの菊池市下水道事業の整備状況、進捗状況は怎么样了か。

3点目に、菊池市下水道事業の整備計画地以外で、隣接する地域の市民の皆さんが菊池市の下水道への接続を強く希望されたときは、市は事業計画区域を計画変更し、事業として実施、着手する考えはありますか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） おはようございます。それでは、上水道事業に関しまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目の、全体的な水道事業の実施計画はということでございましたが、水

道事業を経営するためには、継続的、安定的に運営する必要がございます。そのため、市町村経営を原則とし、水道水を供給する給水区域などを条例で定め、国の認可を受けなければならないと水道法で定められております。

現在、認可を受けております水道事業の給水区域は、上水道事業では菊池地区の主に市街地区、それから泗水地区、花房台及び木柑子区がございます。また、簡易水道事業では、水源・迫間地区を給水区域とする水源・迫間簡易水道事業、龍門地区を給水区域とする龍門簡易水道事業、旭志の新明、小原、伊坂地区を給水区域とする西部簡易水道事業、旭志弁利地区を給水区域とする旭志北部簡易水道事業の4事業がございます。

これらの給水区域に対しまして、水道施設の耐震化や、老朽化した配水管の布設替えなどを中心に、計画を立てながら整備を進めているところでございます。

2点目の整備状況についてですが、菊池市全域での水道普及率は、全ての水道事業を含めると、平成24年度現在80.9%となっております。また、給水区域内におきましては、配水管などの水道施設の整備はおおむね終了しております。

3点目の、要望があれば事業計画を設定し、施行するののかということですが、水道事業は地方公営企業法に基づき、水道使用者の皆様が支払う水道料金によって賄われるという独立採算制で運営されております。また、安全で良質な水道水を安定的に供給するという水道事業の基本使命を果たしていくことに加えまして、企業としての経済性を発揮する必要がございます。そのためにも、経費の削減や財源の確保など、持続的な経営安定に向けて効率的な運営に努める必要がございます。先ほども申し上げましたが、新たな地域に水道を給水するためには国の認可が必要でございます。そのためにも、要望される地域の皆様の大多数の加入と同意が必要になりますので、事業推進の大きな柱であると考えております。よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） おはようございます。私のほうからは下水道事業について答弁させていただきます。

まず、1点目の下水道の全体事業計画についてお答えします。

本市の下水道事業は4省にまたがる事業で進めております。国土交通省所管の公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業、それと、農林水産省所管の農業集落排水事業、それから総務省所管の小規模集合排水処理事業、それから環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業により整備を進めております。

公共下水道事業は、都市計画区域内における人口集中地区の菊池処理区600へ

クタールが対象で、現在、継続して整備を進めております。

次に、特定環境保全公共下水道事業は、計画人口1,000人から1万人以下の区域が対象で、七城処理区135ヘクタール、ここは既に整備が完了しておりますが、泗水地区の416ヘクタールは整備中でございます。

次に、農業集落排水処理事業は、受益戸数20戸以上で、計画人口がおおむね1,000人以下の地区が対象となっております。永住吉地区81ヘクタール、田島地区79ヘクタール、三万田地区25ヘクタール、七城北部地区71ヘクタール、七城南部地区85ヘクタールの全ての地区の整備が完了しております。

また、鳳来・穴川地区の20ヘクタールは、小規模集合排水処理事業と個別排水処理事業により、ここも整備が完了しております。

その他の区域は浄化槽市町村整備推進事業により、ただいま整備中でございます。

2点目の、下水道事業の整備状況、進捗状況ですが、普及率でご説明したいと思います。

下水道普及率とは、その地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているのかを示すもので、いつでも水洗化が可能である地区の人口を住民基本台帳から用いた市の全体人口で割った数値であらわします。

平成26年3月末現在での菊池市全体の人口は5万625人で、いつでも水洗化が可能である地区の人口が4万1,305人となっております。普及率は約82%となっております。この28%の内訳、事業別の普及率ですけれども、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業が約56%、農業集落排水事業が約13%、小規模集合排水処理事業と個別排水処理事業に、浄化槽市町村整備推進事業と個人設置区域を合わせた普及率が約13%となっております。

3点目の、新たに事業計画の見直しをする考えはないかについてですが、生活排水の処理方式は下水道のような集合型の処理方式と、合併処理浄化槽のような戸別処理に大別されます。集合型の処理方式は、人口密度が高い地区において経済的に有利であり、人口密度が低い地域においては合併処理浄化槽のような戸別処理のほうが有利となります。

経済性の判断基準につきましては、国土交通省、農林水産省、環境省の3省協定による共通の経済指標が提示されておまして、区域決定の基準となっております。集合型の処理方式による処理区域は、必ずこの3省協定による共通の経済指標で評価され、有利になった区域のみが対象となります。

旧菊池市域におきましては、平成13年度に菊池市地域排水基本構想が策定され、公共下水道による整備区域が決定されておまして、それによって事業が進められております。現在、新たにこの要件に該当する地域はないと考えておりますので、

現時点においては、事業区域の変更の予定はございません。

以上、お答えをします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 再質問を行います。

1点目の上水道事業につきまして、今、ご説明をいただきまして、それぞれに事業が実施されているということで、上水道、菊池市、泗水、花房の一部ですね。水源簡水、龍門簡水、新明、弁利といったところが簡水でされているということであり、それ以外の地域については、井戸、ボーリング等で対応されているということになるかと思いますが、現在、上水道に加入されている普及率といいますか、そういったものはどのようになっていますでしょうか。

また、下水道事業につきましても、それぞれ、公共、特環、農集、小規模、あと合併浄化槽関係ということでございますけれども、下水道事業完了に向けての供用開始をしている部分について、現在の水洗化率について、どのようになっているかお示しをいただきたいと思えます。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 加入状況及び普及率についてはということでございましたが、平成25年度末現在、上水道事業、簡易水道事業を合わせまして、給水区域内の人口4万540人に対して給水人口3万8,371人であり、給水普及率は94.6%となっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 私のほうからは、下水道事業の水洗化率についてお答えします。

下水道の水洗化率とは、下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの方が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すものです。平成26年3月末現在、公共下水道事業の水洗化率は91%、特定環境保全公共下水道事業の泗水地区の水洗化率は85%、同じく七城処理区は90%となっております。また、農業集落排水事業の泗水地区の水洗化率は87%、同じく七城地区は約89%となっております。

また、今後の下水道への加入促進につきましては、例年実施しておりますが、広

報による市民への周知のほかに、職員みずから未接続家庭に戸別訪問を行いまして、水洗化のお願いをしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ありがとうございます。上水道については94.6%ということでありまして、下水道については、公共で91、農集で87が泗水で、七城が89、特環が泗水で85、七城が90ということでありまして、水洗化率の向上に向けて努力をしていただければというふうに思います。

再々質問をいたしますけれども、上水道区域について、初めにお聞きしましたように隣接する地域があるわけでございます。隣接する地域については、当然、井戸もしくはボーリングをして上水を確保されているということでありまして、すぐ隣まで上水道が来ている地域というのがあるわけです。そういった地域で、上水道に非常に加入したいという人たちもたくさんおられます。そういう人たちが強く要望をされている部分もあるわけでございますので、そういうところをちょっとお尋ねしたいというふうに思っておりますけれども。

上水道地域の隣接する、例えば、大琳寺に水源地を持っている菊之池校区については、非常に未整備のところがあるわけでございますので、そこから引けないだろうかというようなことも考えておられますし、大琳寺だけでなく、城山給水所もあるわけですので、十分水圧はあるわけですから、十分可能であろうというふうには思っております。そういう未整備地区について、供給は可能であるかということですね。菊之池を含め、また、地元花房についても、今、泗水のほうから、木柑子の分は簡水だったのが、泗水の水道につなぎかえをしていただきました。

同じように、井戸水を利用の方がたくさんおられまして、水質検査は自分ですると大体6,000円以上かかります。非常に負担もあるわけですね。それで、上水道がもうそこまで来ているんだから、ぜひ、つなぎができないだろうかという要望が非常に多いわけです。そういう地域について、接続をどう考えておられるのか、可能であるかということについてお聞きするわけでございます。

特に花房の場合は、出田、広瀬、植古閑というところが、ないわけでございますので、そういったところ。菊之池でも大琳寺がありますので、深川までは来ているんですかね。それ以外の地域等についても水道関係のがないわけですから。

つなげるとなんなら、なら、こっちにもボーリングばせえと、市でしてくれというような要望も強くあっているわけです。そういう地域があるということをも十分認識をさせていただいて、そういうところについての加入について、どう判断をされる

かということについて、2点目に再々質問でお聞きをするわけです。

これは、七城地域も下水道関連は非常に完備をされておりますけれども、上水道は完備されていない地域ですね、ほとんどが。やっぱり地下水が裕福だということもあるんでしょうけれども、至るところに湧水がありますので、特に前川水源なんかは有名ですね。自噴している部分もありますし、上水道が全く七城にはないと思います。七城についても、非常に心配されて、きのう松岡議員が質問された中で、水質対策の件で、七城地区の40カ所以上をボーリング調査したところ、硝酸性窒素濃度が一部で基準を超えていたという答弁をされました。そのように、七城地区については上水道完備がないという地域もあるわけですので、ほとんどの地域で。一部にはあるかもしれませんが、ほとんど井戸水から自分でボーリングをされているということですので、そういったところについても早急に上水道の整備が必要じゃないかというふうには私は思います。ですから、そこら辺も含めたところで、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、下水道事業についてですけれども、隣接地域がすぐそこまであるところもあるわけです。今回は菊之池地区と花房地区の接続についてということで、通告をいたしましたので、その点でお聞きしますけれども、菊之池地域については、すぐ隣が七城ですので、大塚は清水まで来ています、大塚は清水まで。境界ですよ、すぐそばです。清水の人は何で菊池はつながんとか、10年も合併してなろうとしているのに、つなぐといいじゃないかというような人もおられるわけです。すぐそばに来ているのに、何でつなげんかというふうなことをおっしゃる人が非常に多くおられます。

そういう隣接する地域が合併した以上は、同じ菊池市の上水道、下水道ですので、そのところも考えれば、当然つなぎ込みは可能ではないかというふうに思われるわけですね。ですから、菊池地域で未整備のところについて接続することが可能な地域があるわけですので、花房台をすれば泗水の特環があるわけですね、来ていますね、すぐそばまで。一部には、前にあふれたことがあったので、つなぎ込みを7班でしたか、していただいたのが特環ですね。泗水のもとの農集のところですけど、あっちのほうにつないでいただいた経緯がありますので。

そういうぐあいに、すぐ隣接して設備がある同じ菊池市の公共下水道であり、特環であり、農集というのがあるわけですから、そういうところの対応をしっかりと見きわめていただきたいというふうに思います。できるのか、できないかというところをお聞き申し上げたいというふうに思います。

以上、3回目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 隣接する地域への接続についてですが、菊之池地区の未整備地区につきましては、大琳寺配水池から、また、花房地区の未整備地区につきましては泗水の富納配水池から供給することになるかと思えます。

施設能力や施設稼働率から、水量的には可能であると考えておりますが、現在の給水区域から地理的に離れておりますので、配水管などの施設の規模や水圧などを検証する必要があります。現在、簡易水道事業の統合に向けまして、配水管の水理計算を委託しておりますので、その成果を見きわめる必要があります。

また、平成21年、七城地区を初め、水道給水区域に隣接しております菊之池・花房地域の水道未普及地域を対象に、公営水道事業に関するアンケート調査を実施しております。その結果は、七城地区につきましては、公営水道事業は必要だと思いますかという問いに対しまして、必要と思うという答えが23.2%、公営水道事業を整備した場合に加入を希望しますかという問いに対しまして、加入するという答えが15.8%でございました。

同様に、菊之池地域の未整備地区では、必要と思うが53.2%、加入するが38%、また花房地区の未整備地区では、必要と思うが40.2%、加入するが29.1%でございました。

七城地区の上水道事業に限らず、どの地域におきましても、配水管などを布設するためには多額の費用を要します。先ほど来、申し上げておりますように、上水道事業は独立採算制で運営されております。そのため、多くの方の加入が必要不可欠であると考えております。

また、水質調査の結果、硝酸性窒素の濃度が基準を超えているところにつきましては、昨日、松岡議員にお答えしましたように、補助制度がございますので、そちらのほうを活用していただけたらと考えております。よろしくお願いたします。

なお、アンケート調査から5年も経過しておりますので、市民の上水道に対する意識や社会情勢の変化もございます。まずは、再度、アンケート調査を実施し、未整備地区での上水道事業へのご理解とご協力を賜りながら、今後の整備計画に生かしてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 私のほうからは、菊之池・花房地区の接続についての市の下水道についての考えをとということだと思えますが、まず、菊之池地区と花房地域につきましては、平成13年度に策定されました菊池市地域排水基本構想に基づい

て、平成15年度より浄化槽市町村整備推進事業区域として整備を行っております。

平成26年3月末現在で、既に123基の合併処理浄化槽が設置されております。また、個人で設置された合併処理浄化槽も151基ありまして、合計で274基の合併処理浄化槽が既に整備されております。菊之池地区と花房地区の全戸数715戸に占める割合は約38%になります。

ちょっと申しおくれましたけれども、菊之池地区というところで想定しておりますのは、大塚区、上長田区、下長田、村田区でございます。また、花房地域については、花房台、広瀬、植古閑、木柑子、上出田、下出田の区域を想定しております。設置状況は以上のようなことでございます。

このような状況を踏まえまして、菊之池地域を七城処理区域に接続する見直しについて、試算を行いました。最もその地域に隣接しております大塚地区を特定環境保全公共下水道の七城処理区へ接続する場合と、これまでどおり浄化槽市町村整備推進事業で整備を行う場合を、3省共通の経済比較マニュアルに基づき、設備、施設整備費と維持管理費の概算額を算定しましたところ、七城処理区へ接続するほうが、浄化槽市町村整備推進事業よりも約1.5倍のコスト高となりました。上長田、下長田、村田区につきましても、管路の施工延長がより長くなり、その分コストも割高になりますので、七城処理区への接続は厳しいと考えます。

2点目の、花房地区を菊池・泗水・七城処理区へ接続する場合についても、最も泗水地区に隣接した花房台区を特定環境保全公共下水道の泗水処理区へ接続した場合、同様に試算してみましたが、大塚区と同様に、公共下水道事業のほうが約1.5倍のコスト高となり、今まで同様の浄化槽市町村整備推進事業のほうが有利となりました。また、広瀬、植古閑、木柑子、上出田、下出田区につきましても、浄化槽市町村整備推進事業による整備のほうが割安となります。

浄化槽市町村整備推進事業は、設置申請者の都合に合わせ、工事を行うことも容易でありまして、また、集合型に比べ短期的に供用開始することができるなどメリットも多いことから、菊之池・花房地域につきましても、今後も浄化槽市町村整備推進事業により水洗化促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） コストの面からいくと浄化槽のほうが安くつくというようなことであるということでございました、上水道についてもですね。

最後ですけれども、公共下水道地域、特環、農集、小規模、それ以外のところが合併浄化槽を今推進されておるわけですね。前にも、旭志地域が合併浄化槽じゃな

くて、こういう特環や農集といったものについて要望があっていたような、質問をされた経緯があったんじゃないかというふうに思っておりますけれども、非常に、この公共下水道や特環や農集、コスト高と言っておられましたけれども、合併浄化槽より。合併浄化槽は、あとは自分で管理して自分が払うわけですね、浄化槽代を。今、市町村型は全部市のほうでしていただいて、あとは料金を払っていただけということになりますけれども、公共下水道、特環、農集、特別会計に市は大きな負担を一般会計から繰り出している状況ですよ。そういうところを含めたところでコストを考えたときにどうかという部分が出てきはしないかというふうに思うわけですね。市民平等、公平公正な行政サービスを享受できているのか。公平な負担になっているのか。こういうところがあるんじゃないかというふうに思うわけですね。

浄化槽を推進されていますけれども、現在、享受されています公共下水道にしる、特環にしる、農集の皆さん方に比べて、今から浄化槽を設置していこうという人たちが、どうしても使用料が高いというようなお話を聞くわけですから、どうしてかって、自分で出さなんもんですからね。市が見てくれればいいんですけど、設置だけは見ましようというようなことになっているわけですね。非常に矛盾する部分がありはしないか。ですから、公平公正な市民平等の行政サービスの享受を市は考えていかないかんだろうというふうに思うわけですね。公平性を保つということが大事ではないかというふうに思っております。

こういうようなことも考えて、ご質問をしたわけですので、今回の、上水道、下水道の事業について、最後に市長、どのようにお考えであるかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。

ただいま、岡崎議員のほうから上下水道についての考え方ということで、まず、上水道のほうでございましてけれども、市民生活の基本中の基本でございまして。そういう意味では、大変、水道事業に関しては重要な責務だというふうに認識しております。安全な水を安定的に供給するということに対しては、やはりそれなりのしつかりとした施設が必要ですので、適切な投資が不可欠ということになります。そのためには多額の費用が必要となるわけでありまして。

一方では、人口減少、節水意識の定着、これはいいことでありますけれども、こういうことで、水需要というのは減少しております、これに伴い、料金収入も全体としては減少傾向にあるわけでございまして。水道事業を取り巻く環境は大変厳しさを増していると。そういう中で水道事業者の使命を果たしていかなければなり

ませんので、これまで以上の効率的な経営が求められておるといふふうに考えています。

これらのことを踏まえて、新たな要望については、国の認可基準等も考慮しますと、関係住民の多くの方の合意形成が必要不可欠といふふうに考えているところでございます。

それから、下水道に関しましては、今、部長のほうで答弁しましたとおり、地理的な特性等によりまして、大変経済的にはコスト高となる試算、結果といふふうになっております。今後、今の施設の長寿命化ですとか耐震化を実施していく中で、一方で財政的には大変厳しくなっていくといふふうに考えております。市民サービスの向上と経済性ということを両方、バランスをとりながら考えていかなければいけないわけでありまして、今、私どもの分析では、こうした環境を踏まえて、お尋ねの菊之池及び花房地区については浄化槽市町村整備推進事業を実施していく方針でございます。

ただ、おっしゃった公平感のところについては、特に料金体系のところは、大いに見直さなければいけないといふふうに課題認識しておりまして、実際に、今、見直しに着手しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 料金関係については適正な料金を取っていただけるように、見直しのほうをぜひお願いしたいと思っております。

次の質問に入ります。2点目でございます。菊池溪谷についてでございます。

「くまもと自然休養林菊池溪谷へようこそ」というのが、菊池溪谷の入り口にありますがけれども、そこから駐車場を歩いて、入り口ゲートを過ぎたところに、この看板が立っています。少し過ぎたところに売店、レストランの溪谷館というのがあります。その先に、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会が清掃協力金等の領収書を兼ねて発行されております菊池溪谷ガイドマップ、小さいやつですけれども。小さな領収書兼溪谷のマップ、紹介マップですけれども、中身についてはなかなか充実していると、私は思っております。

少しだけ紹介をしますと、菊池溪谷の魅力について、森は人を元気にしてくれるパワー、力があること、四季折々にそれぞれ異なった表情を見せてくれること、さらに、入谷者それぞれの体力に合った森林浴、飛沫浴を楽しむことができることなど、さまざまな菊池溪谷の魅力が紹介をされております。

私は、菊池の宝・菊池溪谷がごく身近なところにあることによって、その価値、

自然が恵んでくれた大きな財産について十分に生かされていらないのではないかというふうに思っているわけです。

東の奥入瀬溪流に対しまして、西の菊池溪谷と言われておりますけれども、奥入瀬溪流は十和田湖から流れ出る水ですよね。約14キロほどの流水を、十和田湖から流れる溪流ということで奥入瀬溪流という名前がついております。溪谷とは言いませんけれども。菊池溪谷は自然がつくり出した溪谷でありまして、奥入瀬溪流とは本質的に大きく違っているというふうに私は思っています。観光戦略の一つに、この溪谷と溪流の違いを生かしていってもらいたいというふうに思います。大変重要なことだと思います。奥入瀬は溪流、菊池溪谷は溪谷という、水が湧き出ているわけですから、全然違っているということを知らしめる必要があるんじゃないかと思えます。

隣接します阿蘇は大変有名ですので、阿蘇と結びつけて、今後とも最大限に、菊池の宝、菊池溪谷の魅力を菊池の観光にもっともっと生かしてもらいたいというふうに思っております。

以上、最初の質問といたします。

その中で、お尋ねしますけれども、溪谷を訪れる入谷者の数を、記録に残っている範囲で結構でございますので、できれば20年前とか15年、10年、ここ近年のというところをお知らせ願いたいと思います。

また、菊池温泉に泊まる宿泊客の数の推移についても、どのようになっているのかをお示しいただきたいと思えます。

2点目に、溪谷を訪れる入谷者の皆さんの安全確保には、どのような取り組みと対策がされているかということ。

3点目に、トイレ等施設整備について、今日までの整備状況についてお尋ねをしますけれども、これは、先日でしたか、平議員が、菊池市の観光地としてのトイレについて詳しく聞かれておりますので、特に溪谷のトイレについて、きょうはお伺いをしたいと思いますけれども、その点をお許しいただきまして、重複する部分についてもあると思えますけれども、お答えをいただきたいと思えます。

4点目には、入谷をされておられるたくさんの方がおられますので、アンケート調査等の実施はされているのか、この点について。

以上4点について、1回目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。菊池溪谷入谷者数とホテル関係宿泊者、観光客数の

お答えでございます。

議員は20年前からということからございましたが、15年前からということでお許しをいただきたいと思えます。

まず、菊池溪谷の入谷者につきましては、15年前でございます平成11年30万3,600人、10年前の平成16年35万人、5年前の平成21年32万3,900人、3年前の平成23年が29万8,000人、24年が27万8,000人、平成25年が27万5,000人となっているところでございます。

次に、温泉の宿泊者数でございますが、この数値は、温泉街と呼ばれております隈府地区の温泉宿泊施設分のものでお示しをさせていただきます。15年前の平成11年26万3,300人、10年前の平成16年17万8,300人、5年前の平成21年11万2,600人、3年前の23年9万2,700人、2年前の平成24年が8万8,000人、今年の25年が9万5,900人でございます。

2点目の、入谷者の安全確保の取り組み状況についてでございますが、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会により常時溪谷内の安全点検を行っておりますとともに、毎年、夏休み前におきましては、森林管理署、県、市、保護管理協議会合同の安全パトロールを実施しているところでございます。特に、雨天時には入念に点検をいたしまして、その状況に応じまして遊歩道の通行を制限いたしましたり、大雨警報発令時には入谷を禁止するなど、入谷者の安全を第一に、対応しているところでございます。

また、落石や倒木の危険箇所や、マムシに関します注意喚起のための看板の設置も行っているところでございます。

なお、入谷者が多くなります夏と秋には、警備員を4名から6名増員配置いたしまして、河川の警備による水難事故防止、溪谷入り口横断歩道付近における交通事故防止に努めているところでございます。

3点目の、トイレの施設整備についてでございますが、溪谷内のトイレにつきましては、市が敷地を借り上げて設置をいたしているところでございます。清掃等の管理につきましては、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会が行っております。不特定多数の方々が利用されているため、トイレの水回りの故障が多い状況ではございますが、早急に修理を施しますとともに、老朽化が目立っております建物の壁等につきましては、防腐剤等の塗布、壁板の張りかえなど、補修を行っているところでございます。

また、利用者の利便性を図るために、和式から洋式トイレへの改修工事を行いながら、中高年齢の入谷者の皆様への対応をできる限り行っているところでございます。

また、九州自然歩道につきましては、森林管理署によりますチップ舗装が施されておりまして、散策される方の負担の軽減にもつながっているかというふうにご考えているところでございます。

4点目のアンケート調査についてでございますが、これまで溪谷を観光された方々へのアンケートにつきましては実施はしてないところでございます。現在、お客様の生の声を直接お聞きしている状況でございますが、現場での苦情などを伺ったときには、その都度、早急に改善対策に努めているところでございます。

今後、アンケートの可否を含めまして、入谷者の声をお聞きしながら、維持管理に努め、多くの入谷者をお迎えして、心身ともにリラックスできる癒しのスポットとなるよう、より努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） お伺いしましたところ、入谷者、特に温泉の宿泊客が減っているなというふうに思います。やっぱり関連している部分が多々あるんじゃないかというふうに思います。

安全確保についても十分にされているということでございますので、あとトイレ等の整備につきましては、先般、溪谷に行ったときに、長崎から来たというご夫婦がおられまして、何か気づいたところはありませんかと聞いたら、トイレがにおうというような話をされてました。今、随時、洋式のに入れかわってっておりますけれども、身障者用のトイレですね、車椅子で自由に行けるようなトイレの設備というのが。あそこはみんな段がありますもんね、あの溪谷は。それぞれに段があって、身障者向けのトイレというのは非常につくりづらいのかなというふうに思いますけれども、身障者の人から聞けば、市内のどこの施設についても、身障者を対象としたトイレが非常にないと。多目的トイレとしての設備はあると。ただ、多目的トイレでは使い勝手が、身障者にとっては使いにくいし利用しないと、ほとんど。そういう声もありました。

ですから、平君の質問にもありましたように、72センチしか幅がないで、どうして、歩いてから行かないかというふうな話をされておりました。そういうところが一番大事なところじゃないかというふうに思うわけですね。溪谷を訪れる皆さん方にとって非常に大切な部分だろうと思いますし、そういうのがしっかり対応できているかなというふうに思ったわけです。

菊池溪谷を美しくする保護管理協議会の皆さん方がしっかり溪谷内で働いていただいて、環境整備等にも努めていただいております。協力金、駐車場整備を合わせ

ますと、その他もろもろで年間3,100万円から3,200万円ぐらいが収入として入ってきておりますけれども、支出のほとんどは人件費が占めておりますし、施設整備費は200万円前後ですよね。そういう状況で、菊池市からは、26年度の財政白書にも載っておりますけれども、25年度で商工観光、商工費が3億7,200万円、25年で全体の構成比で1.5%で、26年度については商工費は3億2,400万円、構成比が1.3%というふうに減ってきているんです。

菊池溪谷を美しくする保護管理協議会の決算書からいきますと、ほとんどこれは協力金と駐車場整備とかそういう金で、あそこの安全確保というのができているじゃないかと、そういう状況にあるんじゃないかと。市は3,000万円ぐらいしか出しておりませんので。負担金は、菊池市は2万円というふうになっていますね、保護管理協議会。阿蘇が1万円、観光協議会が1万円と。それで、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会の事業に充てておられるということで、非常に苦しい中で、いろんな整備等も携わってきておられますので、市はもっと、ちょっと考える必要はないかなというふうに思うわけですね。

入場料と駐車料金だけで溪谷の管理を賄っているような状況ですので、菊池市の宝・菊池溪谷をやっぱり、皆さんが喜んで来ていただけるような観光地によみがえらせていただきたいなど。入山者も減ってきておりますし、世界の阿蘇が隣にありますし、やっぱり宿泊客も減少している中ですので、そういうところをしっかり見据えた上でやっていただかないといけないのかなというふうに思っております。

現在、取り組んでおられる内容の中で、そういう点を含めたところで、市として今後どう取り組まれるのか。また、アンケート調査も今まで実施してないということです。実際の生の声を聞くと言っていましたけれど、生では言えない部分がたくさんあると思いますので、ぜひアンケート調査等も実施をしていただいて、いろんなことを聞いた上で今後の管理等に活かしていただければというふうに思いますので、その点を含めたところで2回目のお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

トイレの整備につきましては、平議員のほうにも申し上げましたとおり、今後、内容等をきっちり把握いたしまして、快適なトイレとなりますよう順次整備をしてまいりたいと考えているところでございます。

それと、ただいまおっしゃいましたアンケートの調査につきましては、入谷者が多くなります特に夏と秋でございますが、そのときにアンケートの実施も含めまし

て検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。アンケートにつきましても、通り一遍のアンケートではなかなかしていただけないような状況でございますので、なるべくアンケートをしていただくような工夫をしながら、入谷者の皆さん方の声に耳を傾けて、より多くの皆さんが来ていただくような溪谷となりますよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） では最後に、市長のほうにお聞きをしたいと思いますけれども、平成26年度の施政方針の中で、市長就任以来、菊池市の再興を目指し、新聞、テレビ、ラジオ等を通じて本市の情報発信やPRの機会をふやし、課題解決に向けていろいろ進めてきましたということで、その中でまた、農業と観光を今後の発展の両輪として癒しの里菊池を目指していくと。農業と観光ですね。

また、菊池溪谷や菊池温泉に代表される豊かな自然、おいしい水、農産物、菊池一族の歴史と文化など、一級の素材がそろっている。今後とも本市の現状と課題を的確に把握して、菊池の自然の恵みを守り、自然を生かし、安心・安全の癒しの里実現に向けて進めてまいりますというふうに言っておられます。

市長が目指す安心・安全な癒しの里菊池の実現は順調に進んでいるとお考えでしょうか。ただ、市長は、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会の会長でもありますので、菊池市における観光客の減少についても市長の見解をお聞きしたいと思います。昨日、樋口議員の答弁の中にも、観光都市づくりに努めると答弁をされております。ぜひ市長のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 観光に関する私の認識ということでございます。ちょっと時間も限られておりますので。大変、私は手応えを感じているところでございます。癒しの里菊池の実現に向けて、着実に進んでいるのではないかと思います。大事なことは、これは地区全体でのおもてなしというのが観光の基本でございますから、官民を挙げて、一体となって、菊池の魅力を磨き上げていきたいというふうに考えているところでございます。これからもご尽力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） ここで、10分間休憩をいたします。

○

休憩 午前11時03分

開議 午前11時10分



○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 皆様、こんにちは。議席番号12番の大賀慶一でございます。

質問に入ります前に、この夏の全国各地での豪雨災害におかれまして、尊い人命が相当亡くなられております。心からご冥福を申し上げますとともに、被災されました地域の皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。そして、一刻も早い復興を願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、合併浄化槽の料金改定についてお伺いをいたしたいと思います。

合併浄化槽の使用料金の改正につきましては、私も今まで何度となく質問をしてまいりました。また、私の選挙公約の一つでございまして、市民の皆様方いろいろな説明を申し上げてきましたし、市民の皆様方からも意見をいろいろ拝聴しております。しかし、なかなか今までに納得のいくような回答が得られませんでした。

合併浄化槽事業は、他の下水道事業に比べますと負担金や事業面でも大変、使用料におきましても高い、割高感があります。先ほど岡崎議員も申されましたように、本当に不公平感があるのではないかと私は常に思っております。利用者の方々も本当にそういう気持ちでおられます。

このことによりまして合併浄化槽の設置率がなかなか向上せず、河川の上流におきまして河川の浄化がなかなか進まないというのが現状ではないでしょうか。水と緑、光あふれる田園文化のまちをキャッチフレーズに掲げる本市におきまして河川の水をきれいにすることは大きな課題であると、私は何度となく申し上げてまいりました。きれいな水と豊かな自然を売り出して市の観光増加を図り、癒しの里を目指されます江頭市政にとりましても重要な課題であると思っております。市長もいろんな会合の中で、水の大切さは申されております。

先ほどの岡崎議員の下水道普及率の答弁に部長が、下水道の普及率は水洗化率が90%、91%ということをおっしゃっております。そのようなことから見ましても、合併浄化槽の普及率というのは、わずか40%台だと伺っております。特に、私の住みます旭志地区におきましては、合併浄化槽で下水処理を行うということになっております。その中で30%台の普及率しかあっておりません。

今回、合併浄化槽を含めた下水道料金の改正が計画されているようでございます

ので、まず、今回計画されております下水道料金の改正について、2点について伺いたします。

まず1点目に、今後、改正されます下水道使用の料金について、各体系ごとに料金の改正の内容をお示しいただきたいと思います。

次に、改正に向けた今後のスケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

以上2点をお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず1点目の、下水道使用料の料金体系ごとの改定についてですが、現在、本市の下水道等の使用料金の算定方法は、使用した水量に応じて賦課される従量制、世帯員数に応じて賦課される人頭制、設置してある合併処理浄化槽の大きさに応じて賦課される人槽制に分かれており、料金体系が複雑で、算定方法が異なるため、使用料に格差が生じております。また、毎年、赤字が続いております。

そこで、事業間、地域間の使用料金の格差是正、及び公共下水道等事業会計の赤字軽減に向け、平成23年度より菊池市生活排水処理施設運営協議会を設置し、ご意見を伺いながら、事業間、地域間の格差是正と赤字軽減に向け、料金改定を進めているところでございます。

今回の改定内容につきましては、事業間、地域間の格差是正として、現在、市が合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業の使用料を人槽制から人頭制とし、小規模集合排水処理事業と個別排水処理事業の料金に統一したいと考えております。

さらに、七城地区における6人目以降半額の適用につきましては、合併協議会の申し合わせどおり廃止をしたいと考えております。

また、公共下水道等の赤字軽減としましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の基本料金の一律約10%アップと、竜門ダムの上流部にあります小規模集合排水処理事業と個別排水処理事業の基本料金の約7%アップをお願いしたいと考えております。

2点目の今後のスケジュールにつきましては、議会や区長会への説明を行い、平成27年4月からの実施を考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 合併浄化槽におきましては、人槽制から料金体制が人頭制に

変更するということでございます。このことは、今までに高齢化した中山間地におきましては老夫婦2人だったり1人の家庭であったりという中で、人槽制にすれば、敷地面積、家の床面積に合わせた料金体制であったと思います。それが、人間の1人頭幾らということでの改正ということで、少しは家庭の軽減もあるんじゃないかと思っております。

そこで、料金体制が人頭制に移行することによって、どのように変わるのか。詳しくお示しをいただきたいと思っております。わかりますれば、メリットのある世帯と、これはまた、逆に高くなる世帯もあると思っております。どの程度見込まれるのかお示しをいただきたいと思っております。

次に、人頭制になった場合、世帯の人員の把握といいますか、どの時点で行われるのか、以上の点についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 1点目の人頭制に移行したときの使用料金につきましては、人槽制では月々の使用料が5人槽は5,060円、7人槽は5,970円、10人槽は7,360円の固定料金となっておりますが、人頭制になると、お住まいになっている世帯員数により使用料金が算定されますので、世帯員数の増減に伴いまして使用料金も増減します。

おおよその金額で申し上げますと、いずれも基本料金が約2,400円となり、世帯員1人当たりの使用料金が540円加算されることとなります。例えば、5人槽を設置した家に1人でお住まいの場合、約2,900円となり、今までの5人槽の固定料金では5,060円お払いになっていたため、約2,100円ほど安くなることとなります。

しかし、5人槽を設置した家に6人でお住まいの場合は、改正後は5,600円となり、今までの固定料金より約500円高くなるなど、逆転現象も起こります。

何人までが安く、何人から高くなるのかは、5人槽の場合はお住まいの方が5人まで、7人槽の場合は6人までが安くなり、それ以上お住まいの場合は高くなってきます。

今回の改定による旭志地区の影響につきましては、平成26年8月現在、市が合併処理浄化槽を設置し、維持管理している世帯が119世帯あり、そのうちの使用料が安くなる世帯は109世帯、率にしまして約92%となっております。

2点目の、人頭制になった場合の世帯員数の把握につきましては、年1回、調査票による把握方法と、毎月、住民基本台帳により移動を確認する方法がございます。途中で転入転出、移転等があった場合は、各世帯からの連絡により世帯員の把握を

行いたいと考えております。把握方法につきましては、市民の皆様の手間や事務の効率、正確性を考慮しながら、今後決定していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 今、示されましたように、90%以上はそれだけのメリットがあるというような料金体制だということで、少しは私も安堵しております。

やはり中山間地においては、先ほど申しましたように、老夫婦あるいは一人住まいというのは本当に多うございまして、今までの料金体制では、本当に不公平感がありました。この料金体制によって、これはまだまだ浄化槽設置率を飛躍的に上げるまでには課題もあると思っておりますが、私はこの料金体制の見直しと同時に、設置時の負担金の減免をすることが一つの大きな方策ではないかと思っております。そのことによりまして、また河川の浄化も進み、きれいな水が、もどるんではないかと思っておりますが、その点いかがお考えでしょうか。

次に、今回の料金改定は市町村設置型のみが対象ということでございます。現在、調べてみますと、市内には市町村設置型が650基、それに比べまして個人で設置しております合併浄化槽が1,500基、倍以上ございます。このことは合併浄化槽の料金改定について、非常にまた大きな問題でもあると思っております。何としましても、この1,500基、まだどんどん合併浄化槽の設置については進んでおりますので、この個人設置型の合併浄化槽の料金改定、あるいはまた、故障時あるいは取りかえ時の減免を行っていただければと思っておりますが、どのように考えておられますでしょうか。

4点目に、下水道事業につきましては、今までも今後も巨額の事業が必要であります。このことは我々が文化的な生活をするためには必要な事業であるということは理解しておりますが、私は以前、質問をいたしましたときに、合併浄化槽1人当たりの事業費といいますのは大体25万円、それから、他の事業費は大体1人120万円から約140万円程度かかっております。やはり、そこに不公平感というのが私はあると思っております。ぜひ、この合併浄化槽設置時の負担の軽減をお願いしたいと思います。

また、本市もおいても、なかなか合併浄化槽を除く各下水道事業につきましては、収支の均衡がとれずに、一般会計からの繰入金も相当ございます。そのことについてもお尋ねをしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） ただいまのご質問ですけれども、ちょっと整理させていただきますと、まず1点目が、負担の軽減等を行って合併処理浄化槽の設置率向上と河川の浄化について、2点目が新規設置者への負担の軽減、それから、個人設置である浄化槽の故障や取りかえの負担等について、それから各特別会計への繰入金ということによろしいでしょうか。

では、まず1点目の河川浄化の考えにつきましては、河川上流地区となります中山間地の水質保全対策として、旧菊池市は平成15年度から合併処理浄化槽を市が設置し、維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業に取り組んでおります。また、旭志、七城、泗水地区におきましても、平成19年度から取り組んでいるところでございます。

合併処理浄化槽は申請から3カ月で完了するなど、中山間地域に適した生活排水処理方式と考えています。維持管理につきましても、年1回の法定検査や月1回の浄化槽の点検も適正に行っておりますので、確実に水質の保全が図られていくものと考えております。

河川の浄化を含めた中山間地の環境整備には、今後もなお一層の水洗化が重要と捉えておりますので、合併処理浄化槽の設置向上のため、広報等を利用しまして整備促進に努めてまいりたいと思います。

さらに、今回の料金改定によりまして、合併処理浄化槽の使用料金が安くなりますと、今までより設置率が向上されるものと期待をしているところでございます。

それから、2点目の新規設置者への負担金の減免につきましては、負担金は合併処理浄化槽本体の設置費用の一部を負担していただくものでありますので、他の公共下水道事業でも同様に負担していただいておりますので、現在、減免は考えておりません。

3点目の、個人設置の合併処理浄化槽の故障等の負担につきましては、ある一定の基準を満たす個人設置の合併処理浄化槽につきましては、市に寄附していただき、市で管理することは考えております。今後、積極的に進めていきたいと考えております。

最後に、一般会計から下水道等特別会計への繰入額についてということですが、平成25年度における一般会計からの繰入金は、公共下水道事業が1億2,239万8,000円、特定環境保全公共下水道事業が1億6,837万4,000円、農業集落排水処理事業が2億305万9,000円、浄化槽市町村整備推進事業を含む地域生活排水処理事業が1,908万3,000円となっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番(大賀慶一君) 1,500基もあります個人設置の合併浄化槽、このことも一定の基準を満たした方には、市のほうに寄附していただいて、それを市のほうで管理するというようなお答えでございました。本当にこれは重要なことではないかと思っております。個人でいち早くつけられました方が、これは多いわけですね。そういうことに取り組んでいただければありがたいものと思っております。

合併浄化槽につきましては、今までが高過ぎたんですね。これはやっとな普通の基準の値段になったと私は考えております。

下水道事業につきましても、先ほどございました、やっぱり1億円以上、多いところは、農集におきましては2億円もの大金が毎年一般会計から繰り入れられております。このことは本当に、これは必要なことかもしれませんが、やはり何としてでも本市の経営状態といいますか、本市の会計にとりまして非常に圧迫もしておると思いますので、何としてでも料金を、できるだけ収支の均衡がとれるような方策を考えていただきたいと思っております。

最後にお伺いしたいと思っておりますが、この料金改定によりまして、各事業の収支はどのように改善しますでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長(森 清孝君) 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長(中原宏隆君) 今回の料金改定による各事業会計ごとの収支改善ということでございますが、改定に伴います増減見込み額でご説明をしたいと思います。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業につきましては、それぞれ基本料金の約10%アップを予定しておりますので、公共下水道事業の使用料は約750万円、特定環境保全公共下水道事業の使用料は約800万円、農業集落排水処理事業の使用料は約450万円の増収となる見込みです。

また、基本料金約7%のアップを予定しております小規模集合排水処理事業の使用料は約10万円の増収となります。

しかし、人槽制で料金を徴収していた浄化槽市町村整備推進事業は、人頭制へ移行するため約900万円の減収という形になります。

以上、お答えします。

○議長(森 清孝君) 大賀慶一君。

[登壇]

○12番(大賀慶一君) 部長の答弁で、わずかながら収支が改善するというところでございます。今回の下水道料金の見直しは、市民の皆様にとっても大きな負担が降りかかるわけでございます。決して、市民の皆さん方においては本当に無理なことが

生じるものではないかと思っております。このことを踏まえまして、ひとつ、料金値上げ、この改定につきましては、市民の皆様方に対して丁寧な説明をお願いしながら、図っていただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

2番目に、新庁舎建設と総合支所のあり方についてお尋ねをいたします。

合併以来、本市の重要な課題であります新庁舎建設は、これまでに多くの時間と議論を経て現在に至っていることは既に皆様ご承知のとおりでございます。合併10年を迎えるこの年に、新庁舎の建設を早く進めていくことは、新菊池市としての市民の皆さんの意識の確立と一体感の高揚に向けて極めて大切なことではないかと思っております。一日も早い着工と一刻も早い完成を期待しております。

現在、庁舎整備の状況としては、基本設計に当たり、市民の意見を聞くために設置されております市民検討委員会での検討が重ねられていると伺っております。そのようなことからしますと、既に基本設計も固まりつつある状況ではないかと思っております。今議会にも庁舎整備関連の予算も上程されているようです。いよいよ完成に向けて、新庁舎の建設が少しは見えてきたんじゃないかと思っております。

しかしながら、その反面と申しますか、市民の間には、総合支所方式にしております泗水、旭志、七城におきましては、市民の皆さんが、この新庁舎の新築、完成とは裏腹に、総合支所の行方を大変心配されております。そこで、総合支所の行政機能について、3点、質問をさせていただきます。

まず1点目に、本庁舎建設の工程についてお尋ねをいたします。

本庁舎は計画見直しにより、増築及びリニューアルでの整備となっておりますが、その方法と、完成までの工程はどのようになっておりますでしょうか。

2点目、総合支所の課の配置や職員数はどのようになっておりますでしょうか。合併当初から現在までの状況についてお伺いをいたします。

3点目に、合併協議の中で、本庁舎を整備した後、本庁方式にするというのがうたわれておりました。このことは、本庁舎を整備することにより本庁方式に移行することになるのかお伺いします。また、その場合、総合支所の機能はどれだけ残されるのか。また、総合支所の改修や整備が必要になると考えられるとき、合併特例債を含めた国の補助金の活用は可能なのか。

以上についてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

ただいまご質問がありました新庁舎建設と総合支所のあり方についてということ

で、3点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の庁舎整備に伴う今後の工程についてですが、現在進めております本庁舎及び生涯学習センターの設計業務は、平成27年3月の完了を目指し、進めているところでございます。その後、本庁舎と生涯学習センターの建設に着工することになります。

本庁舎については、まず最初に、市民課や税務課などの部署が入っております平屋部分を解体し、そこに3階建ての増築を行います。増築棟の建設は、事務に係る期間を含めまして1年8カ月程度を要し、平成28年11月ごろの完成を見込んでいます。

その後、既存庁舎の3階建て部分のリニューアル工事に移ります。その工事に、事務に係る期間を含め、1年2カ月程度要すると考えております。平成30年1月ごろの完成を見込んでおります。

また、リニューアル工事終了後、第2庁舎棟の解体工事と駐車場等の外構整備工事に着手し、全ての工事が完了しますのは、平成30年10月ごろを予定しております。

なお、ただいま申し上げました工程は現段階での計画でございます。より詳細な工程につきましては、これから行います実施設計の中でさらに検討を重ねてまいります。

2点目の、市町村合併以降の総合支所の人員配置の状況についてのご質問ですが、合併当初、菊池総合支所が設置されておりましたが、約1年で本庁へ統合されておりますので、ここでは旭志、七城、泗水の三つの総合支所についてお答えをしたいと思います。

合併直後の平成17年4月における総合支所の職員数は、七城31名、旭志31名、泗水39名の合計で101名であり、各総合支所の組織体制は4課14係でございました。現在、平成26年4月におきます総合支所の職員数は、七城20名、旭志20名、泗水27名、合計の67名であり、各総合支所の組織体制は2課5係となっております。

合併直後の平成17年4月と現在を比較いたしますと、職員数で34名の減員となり、農林整備、商工観光関係業務の本庁統合や、市民環境、健康福祉関係の業務の係の統合等により、組織体制においても、課が4課から2課へ、係が14係から5係へと改編を図ってきたところでございます。

最後に、総合支所の機能と合併特例債等を活用しました整備についてのご質問ですが、庁舎の配置方式については、住民サービスの維持、向上と、合併による事務の効率化を図るため、本庁方式に向けた本庁舎の整備を進めているところでござい

ます。その際、総合支所の機能につきましては、地域住民の利便性が損なわれないように十分配慮する必要があります。平成25年度からは事務分掌の検討に取り組んでおり、加えて本年度におきましては、総合支所を含みます公共施設の維持管理や、将来必要となります改修費用等の資料収集等、検討を行っているところでございます。

総合支所につきましては、住民サービスの観点と公共施設の有効利用の両面から総合的に検討する必要があると考えております。

最後に、合併特例債を活用しました支所の整備は今後可能かと、それも含めて補助制度を利用してはということでございますけれども、新市建設計画に支所の整備については記載がございますので、合併特例債の活用は可能であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 新庁舎の増改築につきましては、本年に基本設計、実施設計を完了して、27年3月以降に増改築分の工事と、別館、生涯学習センターを同時に着工するというお答えでございました。また、現在あります庁舎のリニューアルも行い、これが30年の1月末には完成するということですが、全てを完成させるのは30年の10月ごろというお答えでございました。

そこで一つ、これは市民検討委員会でもう討議は十分なされていると思っておりますけれども、今後、この庁舎建設につきまして市民への周知をわかりやすく図っていただきたいと思っております。

また次に、合併10年で、10年たちまして、各総合支所の機能は大幅に減っております。合併という大きな改革の中での削減や統廃合は、ある程度はやむを得ないということは理解しておるつもりでございますが、改めて見ますと、総合支所の縮小ぶりに驚かすにはられません。

本市は、合併協議の中で、総合支所方式で行政運営を行っていくということで今日まで来ております。総合支所の定義と申しますか、あり方についてちょっと調べてみますと、総合支所とは、管理部門と議会部門を除き、合併以前の機能を残すと書いてありました。それから申しますと、今の現状は既に総合支所ではないと私は考えております。市長はどのように考えられますか。お答えをお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問でございます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの大賀議員からのご質問は、現在の総合支所のありようについてということでございますが、本庁舎のほうは、やっとなまなく着工という運びになるわけでございますけれども、完成のあかつきに今の総合支所をどうするのかということは、まだこれからの検討が続いておりますので、今現在は、合併の効果を出しつつ、住民へのサービスを維持するということでの現段階での体制ということでございますので、まずは何よりも住民の方々のニーズをよく吸い上げて、今後の体制については検討したいと思っています。現状は、それに至るまでの、その間の期間ということでご了解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 今後また検討していくということでございますが、市長は本年3月議会の一般質問の、城議員と工藤議員の質問の中で、総合支所のあり方と空きスペースの利活用ということについて述べられております。その中で、「いずれについても市民の皆さんの意見を聞きながら進めていきます。当然ながら実際の進め方は本庁整備と平行して進めていくわけでございますが、支所のありようについては住民の皆さんの生活に直結する話でございますので、手間暇をかけてじっくりと耳を傾けながら進めていく」とのご答弁でございました。

そこで、私はちょっとお伺いしたいと思いますけれども、新庁舎が完成しますが、この本庁方式にいつ、どの時点をもって変更されていくのか。その気持ちをお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 本庁方式にいつ移行するのかという見通しでございますが、まず建物自体が完成するのは、先ほど部長から答弁申し上げたとおりでございますが、まだ若干の時間があるわけでございますが、少なくとも本庁の完成時には建物を建てた効果を出していかなきゃいけませんので、一つのめどとしては、本庁完成時にはある程度の新しい体制で動き出すということが一つのめどであろうと考えております。ただ、市民生活に大きな影響が起きないように、ある程度の移行期間というか、そういったものは必要であろうと思っておりますけれど、そこら辺はまだこれからでございます。

ただ、それまでに最も大事なものは先ほど申しましたように、住民の方々のニーズ

をよく吸い上げるということであろうとっておりますので、現段階では今の総合支所機能をどうするかということは結論に至っておりませんが、今の時期は私はあえて急がずに、さまざまな今の総合支所の状況であるとか、市民の皆様のさまざまな意見を吸い上げる期間というふうに考えておりますので、これからニーズを調査する頻度を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 市長、本庁舎が完成した時点で本庁方式に切りかえるというようにご答弁であったと思います。私はいずれにしましても、この本庁舎の整備と同時に、やはりこれは平行して、総合支所の問題については議論を重ねていくべきだと思っております。完成までに何年かありますけれども、やはりこれは非常に市民の皆さん方にとっては重要な問題でございますので、しっかりと議会とも市民の皆さんとも議論を重ねていただきたいと思っております。

そのことについて市長にお伺いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほど答弁した内容とほぼ同じでございますけれども、今の期間はさまざまな意見を吸い上げる期間というふうに思っておりますので、さまざまな機会をこちらのほうで設定しまして、住民の方々の意見を吸い上げていきたいというふうに考えております。そこのところは、皆様にご不安がないように、十分に意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 市長のそういう心積もりと申しますか、市民の皆さんにしっかりと説明をしていただきたいと思っております。

本庁方式によって市民の皆さんへのサービスが低下しないように、これはしっかりと全庁挙げて対策を考えていただきたいと思っております。我々もしっかり肝に銘じて、このことは勉強していかなければいけないと思っております。

新たな庁舎の完成と、心配のない総合支所の運営につきまして、しっかりとお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後 1 時から再開します。

○

休憩 午前 11 時 55 分

開議 午後 零時 54 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） 議長のお許しをいただきましたので、答弁の修正のほうをさせていただきます。

2 日目の荒木議員の徴収事務に関する質問の答弁と、その前にありました出口議員の答弁の内容で、そごする部分がございますので、改めてお答えさせていただきます。

その内容とは、さきの出口議員の質問に対する答弁で、延滞金の取り扱いについて答弁をいたしました。その内容を確認する意味で荒木議員のほうから質問をされ、その答弁内容の部分において、不納欠損に準ずる事務処理ができていなかったという部分の答弁が不足しておりました。そこで、改めてその部分を追加して答弁させていただきますと思います。

その答弁ですけれども、延滞金の徴収においては、延滞金の徴収が困難な場合は事実上執行停止扱いをしますが、本税と同様に、不納欠損に準ずる事務処理をすべきところをできておりませんでしたので、今後はより適正な事務処理に努めてまいります。また、システム上、不十分な点についても改修を行い、債権管理体制の充実に努めてまいります。

以上、訂正させていただきます。

○議長（森 清孝君） 次に、建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） ただいま議長のお許しを得ましたので、答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど岡崎議員の第 1 回目の答弁の中で、普及率 82% の内訳を説明する際に 28% と答弁してしまいました。82 ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 一般質問を続けます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。いよいよ最後となりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まずは、広島を初めとする各地の災害に対しまして、亡くなられた方のご冥福と一日も早い復旧を心よりお祈りをいたします。

それでは、通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、地籍調査の進捗状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

地籍調査は、国土調査法に基づき、1筆ごとの土地について、その土地の所有者、地番及び地目を調査するとともに、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍簿及び地籍図に取りまとめるもので、土地に関する戸籍に当たるものであり、市の発展にとっても必要不可欠な事業であります。

これまで、私の平成19年第4回定例会の質問への答弁では、旧菊池市の部分が大幅におくれており、担当部署の人員も予算も足りないので、計画どおりに調査ができていないとのことでありましたので、市民に対して計画を示した以上は、その計画に基づいて実施していただくよう強く要望したところであります。その後、執行部としても、指摘、要望のもとに地籍調査は進んでいると思われませんが、現在の進捗状況と今後の計画を詳しくお示してください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、木下議員のご質問にお答えします。

地籍調査の進捗状況と今後の計画についてでございますが、まず進捗状況としまして、地籍調査事業は昭和26年に施行されました国土調査法に基づき実施しており、旧七城町、泗水町、旭志村につきましては既に終了し、現在は旧菊池市の区域で実施をしております。

本市全域面積としまして276.66平方キロメートルのうち、国有林や河川、竜門ダム湖面等の公有水面が調査対象外となっておりますので、実質調査面積は246.46平方キロメートルとなっております。このうち、平成25年度末で151.33平方キロメートルが調査済みでございますので、その進捗率としましては、全体で61%、旧菊池市では36%となっております。

現在、平成22年5月23日の閣議決定を受けました第6次10カ年計画に従いまして、毎年度、調査は行っておりますけれども、今年度までの進捗につきましては、この計画より、わずかずつではありますけれども進んでいるという状況でございます。

本年度においても、下河原、森北、赤星の一部、市野瀬、原の一部、計3地区で事業を進めているところでございます。

今後の予定としましては、平成29年度までに花房台までの平坦部を完了し、平成30年度からは原、小木、重味、龍門地区において順次計画を進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしても、菊池市の部分については、先ほど申し上げましたように大幅におくれているみたいでございます。部長のほうから大体何年くらい計画よりもおくれているというのはお答えがありませんでしたけれども、多分、四、五年ぐらいじゃないと思います。

本当に、私も平成19年に一般質問したときに、これは国のある面では補助金が大分来ます。その財源が、国からが大体半分以上は来ると思いますし、手出しはそんなにはないと思います。だからこそ、それに基づいて早目、早目にやらないと、こういう状態になるということ危惧して質問をしているわけでございます。平成19年から、もう26年でございますので、本来であれば大幅にスピードアップしているはずですけども、現在のところは全然変わっていないということでございます。

前市長のときからお願いしてきたことでございますけれども、江頭市長も、菊池の広い面積を今のうちにきちんと調査をしておかないと、私どもの中山間地にとっては、もう高齢化が進んでおりますので、立ち会いをできるような人もいなくなってしまうような状況でございますので、そういうことも含めて、市長の意気込みといたしますか、この地籍調査に対する市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 木下議員から地籍調査に関する考えということでございますが、ただいま議員からご指摘ありましたように、今後は地権者の高齢化が進むことで、土地境界の立ち会い確認がますます難しくなることが懸念されますので、私どもとしてもなるべく早く完成させたいという気持ちがございます。

平成22年度に策定しました第6次の10カ年計画では、当初の完了予定年度を平成35年としておりますけれども、平成23年に発生しました東日本大震災によりまして、国の予算がかなり削減されておまして、それに伴い、事業の繰り延べを余儀なくされているところでございます。加えまして、今後の国の予算縮小とい

うのも予想されることから、事業の完了自体がおくれることが危惧されております。
議員おっしゃったとおり、やはりこれは国が大きな部分を負担してくれておりますので、大変ありがたい機会であるわけですが、国からの予算確保が厳しいと、なかなか私どもとしても前に進めにくいところがございます。

地権者のためにもなるべく早く本調査を終了したいと強く思っておりますので、国に対しては予算確保の要望を引き続き行ってまいります。これまでどおり、私どもとしては第6次の10カ年計画に基づいて調査を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。しっかり認識をしていただいて、スピードアップをしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、有害鳥獣の被害の状況と対策について質問をいたします。

有害鳥獣につきましては、現在、耕作放棄地、未整備森林の増加によって、イノシシ、鹿、猿の隠れ場所をふやしてしまい、人里に近づきやすい環境をつくり出しています。そのために農作物への被害が年々増加しており、水稻、果樹、野菜類、タケノコ、ユズ等、また、森林の樹脂への被害も増大しております。私の地元の中山間地では、生産者の方々も高齢者が多く、有害鳥獣被害によって生産意欲の低下につながっている状況でございます。

市としても、これまでも適切な対応をされていると思われませんが、改めて現在の有害鳥獣の被害の状況と対策について、詳しくお示しをしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

平成25年度の被害状況でございますが、カラスなどの鳥類の被害といたしまして、トウモロコシが13ヘクタールで200万円、メロンが8.5ヘクタールで378万円、柿、梨、ブドウ等が0.1ヘクタールで34万円、合計の21.6ヘクタール、金額にいたしまして612万円の被害でございます。

また、イノシシなどの被害といたしまして、栗などが2.1ヘクタールで80万円、トウモロコシが0.1ヘクタールで18万円、タケノコが0.3ヘクタールで30万円、水稻が1.3ヘクタールで49万円、合計の3.8ヘクタール、金額にいた

しまして177万円の被害があつているところでございます。

また、その対策といたしましては、銃器や、わななどの捕獲を有害鳥獣捕獲協議会へ委託しており、過去の被害状況を参考にいたしまして、被害が発生する前に捕獲を行います予察捕獲を実施し、被害を未然に防ぐよう取り組んだところでございます。また、イノシシなどの被害を防止するために、電気牧柵等の設置に対し補助を行い、375万円の支出を行っているところでございます。

次に、平成26年度の対策といたしましては、432万円の予算を計上しており、引き続き、銃器や、わななどによる捕獲を有害鳥獣捕獲協議会へ委託し、予察捕獲を実施し、イノシシなどの被害の防止をするために電気牧柵等の設置に対して補助を行っており、被害防止に努めているところでございます。

また、新たに外来種のアライグマの出没があつたために、同じく協議会のほうに協力をお願いいたしまして、わなによる捕獲を今実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。部長の報告によりますと、今、177万円の被害等も出ているということでございます。いずれにしましても、耕作放棄地がどんどんふえておりますし、目に見えて鹿とかイノシシはふえているように感じております。今、部長ほうから報告がありましたように、先般、新聞にも載っておりましたが、私の地元のほうのブドウ園でアライグマまで出たということで、本当に心配しているところでございます。

先般、ちょっとテレビを見ておりましたら、天草市役所のほうは、経済部の中に、農林整備課の中にイノシシの対策係までつくって、やっぱりそういう対策をやられていると。それと、何か解体の加工をされる方もいらっしゃって、その料理を全国に発信をしていると。先般、こういうチラシが入ってございましたけれど、地元でも狩猟された料理を何か専門でジビエ料理だということでございますけれども、イノシシの釜焼きということで、こういうチラシも載ってございましたけれど。

そういう形で、いずれにしても、イノシシなんかは、そのとつたものを加工すると、そういうことも含めて、やっぱり今、地場産業育成も含めながら、いろいろ検討を今後はやっていっていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いしておきます。

それでは次に、観光振興、旧月見殿ホテルの状況と市の対応についてお尋ねをいたします。

先日の、泉田議員の温泉街の景観の取り組みについての質問に対して、市長は温

泉街は市のシンボルであると答弁をされました。まさしくそのとおりであり、菊池市の温泉街の景観のすばらしさによって、市民の、また観光客の心が癒されると思います。しかし、現在の温泉街は、観光客の激減により空き店舗が目立ち、全体的に活気がないのが現状ではないでしょうか。

先日、経済建設常任委員会と、商工会、観光協会、旅館組合との意見交換会の中で、旅館組合長より、旅館も全盛期に比べると10軒となり、半数近くになっている。また、旅館組合にも、経営者の考えによっては組合に加入していただけないのが現状であり、大変厳しいとのことでありました。

このような観点からも、温泉街の統一感がなく、現在の温泉街の景観についてはとても市のシンボルとは言えない状況であります。

今回、旧月見殿ホテルの状況と市の対応をお尋ねしますのも、菊池市の城山公園に隣接する場所であり、また、歴史的に見ても市の聖域的な場所でもありますので、今後の菊池市の観光の発展に影響していく場所であるからであります。

現在は、旧月見殿ホテルは、皆様もご存じのように売り家の看板が出ており、市の中心からも、また、菊池市民広場からも非常に目立っており、温泉街のイメージダウンになっております。民間の建物でありますので、なかなか難しい点はあると思われませんが、市として旧月見殿ホテルの状況をどのように把握されておられるのか、また、今後どのように対応していかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

旧ホテル月見殿の現況と市の対応についてということでございます。

本市におきます宿泊施設といたしましては、ホテル月見殿の収容可能人員数といたしまして230名と規模も大きく、また、宿泊者の実績のほうも高く、特に外国からのお客様のご利用が多いホテルということでございました。

この旧ホテル月見殿を取り巻く法人のところで、長年、未解決の問題となっておりましたことがあり、平成21年6月に、この問題について司法の判断を求めるために熊本地方裁判所へ訴状の提出を行い、7回の口頭弁論を経て和解案が示され、平成22年の第7回臨時会におきまして、この旧ホテル月見殿に関しての告訴状の和解についてご審議をいただいたという経緯がございます。

この後も継続いたしまして経営がされていたところでございますが、平成24年の12月をもって閉館となっているところでございます。

昨年の5月だったと思いますが、ホテルの入り口には、議員がおっしゃられましたようにバリケードが張られまして、建物の屋上には売り家の看板が掲げられてい

るところは承知をしているところでございます。

現在、当物件の所有権は熊本市内の法人に移転されておりますが、施設の管理や敷地内及び周辺の除草等につきましては責任を持って実施されているようでございます。

議員がおっしゃいましたように、民間レベルでの問題であると思いますが、市といたしましても、今後、観光客の誘客を進めていく上では宿泊施設としての営業再開を期待しているところでございます。

また、物件に対する問い合わせ等があった場合には、現在、管理されている法人に連絡をすると同時に、企業誘致室にも連携した対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。旧月見殿については、今、部長が申されましたように、私も観光業に携わっておりましたので、全盛期は菊池でも一番大きな旅館でございまして、繁盛しとったわけでございます。しかしながら、今現在は平成24年に閉館ということで、見る影もないと。本当に、場所的に非常に、一番高台でございまして、菊池を一望できるような場所でもありますし、また、温泉湧出に絡んでも、非常にあそこは大事な場所であるということで、先人の方からお聞きしております。

営業再開ということを希望して待っているということでございますけれど、今、耐震とか、そういう問題を含めて、営業再開が果たしてできるのかということも含めて、考えていかなければいけないように思っております。

先ほど岡崎議員の質問への答弁の中で、私も十二、三万人までは減っているんだろうということは思っておりましたけれど、先ほど8万人台とか9万人台とか、非常に宿泊客の激減にはびっくりしているような状況でございます。

先ほど、市長は手応えを感じているということで、観光振興については、今現在でも手応えを感じているということでございますので、そういうことも含めて、市長が今後、月見殿を含めて、温泉街、そういうことを含めながら、どのように対応されていかれるのかお聞きしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、木下議員からのお尋ねは、月見殿も含めた温泉街の展望ということかと思えます。

まず、旧月見殿ホテルの件でございますけれども、私から見ましても、城山公園真下の高台でございます、市街地を一望できるといったふうな絶好のロケーションにあると。そういう意味では、これがきちんとした宿であれば、菊池温泉の中では場所としては最高の宿になり得る物件ではないかと思っております。

ただ、何分、民間の物件でもありまして、市として関与できる部分は限られてくるだろうと思っております。市への問い合わせ等がございましたら、これは企業誘致室などを窓口として対応ができるようにしておりますし、また、私としても、上京の折などに可能性がありそうな人には、もう既に何人かお話をしているところでございます。

市が買い取って公園化するといったことも一つの考え方ではあると思っておりますけれども、手続の問題、解体等に関する費用の問題、当面の菊池市の財政環境といったことを考えますと、多数の市民の皆様のご理解が得られるかということになりますと、例えば公園化ということについては多少厳しいのではないかなというふうに思っております。あくまで民間の宿泊施設として再開をすることが望ましいと考えておりますので、市としてはさまざまなネットワークを通じての紹介には全力を挙げてまいりたいというふうに思っております。

また、温泉街全体が、盛時に比べますと魅力を少し欠いた状態ではないかなというふうに私も感じておりまして、既に観光協会、それから温泉街の皆様とも何度かワークショップを開いていただいております、温泉街全体をもう少し観光客から見て安らぎを感じる空間にしていこうということで、なるべく民間が参画して、かつ低コストでということ、温泉街全体を緑化していこうということを軸に、今、関係者の間でプランを練っているところでございます。そういった形で、菊池の魅力に少しずつ磨きをかけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。市長も、市が買い取って公園化ということも考えられないことはないとおっしゃいましたけれども、私も同感でございます。ある面では、そういったこともちょっと考えていただきたいと思っております。

私もその業者のほうに電話をしまして、価格を調べてみましたら、ちょっとびっくりするような金額を示されました。あの金額で現状渡しということで、その金額であれば、多分誰も買うような方はいらっしゃらないというのが現実だと思います。

いずれにしても、市長も再認識していただきましたけれども、本当に市の公園の一部でございますので、そういうことも含めて、いろいろと検討していただき

たいと思います。どうぞよろしく願い申し上げておきます。

それでは次に、自然エネルギーに対する市の現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も、特に農業用水路を活用した小水力発電による地域おこしについて質問を続けてまいりました。江頭市長も小水力等の自然エネルギーを活用し、自然の恵みを生かした循環型社会のモデル地方都市を目指すとのことであり、まずは再生可能エネルギー庁内検討委員会を立ち上げて、さらに有識者と市内関係団体の代表者に参加していただき、専門委員会が組織化されたということでもあります。

そこでお尋ねをいたしますが、その専門委員会の現在の状況と今後の計画を詳しくお示してください。

次に、地区の自治公民館に対する太陽光発電の補助についてお尋ねをいたします。

菊池市は住宅用太陽光発電システム設置補助金を1,048件に、これまで1億4,845万円が補助されております。もちろん個人の住宅に対する補助は必要だと思いますが、私は常任委員会でも、市民に対して平等性の観点からも、自治公民館に太陽光発電の補助ができないかと質問、要望してまいりました。その後どのような検討をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、木下議員の自然エネルギーについての、市の再生可能エネルギー推進委員会の開催状況と自治公民館への太陽光発電への補助ということで、2点についてお答えいたします。

まず、1点目の菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会の開催状況でございますけれども、先月の8月でございます、第1回目の会議を開催いたしました。委員会のメンバーは、県立大学教授を委員長にお迎えをしまして、住民代表として区長会、生活環境推進委員、女性団体の代表者、各種団体としてJA、森林組合、土地改良区、そして県のエネルギー政策に関する担当の各部署、また、市としましては農林整備課や農業委員会事務局など、総勢15名で構成して開催しております。

第1回目の会議におきましては、一つ目として、委員会の設置目的や今後の活動内容、そして今後の再生可能エネルギーの賦存量調査、または研修などについてのご説明をしたところでございます。

二つ目に、本年5月に施行されました新しい法律がございまして、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市の基本計画というのを作成することになっておりますので、その策定についてのご説明をしたところでございます。

今後は、その会議の中で再生可能エネルギーについてはいろいろな協議をしていただきたいというふうに考えております。

次に、市内における再生可能エネルギーの進捗状況についてでございますが、水力を用いましたものとしましては、重味・豊間間を流れます古川兵戸井手を利用した水力発電というものが土地改良区のほうで構想をされております。これは県の補助を受けて、今年度に現地調査をするというふうに伺っております。

さらに、県が本市地域を対象として実施を考えています、家畜排せつ物等のバイオマスを活用した発電等のエネルギー転換システム構築というものをやりたいということで、その基礎調査のほうをやることになっておりますので、本市としまして、それに参画しながら、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、自治公民館への太陽光発電の補助についてでございます。

3月議会で木下議員のほうからこの質問を受けまして、担当課のほうでも調査をしたところでございます。そこで三つの課題等が見つかりました。

一つ目は、自治公民館の立地条件の問題でございます。屋根の向き、屋根の形、そういうことも当然十分考慮しなければならない。

2点目に、屋根に太陽光パネルを載せることとなりますけれども、建物の強度、耐震性等の問題をまず確認する必要があると。

3点目には、当然、太陽光の設置の場合は数百万円という設置費用がかかりますので、それぞれの負担、当然、区の負担等の問題が出てきます。これらの問題がありますので、それらについての調査、検討が必要になってくるというふうに思われます。また、その補助というものの中に、国・県が出す補助がございますけれども、現在、自治公民館への太陽光発電に対する補助というのは見つかっておりません。なかなか公共施設、また企業等にはあるんですけれども、自治区に対するというのは見つかっておりません。

以上のことから、現在、市の厳しい財政状況を考慮すると、自治公民館への太陽光発電への補助について、市として出すということについては難しいものというふうに考えております。

以上のようなことで、今後は再生可能エネルギーの推進委員会の中でも、そういう意見があれば参考にしたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。小水力については、私どもの地元

の古川兵戸井手のほうで、ようやくといたしますか、今まではなかなか調査費もつかなかったということでございます。しかしながら、やっぱり国も、いろいろなことも含めて、こっちの熱意というのも含めて、向こうが調査費を500万円認めていただいているような状況だと思います。いずれにしても、一步前進ということで期待しているところでございます。

それと、自治公民館に対する補助についてでございますけれども、私どもの地元は非常に高齢化が進んで、なかなか区費を上げることも困難というのが現状でございます。そういう中で、一般財源でこれまで1億5,000万円強の補助金は、これは市単独で出した補助金がこれまで1億5,000万円強あるわけでございます。ですから、できれば平等性から考えても、そういう自治公民館、今、条件を三つほどおっしゃいましたけれども、条件はあくまでも条件ですよ。だから、そういう中でつけられる強度があるとか、そういうのもモデル的に調査をして、そしてそれをつける、地元の負担的な、お金も出せるようなところを、何百カ所か区はありますので、その中でもモデル的にでもそういうことを事業化してみようという考え方が欲しいわけでございます。それと、支館もございますので、支館などにやっぱり、こういう太陽光をつけて、利用料の削減に努めるとか、そういうことも今後はやっていく必要があると思います。

いずれにしても、自治公民館は自主財源をつくるようなことも可能だと思うんですよ。普通の住宅でも、どんどんどんどん、今でも、これだけ売電料が下がっても、いろいろな方面からいろいろな電話がかかってくるから、まだまだ採算ベースが全然ないということじゃないと思います。

いずれにしても、モデル的にでも、やっぱりそういうことを検討してみようということについて、これはちょっと市長のほうに考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

自治公民館に対するソーラーのモデル運用の考えはないかということでございますけれども、自治公民館は名前のおり、地区の方の自前による運営というのは基本でございます。市民に対するモデル事業自体も、もう十分に初期の効果、目的を達したということで、もう終了しておりますので、私どもとしては、これは自治公民館のほうに新たに補助ないしは、この設備の設置等に関して補助を行うといったことは現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番(木下雄二君) ありがとうございます。はっきり、考えてもないということですので、この件につきましては、私もいろいろ研究をして、そしてまた再度、質問させていただきたいと思います。

それでは次に、各種競技会等出場派遣費補助金の状況と拡充についてお尋ねをいたします。

この補助金は、児童生徒が各種競技会等へ出場する際にかかる交通費及び宿泊費を補助し、保護者の負担軽減を図ることを目的として交付されているものであります。子どもたちが九州大会や全国大会に出場する場合は、保護者にとっては大変な負担になっているのが現実であり、私たち議員にもそれぞれの関係者からお願いがありますが、物品販売等によって負担の軽減に努力をされておられます。

これまで、市の代表として頑張る子どもたちのために補助金の拡充については要望してまいりましたので、一部改善されている部分もありますが、近隣の他市と比較してみますと、まだまだ十分ではないようであります。

そこでお尋ねをいたしますが、各種競技会等出場派遣費補助金の状況と今後拡充の考えがあればお示してください。

また、菊池市にはプロゴルファーの不動裕理様の寄附によって設立されたジュニアスポーツ育成ゆうり基金補助金もありますので、この基金についてもお示しをさせていただきたいと思います。

○議長(森 清孝君) 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長(松岡千利君) それでは、私のほうからは、状況と拡充というご質問だったと思いますので、状況のほうにつきまして回答させていただきます。

まず最初に、小中学校各種競技会等出場派遣補助でございますが、これには幾つかの基準がございまして、学校教育活動内に対する補助と学校教育活動外に対する補助とに分けられます。

学校教育活動内の補助では、小学校、中学校体育連盟が主催しております大会に出場する場合は、交通費、宿泊費全額補助。同じく活動内で、公共団体あるいは各種体育協会等団体が主催する大会で県大会以上に出場する場合は、交通費、宿泊費を半額補助。同じ学校活動内で、それ以外の団体が主催する大会につきましては、県代表として九州大会以上に出場する場合は、交通費、宿泊費を半額補助いたしております。

それから、学校教育活動以外の補助でございますが、各大会の予選を経まして県代表として全国大会に出場する場合は、交通費、宿泊費を1人当たり上限2万円補助

をいたしております。

次に、過去5年間の交付の状況でございますけれども、平成21年度では、小学校で団体2件、個人56件、補助額116万900円。中学校では団体18件、個人27件、補助額413万671円で、合計529万1,571円となっております。

平成22年度では、小学校で団体1件、個人48件、補助額99万3,335円。中学校では、団体15件、個人16件、補助額164万5,638円でございます。

平成23年度では、小学校で団体1件、個人29件、補助額61万1,380円。中学校では団体20件、個人14件、補助額375万450円でございます。

同じく24年度では、小学校で団体1件、個人15件、補助額131万1,240円。中学校では団体18件、個人52件、補助額274万8,386円でございます。

25年度ですが、小学校で団体1件、個人35件、補助額73万4,420円。中学校では団体21件、個人38件、補助額403万7,962円となっております。

次に、ゆうり基金のほうをご説明させていただきます。

菊池市ジュニアスポーツゆうり基金は、本市におけますジュニアスポーツの育成を図ることを目的として運用をいたしているところです。交付の対象事業は、本市の小中学生を対象に、会員10名以上で、かつ年間を通して活動しているスポーツクラブ、これは学校の部活動を除きますけれども、そのスポーツクラブに対する活動の補助。それと、小中学生を対象に行うスポーツ講習会等の講師謝礼、こういったものに補助をいたしております。

平成25年度の実績としましては、野球、体操、相撲、バレーボール、バドミントン、空手の延べ10団体に対する団体補助、それから、これらの団体が行います、先ほど言いました講習会等の事業、こういうものに対しまして総額24万円の補助を行ったところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。二つの補助についても、それなりにきちんと対応されているみたいでございませうけれども、実は、私のほうにある保護者の方から相談がありました。実は、熊本のサッカークラブチームに子どもが行っていると。それで、九州大会、それと西日本大会に出場するようになったと。それで、熊本市内のクラブチームですから、熊本市内の子どもさん、また、お隣の山

鹿の子どもさん、それと本市の子どもさん、それぞれが出場するということになったわけでございますけれども、山鹿のほうは3名、中学3年生が出場すると。それに3万円、1人当たり7,500円の補助が出たと。それは九州大会、西日本大会、同じように1人当たり7,500円が出たと。それと、熊本市内は、1人当たり5,000円の助成があったと。菊池は、学校関係ではないために助成金はなしと。それと、全国大会ではないので助成金なしと。そういう状況でございます。いろいろな条件があって、最終的には菊池のほうはゼロだったということでございますけれども、子どもさんたちの気持ちになってみれば、一緒に出場する友達はある、けど自分たちは出ない。それを親にどう説明したんだろうかというふうな思いでおります。それと、その保護者の方は私に、何でこういう形で菊池市は出ないんですかと。財政がそんなに厳しいんですかと、そういう形で訴えられました。

こういうことも含めて、特別に山鹿とかそれ以上に出せとは言いませんけれども、やっぱり足並みをそろえると。そういう条件もありましようけれども、こういうときには、子どもたちの夢をかなえて、金額ではないでしようけれども、こういうときにはやっぱりきちんと受けとめて、どうにか工夫して、出す方法を考える方法があったんじゃないかということ非常に思うわけでございます。

各学校のシステムに基づいたあれはなかなか厳しいと思いますので、このジュニアスポーツゆうり基金は、ある面では、この不動裕理さんのあれは、前の福村市長のときに、ずっと匿名で寄附されておったのを、もうずっとされていますから、ある程度の金額になっておると思いますから、基金に積み立てていったらどうでしょうかということ、私は、ある面ではアドバイスをした経緯があります。そういうことで、この基金についてはもっと、ある面ではいろいろな工夫をしながら出せたんじゃないかなということ思っておりますので。

市長もまだ不動裕理さんのほうにはご挨拶には多分行っていらっしやらないと思いますので、そういうことも含めて、こういう状況でいいのかということを含めて、市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 木下議員の、子どものスポーツ助成に対する考え方というご質問でございます。

つい先日、テニスの錦織選手がグランドスラムの決勝戦で大変惜しいところで、しかし、それでも準優勝を果たしたわけございまして、そのことが日本中に大変元気をもたらしております。そういう意味では、スポーツは健康につながるだけではなく、人の心を非常に元気にするというふうに思います。

本市におきましても、陸上競技の江里口選手であるとか、レスリング競技の古市選手など、全国レベルあるいは世界で活躍されている方もおられます。また、これはまだ速報ベースでありますけれども、つい先日、菊池市の中学生がボクシングで日本一になったというニュースも飛び込んできたばかりでございます。そういう意味では、今後、菊池市から、できれば世界に羽ばたく選手を輩出するということは大変うれしいことでもありますし、子どもたちにとっても明るい希望をもたらすものではないかというふうに思いますので、本市としても、できる範囲でしっかり支援をやっていきたいというふうには考えております。

ご質問のありました補助対象の拡充の可能性ということですが、おっしゃるとおり、市町村枠を超えてのクラブチームが多くなっているということも事実としてあるかと思っておりますので、早速、近隣市町の状況を調査、検討して、必要な事柄を考えてみたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。市長も、私も子どもがおりますけれども、子どものためには親は本当に、やっぱり思いが違います。そういうことも含めて、ぜひとも実現化するように頑張っていただきたいと思っております。

今、錦織選手の話もありました。もう小学校6年のときには夢は世界王者という形でございますので、私たちの、市民の子どもたちも、やっぱり小中学生のときに夢を持って、また世界を目指すような形になっていただきたいと思っております。

不動裕理基金のことも申し上げましたけれども、私もずっと奨学金問題で小川基金のことを申し上げてまいりました。田中教育長の時代に、夢実現応援プランという案はできております。その中でも、各種スポーツ大会参加補助金というのを組んでありました。そういうことも含めて、私も遺族の方には東京でお会いしていますけれども、とにかく青少年育成のために使っていただきたいということで、本当に期待をして待っておられますので、早急に、今度は教育長も原田教育長にかわられましたので、早急に会っていただいて、また、そういうことのプランも立てていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは次に、消費生活センター開設後の相談の状況についてお尋ねをいたします。

この消費生活センターは、平成23年4月1日付で開設され、市民の生活環境を守るために、悪徳商法や消費者のトラブル等に対して相談を受け付けております。私自身、市民からの相談を受けて、消費生活センターを紹介した事例も幾つかあり

ました。市民のトラブルの解消のために必要があるがゆえに新しく開設された消費生活センターですので、現在も多くの市民の相談を受け付けておられると思いますが、相談の状況について詳しくお示してください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

消費者といたしましての市民の安全・安心な暮らしを守るために、消費生活センターを商工観光課内に開設をいたしているところでございます。

巧妙化いたします悪質商法や訪問販売等によるトラブル、苦情に対しまして、常時、専門の相談員を配置いたしまして、電話や訪問による相談を受け付けているところでございます。

また、借金等の多重債務相談も受け付けており、債務整理が必要な場合には法律家につなぐことなど、適切かつ迅速に対応を行っているところでございます。

相談の実績といたしましては、センター設置以前の平成22年度は新規相談51件に対しまして、設置年度の平成23年度は172件と、前年度比の3倍強に増加しているところでございます。以後、平成24年度が212件、平成25年度が218件、本年度も8月末現在でございますが141件と、相談件数は年々わずかながら増加をしている状況でございます。

消費生活センターに相談することにより、振り込め詐欺や悪質な訪問販売から被害を免れたり、支払った金額を返還できた額といたしましては、平成25年度の総額で2,360万円余りとなっているところでございます。消費者の被害の防止に大きく貢献しているものと認識しているところでございます。

次に、啓発活動につきましては、市民の消費者被害を未然に防ぐために、平成23年度に菊池市消費者被害防止ネットワークを設置いたしまして、市内の各種団体、地域住民の皆さん、関係団体などが連携いたしまして、消費者問題に対する情報交換やスキルアップのための学習会などを開催しているところでございます。

さらには、平成25年度より消費者被害防止フォローアップ事業といたしまして、嘱託職員を配置し、各地区公民館や福祉施設、小中学校、高校などを巡回し、情報提供と啓発に努めているところでございます。

本事業により、消費生活出前講座の開催回数が、平成24年度、年間9回に対しまして、平成25年度は35回と、大幅な伸びを見たところでございます。

また、消費者被害に遭わないための注意喚起や、さまざまな情報を市広報紙、及びホームページに掲載し、あらゆる機会を通しまして啓発を行っているところでございます。

市民の皆さんが消費者被害に遭わないよう、タイムリーな情報を広く発信することでみずからを守り、周りで消費者問題だと思われる事象が発生いたしましたら、いち早く消費生活センターにつないでいただくことが肝要であると考えています。

今後も、安心して安全な癒しの里菊池を創造するため、市民の皆さんへの消費生活センターの利用促進と、さらなる機能向上を推進してまいりますとともに、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今後も、市民が安心して暮らせるように頑張っていたきたいと思います。

それでは次に、環境問題、旧市営牧場跡地の環境整備基金での買い戻しの時期と今後の対応についてお尋ねをいたします。

産廃問題につきましては、本年の第2回定例会において、熔融キルン式焼却施設の閉鎖及びこれに係る補償金も成立し、長年の問題も解決しつつあります。地元の理解、協力はもちろんですが、江頭市長を初め、執行部の方々の努力にも敬意を表するものであります。

今回は旧市営牧場跡地についてですが、この件は7月4日の議会全員協議会において、これまでの経緯と今後の利活用について説明がありましたが、今後の方針としては、市は地域環境に配慮した土地利用として、水源涵養保安林、または保健保安林の指定に向けて業務を進めているとのことでありましたが、現在の指定の状況をお示しいただきたいと思います。

全員協議会のときにもお尋ねをいたしました。平成23年第4回定例会において、土地開発基金によって市がコスモチキンから4,580万円で取得する議案を可決いたしました。法的な手続等の条件が整えば、環境整備基金で買い戻すことになっておりました。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、環境整備基金での買い戻しの時期はいつごろになるのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

旧市営牧場跡地の利活用につきましては、平成24年度に旧市営牧場跡地庁内検討委員会を立ち上げまして協議、検討を重ねてきたところでございます。本年6月18日に開催いたしました当委員会におきまして、地域環境に配慮いたしました土

土地利用を図るために、保安林として活用する方向性を決定したところでございます。

また、8月1日には水迫地区の住民説明会におきまして、水源涵養保安林ということで地元の皆様にご理解をいただいたところでございます。

環境整備基金での買い戻しの時期につきましては、当跡地の農用地区域からの除外、あわせまして農地転用の手続等を行う必要がございます。また、保安林の国指定には1年程度を要することから、今後、保安林の指定に向けて、国・県との実務的な協議を進め、保安林の指定をいただいた後に、速やかに買い戻しを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。買い戻しについては、ある程度条件が整わないとできないということですが、本当に地元としては懸案でございましたので、その後はぜひとも、環境整備基金で買い取った後は、その地域の今後の環境整備基金の運用について影響してくるわけでございます。この市営牧場跡地は、いずれにしても、伊野地区というところから要望が出て買い戻しに至ったわけでございますけれども、他の地区、水迫地区は9地区あるわけでございますけれども、それぞれの地区に地域の思いというのがあるわけでございます。一つ事例を挙げますと、戸城地区は水質をちゃんと確保したいということで、市の事業で22年度に水道事業が完了しております。その個人の引き込み分についての補助というのを水迫地区の環境整備ということでお願いをしておりましたけれども、それがずっとできていないわけでございます。

この市営牧場跡地の買い戻しが成立しますと、初めて、この環境整備基金を活用した水迫地区の事業になるわけでございます。このことがスタートになりまして、ほかの地域の環境整備等をお願いをすることができるということで期待しているわけでございますので、なるだけ早く買い戻しができますように要望しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。次の会議は9月24日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後1時56分

第 6 号

9 月 24 日

平成26年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成26年9月24日（水曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 意見書案第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
第2 意見書案第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 意見書案第3号 「農協改革」に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
日程第3 意見書案第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第4 意見書案第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第5 意見書案第3号 「農協改革」に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（20名）

1番 平 直 樹 君

2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	江頭	実	君
副	市	木村	利昭	君
政策企画部長兼		小川	秀臣	君
市長公室長				
総務部長		馬場	一也	君
市民環境部長		倉原	良則	君
健康福祉部長		木原	雄二	君
経済部長		松野	浩一	君
建設部長		中原	宏隆	君
七城総合支所長		大山	堅四郎	君
旭志総合支所長		水上	満弘	君
泗水総合支所長		上田	讓二	君

財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） それでは、日程第1、去る9月9日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第75号から議案第86号まで及び議案98号から議案第101号まで、並びに請願第3号から請願第5号までの19案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の結果について、ご報告したいと思います。

その前に一つ、せんだっての20日、21日と全国市町村交流レガッタ大会に出場してきました。ことしは秋田県の大潟村というところでありまして、市民の代表の男女1チームずつと私たち議員のチームの3チームで行って、交流と、そしてしっかりと菊池市竜門ダム斑蛇口湖ボートレース場をアピールすることができました。私たち議員の部では、かじ取りに出口議員、そして次に平議員、樋口議員、そして私、最後に坂本議員と、5名で出てきました。皆さんの応援もありまして、市民の皆さん方は惜しい結果でしたけど、私たちは議会の部で2位という結果を出すことができました。本当にありがとうございます。

（拍手）

また、これからもしっかりと頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、報告に入ります。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案件1件、予算案件1件、請願1件の3案件です。現地調査を踏まえ、2日間にわたり慎重に審議し

ましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第78号、菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、土地開発基金条例第3条の運用において、第2項に「基金はその資金を菊池市土地開発公社に貸し付けて運用することができる」を追加し、より明確に事務を遂行するための条例の一部を改正する必要があると説明があり、質疑を行いました。

委員より、土地開発基金管理規程を準用するということであるが、条例の中で明確化されていない部分を実行しているから今回明確化するということであるなら、運用についても準用しても結構かと思うが、運用ということで、それ以外もできるというような形を条例化するわけなので、ある程度要綱をつくっておくべきではないかとの質疑に、執行部より、他の市町村で貸付要綱を作成しているところがあるので、その要綱を作成することにしたいとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）中、付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、款2総務費、項1総務管理費、目2庁舎整備費、節15工事請負費の4,450万円は、平成27年度より生涯学習センター及び新たなプールの建設に伴う解体及び整地費であり、平成27年3月竣工を目指して工事を行いたい。財源は合併特例債と一般財源であるとの説明がありました。

次に、款8消防費、項1消防費、目4防災管理費、節13委託料の135万円は、土砂警戒区域や避難所を記載してある地図を使うべきであろうということで、今回、災害対策対応地図作成委託料であるとの説明がありました。この地図には書き込みができて、書き消しもできるということであります。

委員より、災害対応については議員も知っておく必要があると思うので、議員控室や議長室に今度作成する災害対応地図を設置してほしいとの質疑に、執行部より、設置するよう対応したいとの答弁がありました。

そのほかの主な質疑について申し上げます。

委員より、現在、申請が行われている臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特別給付金の申請状況はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、現在60.8%の方が申請されている。あと5,200名程度申請がされていない。特に高齢者には窓口で丁寧に対応したいとの答弁がありました。

委員より、小中学校のICT教育の対象学年は何年生かとの質疑に、執行部より、

一度に導入できないので、何年生が一番適当なのか専門の先生と協議を進めているとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年政府予算に係る意見書提出の請願について申し上げます。

紹介議員から補足説明を受けました。秋田県は全国学力調査が6回連続全国1位となっている、ここは3年とありますが、6回に訂正してください。秋田県は平成13年度より小学1、2年生、中学1年生で30人学級が導入されていて、少人数学習支援事業を実現させたことが貢献していると秋田県の教育委員会の参事が述べられているとの説明がありました。ここも訂正をお願いします。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。

福祉厚生常任委員会の委員長報告を行います。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案5件、予算案3件、請願1件です。現地調査を踏まえ、2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第75号、菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の制定について、また、議案第76号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第77号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び、議案第80号、菊池市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についての4議案については、関連がありますので一括して審議をいたしました。

執行部より、議案第75号、76号、77号については、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定をされ、平成27年4月より新制度がスタート予定となっており、国が示す府省令案に沿って、今回定めるものであるとのことであります。

議案第75号については、国の新基準による保育必要量の認定基準を定めるための条例の制定であり、それに伴い、議案第80号で現行の菊池市保育の実施に関する条例を廃止するものとの説明がありました。

議案第76号については、認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育所になるものについて、実際は県が認可するが、それに伴う認定を市で行うための基準を定めたものとの説明がありました。

議案第77号については、これまで認可外ということで小規模の家庭的保育事業に関して、国に届け出で済んでいたものが、今後、市町村で認可することになるため条例を制定するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、認定こども園に移行して幼稚園型と保育所型になった場合、どちらかの特色が強いかという捉え方でよいのかという質疑に対し、執行部より、幼稚園型というのは認可幼稚園が保育所の機能を持つことで、私立の幼稚園が移行する予定である。保育所型は今のところ予定がない。また、幼稚園型と保育所型双方の認可を受けている私立の幼稚園は、幼保連携型になると思われるとの答弁でありました。

委員より、認定こども園にすることで幼稚園が3歳未満の受け入れができるようになり、保育所に行っていた未満児の取り扱いになるのではないかと、保育園協議会からの反発はないかという質疑に対し、執行部より、そういった反発はないとの答弁がありました。

委員より、今回の事業別基準には国に従うべき基準として、保育従事者の資格、職員数、給食などがあり、保育の時間については参酌すべき基準としてあり、同じ8時間であれば、きょうは9時から5時まで、あすは10時から6時までとそれぞれの保育所に任せてあるのか、それとも5時とか6時とかの時間を過ぎれば延長保育になるのかという質疑に対し、執行部より、現在、国は保育運営指針の中で11時間開所とうたっており、7時から6時までとしている。延長保育の概念は、その前と6時以降30分した場合であるとの答弁がありました。

次に、議案第79号、菊池市環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定については、本年3月31日に本市が申し立てた九州産廃の熔融キルン式焼却施設の閉鎖と、これに係る補償等に関する調停が7月14日に成立したことに伴い、本市が九州産廃に支払う補償金や、平成19年3月に九州産廃と締結した一部変更協定に伴う補償金及び旧市営牧場買い戻しの財源として、この環境整備基金からの支払いを予定しており、使途目的を明確にするため条例の一部を改正するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、環境整備基金の財源は、埋立処分場の建設に伴う県からの交付金、市外からの一般廃棄物の持ち込みによる協力金、九州産廃の経常収支の5%の寄附金

があるが、周辺地域の環境整備にはどの財源を充てるのかという質疑に対し、執行部より、県からの交付金は何かの事業に使うために一時的に保管しているもので、この基金として積み立てているものではない。市外からの協力金と九州産廃からの寄附金は周辺地域の環境整備に使える。条例上はどの財源を使うかということは定めていないとの答弁がありました。

次に、議案第81号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

款3民生費、項4生活保護費、目1生活保護総務費の生活保護システム改修委託料168万5,000円は、生活保護法の一部改正に伴うシステム改修で、2分の1の国庫補助があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、システムを契約している業者との改修になると高額になるため、同じ業者からシステム導入している県内の自治体と一緒に、低額で済むように努力してほしいとの意見に対し、執行部より、県内でも複数自治体があるので、一緒になってやっている予算である。入札についても、よく精査して、少しでも軽減できるようにしたいとの答弁がありました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の2,514万7,000円は、予防接種法の一部改正により、定期の予防接種と水痘と成人肺炎球菌感染症の疾病が新たに追加され、10月1日から実施することに伴う補正が主なものであるとの説明でありました。

次に、議案第82号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の支払基金返納金599万8,000円は、平成25年度介護保険事業特別会計の精算に伴い社会保険診療報酬支払基金から、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金については、毎年9月末日までに支払うよう請求があっており、前年度繰越金を財源として補正するものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第86号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について、主なものは、款1総務費、項2施設管理費、目1一般管理費174万4,000円の減額は、介護士41名の定員に対し2名不足しており、募集はしているが応募がなく、4月から7月までの報酬及び共済費を減額するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、経営状況はどうなのか。他の老人ホームは民営化されているが、今後はという質疑に対し、執行部より、市の第3次行革大綱（案）により、民営化を含めたところで検討することになっているとの答弁がありました。

次に、請願第5号、建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう

国に働きかける請願書については、まず紹介議員から説明を受け、慎重に審査をいたしました。

紹介議員より、アスベスト建材を扱う作業で石綿繊維を吸い込み、長い潜伏期間の後に肺がん、中皮腫という病気を発症して苦しみ、死亡する建設業従事者がここ数年急増している。そこで、意見書として国に働きかけてもらいたいことは3点あり、1点はアスベストによる疾患の診断ができる専門医をふやすこと、2点目に石綿健康被害救済法という制度がある。十分な救済、補償が受けられるようにすること、3点目に石綿健康管理手帳の周知と総合的な石綿対策を講じること、以上であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、熊本県にどれぐらいの患者がいるのかとの質疑に対し、紹介議員は、請願を提出された熊本県建築労働組合に確認したところ、平成25年で中皮腫として把握しているのは10件とのことであった。また、この組合に駆け込んでいない被害者の把握はできていないとの答弁がありました。

委員より、意見書の中にアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに行いとあるが、日本ではもう既に全面禁止になっている。これ以上の拡大を根絶する対策とはどういうことなのかとの質疑に対し、紹介議員より、現在でも建物の改修、解体時に適切な対応がなされていなければ被害が広がるおそれがあるため、今からの懸念は解体時における対策であるとの答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました全ての議案及び請願については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同いただきますようお願い申し上げます、福祉厚生常任委員長の報告といたします。

1点だけ訂正をさせていただきます。

議案第77号について、これまでの認可外ということで、小規模の家庭的保育事業に関しては、「県に届け出で済んでいたもの」と発言すべきところ、「国に届け出」と発言していました。「県」に改めさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一朗君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一朗君） 皆様、おはようございます。

それでは、経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、予算案件4件、議決案件4件、請願1件であります。現地調査も踏まえ、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第81号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第5号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

農業振興費の中の、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金について、委員より、市内の三つの団体に対してコンバインや田植え機等4台の購入補助を行うものとの説明があったが、申請がどれだけ出て、どの団体に決まったのかとの質疑に対し、執行部より、6団体から合計8件の申請があり、そのうち泗水地区の2団体と菊池地区の1団体が採択となっているとの答弁がありました。

また、委員より、こういったよい事業があってもなかなか普通の方々には情報が入らないので、もっと情報が入るよう啓発をやってほしいとの要望がありました。

次に、商工業振興費の中の地域経済循環創造事業交付金5,000万円について、地域経済循環創造事業における経営計画策定に係る経営事業化のための組織構築、販路の開拓、原材料の安定的調達先の確保、食育投資等に係る経費を国が最高5,000万円まで助成するものである。事業の実施主体は、菊池市内の「株式会社共同」で、事業名は「いのちをいただきつなぐ食育・体験・交流事業」である。その内容は、工場見学・学習、ソーセージづくり体験教室、食育イベント等を通して、いのちや食に関する知識・経験を学べる、「いのちをいただき、いのちをつなぐ」をテーマとした食育普及活動であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、あくまでも民間企業に対する支出になるのかとの質疑に対し、執行部より、基本的には事業者が民間企業であること。そこが申請した後、行政が窓口となって、市を通しての交付金という流れになっているとの答弁がありました。

また、委員より、過去にも菊池市の民間企業がこの交付金を受けたことがあるのかとの質疑に対し、執行部より、募集は現在4回目が行われており、本市においては交付決定を受けたものは今回が初めてである。また、募集から締め切りまでの期間が大変短く、また金融機関からの融資がとれていることが条件になっているとの答弁がありました。

道路橋りょう維持費の中の斑蛇口湖活性化対策イベント委託料200万円について、龍門地区の振興と融和、またダムの魅力と認知度向上を図るため、ダム本体をスクリーンとしてデジタル掛け軸という光によるアートを実施するものである。そのための投影委託料、除草業務委託、シャトルバス運行、広報等による経費であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、以前、竜門ダムのイベントで花火を打ち上げたときに、音による家畜への影響が出たことがあるが、今回のイベントにおいて、そういった音による影響の心配はないのかとの質疑に対し、執行部より、今回のデジタル掛け軸は光のみを

使用し、音は一切出ない。イベント内容について既に地元の畜産関係の方とも会って話しており、畜産組合に委託しているので、そちらへ説明すれば大丈夫だという話までいただいているとの答弁がありました。

また、委員より、駐車場は龍門小学校跡地しかないと思うが、お客さんがたくさん来たときに大変混雑するのではないかとの質疑に対し、執行部より、イベントを日没から夜9時まで実施する予定だが、地元の方の帰宅時間帯でもあり、交通渋滞や路上駐車等の混雑も予想される。竜門ダムの上のほうにエントランス広場等の駐車場があるので、そこでシャトルバスの発着を行う等の対策を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第83号、平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第85号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第98号、平成26年度菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について、議案第99号、字の区域の変更についてですが、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第100号、市道路線の廃止について、及び、議案第101号、市道路線の認定についてですが、委員より、市道亘甲森1号線については、ケーキ屋の森と山付近から今橋までの区間を今回認定して道路新設工事を進めていくという説明だが、本当に事業ができるのか。また、地権者の方々に対して用地交渉を行っていくことができるのかとの質疑に対し、執行部より、今年度から事業を進めていくことを決定している。まずは地権者の方々から理解を得られるように働いていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、事業計画から何十年もたっており、地権者の方々が振り回されている。これから用地交渉が進まなければ、また年月だけがたっていくので、どのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、新庁舎の整備が現在地で決定しているので、国道325号から市役所や市街地へ向かう南側からの重要なアクセス道路として考えており、確実に事業を進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、国道325号と市道との接合部分についても、今のうちから先を見越して考えてほしいとの要望がありました。

次に、請願第4号、「農協改革」に関する請願書は、まず紹介議員から説明を受け、慎重に審査しました。

紹介議員より、菊池市における農村地帯として、農家、地域、農協とで一つの地域づくりを行っている。それを国が一方的な農協改革を進めるのではなく、農家、地域、農協が自主的に行っていくことを踏まえながら国にやってもらいたいという

趣旨である。現在の仕組みを一方的に変えるのではなく、地域の現状を踏まえ、農家みずからが意見を出し合って改革を進めていくことが大事であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、急進的な改革とはどのあたりのことを言っているのかとの質疑に対し、紹介議員より、農協で協議しながらどのような改革を進めていくかというのは、これからの話である。そこを国から一方的にやっつけてしまおうとする改革のことを急進的と考えているとの答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました請願第4号を除く、議案第81号、議案第83号から議案第85号、議案第98号から議案第101号について、別段討論もなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論のあった請願第4号について申し上げます。請願第4号、「農協改革」に関する請願書については、現状において営農指導等の収益の低い事業を共済やいろいろな事業によって収益を上げ、それを営農に転化していくという構造である。その中において、机の上だけの改革論を行うのではなく、それぞれの地方に合った意見を吸い上げて、現状に沿った改革を行うことが望ましいとの賛成討論がありました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願いを申し上げます、経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 福祉厚生常任委員長にお伺いをいたします。

議案第86号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてご説明を受けましたが、介護士41名の定員に対し2名不足しており、募集はしているが応募がなくという報告書であります。このことについて、募集はしているがなぜ応募がないかという議論が、委員会中行われたか、そうであればどのような返答であったかをお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） 樋口議員のご質問にお答えをしたいと思います。

特別養護老人ホームで介護士の募集をしているとき、なぜ募集に対してなかったかというご質問でございますけれども、この件については、委員会の中では別に質疑はありませんでした。

○議長（森 清孝君） いいですか。かわって答えますか。
暫時休憩します。

○
休憩 午前10時35分

開議 午前10時36分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） 追加して質問にお答えしたいと思います。

委員会の中では質疑はありませんでしたけれども、現地調査に行っております。その時点で、その中でのやりとりで、あそこが介護士が5年間という期限があります。そういうものもあり、また民間との給料についてはこちらのほうが高いですけれども、5年間という期限があることと、もう一つは全国的な介護士の慢性的な不足があるということでお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

議案第75号から議案第86号まで及び議案第98号から議案第101号まで及び請願第3号から請願第5号まで、以上19件について討論はありませんか。

東 奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

議案第75号、76号、77号、80号についての反対討論を行います。

来年4月から実施が予定されている新制度の施行に伴い制定される条例は、多くの問題点を抱えた新制度を前提とした条例であり、賛成できません。

議案第75号については、市が保護者の就労時間に応じて保育の必要量を認定するとされています。短時間保育と認定された子どもが、来年度以降の国の経過措置の期間を過ぎた後、施設の設定したコアタイム以外の利用となった場合、延長保育とみなされ、保護者の負担がふえるケースが懸念されます。

議案第76号については、市町村の利用調整が、できる限り協力しなければなら

ないと書かれてありますが、そもそも国の制度では保育所以外の施設については、市町村は施設への利用要請と利用者へのあっせん程度しかできないはずであり、果たして十分な利用調整ができるのかという懸念があります。

議案第77号については、保育士資格者の割合について、家庭的保育所と小規模保育所Cについて、条例上は保育士の資格を有しなくても研修を終了した者でもよいという記述になっています。私のさきの一般質問で、研修そのものが保育士の資格を前提としたものであるとの答弁で、現在、実際には保育士の資格者以外は研修を受けることができないシステムとなっていますが、県がこの方針を変えれば、資格者以外が保育に携わる可能性が生まれます。やはり、子どもの安全と保育の質を確保する上でも、市の条例としてきちんと全ての事業で保育者は保育士資格者とすることを明記すべきです。

議案第80号に関しては、新制度そのものが子どもや保護者にとって問題点を多く抱えている制度である以上、その制度に伴う条例実施に反対する立場から、現行の廃止には反対します。

以上の理由で、議案第75、76、77号、80号の条例に反対し、討論とします。

○議長（森 清孝君） ただいま、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第80号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第75号に対する討論を行います。

議案第75号に対する賛成者の発言を許します。議案第75号について、ほかに討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第75号に対する討論を終わります。

次に、議案第76号について反対討論がありましたので、議案第76号に対する討論を行います。

議案第76号に対する賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第76号に対する討論を終わります。

次に、議案第77号について反対討論がありましたので、議案第77号に対する討論を行います。

議案第77号に対する賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第77号に対する討論を終わります。

次に、議案第80号について反対討論がありましたので、議案第80号に対する

討論を行います。

議案第80号に対する賛成者の発言を許します。議案第80号に対して討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） なしと認めます。これで議案第80号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、平直樹でございます。

請願第4号、「農協改革」に関する請願書に対する反対討論をさせていただきます。

請願事項1に書かれてある、あくまでも農家、組合員、組織の総意に基づく自己改革を基本とすることをご理解、ご協力いただきたいと思います。今まで私が耳にしてきた農家の方々の声とのずれを感じます。いろんな要望等が、それこそたくさん上がってきたものを全て一遍に変えていくことはできないのはわかりますが、もともと農家のための農協だったはずが、もしかしたら農協のための農家という逆転現象が起こっている部分がありはしないでしょうか。

今回の農協改革に関して、今までいろんな私の身近な農家の方々からの声を聞きますと、そのほとんどが改革を是とするものです。もちろん、いろんな考え方やさまざまな立場の方がいらっしゃると思います。今までの農家の方々の要望や声、思いをしっかりと受けとめてやってこられたのであれば、私に聞こえてくる改革を是とするものが違ったかもしれません。

もちろん、項目2に書いてあるように、急進的な改革で地域農業、農村が崩壊するようなことのないようにとの部分は、反対するものではございません。

ただ1点、今まで自己改革がなされてなかったからこそその農家の方々の是という声だと思います。農家の方々がよりよい物をつくってもらえるような、そんな農家のための農協にもう一度戻ってもらうためにも、私はこの農協改革に関する請願に反対とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） ただいま、請願第4号に対する反対討論がありました。請願第4号に対する賛成者の発言を許します。

山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 皆さん、おはようございます。

泉田経済建設委員長、全会一致で賛成であるということでありました。私も紹介議員の1人として、今の平議員、反対ということでありましたけれども、農協組合発足して、それぞれに努力して、協同組合ということでありますから、改革を重ねながらきたのが現在の農協であります。そして、このたびの請願の趣旨は、やっぱり国が一方的にやるんじゃないよと、私たちも自主的にやりますから地方と農家と地域の意見をしっかり聞いて、そして時間をかけてやってくださいということでございますから、私はこの請願の趣旨と、また請願の事項を厳格にしっかりとご理解いただいて賛成をいただきたいというふうに思っております。

やっぱり、今後この改革いかんでは地域が本当に崩壊をします。そのためには農家と農協と、そして地域、また行政が一体となって話し合いをじっくりやって進めていく、このことが理想であろうというふうに思います。ですから、この請願に対して賛成であります。

どうか議員各位におかれましては、ご理解いただいて賛同いただきますように、よろしく願いして討論とかえます。

○議長（森 清孝君） 請願第4号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで請願第4号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより、議案第75号から議案第86号まで及び議案第98号から議案第101号まで、並びに請願第3号から請願第5号までについて採決します。ただいま討論がありました議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案80号、請願第4号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第78号、議案第79号、議案第81号から議案第86号まで、議案第98号から議案第101号まで、並びに請願第3号、請願第5号の14案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上の14案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第80号、請願第4号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。請願第4号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、請願第4号は原案のとおり採択することに決定しました。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(森 清孝君) 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

決算特別委員会

- 1 平成25年度決算認定に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第1 意見書案第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第1、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） それでは、意見書案第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の提出について申し述べます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書

日本の小中学校においては、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教職員1人あたりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。しかしながら、現状は小学校1年生・2年生については35人以下学級となったものの、3年生以上については未だ予算措置されていません。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えていきます。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、下記事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

2014年9月24日

熊本県菊池市議会議長 森 清孝

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
文部科学大臣	下村	博文	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	高市	早苗	様

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定によって、総務文教常任委員会より提出します。

提案理由としましては、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠であります。関係行政庁に対し、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書を提出するものであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（森 清孝君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 意見書案第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第2、意見書案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

岡崎俊裕君。

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） 意見書案第2号、建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出について申し述べます。

建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書

日本の高度経済成長期に、アスベスト(石綿)は、不燃化、耐火工法にすぐれた建材として建築基準法によって、その使用が推進され、大量のアスベストが建設資材として使用されてきました。

近年、アスベストによる疾病が社会的に広がるなかで、アスベストは人体に有害な影響を及ぼす鉱物であるとの認知が進み、その取り扱いも全面禁止へと変わりました。

しかし、国のアスベストの使用に係る法律は変わっても、その間にアスベスト・含有建材を使用し、吸い込んだ建設労働者の被害は、広がりを見せる一方です。

特に、地方から出稼ぎとして都市部の建設現場で働いた労働者に被害が出るなど、その影響は全国的です。また、アスベストによる疾病は30年～40年という長期経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例があるため、早期に労働災害が認定されることはアスベスト被害者にとって何よりの支えになります。2012年12月5日の東京地裁では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が出されました。

よって、司法の場での結論を待たず、国においては、直ちに建設アスベスト被害者の全面救済に必要な措置を講ずること。

記

1. 建設業従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く求める。
 - 1) 石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医を増やすこと。また、認定基準の緩和を検討すること。
 - 2) 「石綿の健康被害の救済に関する法律」を、十分な救済、補償が受けられるよう抜本改正を進めること。
 - 3) 石綿健康管理手帳の周知、建設現場従事者と近隣住民のばく露等、総合的な石綿対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

熊本県菊池市議会議長 森 清孝

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
国土交通大臣 太田 昭宏 様
環境大臣 望月 義夫 様

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、福祉厚生常任委員会より提出します。

提案理由としましては、建設業従事者のアスベスト被害と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く求めるものであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（森 清孝君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 意見書案第2号、建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について、お伺いをいたします。

アスベストの被害者の早期労災認定というのは、非常に趣旨に賛同するものであります。ただ、この意見書の中で、3点お聞きをいたします。

まず、1点目の認定基準の緩和を検討すること。具体的にこの緩和措置は何をあらわすものであるか。

2点目、十分な救済補償が受けられるよう抜本改正を進めること。この抜本的な改正とは何を指すものであるか。

3点目、建設現場従業者と近隣住民の暴露等と書いてありますが、近隣住民の暴露等は何をもってはかっているのか。

以上3点について、お伺いをいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） 樋口議員からの質疑ですけれども、3点。1点目は救済基準の緩和を検討すること、2点目は十分な救済補償を受けられるように抜本改正を行うこと、3点目が建設現場と近隣住民の暴露等、総合的に石綿対策を講じることということでありました。

委員会の中で、これらのことについての審議はあっておりませんが、基本的には、早急にアスベスト被害者を救済するということが大前提にあるところかと思えます。今回、10年間の延長で申請ができるように法的な緩和もなっておりますので、そういう期間中に、この件については十分議論があるものと思えますし、法でございますので、私たちの立場で法の解釈についていろいろ申し上げることは控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 意見書案第2号について、反対の討論をさせていただきます。

委員会に付託されました請願の趣旨については、早期に労働災害認定がされるということは、本当に望ましいことであるというふうに思います。

ただし、この意見書案の中で、とりわけ3点目の近隣住民の暴露等とありますが、これは非常に難しい基準があつて、例えば今般の福島第一原発にしてもそうですが、どこをもって認定をしていくかというのは非常に難しい問題であると思えます。直接アスベストを扱う業態においては、私も以前、ケミカルのメーカーにいましたが、アスベスト検査等を各会社でやっております。ただ、その近隣被害ということになりますと、非常に認定基準というのは難しく、それを端的に総合的な石綿対策を講じることというところには非常に無理があるのではないかというふうに思います。

よって、この意見書案第2号の3番目について、私は非常に問題があると感じ、反対の討論とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番(荒木崇之君) 私は意見書案第2号、建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書について、賛成討論を行います。

私も樋口議員と一緒に、最初これを受け付けたときには、確かに近隣住民の暴露等とあって、石綿に、これはどこの石綿ですよというのは書いてないわけですから、どんどん救済する人が広がるんじゃないかという懸念をしておりました。

そこで調べてみますと、2005年8月26日、石綿救済法というのができております。その中で、アスベストによる健康被害は労働者だけでなく、その家族やアスベスト関連事業所周辺の住民にも被害が及んでいた疑いを持たれ、近隣住民の被害、政府の規制おくれが大きな問題となった。政府は関係閣僚会議を開き、アスベスト健康被害者救済の特別立法制定を正式に決定したとあります。その中で当時の小泉政権、その環境大臣だった小池百合子氏が、完全な科学的な根拠がなくても、今後は予防的に対処するというふうに言われております。これは、近隣の被害であっても科学的な根拠がなくても予防的に対処するというのであれば、この声があるならば、受け付けざるを得ないんじゃないかと私は思っておりますので、この小池百合子環境大臣の言葉を信じて、アスベスト対策がこの意見書でされることを願ひまして、私は賛成討論といたします。

以上です。

○議長(森 清孝君) ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(森 清孝君) これで討論を終わります。

意見書案第2号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3 意見書案第3号 「農協改革」に関する意見書

○議長(森 清孝君) 次に、追加日程第3、意見書案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長(泉田栄一郎君) それでは、「農協改革」に関する意見書の提

出について申し述べさせていただきます。

「農協改革」に関する意見書

平成26年6月24日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、政府は、「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す」という目標のもと、新たに「農協・農業生産法人・農業委員会の改革推進」を盛り込んだ。

特に「農協の改革推進」においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予定となっている。

本市の農業振興や農村社会の維持・発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府のとりまとめ如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、下記の事項を十分踏まえて対応するよう強く求める。

記

1. 農業者の協同組織であり民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮すること。
2. JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、JAの事業について地域実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月24日

熊本県菊池市議会議員 森 清孝

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
農林水産大臣	西川公也	様
内閣府特命担当大臣（規制改革）	有村治子	様
内閣官房長官	菅 義偉	様

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定によって、経済建設常任委員会より提出します。

提案理由としましては、農業者の協同組織であり民間団体であるJAに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家、組合員、組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう十分配慮すること、また、JAの事業について、地域実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重することを強く求めるものであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

平直樹君。

〔登壇〕

○1番（平 直樹君） 農協改革に関する意見書についての反対討論をさせていただきます。

先ほどと重複いたしますが、先ほどの賛成討論の中に山瀬議員から自己改革を行ってきましたというような討論がありましたが、私の耳に入ってくる農家の方々は、本当に農協は改革せないかんというような声、これをしかと聞きます。自己改革がされているとすれば、足りないんじゃないかというふうに思えてしまうがありません。強制的な組織変更をというところではなく、自己改革を基本とするというところがなされていない以上、ある程度強制的な力も必要じゃないのかなというふうに私は感じております。守るべきは農協であり、そして、ひいては農家の方々だと思

うんです。農家の方々が本当にいい物をつくって、たくさん売って収益を上げて豊かにくらししていくことが、一番大事だと思うんですね。そのためにはある程度やむなしというふうには私は思っておりますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山瀬義也君。

〔登壇〕

○19番（山瀬義也君） 私は、意見書案第3号について、賛成の立場から討論をいたします。

農協改革という形で、今、提案を委員のほうでされておりますけれども、その中においては、農業改革の目玉がまずは農協改革、そして農業委員会の改革、また農業法人の改革制度であります。これは三位一体の改革であります。これについては、私たちも疑問に思うのは、やはり官邸主導で行われているということなんですね。それぞれの有識者の皆さん方を審議会に招いて、そしてその意見を聞いて改革を進めていくということでありまして。何のための国会議員かと、また、国会かということなんですね。しっかりと監視することが、我々議会の、県議会、国会議員の役目であります。

そのような中で、特に私たちはT P Pに関しても、5品目を守れないならば即撤回をなささいという形の意見書を今まで2回出してしております。熊本県の中で、やっぱり農業市である我が市が一番に出すのが理想だということでありまして。特にこのたびも経済建設委員会のほうから、ぜひ国に対して意見書を出そうということでありまして。そしてまた今、泉田委員長のほうから趣旨の説明がありました。

T P Pに関しても、交渉にいるときに他の国と秘密事項等を契約したから明らかにできないと、本当に政府の一部の人で主導されてやっていっていますね。このことは日本の根幹を揺るがす、農家が潰れるか潰れんか、地域が潰れるか助かるかということなんですね。

そのためには政府に対して、委員長の報告にありましたように、やっぱり自主的に、そしてあくまでも地域の実情、農家、農協、そして地域の自治体、それぞれの意見を集約しながら、この地域はどうあるべきかと、そのような形での改革が一番だと。ですから、まずは国に対してそういうボールを投げるわけですから、どうか皆さん方は、この趣旨に賛同いただいてご理解いただきますようお願いして、賛成討論といたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○6番（猿渡美智子さん） 実は私も選挙運動のときに、農協女性部の方と、たくさんではありませんが、お会いする機会を得ました。そのときに、この農協改革のことも話題になりまして、今、山瀬議員から言われたように、農協改革を政府、内閣主導でやっていこうということの裏に何があるのかということの考えると、やっぱりTPPに一番反対の姿勢を強く持っている農協をどうにかせないかんとする意図があるのだと自分は感じるという、その女性のご意見でした。もちろん、農協の内部にはいろいろな問題も抱えている。けれども、それは自分たちで意見を出し合って改革すべきことであって、政府のほうから一方的に言われるのはおかしいと自分も思うという、農業者の意見もあります。

私も日本の食を守るということは、日本の農業を守るということではなければならないと思うし、そのことを考えたときに、TPPが一方的に農業部門に入ってくるようなことになれば、小さい農家は本当に立ち行かなくなってしまう可能性も大きいと思います。ですから、そういう意味を込めまして、この意見書には賛成したいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

意見書案第3号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。意見書案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成26年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 森 清 孝

菊池市議会議員 出 口 一 生

菊池市議会議員 猿 渡 美智子

付 録

平成26年第3回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(9月2日・9月9日・9月24日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第 74号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成26年度菊池市一般会計補正予算第4号)	原案承認
議案第 75号	菊池市小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 76号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 77号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 78号	菊池市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 79号	菊池市環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 80号	菊池市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 81号	平成26年度菊池市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第 82号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 83号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 84号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 85号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 86号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 87号	平成25年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 88号	平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 89号	平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 90号	平成25年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査

議案番号	件名	審議結果
議案第 91号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 92号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 93号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 94号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 95号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 96号	平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 97号	平成25年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	継続審査
議案第 98号	菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について	原案可決
議案第 99号	字の区域の変更について	原案可決
議案第100号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第101号	市道路線の認定について	原案可決
議案第102号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第103号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第104号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議 事		
議事第 12号	決算特別委員会の設置について	原案可決
意 見 書 案		
意見書案第1号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書	原案可決

議案番号	件名	審議結果
意見書案第2号	建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書	原案可決
意見書案第3号	「農協改革」に関する意見書	原案可決
請願		
請願第3号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書提出の請願について	採択
請願第4号	「農協改革」に関する請願書	採択
請願第5号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける請願書	採択
報告		
報告第17号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第18号	継続費精算報告について	原案報告
報告第19号	専決処分の報告について（公用車車両事故）	原案報告

菊池市議会会議録
平成26年第3回9月定例会

平成26年11月発行

発行人 菊池市議会議長 森 清孝

編集人 菊池市議会事務局長 城 圭一

作成 株式会社大和速記情報センター

電話(092)475-1361

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888

電話 (0968)25-2325

